

令和8年度一般会計予算特別委員会 提出資料

令和8年3月13日提出

No	予算 書頁	費 目	資 料 名	担 当 課	頁
1	23	負 担 金 民 生 費 負 担 金	保育所に係る保護者負担の推移(5年間)及び他市比較資料	保 育 課	6
2	24	負 担 金 教 育 費 負 担 金	学校給食費に係る保護者負担金の推移(過去5年間)及び自治体の助成状況(福岡県内)	教 育 総 務 課	8
3	25	使 用 料 総 務 使 用 料	人権啓発センター使用料の推移(過去5年間)	人 権 ・ 同 和 政 策 課	10
4	26	使 用 料 土 木 使 用 料	市営住宅の管理と使用料収納の一覧がわかるもの(過去5年間)	住 宅 課	11
5	28	手 数 料 衛 生 手 数 料	ごみ処理費・処理費用に対する割合の推移(過去5年間)	環 境 対 策 課	12
6	28	手 数 料 衛 生 手 数 料	ごみ袋に係る住民負担の他市比較について	環 境 対 策 課	13
7	37	委 託 金 総 務 費 委 託 金	自衛官募集事務委託費の内容及び委託金配分の推移	防 災 安 全 課	14
8	58	雑 入 雑 入	児童クラブ利用料の推移(5年間)及び他市比較資料について	学 校 教 育 課	15
9	59	雑 入 雑 入	予約乗合タクシー・コミュニティバス・エリアワゴンの運賃収入の推移(5年間)	地 域 公 共 交 通 対 策 課	16
10	73	総 務 管 理 費 財 産 管 理 費	穂波庁舎改修事業費の内容及びわかるもの	穂 波 支 所 市 民 窓 口 課	17
11	73	総 務 管 理 費 財 産 管 理 費	筑穂庁舎改修事業費の内容及びわかるもの	筑 穂 支 所 市 民 窓 口 課	19
12	74	総 務 管 理 費 財 産 管 理 費	公共施設跡地売却に係る事業者選定委員会に関する資料	財 産 活 用 課	24
13	74 75	総 務 管 理 費 財 産 管 理 費	市有財産売払事業費内訳	財 産 活 用 課 企 業 誘 致 推 進 課 社 会 ・ 障 が い 者 福 祉 課 生 涯 学 習 課	26
14	76	総 務 管 理 費 財 産 管 理 費	伊岐須会館運営費補助金の根拠と推移表	人 権 ・ 同 和 政 策 課	27
15	79	総 務 管 理 費 地 域 振 興 費	コミュニティバス等運行事業の総括表及び新年度変更の特徴	地 域 公 共 交 通 対 策 課	28

No	予算 書頁	費 目	資 料 名	担 当 課	頁
16	84	総務管理費 交通安全対策費	交通安全施設整備の事業費の推移及び今後の計画表	土木管理課	30
17	86	総務管理費 人権推進費	人権啓発センター管理運営事業費の推移表	人権・同和政策課	32
18	87	総務管理費 人権推進費	部落差別解消推進団体の認定基準と該当団体一覧及び2006年度以降交付実績、予算書と決算書	人権・同和政策課	33
19	113	社会福祉費 高齢者福祉費	敬老祝金支給事業について事業の変更内容と検討経過がわかるもの	高齢者支援課	47
20	115	社会福祉費 障がい者福祉費	障がい当事者団体等活動補助金の交付団体の名称、交付額、概要	社会・障がい者福祉課	48
21	115	社会福祉費 障がい者福祉費	放課後等デイサービス給付費の推移がわかるもの	社会・障がい者福祉課	49
22	119	社会福祉費 集会所費	集会所等整備事業費に関する経過とスケジュール	人権・同和政策課	50
23	120 125 228	児童福祉費 児童福祉総務費 保育所費 幼稚園費 幼稚園費	保育に従事する職員の配置に係る資料	保 育 課	51
24	123	児童福祉費 児童福祉総務費	子ども医療費の推移表	医 療 保 険 課	52
25	129	児童福祉費 保育所費	街なか子育てひろば事業指定管理仕様書	こども家庭課	53
26	130	児童福祉費 青少年対策費	児童クラブ支援員配置状況等一覧(5年間)	学 校 教 育 課	61
27	130	児童福祉費 青少年対策費	児童センター運営委託料及び児童クラブ運営委託料の内訳	学 校 教 育 課	62
28	131	児童福祉費 青少年対策費	こども・若者プラザいづかのレイアウト	こども政策課	64
29	134	生活保護費 扶助費	扶助状況推移(過去10年間)	生 活 支 援 課	65
30	145	保健衛生費 環境衛生費	納骨堂整備に関する計画一覧	人権・同和政策課	66
31	147	保健衛生費 環境対策費	スズメバチ駆除費補助金の交付件数の推移(補助開始より)	環 境 整 備 課	68

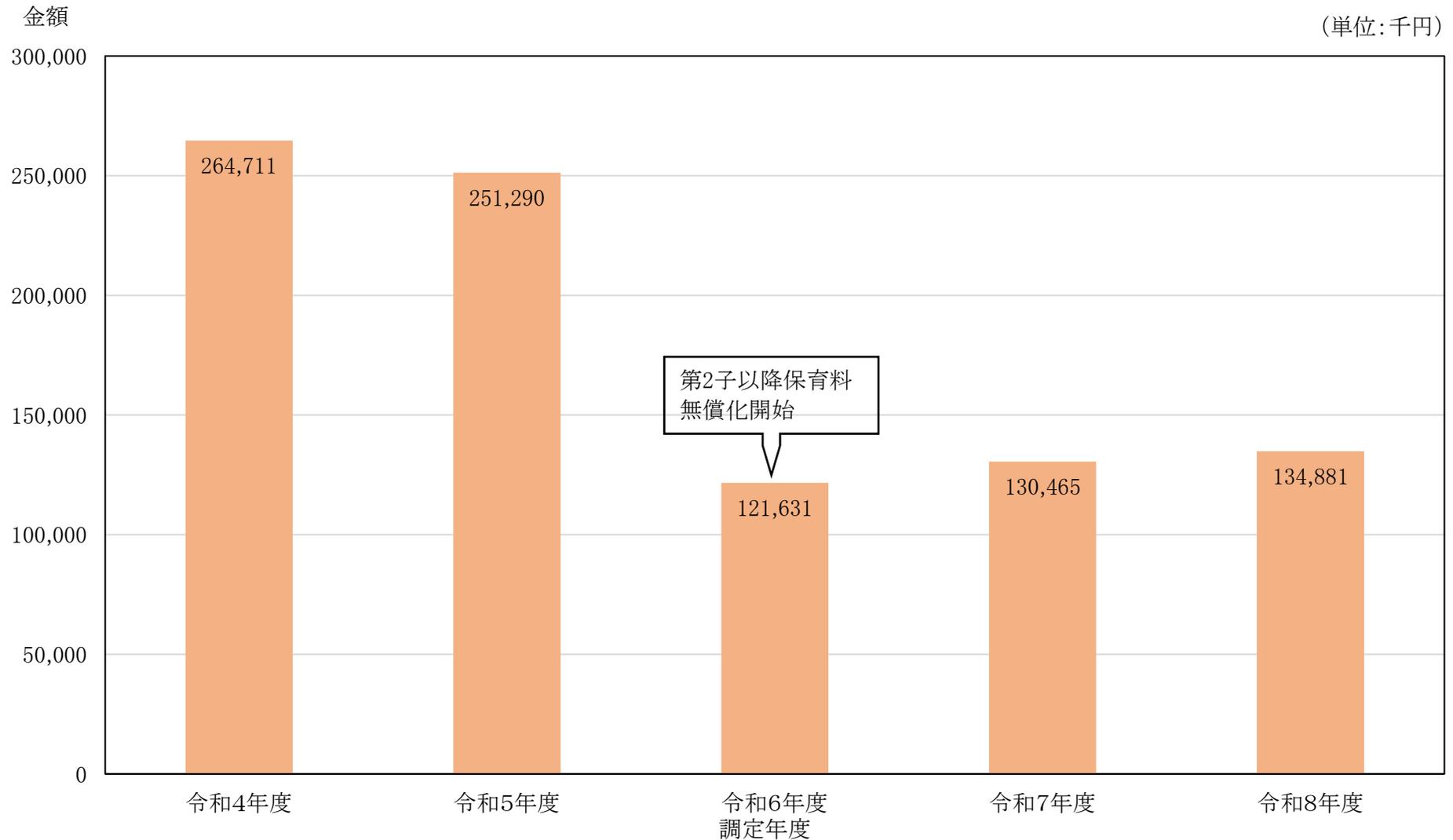
No	予算 書頁	費 目	資 料 名	担 当 課	頁
32	150	清 掃 費 ご み 処 理 費	ごみ処理状況の推移	環 境 対 策 課	69
33	150	清 掃 費 ご み 処 理 費	ごみ収集体制推移	環 境 対 策 課	70
34	150	清 掃 費 ご み 処 理 費	各ごみの手数料、処理量と処理単価(過去5年間)	環 境 対 策 課	71
35	150	清 掃 費 ご み 処 理 費	収集方法別収集量・収集費用	環 境 対 策 課	72
36	150	清 掃 費 ご み 処 理 費	可燃ごみ組成に関する資料	環 境 対 策 課	73
37	150	清 掃 費 ご み 処 理 費	各ごみの処理費用の割合	環 境 対 策 課	74
38	150	清 掃 費 ご み 処 理 費	指定ごみ袋の売上推移(過去5年間)	環 境 対 策 課	75
39	158	農 業 費 農 業 振 興 費	飯塚市有害鳥獣駆除員・飯塚市鳥獣被害対策実施隊員の人数及び平均年齢の推移(過去5年間)	農 林 振 興 課	76
40	158	農 業 費 農 業 振 興 費	市単費で導入した箱わなの購入数と貸出件数	農 林 振 興 課	77
41	158 159	農 業 費 農 業 振 興 費	有害鳥獣対策関連事業の総括	農 林 振 興 課	78
42	159	農 業 費 農 業 施 設 費	農業施設(市内各所)の維持管理に関する一覧	農 林 振 興 課	81
43	169	商 工 費 商 工 業 振 興 費	筑前茜染協議会補助金の推移(5年間)及び申請に関する資料(令和3年度以降)	特 産 品 振 興 ・ ふ る さ と 応 援 課	83
44	175	商 工 費 観 光 費	飯塚観光協会補助金の内訳がわかるもの	商 工 観 光 課	112
45	175	商 工 費 観 光 費	観光地域づくり法人の設立経過及び補助金の内容がわかるもの	商 工 観 光 課	113
46	177	土 木 管 理 費 土 木 総 務 費	住宅改修補助金、戸建て中古住宅取得補助金の予算と実績及び制度廃止検討の推移がわかる資料	建 設 政 策 課	114
47	187	都 市 計 画 費 都 市 計 画 総 務 費	菰田・堀池地区活性化事業関連総括	都 市 計 画 課	117
48	189	都 市 計 画 費 街 路 事 業 費	県道新飯塚潤野線整備事業の進捗と市負担金(令和8年度予算)	都 市 計 画 課	118

No	予算 書頁	費 目	資 料 名	担 当 課	頁
49	197	住 宅 費 住 宅 建 設 費	相田団地建替事業の経過と今後の計画	住 宅 課	119
50	198	消 防 費 常 備 消 防 費	飯塚地区消防組合負担金に関する年度別推移表	防 災 安 全 課	128
51	210	教 育 総 務 費 人 権 教 育 費	部落解放研究集会の実績(開催日時・テーマ・講師・謝礼金・講演記録)の推移がわかるもの(過去10年間)	人 権 ・ 同 和 政 策 課	129
52	210	教 育 総 務 費 人 権 教 育 費	人権教育・啓発実施計画の策定の経過と予定がわかるもの	人 権 ・ 同 和 政 策 課	135
53	211	教 育 総 務 費 人 権 教 育 費	人権啓発事業委託の内容、委託料の内訳及びメンバー推移(過去10年間)	人 権 ・ 同 和 政 策 課	136
54	217 224	小 学 校 費 中 学 校 費 教 育 振 興 費	就学援助実施の推移(過去5年間)	教 育 総 務 課	138
55	231	社 会 教 育 費 社 会 教 育 総 務 費	会計年度任用職員(地域活動指導員)の配置状況	生 涯 学 習 課	139
56	236	社 会 教 育 費 公 民 館 費	イイヅカコミュニティセンターの改修工事後の配置図	生 涯 学 習 課	140
57	243	社 会 教 育 費 文 化 財 保 護 費	嘉穂劇場保存整備事業費に関する関係機関との協議記録	文 化 課	142
58	244	社 会 教 育 費 社 会 教 育 施 設 費	生活体験学校管理運営事業の実績と今後の計画について	生 涯 学 習 課	143
59	250 251	保 健 体 育 費 学 校 給 食 費	給食調理委託状況の推移	教 育 総 務 課	144
60		総 括	人権同和関連予算の総括表	人 権 ・ 同 和 政 策 課	147
61		総 括	人権啓発センター統合事業に関する部落解放同盟及び同和会との協議記録	人 権 ・ 同 和 政 策 課	149
62		総 括	ふくおか県央環境広域施設組合負担金の総括表	環 境 対 策 課	154
63		総 括	第2子以降の保育料無償化による影響額に関する資料(幼稚園教育振興事業費分を含む)	保 育 課	155
64		総 括	重層的支援体制整備事業に関する事業名と事業内容と内訳、委託先	社 会 ・ 障 が い 者 福 祉 課	156

No	予算書頁	費目	資料名	担当課	頁
65		総括	人件費及び職員数の推移がわかるもの(5年間)	人事課	158
66		総括	飯塚会関係資料(会費納入・規約・予算書・決算書・活動履歴・出席状況・情報提供の有無)(過去10年間)	企 教 議 画 育 会 政 総 事 策 務 務 室 課 局	159

# 保育所に係る保護者負担の推移(5年間)及び他市比較資料

保育課



※金額は公立、私立及び広域入所にかかる保育所保護者負担金の総額であり、現年度分及び滞納繰越分の合計を表している。

※令和4年度から令和6年度は収入済額の決算額、令和7年度及び令和8年度は歳入予算額をそれぞれ示している。

令和8年2月26日調査

順位	市町村名	保育料月額(円)	備考
1	田川市	0	※1(平成31年4月1日～)
1	大任町	0	※1(平成31年4月1日～)
1	川崎町	0	※1(令和元年10月1日～)
1	赤村	0	※1(平成31年4月1日～)
1	香春町	0	※1(令和4年4月1日～)
1	添田町	0	※1(令和5年4月1日～)
1	福智町	0	※1(令和5年4月1日～)
1	糸田町	0	※1(令和5年10月1日～)
9	大川市	18,300	
10	みやま市	36,000	
11	豊前市	38,000	※1
12	桂川町	41,010	※1
13	嘉麻市	41,480	※1
14	中間市	43,000	※1
14	八女市	43,000	
16	柳川市	44,000	
17	福岡市	44,600	
18	小竹町	44,800	※1
19	久留米市	45,600	
20	筑後市	46,500	

順位	市町村名	保育料月額(円)	備考
21	大牟田市	47,000	
22	うきは市	48,000	
23	直方市	48,800	※1
23	飯塚市	48,800	※1
23	春日市	48,800	
26	北九州市	49,800	
27	行橋市	50,000	※1
28	宮若市	50,110	※1
29	小郡市	52,000	
30	大野城市	52,700	
31	古賀市	52,740	
32	筑紫野市	53,000	
33	糸島市	54,000	
34	鞍手町	54,900	※1
35	朝倉市	56,600	
36	福津市	56,750	
37	宗像市	61,000	※2
37	太宰府市	61,000	※2
37	那珂川市	61,000	※2

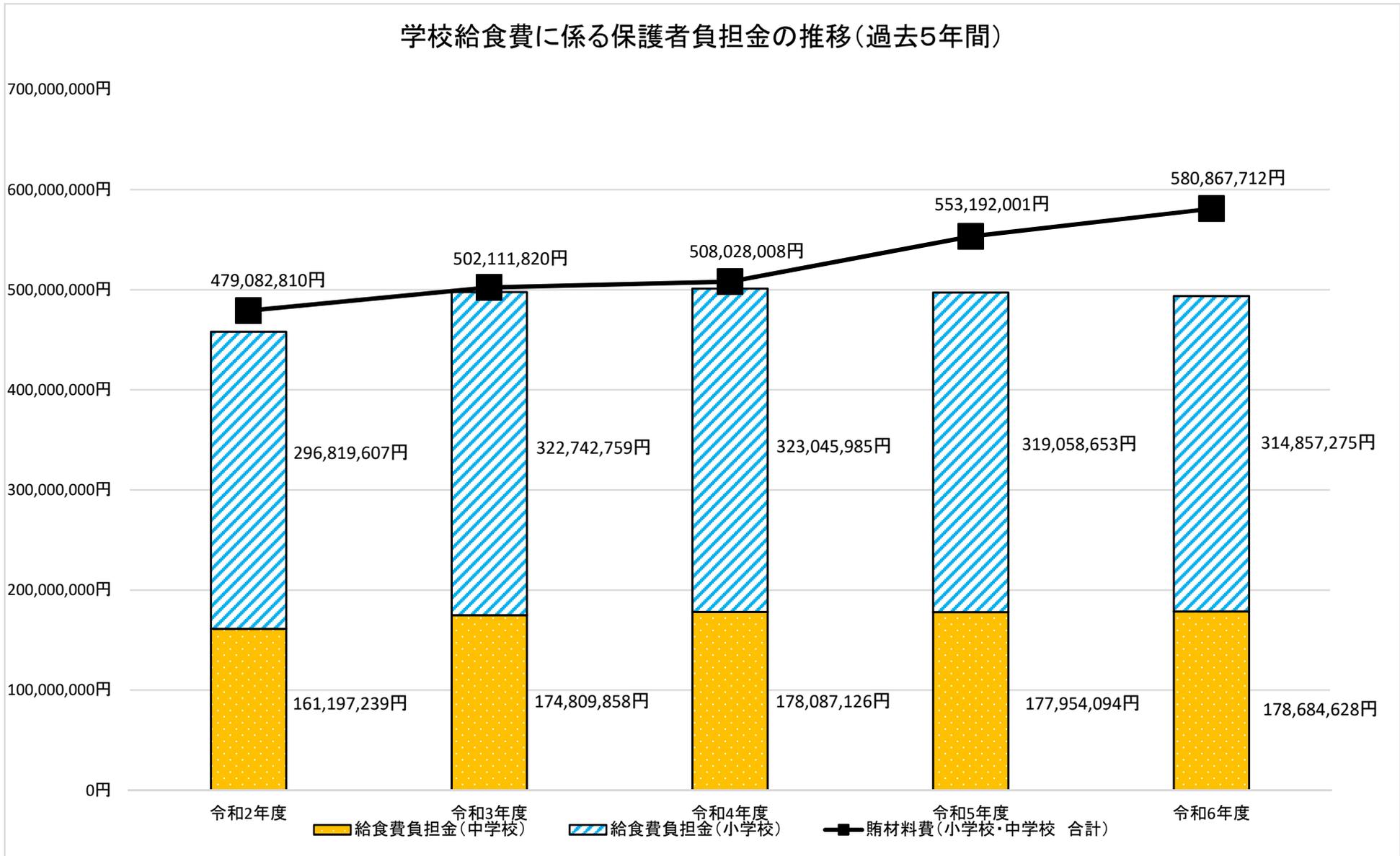
○福岡県内の政令市を含む29市及び筑豊地区の10町村を比較。比較基準 市町村民税所得割額19万8千円 1歳児 第1子 標準時間(最大11時間)利用する場合

※1 筑豊地区

※2 国基準額と同額

# 学校給食費に係る保護者負担金の推移(過去5年間)及び自治体の助成状況(福岡県内)

教育総務課



自治体の助成状況(福岡県内)

○基準日:令和7年9月1日時点

○対象:学校給食を実施する県内市町村教育委員会(吉富町外一市中学校組合を含む)

実施・予定状況	回答数(割合)	市町村名(事務組合を含む)
完全に無償化	17(27.9%)	福岡市、田川市、大野城市、宮若市、芦屋町、小竹町、東峰村、香春町、添田町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町
一部を公的負担	42(68.8%)	北九州市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、鞍手町、桂川町、筑前町、大刀洗町、大木町、広川町、糸田町、川崎町
実施なし	2(3.3%)	豊前市、吉富町外一市中学校組合
計	61(100%)	

※福岡県教育委員会体育スポーツ健康課が行った学校給食費の無償化に係る調査結果をもとに令和7年9月1日現在の内容で作成。

※「完全に無償化」は、実施期間や条件の有無を問わず学校給食費の全部を助成した自治体を指す。

※「一部を公的負担」は、実施期間や条件の有無を問わず学校給食費の一部もしくは食材費の一部を助成した自治体を指す。

# 人権啓発センター使用料の推移(過去5年間)

人権・同和政策課

(単位:人、件、円)

	立岩人権啓発センター					穂波人権啓発センター					筑穂人権啓発センター				
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
年間利用者	656	1,010	1,686	1,891	1,861	5,117	2,019	3,173	3,502	2,828	1,856	1,779	2,360	2,410	2,568
年間使用料	0	13,600	0	7,700	9,520	30,640	23,910	24,790	46,360	22,430	3,810	3,090	17,230	14,860	13,380
減免件数	50	74	101	102	102	400	157	269	262	249	191	151	293	300	338
減免額	351,210	413,700	694,590	642,860	727,510	265,250	109,300	162,600	136,320	133,540	298,900	289,620	430,750	412,840	352,650

## 年間使用料推移

(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
立岩人権啓発センター	0	13,600	0	7,700	9,520
穂波人権啓発センター	30,640	23,910	24,790	46,360	22,430
筑穂人権啓発センター	3,810	3,090	17,230	14,860	13,380
計	34,450	40,600	42,020	68,920	45,330

# 市営住宅の管理と使用料収納の一覧がわかるもの(過去5年間)

住宅課

管理戸数及び空家状況

(単位:戸)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考	
管理戸数		4,357	4,355	4,342	4,306	4,306		
入居戸数		3,097	2,991	2,896	2,811	2,721		
空家		1,260	1,364	1,446	1,495	1,585		
内 訳	政策空家	526	572	559	523	546	公募停止	
	通常	通常空家	640	697	789	874	941	予算の範囲内で補修後に公募が可能
		補修費大	67	68	70	70	70	
		補修不可	27	27	28	28	28	公募停止扱い

住宅使用料の収納実績推移

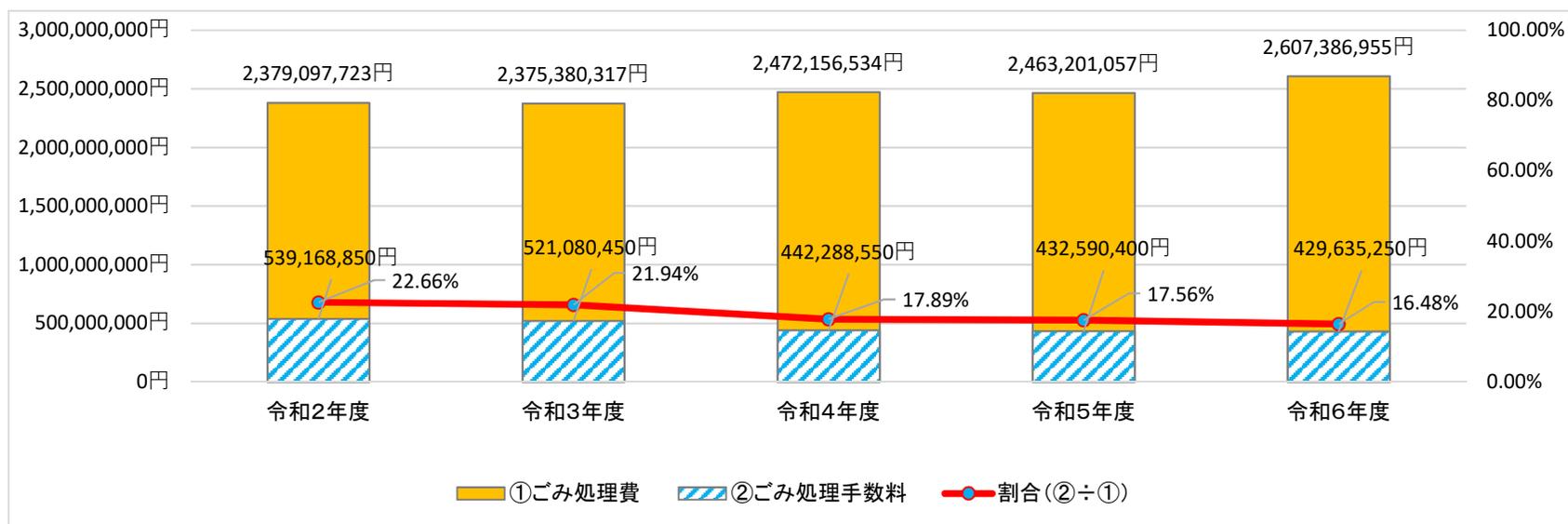
	年度末 入居戸数	区 分	調 定 額 ( 円 )	収 入 済 額 ( 円 )	不納欠損額 (円)	収入未済額 ( 円 )	還付未済額 ( 円 )	繰 越 額(円)	徴収率A (%)	徴収率B (%)		
			A	B	C	D=A-B-C	E				D+E	B/A
住宅使用料	令和2年度	3,097	現年度分	569,246,000	543,765,867	0	25,480,133	0	25,480,133	95.52	95.52	
			滞納繰越分	257,740,149	23,276,566	7,729,632	226,733,951	0	226,733,951	9.03	9.03	
			計	826,986,149	567,042,433	7,729,632	252,214,084	0	252,214,084	68.57	68.57	
	令和3年度	2,991		現年度分	553,138,600	526,883,520	0	26,255,080	0	26,255,080	95.25	95.25
				滞納繰越分	252,214,084	20,078,246	7,854,284	224,281,554	0	224,281,554	7.96	7.96
				計	805,352,684	546,961,766	7,854,284	250,536,634	0	250,536,634	67.92	67.92
	令和4年度	2,896		現年度分	535,599,300	510,505,520	202,200	24,891,580	15,800	24,907,380	95.31	95.31
				滞納繰越分	250,536,634	15,760,555	7,296,651	227,479,428	0	227,479,428	6.29	6.29
				計	786,135,934	526,266,075	7,498,851	252,371,008	15,800	252,386,808	66.94	66.94
	令和5年度	2,811		現年度分	532,208,700	504,249,300	0	27,959,400	0	27,959,400	94.75	94.75
				滞納繰越分	252,386,808	15,034,179	18,179,809	219,172,820	0	219,172,820	5.96	5.96
				計	784,595,508	519,283,479	18,179,809	247,132,220	0	247,132,220	66.18	66.18
	令和6年度	2,721		現年度分	517,213,100	494,642,740	0	22,570,360	0	22,570,360	95.64	95.64
				滞納繰越分	247,132,220	16,772,790	20,315,450	210,043,980	0	210,043,980	6.79	6.79
				計	764,345,320	511,415,530	20,315,450	232,614,340	0	232,614,340	66.91	66.91

## ごみ処理費・処理費用に対する割合の推移(過去5年間)

環境対策課

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①ごみ処理費	2,379,097,723円	2,375,380,317円	2,472,156,534円	2,463,201,057円	2,607,386,955円
②ごみ処理手数料	539,168,850円	521,080,450円	442,288,550円	432,590,400円	429,635,250円
割合(②÷①)	22.66%	21.94%	17.89%	17.56%	16.48%

※ごみ処理手数料:ごみ袋等売払い収入    ごみ処理費:ふくおか県央環境広域施設組合負担金+収集運搬費



# ごみ袋に係る住民負担の他市比較について

環境対策課

自治体名	ごみ袋(大)			ごみ袋(中)			ごみ袋(小)		
	容量(ℓ)	単価(円)	10当単価(円)	容量(ℓ)	単価(円)	10当単価(円)	容量(ℓ)	単価(円)	10当単価(円)
飯塚市	45	550	1.22	30	330	1.10	15	165	1.10
嘉麻市	50	550	1.10	30	330	1.10	15	165	1.10
桂川町	50	550	1.10	30	330	1.10	15	165	1.10
田川市	49	420	0.86	30	320	1.07	18	210	1.17
直方市	45	660	1.47	30	495	1.65	15	330	2.20
宮若市	45	740	1.64	20	582	2.91	—	—	—
北九州市	45	500	1.11	30	330	1.10	20	220	1.10
福岡市	45	450	1.00	30	300	1.00	15	150	1.00
大牟田市	40	480	1.20	28	336	1.20	18	216	1.20
行橋市	45	630	1.40	30	420	1.40	15	210	1.40
春日市	45	450	1.00	30	300	1.00	15	150	1.00
大野城市	45	450	1.00	30	300	1.00	15	150	1.00
宗像市	45	652	1.45	35	427	1.22	25	305	1.22
太宰府市	45	450	1.00	30	300	1.00	15	150	1.00
古賀市	45	629	1.40	30	366	1.22	20	209	1.05
福津市	45	625	1.39	30	400	1.33	20	230	1.15
うきは市	50	300	0.60	35	200	0.57	—	—	—
糸島市	60	550	0.92	40	308	0.77	20	154	0.77
那珂川市	45	390	0.87	30	260	0.87	15	130	0.87
平均	46.5	527.7	1.14	30.4	349.2	1.18	17.1	194.6	1.14
同容量の平均		552.0	1.22		341.5	1.13		176.5	1.17
同容量の平均(飯塚市除く)		552.2	1.22		342.4	1.14		177.8	1.18

※上記数値等は、令和8年2月27日現在の各自治体条例から引用

※単価は1巻(10枚)、消費税込みの価格

※福岡県内でごみ袋の無料化を実施している市町村無し

## 自衛官募集事務委託費の内容及び委託金配分の推移

防災安全課

		令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (決算見込)	令和8年度 (予算計上)
委託金 (歳入)		388,000円	388,000円	402,000円	422,000円	369,000円	300,000円	300,000円
委託金の根拠		自衛隊法第97条(※)の規定に基づき、地方公共団体は自衛官の募集に関する事務の一部を行うこととされており、国庫より自衛隊募集事務地方公共団体委託費が配分される。						
委託金の執行可能な用途		①市広報誌への募集掲載費 ②平成22年度までに購入した広報宣伝用資材(看板、懸垂幕等)の維持補修費 ③自治体主催又は自治体と各種協力団体共催の会議に係る経費(資料、案内状、用紙等) ④募集会議への出席旅費						
委託金 決算内訳	①広報誌の掲載費	302,500円	349,500円	402,000円	408,000円	355,000円	286,000円	
	②資機材維持補修費	71,500円	38,500円	0円	0円	0円	0円	
	③会議に係る経費	14,000円	0円	0円	14,000円	14,000円	14,000円	
	④旅費	0円	0円	0円	0円	0円	0円	

(※) 自衛隊法(昭和29年法律第165号)第97条

都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官の募集に関する事務の一部を行う。

3 第一項の規定により都道府県知事及び市町村長の行う事務並びに前項の規定により都道府県警察の行う協力に要する経費は、国庫の負担とする。

# 児童クラブ利用料の推移(5年間)及び他市比較資料について

学校教育課

(令和8年2月調査)

市名	通常		延長	
	利用料(1ヶ月)	備考	利用料	備考
飯塚市	4,000円	※直近5年間変更なし	月額1,000円/(延長60分)	月額500円/(延長30分) ※直近5年間変更なし
大牟田市	7,000円	7月・8月のみ月額9,000円	—	延長を行っていない
直方市	5,000円		上限月額3,000円	1回では300円
田川市	3,000円	8月のみ月額4,500円	—	延長を行っていない
筑紫野市	7,000円		月額1,500円	
春日市	6,000円		上限月額2,000円	1回では200円
大野城市	6,680円	平日利用のみ月額4,680円	月額2,000円	
宗像市	7,000円		上限月額3,000円	1回では300円
嘉麻市	3,000円		上限月額1,500円	1回では100円
糸島市	5,800円	7月のみ月額6,300円 8月のみ月額8,300円	上限月額2,000円	1回では300円

※飯塚市近隣市及び人口10万前後の市

# 予約乗合タクシー・コミュニティバス・エリアワゴンの運賃収入の推移(5年間)

地域公共交通対策課

(単位:円、人)

	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	運賃収入	利用者数								
予約乗合タクシー 運賃収入額納付金	8,164,200	39,953	8,232,900	40,888	8,478,300	41,660	9,023,000	44,747	9,117,000	45,171
コミュニティバス 運賃収入額納付金 (市単独路線)	1,582,300	11,376	1,777,200	12,718	1,885,300	13,657	1,818,000	13,765	1,894,000	13,862
エリアワゴン 運賃収入額納付金	2,761,700	35,099	2,749,500	37,528	2,950,300	39,111	2,902,000	37,272	3,149,000	40,788
合 計	12,508,200	86,428	12,759,600	91,134	13,313,900	94,428	13,743,000	95,784	14,160,000	99,821

※令和4年度から令和6年度は決算額、令和7年度は予算現額、令和8年度は当初予算額

※路線ワゴンの運賃収入及び利用者数は、エリアワゴンに含む。

# 穂波庁舎改修事業費の内訳がわかるもの

穂波支所市民窓口課

## 1 事業内容

建築後31年が経過し老朽化した穂波庁舎の機能保全を図るため各種改修工事を実施するもの(令和4年度からの継続事業)。

## 2 令和8年度単年度実施内容

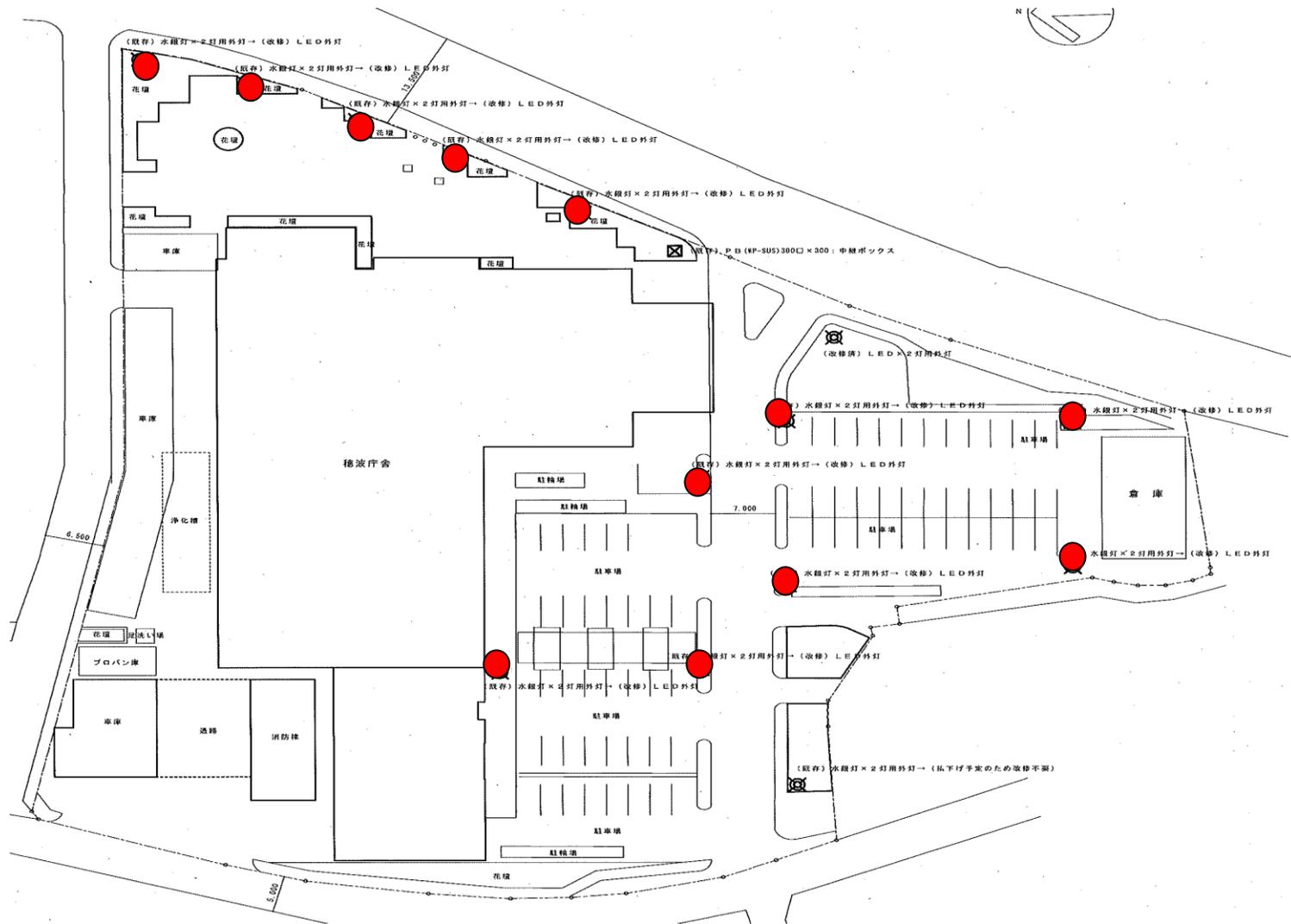
(1) 受水槽等改修工事設計業務委託 一式 3,363千円

(2) 照明灯改修工事 一式 13,500千円

事業費合計 16,863千円

## 3 改修事業スケジュール

年 月	令和8年度												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
■受水槽等改修工事設計業務委託				→									
				4ヵ月									
■照明灯改修工事							→						
							納期3ヵ月、工事2ヵ月						



照明灯設置箇所

# 筑穂庁舎改修事業費の内訳がわかるもの

筑穂支所市民窓口課

## 1 事業内容

建築後23年が経過した筑穂庁舎の機能保全を図るための各種改修工事を施すもの(令和5年度からの継続事業)。

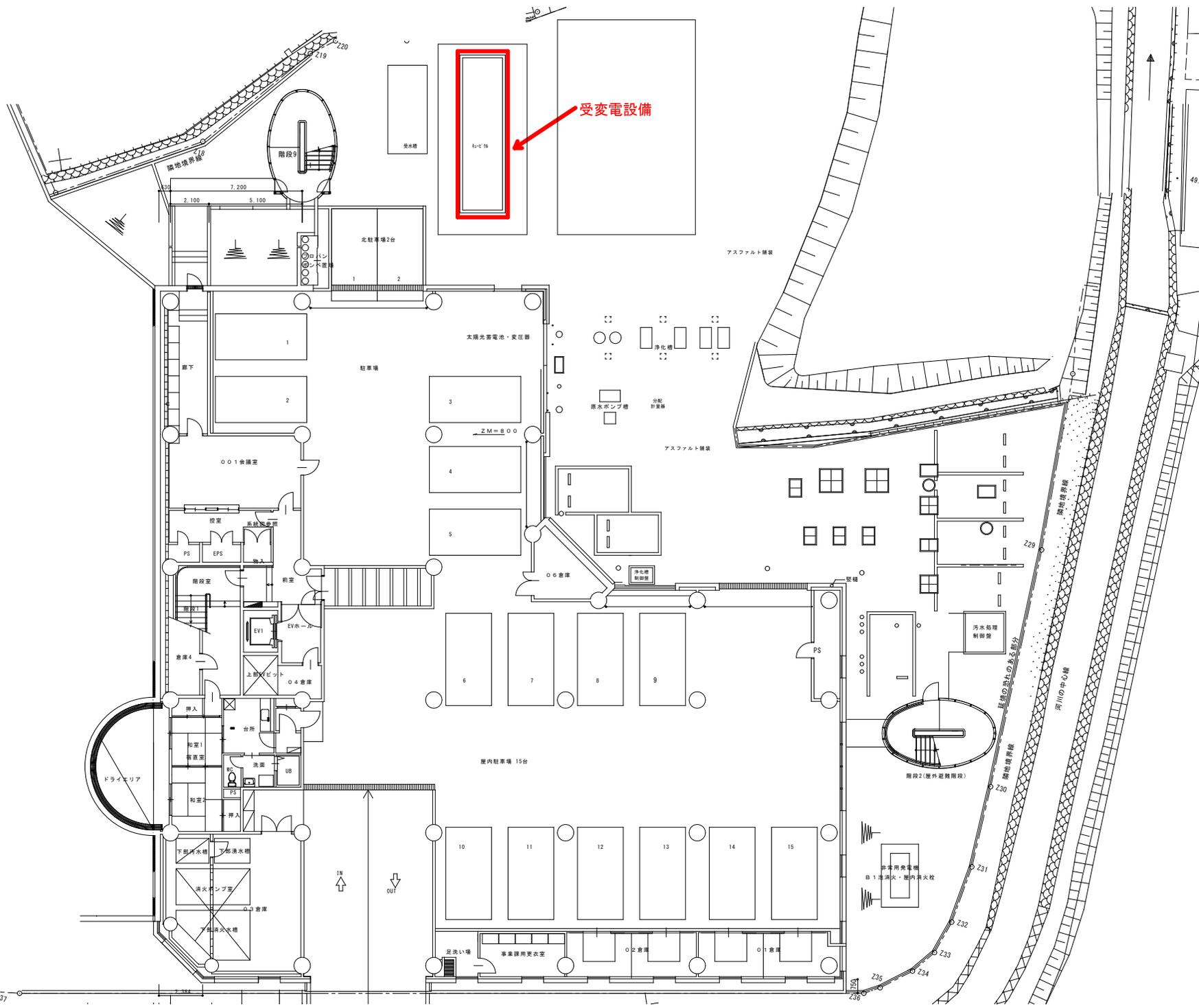
## 2 令和8年度実施内容

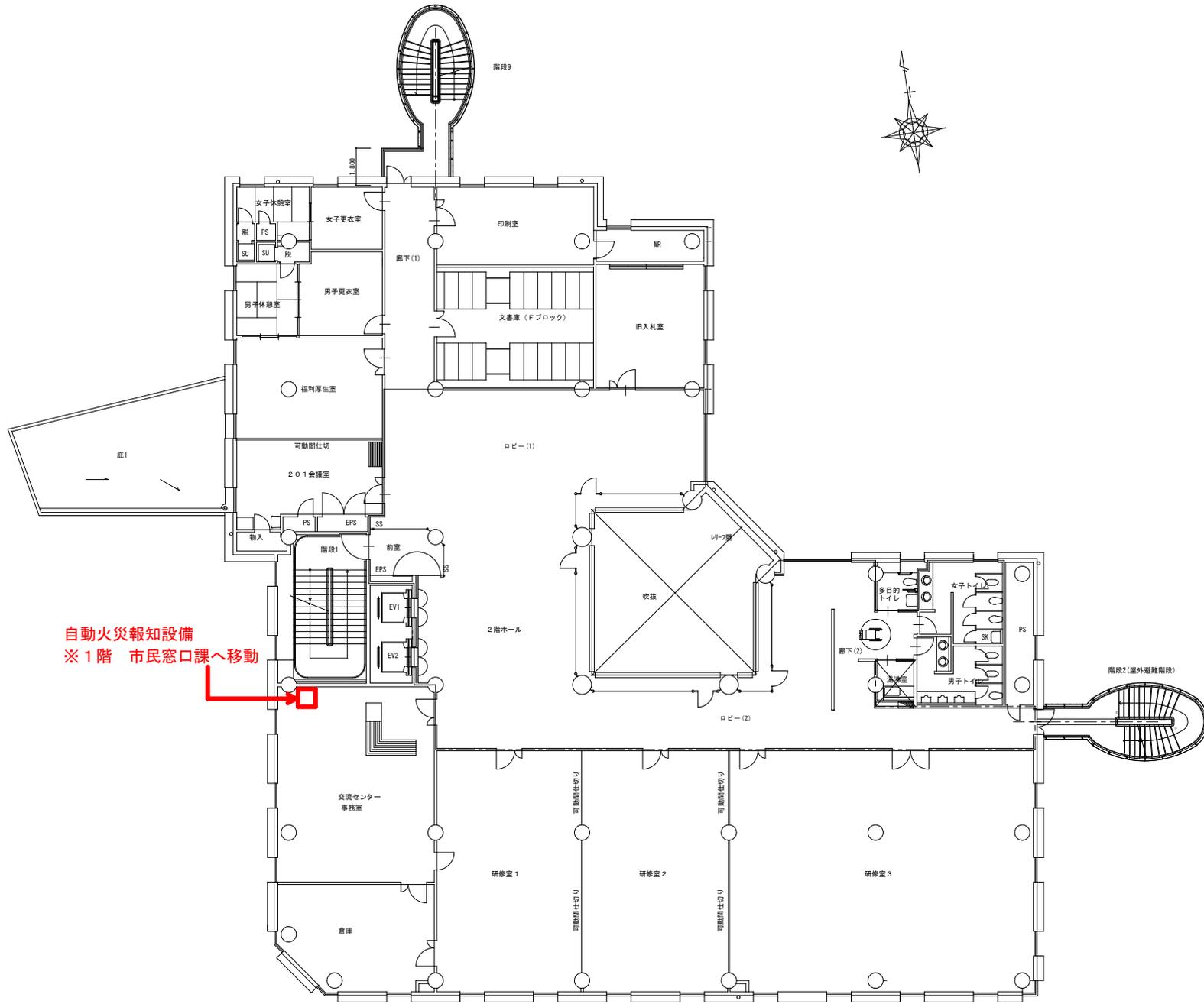
- (1) 空調設備改修工事(4・5階)
- (2) 電気(受変電設備)改修工事
- (3) 電気(照明器具)改修工事
- (4) 自動火災報知設備改修工事

事業費合計 122,000千円

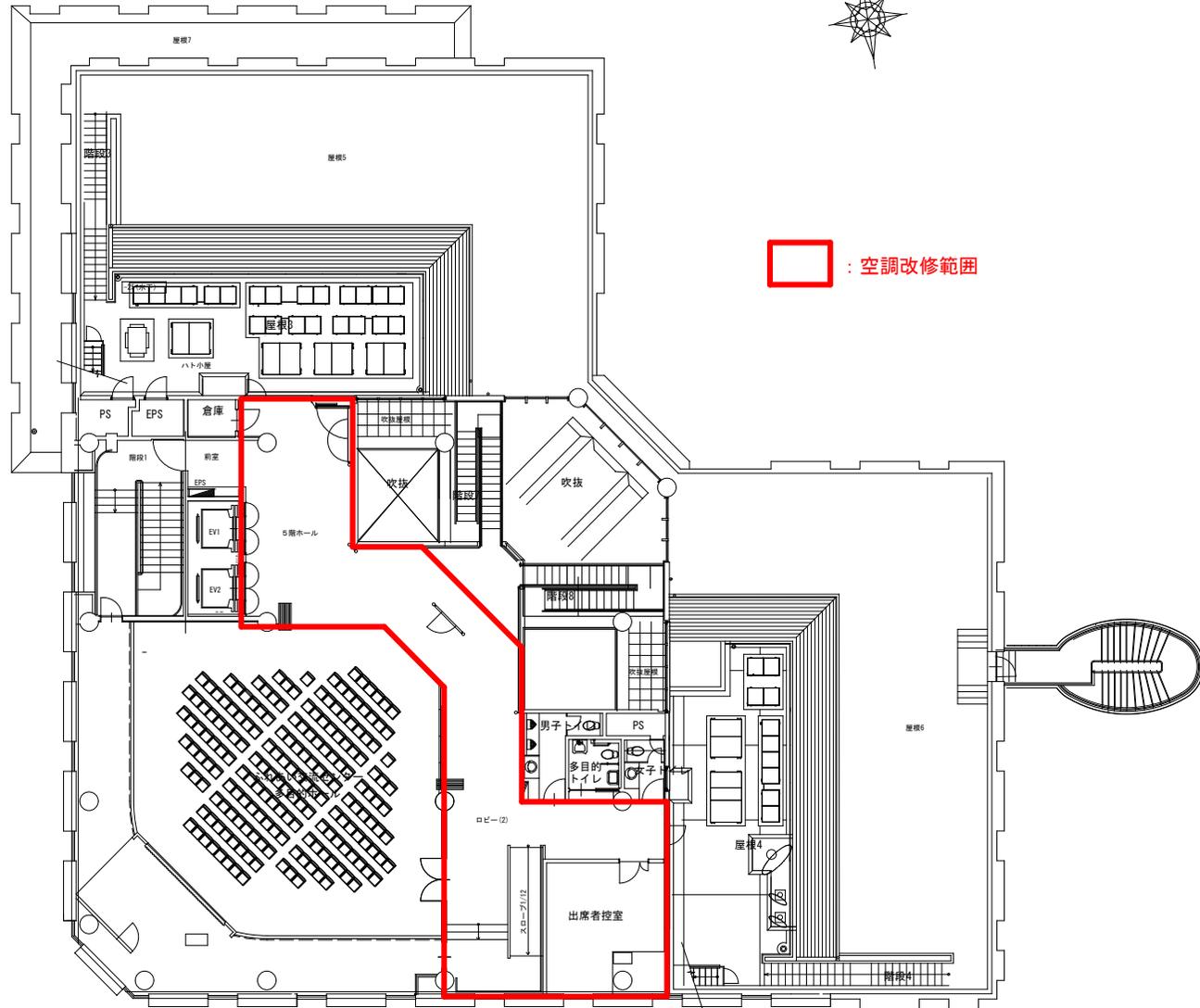
## 3 改修事業スケジュール

年 月	令和8年度												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
■空調設備改修工事(4・5階)			4.5ヵ月			納期2.5ヵ月 工事2ヵ月							
■電気(受変電設備)改修工事				7ヵ月			納期6ヵ月、工事1ヵ月						
■電気(照明器具)改修工事			6.5ヵ月										
■自動火災報知設備改修工事				5ヵ月			納期3ヵ月、工事2ヵ月						









 : 空調改修範囲

# 公共施設跡地売却に係る事業者選定委員会に関する資料

財産活用課

○飯塚市公共施設跡地売却に係る事業者選定委員会規則

令和3年4月27日  
飯塚市規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、飯塚市附属機関の設置に関する条例(平成18年飯塚市条例第21号)第3条の規定に基づき、飯塚市公共施設跡地売却に係る事業者選定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議し、及び審査をする。

- (1) 飯塚市公共施設跡地売却プロポーザル実施要領に関すること。
- (2) 選定基準の策定及び売却相手方の選定に関すること。
- (3) その他選定等必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、対象物件ごとに7人以内の委員をもって組織する。

2 前項の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市職員
- (3) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員は、第2条に規定する諮問に係る事務が終了したとき

は、解任され、又は解嘱されるものとする。

- 2 委員が任命され、又は委嘱されたときにおける当該身分又は要件を欠くに至ったときは、その委員は解任され、又は解嘱されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 飯塚市情報公開条例(平成18年飯塚市条例第10号)第16条第1項ただし書の規定により、委員会の会議は非公開とする。

(専門的協議機関の設置)

第9条 委員会は、第2条に掲げる事項について専門的な協議及び検討を行う機関を置くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、行政経営部財産活用課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年1月11日 規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の飯塚市学校跡地・跡施設売却に係る事業者選定委員会規則(以下「改正前の規則」という。)第3条第2項の規定により委嘱された委員で、この規則の施行の日において引き続き委員であるものは、改正後の飯塚市公共施設跡地売却に係る事業者選定委員会規則第3条第2項の規定により委嘱された委員とみなす。

3 前項の規定による委員の任期は、改正前の規則第4条第1項の規定により委嘱された期間とする。

# 市有財産売却事業費内訳

財 産 活 用 課  
 企 業 誘 致 推 進 課  
 社 会 ・ 障 が い 者 福 祉 課  
 生 涯 学 習 課

No.	所 在	地積(m <sup>2</sup> )	事 業 者 会 員 報 酬 委 員 報 酬	不 動 産 鑑 定 料	ア ス ベ ス ト 測 定 料 ア 含 有 測 定 料 調 査 委 託 料	各 所 測 量 料 委 託 料	備 考
1	川津664番1外	3,505.63	○	○			旧二瀬交流センター
2	幸袋49番1外	2,630.49	○	○			旧幸袋交流センター
3	潤野317番5外	9,726.73		○			旧潤野小学校
4	伊川82番39外	7,447.59		○		○	旧伊川の郷
5	八木山1113番1外	9,488.37		○	○	○	旧八木山青年の家
6	平恒768番2	9,553.44		○		○	宅地
7	綱分1302番2外	3,929.00		○		○	栄町グラウンド
8	勢田202番地1	約4,000		○		○	山林
9	勢田12番2の一部	約7,000		○			原野
10	勢田10番外	約8,000		○			原野
11	勢田12番29外	約26,000				○	原野
12	その他緊急対応分	—		○		○	
予算額(千円)			142	6,312	6,574	34,410	その他 156

# 伊岐須会館運営費補助金の根拠と推移表

・伊岐須会館運営費補助金の根拠

人権・同和政策課

## 伊岐須会館管理運営費補助金交付要綱【平成27年7月13日告示】

(趣旨)

第1条 この告示は、地域住民の福祉と教養の向上のために、伊岐須会館(以下「会館」という。)の運営を行う伊岐須会館管理運営協議会(以下「協議会」という。)に対して補助金を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 会館の運営に要する経費
- (2) その他市長が適当と認める経費

(交付の申請)

第3条 協議会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第4条 協議会は、補助事業が完了したときは、完了後60日以内の実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 会館運営にかかる経費の収支決算書
- (2) 会館の月別利用状況報告書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補則)

第5条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

・補助金推移

(単位:円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
伊岐須会館管理運営協議会	3,770,000	4,666,000	4,986,000	4,466,000	4,627,000	4,918,000

※令和3年度から令和6年度は決算額、令和7年度は予算額、令和8年度は当初予算額

## コミュニティバス等運行事業の総括表及び新年度変更の特徴

地域公共交通対策課

(※)令和8年度当初予算におけるデータ等を下表に記載するもの。

### 【1】予約乗合タクシー

(単位:千円、人)

地区名	業務等内容	運行車両数	事業費				利用者数	
			令和8年度		前年度比		令和8年度	前年度比
穎田	運行業務	2台	74,104	92,305	0	+171	45,171	+871
鯉田								
幸袋								
鎮西		3台						
二瀬								
飯塚東		1台						
庄内								
筑穂		3台						
穂波		2台						
その他	予約受付業務	15,914	171					
	予約管理システム使用	2,287	0					

### 【2】エリアワゴン

(単位:便、千円、人)

地区名等	路線等 (※1)	運行日	1週間あたりの運行便数		事業費		利用者数(※1)	
			令和8年度	前年度比	令和8年度	前年度比	令和8年度	前年度比
穎田	地区内	水・土	24	0	38,944	0	39,264	△ 3,236
鯉田	地区内	火・土	6	0				
幸袋	地区内	木・土	24	0				
鎮西	地区内	火・木・金・土	16	0				
二瀬	地区内	火・木・金・土	16	0				
飯塚東	柏の森ヒルズ	平日	40	0				
	地区内	月・水・金・土	20	0				
庄内	地区内	火・木・土	12	0				
	赤坂橋	平日	15	0				
筑穂	大分線	火・木・土	19	0				
	内野線	火・木・土	21	0				
	上穂波線	火・木・土	21	0				
穂波	高田系統	水・木・土	14	0				
	穂波地区 ・菰田地区	平日・土	38	4				
平日・土								
運行支援	市全体	随時			308	0	100	0

(※1)「運行支援」の「利用者数」は出動回数を記載。

【3】コミュニティバス

(単位:便、千円、人)

路線名	運行日	1日あたりの運行便数		事業費		利用者数(※2)	
		令和8年度	前年度比	令和8年度	前年度比	令和8年度	前年度比
筑穂・高田線	平日	6	0	15,261		13,862	△ 138
宮若・飯塚線	平日	10	0	7,237	22,498	13,798	27,660
	土・日・祝	6	0				

(※2) 宮若・飯塚線の利用者数は、飯塚市内乗車数と宮若市内乗車数の合算。

【4】路線ワゴン

(単位:便、人)

路線名	運行日	1日あたり運行便数		事業費	利用者数	
		令和8年度	前年度比		令和8年度	前年度比
幸袋	平日	3	0	予約乗合タクシーに含む	1,524	△ 176
鎮西	平日	6	0			

【5】コミュニティバス等運行事業全体

(単位:千円、人)

交通機関名等	事業費		利用者数	
	令和8年度	前年度比	令和8年度	前年度比
予約乗合タクシー	92,305	+171	45,171	+871
エリアワゴン	39,252	0	39,264	△ 3,236
コミュニティバス	22,498	△ 2,344	27,660	△ 505
路線ワゴン	予約乗合タクシーに含む		1,524	△ 176
その他	2,396	△ 385		
合計	156,451	△ 2,558	113,619	△ 3,046

(※) 新年度変更の特徴について主な事項を下表に記載するもの。

交通機関名	令和8年度変更の特徴
エリアワゴン	①停留所の新設 : 二瀬地区「デイリーヤマザキ飯塚伊岐須店」、穂波地区(高田系統)「巻き上げ機台座」 ②停留所の移設 : 鯉田・穎田地区「鯉田交流センター(往路)」、鎮西地区「日物田」 ③増便 : 穂波・菰田地区 … 第5便を2分割して1便増加 ④一部運行ルートの変更
路線ワゴン	○停留所の新設 : 鎮西地区「伊川」、「大日寺丸ノ内遊園」
コミュニティバス 筑穂・高田線	①停留所の名称変更 : 「筑穂元吉」を「野見山酒店」に変更 ②一部運行ルートの変更
予約乗合タクシー	○インターネット予約の実証実験 : 令和8年7月1日から開始予定

# 交通安全施設整備の事業費の推移及び今後の計画表

土木管理課

交通安全対策特別交付金

(単位:千円)

年 度	9月期		3月期		3月期/9月期 比 率	年額合計 (A+B)	前年度比率
	交付額(A)	前年度比率	交付額(B)	前年度比率			
平成27年度	15,983		14,780		92.47%	30,763	
平成28年度	15,455	96.70%	14,041	95.00%	90.85%	29,496	95.88%
平成29年度	14,916	96.51%	13,267	94.49%	88.94%	28,183	95.55%
平成30年度	13,762	92.26%	12,522	94.38%	90.99%	26,284	93.26%
令和元年度	13,262	96.37%	12,453	99.45%	93.90%	25,715	97.84%
令和2年度	14,389	108.50%	13,446	107.97%	93.45%	27,835	108.24%
令和3年度	13,799	95.90%	12,110	90.06%	87.76%	25,909	93.08%
令和4年度	12,154	88.08%	10,508	86.77%	86.46%	22,662	87.47%
令和5年度	10,258	84.40%	9,385	89.31%	91.49%	19,643	86.68%
令和6年度	9,331	90.96%	8,522	90.80%	91.33%	17,853	90.89%
令和7年度(見込額)	8,305	89.00%	9,195	107.90%	110.72%	17,500	98.02%
令和8年度(予算)	7,319	88.13%	7,581	82.45%	103.58%	14,900	85.14%



令和8年度交通安全施設整備事業実施予定箇所一覧

番号	路線名	実施箇所	整備内容	備考	番号	路線名	実施箇所	整備内容	備考
1	柏の森団地2号線 ④	柏の森	道路反射鏡	φ 600W	23	主要地方道飯塚停車場線	菰田西	道路反射鏡	φ 800S
2	県道才田筑前内野停車場線②	内野	道路反射鏡	φ 600W	24	四反田・後牟田線	伊岐須	道路反射鏡	φ 800S
3	伊岐須・建花寺線	伊岐須	転落防止柵	ガードパイプ	25	太郎丸・相田線	相田	道路反射鏡	φ 600W
4	勝負谷線	目尾	転落防止柵	ガードパイプ	26	若菜・小正線	枝国	道路反射鏡	φ 800S
5	平恒・鳶ヶ浦・堀池2号線	平恒	転落防止柵	ガードレール	27	庄司団地4号線	庄司	道路反射鏡	φ 800S
6	宝満団地1号線	花瀬	転落防止柵	ガードレール	28	羅漢山・明神田線	下三緒	道路反射鏡	φ 800S
7	四反田・後牟田線	伊岐須	道路反射鏡	φ 600S	29	秋月原・大山2号線②	相田	道路反射鏡	φ 600W
8	伏原・上坂線	鯉田	道路反射鏡	φ 600S	30	石原・西垣内線	相田	道路反射鏡	φ 600S
9	井ノ尻・二月田1号線	大日寺	道路反射鏡	φ 800S	31	高山・酒林線	上三緒	道路反射鏡	φ 600W
10	高雄団地10号線	伊岐須	道路反射鏡	φ 800S	32	花瀬団地4号線	花瀬	道路反射鏡	φ 600W
11	日の出町1号線	柏の森	道路反射鏡	φ 800S	33	伊岐須・伊川1号線	伊川	転落防止柵	ガードパイプ
12	吉田1号線	大分	道路反射鏡	φ 600S	34	小正・明星寺線	明星寺	転落防止柵	ガードレール
13	花瀬・伊川線	伊川	外側線等	外側線	35	芳雄・立石町1号線	新飯塚	転落防止柵	ガードパイプ
14	井手ヶ浦・三反田線	鯉田	外側線等	外側線	36	シンボリ・浪堂線	大日寺	転落防止柵	ガードレール
15	羅漢山住宅3号線 ②	下三緒	道路反射鏡	φ 600W	37	上三緒住宅30号線	下三緒	転落防止柵	ガードパイプ
16	幸袋・菰田線	幸袋	道路反射鏡	φ 800S	38	七俵・水原線	潤野	転落防止柵	ネットフェンス
17	伏原・上坂線	鯉田	道路反射鏡	φ 600S	39	太郎丸・相田線	伊川	外側線等	路面標示
18	折口・徳永線	柏の森	道路反射鏡	φ 600W	40	高田・長尾線	馬敷	外側線等	中央線
19	菰田・幸袋1号線⑥	横田	外側線等	路面文字	41	柏の森・上三緒線	下三緒	外側線等	外側線
20	舞の浦4号線	川津	道路反射鏡	φ 800S	42	白畑1号線	中	外側線等	路面標示
21	弁分・労災病院線②	弁分	道路反射鏡	φ 600W	43	ナギノ浦1号線	目尾	外側線等	路面文字
22	本谷6号線②	鯉田	道路反射鏡	φ 600W	44	中・日の出町線	中	外側線等	外側線

# 人権啓発センター管理運営事業費の推移表

人権・同和政策課

(単位:円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
立岩人権啓発センター	4,504,057	4,815,770	5,475,908	5,550,224	5,522,000	5,755,000
穂波人権啓発センター	3,667,167	5,461,629	6,274,937	4,816,801	5,939,000	5,902,000
筑穂人権啓発センター	3,182,554	3,058,216	12,612,320	3,339,422	3,780,000	4,041,000
感染防止対策事業費(コロナ)	—	693,000	—	—	—	—
合 計	11,353,778	14,028,615	24,363,165	13,706,447	15,241,000	15,698,000

※令和3年度から令和6年度は決算額、令和7年度は現計予算額、令和8年度は当初予算額

# 部落差別解消推進団体の認定基準と該当団体一覧及び2006年度以降交付実績、予算書と決算書

・部落差別解消推進団体の認定基準

人権・同和政策課

飯塚市部落差別解消推進団体補助金交付要綱(抜粋)【平成30年12月17日告示】

(趣旨)

第1条 この告示は住民の自主的、組織的な教育活動を促進し、住民自らの教育水準、福祉の向上を図るため人権・部落差別解消行政と整合性を保ち、部落差別問題の速やかな解決に資するための費用について、部落差別解消対策の推進に資する団体(以下「団体」という。)に対して補助金を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 補助金の交付対象となる団体は、次条に規定する事業を行う団体で、市長が認めた団体とする。

(補助の対象)

第3条 補助の対象となる経費は、次に掲げる活動及び事業に要する経費並びに団体の運営に要する経費(食糧費、渉外費及び上部団体の会費に類する経費並びに市長が社会通念上適切でないと認めた経費を除く。)であって、別表に掲げる経費とする。

- (1) 自立支援推進活動(市の施策に係る連絡調整等地域住民の自立支援活動に関するもの)
- (2) 人権・部落差別問題啓発推進活動
- (3) その他市長が適当と認めた事業

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

・該当団体一覧

部落解放同盟飯塚市協議会	全日本同和会福岡県連合会飯塚支部協議会
--------------	---------------------

・2006年度以降交付実績

(単位:円)

	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	2009年度 (平成21年度)	2010年度 (平成22年度)	2011年度 (平成23年度)	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)
部落解放同盟飯塚市協議会	58,870,000	50,685,300	47,377,500	37,000,000	36,777,425	32,096,106	24,098,113	24,099,030
全日本同和会福岡県連合会飯塚支部協議会	5,331,000	4,797,900	3,701,700	2,960,000	2,856,427	2,569,374	2,569,193	2,569,012

	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)
部落解放同盟飯塚市協議会	24,097,229	21,491,759	20,934,562	20,987,596	20,304,000	19,180,475	13,287,690	13,560,470
全日本同和会福岡県連合会飯塚支部協議会	2,569,123	2,568,963	2,539,076	2,539,337	2,524,000	2,524,000	1,179,000	2,548,000

	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
部落解放同盟飯塚市協議会	16,208,322	16,481,771	15,239,475	20,433,000	17,564,000
全日本同和会福岡県連合会飯塚支部協議会	2,548,000	2,548,000	2,548,000	2,548,000	2,548,000

※平成18年度から令和6年度は決算額、令和7年度は予算額、令和8年度は当初予算額

2020年度部落解放同盟飯塚市協議会予算(案)  
(2020年4月1日～2021年3月31日迄)

2020年度 部落解放同盟飯塚市協議会決算書  
(2020年4月1日～2021年3月31日迄)

【歳入の部】

項目	費目	19年度予算	20年度予算	比較	20年度補助対象	20年度補助対象外
1 繰越金	① 繰越金	5,586	5,800	214	0	5,800
2 会費	① 会費	3,744,000	3,672,000	△ 72,000	0	3,672,000
3 補助金	① 補助金	19,880,000	20,028,000	148,000	20,028,000	0
4 カンパ金	① カンパ	100,000	100,000	0	0	100,000
5 雑収入	① 雑収入	10,000	10,000	0	0	10,000
合 計		23,739,586	23,815,800	76,214	20,028,000	3,787,800

【歳出の部】

項目	費目	19年度予算	20年度予算	比較	20年度補助対象	20年度補助対象外
1 人件費	小計	8,491,200	8,583,200	92,000	8,583,200	0
	① 専従役員給与	7,040,000	7,040,000	0	7,040,000	0
	② 通勤費	91,200	91,200	0	91,200	0
	③ 保険料	1,000,000	1,092,000	92,000	1,092,000	0
	④ 非常勤役員行動費	360,000	360,000	0	360,000	0
2 事務所費	小計	1,464,800	1,464,800	0	1,409,800	55,000
	① 維持費	400,000	400,000	0	400,000	0
	② 消耗品費	300,000	300,000	0	300,000	0
	③ 食糧費	40,000	40,000	0	0	40,000
	④ 委託料	1,000	1,000	0	1,000	0
	⑤ 通信費	300,000	300,000	0	300,000	0
	⑥ 印刷製本費	5,000	5,000	0	0	5,000
	⑦ 賃借料	388,800	388,800	0	388,800	0
	⑧ 備品費	10,000	10,000	0	0	10,000
	⑨ 事務所費その他	20,000	20,000	0	20,000	0
3 会議費	小計	690,000	690,000	0	690,000	0
	① 県委員会	90,000	90,000	0	90,000	0
	② 市協委員会その他	600,000	600,000	0	600,000	0
4 事業費	小計	6,781,280	6,874,560	93,280	6,191,200	683,360
	① 人権のまちづくり	150,000	158,000	8,000	158,000	0
	② 子ども支援	200,000	210,000	10,000	210,000	0
	③ 女性支援	700,000	720,000	20,000	710,000	10,000
	④ 高齢者支援	700,000	720,000	20,000	710,000	10,000
	⑤ 人材育成	600,000	605,000	5,000	600,000	5,000
	⑥ 人権救済法	136,920	147,200	10,280	147,200	0
	⑦ 産炭地関係	400,000	410,000	10,000	410,000	0
	⑧ 研修会費	2,630,000	2,640,000	10,000	2,640,000	0
	⑨ 費用弁償	70,000	70,000	0	70,000	0
	⑩ その他の行動	1,100,000	1,100,000	0	536,000	564,000
	⑪ 教宣費	5,000	5,000	0	0	5,000
	⑫ 狭山	50,000	50,000	0	0	50,000
	⑬ 書籍費	39,360	39,360	0	0	39,360
5 大会費	小計	893,800	893,800	0	803,800	90,000
	① 市協大会	50,000	50,000	0	0	50,000
	② 県連大会	159,200	159,200	0	119,200	40,000
	③ 全国大会	684,600	684,600	0	684,600	0
6 調査費	小計	2,080,000	2,040,000	△ 40,000	1,900,000	140,000
	① 地区統括調査費	2,080,000	2,040,000	△ 40,000	1,900,000	140,000
7 負担金	小計	3,258,000	3,204,000	△ 54,000	450,000	2,754,000
	① 県連会費	2,808,000	2,754,000	△ 54,000	0	2,754,000
8 渉外費	小計	60,000	60,000	0	450,000	0
	① 渉外費	40,000	40,000	0	0	60,000
9 予備費	小計	20,506	5,440	△ 15,066	0	5,440
	① 予備費	20,506	5,440	△ 15,066	0	5,440
合 計		23,739,586	23,815,800	76,214	20,028,000	3,787,800

【歳入の部】

区分	予算額 A	決算額 B	決算額に対する	
			増減比較 B-A	増減率
1 繰越金	5,800	5,800	0	0
2 会費	3,672,000	3,682,200	10,200	0.28%
3 飯塚市補助金	20,028,000	13,287,690	-6,740,310	-33.65%
4 カンパ金	100,000	80,000	-20,000	-20.00%
5 雑収入	10,000	53	-9,947	-99.47%
計	23,815,800	17,055,743	-6,760,057	-28.39%

【歳出の部】

区分	予算額 A	流用額 B	現計予算額 C(=A+B)	決算額		不用額 G(=C-D)
				D(=E+F)	補助対象外 F	
1 人件費	8,583,200	0	8,583,200	8,241,808	0	341,392
① 専従役員給与	7,040,000	0	7,040,000	7,040,000	0	0
② 通勤費	91,200	0	91,200	82,200	0	9,000
③ 保険料	1,092,000	0	1,092,000	869,608	0	222,392
④ 非常勤役員行動費	360,000	0	360,000	250,000	0	110,000
2 事務所費	1,464,800	104,280	1,569,080	1,504,812	17,312	64,268
① 維持費	400,000	33,790	433,790	433,790	0	0
② 消耗品費	300,000	△ 28,475	271,525	271,525	0	0
③ 食糧費	40,000	0	40,000	17,312	17,312	22,688
④ 委託料	1,000	0	1,000	0	0	1,000
⑤ 通信費	300,000	△ 5,315	294,685	271,342	0	23,343
⑥ 印刷製本費	5,000	0	5,000	0	0	5,000
⑦ 賃借料	388,800	104,280	493,080	493,080	0	0
⑧ 備品費	10,000	0	10,000	0	0	10,000
⑨ 事務所費その他	20,000	0	20,000	17,763	0	2,237
3 会議費	690,000	△ 104,280	585,720	283,360	0	302,360
① 県委員会	90,000	0	90,000	20,860	0	69,140
② 市協委員会その他	600,000	△ 104,280	495,720	262,500	0	233,220
4 事業費	6,874,560	0	6,874,560	2,238,960	646,260	4,635,600
① 人権のまちづくり	158,000	0	158,000	120,000	0	38,000
② 子ども支援	210,000	0	210,000	52,620	0	157,380
③ 女性支援	720,000	0	720,000	445,180	0	274,820
④ 高齢者支援	720,000	0	720,000	228,940	0	491,060
⑤ 人材育成	605,000	0	605,000	139,500	0	465,500
⑥ 人権救済法	147,200	0	147,200	0	0	147,200
⑦ 産炭地関係	410,000	0	410,000	27,500	0	382,500
⑧ 研修会費	2,640,000	0	2,640,000	12,000	0	2,628,000
⑨ 費用弁償	70,000	0	70,000	31,500	0	38,500
⑩ その他の行動	1,100,000	0	1,100,000	1,099,460	564,000	540
⑪ 教宣費	5,000	0	5,000	0	0	5,000
⑫ 狭山	50,000	△ 42,900	7,100	0	0	7,100
⑬ 書籍費	39,360	42,900	82,260	82,260	0	0
5 大会費	893,800	0	893,800	0	0	893,800
① 市協大会	50,000	0	50,000	0	0	50,000
② 県連大会	159,200	0	159,200	0	0	159,200
③ 全国大会	684,600	0	684,600	0	0	684,600
6 調査費	2,040,000	0	2,040,000	1,983,003	300,681	56,997
① 地区統括調査費	2,040,000	0	2,040,000	1,983,003	300,681	56,997
7 負担金	3,204,000	0	3,204,000	2,793,000	0	411,000
① 県連会費	2,754,000	0	2,754,000	2,754,000	0	0
② 負担金	450,000	0	450,000	39,000	0	411,000
8 渉外費	60,000	0	60,000	5,000	0	55,000
① 渉外費	40,000	0	40,000	0	0	40,000
② 慶弔費	20,000	0	20,000	5,000	0	15,000
9 予備費	5,440	0	5,440	0	0	5,440
計	23,815,800	0	23,815,800	17,049,943	3,762,253	6,765,857

歳入 17,055,743  
一歳出 17,049,943  
繰越 5,800

2021年4月2日 会計監査済  
監査委員  
監査委員  
監査委員

2021年度部落解放同盟飯塚市協議会予算(案)

(2021年4月1日～2022年3月31日迄)

2021年度 部落解放同盟飯塚市協議会決算書

(2021年4月1日～2022年3月31日迄)

【歳入の部】

項目	費目	20年度予算	21年度予算	比較	21年特定財源	21年度補助対象外
1 繰越金	① 繰越金	5,800	5,800	0	0	5,800
2 会費	① 会費	3,672,000	3,650,400	△ 21,600	0	3,650,400
3 補助金	① 補助金	20,028,000	20,028,000	0	20,028,000	0
4 キャンパ	① キャンパ	100,000	100,000	0	0	100,000
5 雑収入	① 雑収入	10,000	10,000	0	0	10,000
合 計		23,815,800	23,794,200	△ 21,600	20,028,000	3,766,200

【歳出の部】

項目	費目	20年度予算	21年度予算	比較	21年度特定財源	21年度補助対象外	
1 人件費	小計	8,583,200	8,561,600	△ 21,600	8,561,600	0	
	① 専従役員給与	7,040,000	7,040,000	0	7,040,000	0	
	② 通勤費	91,200	82,200	△ 9,000	82,200	0	
	③ 保険料	1,092,000	1,079,400	△ 12,600	1,079,400	0	
	④ 非常勤役員行動費	360,000	360,000	0	360,000	0	
2 事務所費	小計	1,464,800	1,464,800	0	1,409,800	55,000	
	① 維持費	400,000	400,000	0	400,000	0	
	② 消耗品費	300,000	300,000	0	300,000	0	
	③ 食糧費	40,000	40,000	0	0	40,000	
	④ 委託料	1,000	1,000	0	1,000	0	
	⑤ 通信費	300,000	300,000	0	300,000	0	
	⑥ 印刷製本費	5,000	5,000	0	0	5,000	
	⑦ 賃借料	388,800	388,800	0	388,800	0	
	⑧ 備品費	10,000	10,000	0	0	10,000	
	⑨ 事務所費その他	20,000	20,000	0	20,000	0	
3 会議費	小計	690,000	690,000	0	690,000	0	
	① 県委員会	90,000	90,000	0	90,000	0	
4 事業費	小計	6,874,560	6,874,560	0	6,191,200	683,360	
	① 人権のまちづくり	158,000	158,000	0	158,000	0	
	② 子ども支援	210,000	210,000	0	210,000	0	
	③ 女性支援	720,000	720,000	0	710,000	10,000	
	④ 高齢者支援	720,000	720,000	0	710,000	10,000	
	⑤ 人材育成	605,000	605,000	0	600,000	5,000	
	⑥ 人権救済法	147,200	147,200	0	147,200	0	
	⑦ 産炭地関係	410,000	410,000	0	410,000	0	
	⑧ 研修会費	2,640,000	2,640,000	0	2,640,000	0	
	⑨ 費用弁償	70,000	70,000	0	70,000	0	
	⑩ その他の行動	1,100,000	1,100,000	0	536,000	564,000	
	⑪ 教宣費	5,000	5,000	0	0	5,000	
	⑫ 狭山	50,000	50,000	0	0	50,000	
	⑬ 書籍費	39,360	39,360	0	0	39,360	
5 大会費	小計	893,800	893,800	0	803,800	90,000	
	① 市協大会	50,000	50,000	0	0	50,000	
	② 県連大会	159,200	159,200	0	119,200	40,000	
6 調査費	小計	2,040,000	2,028,000	△ 12,000	1,921,600	106,400	
	① 地区統括調査費	2,040,000	2,028,000	△ 12,000	1,921,600	106,400	
	7 負担金	小計	3,204,000	3,187,800	△ 16,200	450,000	2,737,800
		① 県連会費	2,754,000	2,737,800	△ 16,200	0	2,737,800
		② 負担金	450,000	450,000	0	450,000	0
		8 渉外費	小計	60,000	60,000	0	0
① 渉外費			40,000	40,000	0	0	40,000
② 慶弔費	20,000		20,000	0	0	20,000	
9 予備費	小計	5,440	33,640	28,200	0	33,640	
	① 予備費	5,440	33,640	28,200	0	33,640	
合 計		23,815,800	23,794,200	△ 21,600	20,028,000	3,766,200	

【歳入の部】

区分	予算額		決算額		決算額の子算額に対する増減比較 B-A
	A		B		
1 繰越金		5,800		5,800	0
2 会費		3,650,400		3,672,000	21,600
3 飯塚市補助金		20,028,000		13,560,470	-6,467,530
4 キャンパ		100,000		35,000	-65,000
5 雑収入		10,000		1,363	-8,637
計		23,794,200		17,274,633	-6,519,567

【歳出の部】

区分	予算額		現計予算額 C(=A+B)	決算額		不用額 G(=C-D)	
	A	B		D(=E+F)	E		F
1 人件費		8,561,600	8,561,600	8,223,991	8,223,991	337,609	
	① 専従役員給与	7,040,000	7,040,000	7,040,000	7,040,000	0	
	② 通勤費	82,200	82,200	82,200	82,200	0	
	③ 保険料	1,079,400	1,079,400	861,791	861,791	217,609	
	④ 非常勤役員行動費	360,000	360,000	240,000	240,000	120,000	
2 事務所費		1,464,800	1,262,215	1,591,015	1,576,298	14,717	
	① 維持費	400,000	△ 4,054	395,946	395,946	0	
	② 消耗品費	300,000	38,179	338,179	338,179	0	
	③ 食糧費	40,000	△ 27,136	12,864	12,864	0	
	④ 委託料	1,000	△ 1,000	0	0	0	
	⑤ 通信費	300,000	△ 18,670	281,330	281,330	0	
	⑥ 印刷製本費	5,000	△ 5,000	0	0	0	
	⑦ 賃借料	388,800	104,280	493,080	493,080	0	
	⑧ 備品費	10,000	△ 10,000	0	0	0	
	⑨ 事務所費その他	20,000	49,616	69,616	67,763	1,853	
3 会議費		690,000	△ 126,215	563,785	251,840	311,945	
	① 県委員会	90,000		90,000	23,840	66,160	
4 事業費		6,874,560	0	6,874,560	2,401,431	4,473,129	
	① 人権のまちづくり	158,000		158,000	120,000	38,000	
	② 子ども支援	210,000		210,000	22,900	187,100	
	③ 女性支援	720,000		720,000	439,100	280,900	
	④ 高齢者支援	720,000		720,000	115,200	604,800	
	⑤ 人材育成	605,000		605,000	120,000	485,000	
	⑥ 人権救済法	147,200		147,200	142,920	4,280	
	⑦ 産炭地関係	410,000		410,000	59,340	350,660	
	⑧ 研修会費	2,640,000		2,640,000	179,000	2,461,000	
	⑨ 費用弁償	70,000		70,000	42,000	28,000	
	⑩ その他の行動	1,100,000		1,100,000	1,081,780	18,220	
	⑪ 教宣費	5,000		5,000	0	5,000	
	⑫ 狭山	50,000	△ 36,851	13,149	2,980	10,169	
	⑬ 書籍費	39,360	36,851	76,211	76,211	0	
5 大会費		893,800	0	893,800	0	893,800	
	① 市協大会	50,000		50,000	0	50,000	
	② 県連大会	159,200		159,200	0	159,200	
6 調査費		2,028,000	0	2,028,000	1,982,756	45,244	
	① 地区統括調査費	2,028,000		2,028,000	1,982,756	45,244	
	7 負担金		3,187,800	0	3,187,800	2,737,800	450,000
		① 県連会費	2,737,800		2,737,800	2,737,800	0
		② 負担金	450,000		450,000	0	450,000
		8 渉外費		60,000	0	60,000	60,000
① 渉外費			40,000	△ 10,000	30,000	30,000	0
② 慶弔費	20,000		10,000	30,000	30,000	0	
9 予備費		33,640	0	33,640	0	33,640	
	① 予備費	33,640		33,640	0	33,640	
計		23,794,200	0	23,794,200	17,248,833	6,545,367	

歳入 17,274,633  
 歳出 17,248,833  
 繰越 25,800

2022年4月1日 会計監査済  
 監査委員  
 監査委員  
 監査委員

2022年度部落解放同盟飯塚市協議会予算(案)  
(2022年4月1日～2023年3月31日迄)

2022年度 部落解放同盟飯塚市協議会決算書  
(2022年4月1日～2023年3月31日迄)

項目	費目	21年度予算	22年度予算	比較	22年度特定財源	22年度補助対象外
1 繰越金	① 繰越金	5,800	25,800	20,000	0	25,800
2 会費	① 会費	3,650,400	3,420,000	△ 230,400	0	3,420,000
3 補助金	① 補助金	20,028,000	20,028,000	0	20,028,000	0
4 カンパ金	① カンパ	100,000	100,000	0	0	100,000
5 雑収入	① 雑収入	10,000	10,000	0	0	10,000
合 計		23,794,200	23,583,800	△ 210,400	20,028,000	3,555,800

項目	費目	21年度予算	22年度予算	比較	22年度特定財源	22年度補助対象外	
1 人件費	小計	8,561,600	8,382,200	△ 179,400	8,382,200	0	
	① 専従役員給与	7,040,000	7,040,000	0	7,040,000	0	
	② 通勤費	82,200	82,200	0	82,200	0	
	③ 保険料	1,079,400	900,000	△ 179,400	900,000	0	
	④ 非常勤役員行動費	360,000	360,000	0	360,000	0	
2 事務所費	小計	1,464,800	1,607,000	142,200	1,552,000	55,000	
	① 維持費	400,000	400,000	0	400,000	0	
	② 消耗品費	300,000	300,000	0	300,000	0	
	③ 食糧費	40,000	40,000	0	0	40,000	
	④ 委託料	1,000	1,000	0	1,000	0	
	⑤ 通信費	300,000	300,000	0	300,000	0	
	⑥ 印刷製本費	5,000	5,000	0	0	5,000	
	⑦ 賃借料	388,800	531,000	142,200	531,000	0	
	⑧ 備品費	10,000	10,000	0	0	10,000	
	⑨ 事務所費その他	20,000	20,000	0	20,000	0	
3 会議費	小計	690,000	690,000	0	690,000	0	
	① 県委員会	90,000	90,000	0	90,000	0	
	② 市協委員会その他	600,000	600,000	0	600,000	0	
4 事業費	小計	6,874,560	6,911,760	37,200	6,210,000	701,760	
	① 人権のまちづくり	158,000	158,000	0	158,000	0	
	② 子ども支援	210,000	210,000	0	210,000	0	
	③ 女性支援	720,000	720,000	0	720,000	0	
	④ 高齢者支援	720,000	720,000	0	720,000	0	
	⑤ 人材育成	605,000	605,000	0	598,800	6,200	
	⑥ 人権救済法	147,200	147,200	0	147,200	0	
	⑦ 産炭地関係	410,000	410,000	0	410,000	0	
	⑧ 研修会費	2,640,000	2,640,000	0	2,640,000	0	
	⑨ 費用弁償	70,000	70,000	0	70,000	0	
	⑩ その他の行動	1,100,000	1,100,000	0	536,000	564,000	
	⑪ 教宣費	5,000	5,000	0	0	5,000	
	⑫ 狭山	50,000	50,000	0	0	50,000	
	⑬ 書籍費	39,360	76,560	37,200	0	76,560	
5 大会費	小計	893,800	893,800	0	843,800	50,000	
	① 市協大会	50,000	50,000	0	0	50,000	
	② 県連大会	159,200	159,200	0	159,200	0	
6 調査費	小計	2,028,000	1,900,000	△ 128,000	1,900,000	0	
	① 地区統括調査費	2,028,000	1,900,000	△ 128,000	1,900,000	0	
	7 負担金	小計	3,187,800	3,015,000	△ 172,800	450,000	2,565,000
		① 県連会費	2,737,800	2,565,000	△ 172,800	0	2,565,000
		② 負担金	450,000	450,000	0	450,000	0
		8 渉外費	小計	60,000	60,000	0	0
① 渉外費			40,000	40,000	0	0	40,000
9 予備費	小計	33,640	124,040	90,400	0	124,040	
	① 予備費	33,640	124,040	90,400	0	124,040	
合 計		23,794,200	23,583,800	△ 210,400	20,028,000	3,555,800	

区分	予算額 A	決算額 B	決算額の子算額に対する増減比較 B-A
1 繰越金	25,800	25,800	0
2 会費	3,420,000	3,430,200	10,200
3 飯塚市補助金	20,028,000	16,208,322	-3,819,678
4 カンパ金	100,000	30,000	-70,000
5 雑収入	10,000	51	-9,949
計	23,583,800	19,694,373	-3,889,427

区分	予算額 A	流用額 B	現計予算額 C(=A+B)	決算額 D(=E+F)		不用額 G(=C-D)
				補助対象 E	補助対象外 F	
1 人件費	8,382,200	0	8,382,200	8,225,399	0	156,801
① 専従役員給与	7,040,000	0	7,040,000	7,040,000	0	0
② 通勤費	82,200	0	82,200	82,200	0	0
③ 保険料	900,000	0	900,000	863,199	36,801	36,801
④ 非常勤役員行動費	360,000	0	360,000	240,000	120,000	120,000
2 事務所費	1,607,000	74,739	1,681,739	1,546,286	18,432	135,453
① 維持費	400,000	38,780	438,780	438,780	0	0
② 消耗品費	300,000	35,959	335,959	335,959	0	0
③ 食糧費	40,000	0	40,000	18,432	18,432	21,568
④ 委託料	1,000	0	1,000	0	1,000	1,000
⑤ 通信費	300,000	0	300,000	279,015	20,985	20,985
⑥ 印刷製本費	5,000	0	5,000	0	5,000	5,000
⑦ 賃借料	531,000	0	531,000	458,040	72,960	72,960
⑧ 備品費	10,000	0	10,000	0	10,000	10,000
⑨ 事務所費その他	20,000	0	20,000	16,060	3,940	3,940
3 会議費	690,000	0	690,000	553,623	263,640	289,983
① 県委員会	90,000	0	90,000	53,640	36,360	36,360
② 市協委員会その他	600,000	△ 136,377	463,623	210,000	253,623	253,623
4 事業費	6,911,760	61,638	6,973,398	4,206,958	3,563,300	2,766,440
① 人権のまちづくり	158,000	0	158,000	120,000	38,000	38,000
② 子ども支援	210,000	0	210,000	43,400	166,600	166,600
③ 女性支援	720,000	0	720,000	507,100	212,900	212,900
④ 高齢者支援	720,000	0	720,000	120,000	600,000	600,000
⑤ 人材育成	605,000	0	605,000	145,440	459,560	459,560
⑥ 人権救済法	147,200	0	147,200	0	147,200	147,200
⑦ 産炭地関係	410,000	25,700	436,700	436,700	0	0
⑧ 研修会費	2,640,000	0	2,640,000	1,577,840	1,062,160	1,062,160
⑨ 費用弁償	70,000	0	70,000	42,000	28,000	28,000
⑩ その他の行動	1,100,000	34,820	1,134,820	1,134,820	564,000	564,000
⑪ 教宣費	5,000	0	5,000	0	5,000	5,000
⑫ 狭山	50,000	0	50,000	2,980	47,020	47,020
⑬ 書籍費	39,360	118	76,678	76,678	0	0
5 大会費	893,800	0	893,800	804,140	89,660	89,660
① 市協大会	50,000	0	50,000	30,000	20,000	20,000
② 県連大会	159,200	0	159,200	123,380	35,820	35,820
③ 全国大会	684,600	0	684,600	650,760	33,840	33,840
6 調査費	1,900,000	0	1,900,000	1,853,989	46,011	46,011
① 地区統括調査費	1,900,000	0	1,900,000	1,853,989	46,011	46,011
7 負担金	3,015,000	0	3,015,000	2,620,000	395,000	395,000
① 県連会費	2,565,000	0	2,565,000	2,565,000	0	0
② 負担金	450,000	0	450,000	55,000	395,000	395,000
8 渉外費	60,000	0	60,000	55,000	5,000	5,000
① 渉外費	40,000	△ 10,000	30,000	30,000	0	0
② 慶弔費	20,000	10,000	30,000	25,000	5,000	5,000
9 予備費	124,040	0	124,040	0	124,040	124,040
計	23,583,800	0	23,583,800	19,575,412	4,008,388	4,008,388

歳入 19,694,373  
一歳出 19,575,412  
繰越 118,961

2023年 4月 3日 会計監査済  
監査委員  
監査委員  
監査委員

(2023年4月1日～2024年3月31日迄)

2023年度部落解放同盟飯塚市協議会予算(案)

(2023年4月1日～2024年3月31日迄)

【歳入の部】

項目	費目	22年度予算	23年度予算	比較	23年度特定財源	23年度補助対象外
1 繰越金	① 繰越金	25,800	118,961	93,161	0	118,961
2 会費	① 会費	3,420,000	3,355,200	△64,800	0	3,355,200
3 補助金	① 補助金	20,028,000	20,028,000	0	20,028,000	0
4 カンパ金	① カンパ	100,000	100,000	0	0	100,000
5 雑収入	① 雑収入	10,000	10,000	0	0	10,000
合	計	23,583,800	23,612,161	28,361	20,028,000	3,584,161

【歳出の部】

項目	費目	22年度予算	23年度予算	比較	23年度補助対象	23年度補助対象外
1 人件費	小計	8,382,200	8,382,200	0	8,382,200	0
	① 専従役員給与	7,040,000	7,040,000	0	7,040,000	0
	② 通勤費	82,200	82,200	0	82,200	0
	③ 保険料	900,000	900,000	0	900,000	0
	④ 非常勤役員行動費	360,000	360,000	0	360,000	0
2 事務所費	小計	1,607,000	1,607,000	0	1,552,000	55,000
	① 維持費	400,000	400,000	0	400,000	0
	② 消耗品費	300,000	300,000	0	300,000	0
	③ 食糧費	40,000	40,000	0	0	40,000
	④ 委託料	1,000	1,000	0	1,000	0
	⑤ 通信費	300,000	300,000	0	300,000	0
	⑥ 印刷製本費	5,000	5,000	0	0	5,000
	⑦ 賃借料	531,000	531,000	0	531,000	0
	⑧ 備品費	10,000	10,000	0	0	10,000
	⑨ 事務所費その他	20,000	20,000	0	20,000	0
3 会議費	小計	690,000	690,000	0	690,000	0
	① 県委員会	90,000	90,000	0	90,000	0
② 市協委員会その他	600,000	600,000	0	600,000	0	
4 事業費	小計	6,911,760	6,911,760	0	6,246,000	665,760
	① 人権のまちづくり	158,000	158,000	0	158,000	0
	② 子ども支援	210,000	210,000	0	210,000	0
	③ 女性支援	720,000	720,000	0	720,000	0
	④ 高齢者支援	720,000	720,000	0	720,000	0
	⑤ 人材育成	605,000	605,000	0	598,800	6,200
	⑥ 人権救済法	147,200	147,200	0	147,200	0
	⑦ 産炭地関係	410,000	410,000	0	410,000	0
	⑧ 研修会費	2,640,000	2,640,000	0	2,640,000	0
	⑨ 費用弁償	70,000	70,000	0	70,000	0
	⑩ その他の行動	1,100,000	1,100,000	0	572,000	528,000
	⑪ 教宣費	5,000	5,000	0	0	5,000
	⑫ 狭山	50,000	50,000	0	0	50,000
⑬ 書籍費	76,560	76,560	0	76,560	0	
5 大会費	小計	893,800	893,800	0	843,800	50,000
	① 市協大会	50,000	50,000	0	0	50,000
	② 県連大会	159,200	159,200	0	159,200	0
③ 全国大会	684,600	684,600	0	684,600	0	
6 調査費	小計	1,900,000	1,864,000	△36,000	1,864,000	0
	① 地区統括調査費	1,900,000	1,864,000	△36,000	1,864,000	0
7 負担金	小計	3,015,000	2,966,400	△48,600	450,000	2,516,400
	① 県連会費	2,565,000	2,516,400	△48,600	0	2,516,400
② 負担金	450,000	450,000	0	450,000	0	
8 渉外費	小計	60,000	60,000	0	0	60,000
	① 渉外費	40,000	40,000	0	0	40,000
② 慶弔費	20,000	20,000	0	0	20,000	
9 予備費	小計	124,040	237,001	112,961	0	237,001
	① 予備費	124,040	237,001	112,961	0	237,001
合	計	23,583,800	23,612,161	28,361	20,028,000	3,584,161

【歳入の部】

区分	予算額 A	決算額 B	決算額の予算額に対する増減比較 B-A
1 繰越金	118,961	118,961	0
2 会費	3,355,200	3,376,800	21,600
3 飯塚市補助金	20,028,000	16,481,771	-3,546,229
4 カンパ金	100,000	55,000	-45,000
5 雑収入	10,000	44	-9,956
計	23,612,161	20,032,576	-3,579,585

【歳出の部】

区分	予算額 A	流用額 B	現計予算額 C(=A+B)	決算額 D(=E+F)	補助対象外 E	補助対象外 F	不用額 G(=C-D)
1 人件費	8,382,200	0	8,382,200	6,903,727	6,903,727	0	1,478,473
① 専従役員給与	7,040,000	0	7,040,000	5,890,000	5,890,000	0	1,150,000
② 通勤費	82,200	0	82,200	77,400	77,400	0	4,800
③ 保険料	900,000	0	900,000	696,327	696,327	0	203,673
④ 非常勤役員行動費	360,000	0	360,000	240,000	240,000	0	120,000
2 事務所費	1,607,000	0	1,607,000	1,482,773	1,482,773	92,983	83,034
① 維持費	400,000	0	400,000	379,276	379,276	0	20,724
② 消耗品費	300,000	50,794	350,794	350,794	350,794	0	0
③ 食糧費	40,000	91,790	131,790	0	0	91,790	0
④ 委託料	1,000	0	1,000	0	0	0	1,000
⑤ 通信費	300,000	0	300,000	274,148	274,148	0	25,852
⑥ 印刷製本費	5,000	0	5,000	0	0	0	5,000
⑦ 賃借料	531,000	△52,502	478,498	458,040	458,040	0	20,458
⑧ 備品費	10,000	0	10,000	0	0	0	10,000
⑨ 事務所費その他	20,000	1,708	21,708	20,515	20,515	1,193	0
3 会議費	690,000	0	690,000	386,760	386,760	0	303,240
① 県委員会	90,000	0	90,000	35,760	35,760	0	54,240
② 市協委員会その他	600,000	0	600,000	351,000	351,000	0	249,000
4 事業費	6,911,760	0	6,911,760	6,320,200	5,614,280	705,920	591,560
① 人権のまちづくり	158,000	97,300	255,300	255,300	255,300	0	0
② 子ども支援	210,000	△97,300	112,700	34,420	34,420	0	78,280
③ 女性支援	720,000	0	720,000	575,120	575,120	0	144,880
④ 高齢者支援	720,000	△586,500	133,500	133,500	133,500	0	0
⑤ 人材育成	605,000	△289,520	315,480	130,500	130,500	0	184,980
⑥ 人権救済法	147,200	0	147,200	0	0	0	147,200
⑦ 産炭地関係	410,000	132,880	542,880	542,880	542,880	0	0
⑧ 研修会費	2,640,000	618,790	3,258,790	3,258,790	3,258,790	0	0
⑨ 費用弁償	70,000	0	70,000	42,000	42,000	0	28,000
⑩ その他の行動	1,100,000	105,770	1,205,770	641,770	641,770	564,000	0
⑪ 教宣費	5,000	0	5,000	0	0	0	5,000
⑫ 狭山	50,000	18,580	68,580	68,580	68,580	0	0
⑬ 書籍費	76,560	0	76,560	73,340	73,340	0	3,220
5 大会費	893,800	0	893,800	316,460	294,860	21,600	577,340
① 市協大会	50,000	0	50,000	21,600	21,600	0	28,400
② 県連大会	159,200	0	159,200	77,480	77,480	0	81,720
③ 全国大会	684,600	0	684,600	217,380	217,380	0	467,220
6 調査費	1,864,000	0	1,864,000	1,799,371	1,799,371	0	64,629
① 地区統括調査費	1,864,000	0	1,864,000	1,799,371	1,799,371	0	64,629
7 負担金	2,966,400	0	2,966,400	2,577,810	2,577,810	0	388,590
① 県連会費	2,516,400	0	2,516,400	2,516,400	2,516,400	0	0
② 負担金	450,000	0	450,000	61,410	61,410	0	388,590
8 渉外費	60,000	10,000	70,000	67,000	67,000	0	3,000
① 渉外費	40,000	0	40,000	37,000	37,000	0	3,000
② 慶弔費	20,000	10,000	30,000	30,000	30,000	0	0
9 予備費	237,001	△61,790	175,211	0	0	0	175,211
計	23,612,161	0	23,612,161	19,947,084	16,481,771	3,465,313	3,665,077

歳入 20,032,576  
歳出 19,947,084  
繰越 85,492

2024年 4月 / 日 会計監査済

監査委員

監査委員

監査委員

2024年度部落解放同盟飯塚市協議会予算(案)

(2024年4月1日～2025年3月31日迄)

【歳入の部】

項目	費目	23年度予算	24年度予算	比較	24年度特定財源	24年度補助対象外
1 繰越金	① 繰越金	118,961	85,492	△ 33,469	0	85,492
2 会費	① 会費	3,355,200	3,247,200	△ 108,000	0	3,247,200
3 補助金	① 補助金	20,028,000	20,432,500	404,500	20,432,500	0
4 カンパ金	① カンパ	100,000	100,000	0	0	100,000
5 雑収入	① 雑収入	10,000	10,000	0	0	10,000
合 計		23,612,161	23,875,192	263,031	20,432,500	3,442,692

【歳出の部】

項目	費目	23年度予算	24年度予算	比較	24年度特定財源	24年度補助対象外
1 人件費	小計	8,382,200	8,382,200	0	8,382,200	0
	① 専従役員給与	7,040,000	7,040,000	0	7,040,000	0
	② 通勤費	82,200	82,200	0	82,200	0
	③ 保険料	900,000	900,000	0	900,000	0
	④ 非常勤役員行動費	360,000	360,000	0	360,000	0
2 事務所費	小計	1,607,000	1,287,000	△ 320,000	1,232,000	55,000
	① 維持費	400,000	80,000	△ 320,000	80,000	0
	② 消耗品費	300,000	300,000	0	300,000	0
	③ 食糧費	40,000	40,000	0	0	40,000
	④ 委託料	1,000	1,000	0	1,000	0
	⑤ 通信費	300,000	300,000	0	300,000	0
	⑥ 印刷製本費	5,000	5,000	0	0	5,000
	⑦ 賃借料	531,000	531,000	0	531,000	0
	⑧ 備品費	10,000	10,000	0	0	10,000
	⑨ 事務所費その他	20,000	20,000	0	20,000	0
3 会議費	小計	690,000	690,000	0	690,000	0
	① 県委員会	90,000	90,000	0	90,000	0
② 市協委員会その他	600,000	600,000	0	600,000	0	
4 事業費	小計	6,911,760	6,911,760	0	6,252,200	659,560
	① 人権のまちづくり	158,000	158,000	0	158,000	0
	② 子ども支援	210,000	210,000	0	210,000	0
	③ 女性支援	720,000	720,000	0	720,000	0
	④ 高齢者支援	720,000	720,000	0	720,000	0
	⑤ 人材育成	605,000	605,000	0	605,000	0
	⑥ 人権教育法	147,200	147,200	0	147,200	0
	⑦ 産炭地関係	410,000	410,000	0	410,000	0
	⑧ 研修会費	2,640,000	2,640,000	0	2,640,000	0
	⑨ 費用弁償	70,000	70,000	0	70,000	0
	⑩ その他の行動	1,100,000	1,100,000	0	572,000	528,000
	⑪ 教宣費	5,000	5,000	0	0	5,000
	⑫ 狭山	50,000	50,000	0	0	50,000
	⑬ 春祭費	76,560	76,560	0	0	76,560
5 大会費	小計	893,800	893,800	0	843,800	50,000
	① 市協大会	50,000	50,000	0	0	50,000
	② 県連大会	159,200	159,200	0	159,200	0
③ 全国大会	684,600	684,600	0	684,600	0	
6 活動調査費	小計	1,864,000	2,703,000	839,000	2,703,000	0
	① 支部活動調査費	1,864,000	2,703,000	839,000	2,703,000	0
7 負担金	小計	2,966,400	2,885,400	△ 81,000	329,300	2,556,100
	① 県連会費	2,516,400	2,435,400	△ 81,000	0	2,435,400
② 負担金	450,000	450,000	0	329,300	120,700	
8 渉外費	小計	60,000	60,000	0	0	60,000
	① 渉外費	40,000	40,000	0	0	40,000
② 慶弔費	20,000	20,000	0	0	20,000	
9 予備費	小計	237,001	62,032	△ 174,969	0	62,032
	① 予備費	237,001	62,032	△ 174,969	0	62,032
合 計		23,612,161	23,875,192	263,031	20,432,500	3,442,692

2024年度 部落解放同盟飯塚市協議会決算書

(2024年4月1日～2025年3月31日迄)

単位:円

【歳入の部】

区分	予算額 A	決算額 B	決算額の子算額に対する増減比較 B-A
1 繰越金	85,492	85,492	0
2 会費	3,247,200	3,268,800	21,600
3 飯塚市補助金	20,432,500	15,239,475	-5,193,025
4 カンパ金	100,000	43,000	-57,000
5 雑収入	10,000	3,014	-6,986
計	23,875,192	18,639,781	-5,235,411

【歳出の部】

区分	予算額 A	流用額 B	現計予算額 C(=A+B)	決算額 D(=E+F)		不用額 G(=C-D)
				補助対象 E	補助対象外 F	
1 人件費	8,382,200	0	8,382,200	6,370,324	2,011,876	2,011,876
① 専従役員給与	7,040,000	0	7,040,000	5,430,000	1,610,000	1,610,000
② 通勤費	82,200	0	82,200	74,200	8,000	8,000
③ 保険料	900,000	0	900,000	626,124	273,876	273,876
④ 非常勤役員行動費	360,000	0	360,000	240,000	120,000	120,000
2 事務所費	1,287,000	68,372	1,355,372	1,037,116	318,256	318,256
① 維持費	80,000	0	80,000	58,050	21,950	21,950
② 消耗品費	300,000	0	300,000	219,531	80,469	80,469
③ 食糧費	40,000	68,372	108,372	0	108,372	0
④ 委託料	1,000	0	1,000	0	1,000	1,000
⑤ 通信費	300,000	0	300,000	179,390	120,610	120,610
⑥ 印刷製本費	5,000	0	5,000	0	5,000	5,000
⑦ 賃借料	531,000	0	531,000	458,040	72,960	72,960
⑧ 備品費	10,000	0	10,000	0	10,000	10,000
⑨ 事務所費その他	20,000	0	20,000	13,733	6,267	6,267
3 会議費	690,000	0	690,000	491,560	198,440	198,440
① 県委員会	90,000	0	90,000	65,560	24,440	24,440
② 市協委員会その他	600,000	0	600,000	426,000	174,000	174,000
4 事業費	6,911,760	30,200	6,941,960	5,356,040	1,585,920	1,585,920
① 人権のまちづくり	158,000	9,500	167,500	167,500	0	0
② 子ども支援	210,000	0	210,000	133,460	76,540	76,540
③ 女性支援	720,000	46,560	766,560	766,560	0	0
④ 高齢者支援	720,000	△ 281,200	438,800	156,000	282,800	282,800
⑤ 人材育成	605,000	△ 56,060	548,940	38,980	509,960	509,960
⑥ 人権教育法	147,200	0	147,200	0	147,200	147,200
⑦ 産炭地関係	410,000	281,200	691,200	691,200	0	0
⑧ 研修会費	2,640,000	△ 148,300	2,491,700	1,955,280	536,420	536,420
⑨ 費用弁償	70,000	0	70,000	42,000	28,000	28,000
⑩ その他の行動	1,100,000	148,300	1,248,300	1,248,300	0	0
⑪ 教宣費	5,000	0	5,000	0	5,000	5,000
⑫ 狭山	50,000	10,000	60,000	60,000	0	60,000
⑬ 春祭費	76,560	20,200	96,760	96,760	0	96,760
5 大会費	893,800	0	893,800	261,320	632,480	632,480
① 市協大会	50,000	0	50,000	24,000	26,000	26,000
② 県連大会	159,200	0	159,200	77,480	81,720	81,720
③ 全国大会	684,600	0	684,600	159,840	524,760	524,760
6 活動調査費	2,703,000	0	2,703,000	2,577,000	126,000	126,000
① 支部活動調査費	2,703,000	0	2,703,000	2,577,000	126,000	126,000
7 負担金	2,885,400	△ 103,572	2,781,828	2,440,400	341,428	341,428
① 県連会費	2,435,400	0	2,435,400	0	2,435,400	2,435,400
② 負担金	450,000	△ 103,572	346,428	5,000	341,428	341,428
8 渉外費	60,000	0	60,000	58,000	2,000	2,000
① 渉外費	40,000	0	40,000	33,000	7,000	7,000
② 慶弔費	20,000	5,000	25,000	25,000	0	0
9 予備費	237,001	0	237,001	62,032	174,969	174,969
① 予備費	237,001	0	237,001	62,032	174,969	174,969
計	23,875,192	0	23,875,192	18,591,760	5,283,432	5,283,432

歳入 18,639,781  
歳出 18,591,760  
繰越 48,021

2025年 4月 2日 会計監査済  
監査委員  
監査委員  
監査委員

2025年度部落解放同盟飯塚市協議会予算(案)

(2025年4月1日～2026年3月31日迄)

【歳入の部】

項目	費目	24年度予算	25年度予算	比較	25年度特定財源	25年度補助対象外
1	繰越金	85,492	48,021	△ 37,471	0	48,021
2	会費	3,247,200	2,844,000	△ 403,200	0	2,844,000
3	補助金	20,432,500	20,287,500	△ 145,000	20,287,500	0
4	カンパ金	100,000	100,000	0	0	100,000
5	雑収入	10,000	10,000	0	0	10,000
	合 計	23,875,192	23,289,521	△ 585,671	20,287,500	3,002,021

【歳出の部】

項目	費目	24年度予算	25年度予算	比較	25年度補助対象	25年度補助対象外
1	人件費	8,382,200	8,363,000	△ 19,200	8,363,000	0
	①専従役員給与	7,040,000	7,040,000	0	7,040,000	0
	②通勤費	82,200	63,000	△ 19,200	63,000	0
	③保険料	900,000	900,000	0	900,000	0
	④非常勤役員行動費	360,000	360,000	0	360,000	0
2	事務所費	1,287,000	1,287,000	0	1,232,000	55,000
	①維持費	80,000	80,000	0	80,000	0
	②消耗品費	300,000	300,000	0	300,000	0
	③食糧費	40,000	40,000	0	0	40,000
	④委託料	1,000	1,000	0	1,000	0
	⑤通信費	300,000	300,000	0	300,000	0
	⑥印刷製本費	5,000	5,000	0	0	5,000
	⑦賃借料	531,000	531,000	0	531,000	0
	⑧備品費	10,000	10,000	0	0	10,000
	⑨事務所費その他	20,000	20,000	0	20,000	0
3	会議費	690,000	690,000	0	690,000	0
	①県委員会	90,000	90,000	0	90,000	0
②市協委員会その他	600,000	600,000	0	600,000	0	
4	事業費	6,911,760	6,935,200	23,440	6,307,200	628,000
	①人権のまちづくり	158,000	158,000	0	158,000	0
	②子ども支援	210,000	210,000	0	210,000	0
	③女性支援	720,000	720,000	0	720,000	0
	④高齢者支援	720,000	720,000	0	720,000	0
	⑤人材育成	605,000	605,000	0	605,000	0
	⑥人権救済法	147,200	147,200	0	147,200	0
	⑦産地関係	410,000	410,000	0	410,000	0
	⑧研修会費	2,640,000	2,640,000	0	2,640,000	0
	⑨費用弁償	70,000	70,000	0	70,000	0
	⑩その他の行動	1,100,000	1,100,000	0	627,000	473,000
	⑪教宣費	5,000	5,000	0	0	5,000
	⑫狭山	50,000	50,000	0	0	50,000
⑬書籍費	76,560	100,000	23,440	0	100,000	
5	大会費	893,800	894,300	500	844,300	50,000
	①市協大会	50,000	50,000	0	0	50,000
	②県連大会	159,200	159,700	500	159,700	0
③全国大会	684,600	684,600	0	684,600	0	
6	活動調査費	2,703,000	2,451,000	△ 252,000	2,451,000	0
	①支部活動調査費	2,703,000	2,451,000	△ 252,000	2,451,000	0
7	負担金	2,885,400	2,583,000	△ 302,400	400,000	2,183,000
	①県連会費	2,435,400	2,133,000	△ 302,400	0	2,133,000
②負担金	450,000	450,000	0	400,000	50,000	
8	渉外費	60,000	60,000	0	0	60,000
	①渉外費	40,000	40,000	0	0	40,000
②慶弔費	20,000	20,000	0	0	20,000	
9	予備費	62,032	26,021	△ 36,011	0	26,021
	①予備費	62,032	26,021	△ 36,011	0	26,021
	合 計	23,875,192	23,289,521	△ 585,671	20,287,500	3,002,021

令和2年度全日本同和会福岡県連合会飯塚支部協議会【予算書】(案)

【歳入の部】 (単位:円)

項目	費目	前年度予算額	予算額	増減額	備考	補助対応	自主財源
1 前年度繰越金	(小計)	641	2,272	1,631			2,272
	1 前年度繰越金	641	2,272	1,631			2,272
2 市補助金	(小計)	2,524,000	2,548,000	24,000		2,548,000	0
	1 市補助金	2,524,000	2,548,000	24,000		2,548,000	0
3 会費	(小計)	432,000	432,000	0	【自主財源】		432,000
	1 会費	432,000	432,000	0	400円×12ヶ月×90人		432,000
4 雑入	(小計)	10	10	0	【自主財源】		10
	1 預金利子等	10	10	0			10
合計		2,956,651	2,982,282	25,631		2,548,000	434,282

【歳出の部】 (単位:円)

項目	費目	前年度予算額	予算額	増減額	備考	補助対応	自主財源
1 行動費	(小計)	728,000	728,000	0		728,000	0
	1 役員専従行動費	728,000	728,000	0	支部長 16,000円×12ヶ月×1人 副支部長 8,000円×12ヶ月×1人 会計 8,000円×12ヶ月×1人 執行委員 4,000円×12ヶ月×7人 監査 4,000円(年額)×2人	728,000	0
2 旅費	(小計)	1,450,000	1,465,000	15,000	【一部自主財源】	1,338,000	127,000
	1 大会旅費	400,000	400,000	0	九州・全国大会等	378,000	27,000
	2 研修旅費	600,000	610,000	10,000	全国幹部研修、九州地区研修会等	584,000	45,000
	3 会議旅費	450,000	455,000	5,000	役員会議、三役会議、執行委員会議等	398,000	55,000
3 活動費	(小計)	352,000	352,000	0		352,000	0
	1 青年部	134,000	134,000	0	地域活動	134,000	0
	2 女性部	134,000	134,000	0	地域活動	134,000	0
	3 老人部	74,000	74,000	0	地域活動	74,000	0
	4 研修会費	10,000	10,000	0	地域での人権学習会等	10,000	0
4 事務局費	(小計)	170,000	180,000	10,000	【一部自主財源】	130,000	50,000
	1 事務消耗品等	170,000	180,000	10,000		130,000	50,000
5 慶弔費	(小計)	20,000	10,000	△10,000	【自主財源】	0	10,000
	1 慶弔費	20,000	10,000	△10,000		0	10,000
	2 交際費						
6 地協負担金	(小計)	216,000	216,000	0	【自主財源】	0	216,000
	1 地協負担金	216,000	216,000	0	200円×12ヶ月×90人	0	216,000
7 予備費	(小計)	20,651	31,282	10,631			31,282
	1 予備費	20,651	31,282	10,631			31,282
合計		2,956,651	2,982,282	25,631		2,548,000	434,282

令和2年度全日本同和会福岡県連合会飯塚支部協議会【決算書】

【歳入の部】 (単位:円)

項目	費目	予算額 A	決算額 B	備考	決算額の予算額に対する増減比率(A-B)
1 前年度繰越金	1 前年度繰越金	2,272	2,272		0
2 市補助金	1 市補助金	2,548,000	1,179,000		-1,369,000
3 会費	1 会費	432,000	432,000	【自主財源】400円×12ヶ月×90人	0
4 雑入	1 預金利子等	10	10	【自主財源】	-6
合計		2,982,282	1,613,276		-1,369,006

【歳出の部】 (単位:円)

項目	費目	予算額 A	流用額 B	現計予算額 C(A+B)	決算額 D(=E+F)		備考	不用額 G(=C-D)
					補助対象 E	補助対象外 F		
1 行動費	(小計)	728,000	0	728,000	728,000	0		0
	1 役員専従行動費	728,000	0	728,000	728,000	0	支部長 16,000円×12ヶ月×1人 副支部長 8,000円×12ヶ月×1人 会計 8,000円×12ヶ月×1人 執行委員 4,000円×12ヶ月×7人 監査 4,000円(年額)×2人	0
2 旅費	(小計)	1,465,000	0	1,465,000	143,000	0	一部自主財源	1,322,000
	1 大会旅費	400,000	0	400,000	0	0	九州・全国大会等 ※中止	400,000
	2 研修旅費	610,000	0	610,000	0	0	全国幹部研修会、九州地区研修会等 ※中止	610,000
	3 会議旅費	455,000	0	455,000	143,000	0	支部三役会議、執行委員会議等	312,000
							食糧費飲食費等	0
3 活動費	(小計)	352,000	0	352,000	342,000	0		10,000
	1 青年部	134,000	0	134,000	134,000	0	地域活動	0
	2 女性部	134,000	0	134,000	134,000	0	地域活動	0
	3 老人部	74,000	0	74,000	74,000	0	地域活動	0
	4 研修会費	10,000	0	10,000	0	0	地域での人権学習会等 中止	10,000
4 事務局費	(小計)	180,000	0	180,000	176,914	109,000	一部自主財源	3,086
	1 事務消耗品等	180,000	0	180,000	176,914	109,000		3,086
5 慶弔費	(小計)	10,000	0	10,000	0	0	自主財源	10,000
	1 慶弔費	10,000	0	10,000	0	0		10,000
6 地協負担金	(小計)	216,000	0	216,000	216,000	0	自主財源	0
	1 地協負担金	216,000	0	216,000	216,000	0	200円×12ヶ月×90人	0
7 予備費	(小計)	31,282	0	31,282	0	0		31,282
	1 予備費	31,282	0	31,282	0	0		31,282
合計		2,982,282	0	2,982,282	1,605,914	1,179,000		1,376,368

収入済額 1,613,276 円 - 支出済額 1,605,914 円 = 7,362 円 (繰越金)

令和3年3月28日 上記のとおり、相違ないと認めます。

会計監査

会計監査

令和3年度全日本同和会福岡県連合会飯塚支部協議会【予算書】(案)

【繰入の部】 (単位:円)

項目	費目	前年度予算額	予算額	増減額	備考	特定財源	自主財源
1 前年度繰越金	(小計)	2,272	7,362	5,090		0	7,362
	1 前年度繰越金	2,272	7,362	5,090		0	7,362
2 市補助金	(小計)	2,548,000	2,548,000	0		2,548,000	0
	1 市補助金	2,548,000	2,548,000	0		2,548,000	0
3 会費	(小計)	432,000	432,000	0	【自主財源】	0	432,000
	1 会費	432,000	432,000	0	400円×12ヶ月×90人	0	432,000
4 雑入	(小計)	10	10	0	【自主財源】	0	10
	1 預金利息等	10	10	0		0	10
合計		2,982,282	2,987,372	5,090		2,548,000	439,372

【繰入の部】 (単位:円)

項目	費目	予算額 A	決算額 B	備考	決算額の子算額に対する増減比率 B-A
1 前年度繰越金	1 前年度繰越金	7,362	7,362		0
2 市補助金	1 市補助金	2,548,000	2,548,000		0
3 会費	1 会費	432,000	432,000	【自主財源】 400円×12ヶ月×90人	0
4 雑入	1 預金利息等	10	10	【自主財源】	0
合計		2,987,372	2,987,372		0

【繰出の部】 (単位:円)

項目	費目	前年度予算額	予算額	増減額	備考	補助対応	自主財源
1 行動費	(小計)	728,000	728,000	0		728,000	0
	1 役員専従行動費	728,000	728,000	0	支部長 16,000円×12ヶ月×1人 副支部長 8,000円×12ヶ月×1人 会計 8,000円×12ヶ月×1人 執行委員 4,000円×12ヶ月×7人 監査 4,000円(年額)×2人	728,000	0
2 旅費	(小計)	1,465,000	1,465,000	0	【一部自主財源】	1,338,000	127,000
	1 大会旅費	400,000	400,000	0	九州・全国大会等	378,000	27,000
	2 研修旅費	610,000	610,000	0	全国幹部研修、九州地区研修会等	564,000	45,000
	3 会議旅費	455,000	455,000	0	役員会議、三役会議、執行委員会議等	396,000	55,000
3 活動費	(小計)	352,000	352,000	0		352,000	0
	1 青年部	134,000	134,000	0	地域活動	134,000	0
	2 女性部	134,000	134,000	0	地域活動	134,000	0
	3 老人部	74,000	74,000	0	地域活動	74,000	0
	4 研修会費	10,000	10,000	0	地域での人権学習会等	10,000	0
4 事務局費	(小計)	180,000	180,000	0	【一部自主財源】	130,000	50,000
	1 事務消耗品等	180,000	180,000	0		130,000	50,000
5 慶弔費	(小計)	10,000	10,000	0	【自主財源】	0	10,000
	1 慶弔費	10,000	10,000	0		0	10,000
6 地協負担金	(小計)	216,000	216,000	0	【自主財源】	0	216,000
	1 地協負担金	216,000	216,000	0	200円×12ヶ月×90人	0	216,000
7 予備費	(小計)	31,282	36,372	5,090		0	36,372
	1 予備費	31,282	36,372	5,090		0	36,372
合計		2,982,282	2,987,372	5,090		2,548,000	439,372

【繰出の部】 (単位:円)

項目	費目	予算額 A	流用額 B	現計予算額 C(A+B)	決算額		備考	不用額 G(=C-D)
					D(=E+F)	E		
1 行動費	(小計)	728,000	0	728,000	728,000	728,000	0	0
	1 役員専従行動費	728,000	0	728,000	728,000	728,000	0	0
2 旅費	(小計)	1,465,000	3,800	1,468,800	1,468,800	1,404,300	64,500	0
	1 大会旅費	400,000	△1,300	398,700	398,700	376,200	22,500	0
	2 研修旅費	610,000	8,300	618,300	618,300	588,300	30,000	0
	3 会議旅費	455,000	△3,200	451,800	451,800	439,800	12,000	0
3 活動費	(小計)	352,000	0	352,000	342,000	342,000	0	10,000
	1 青年部	134,000	0	134,000	134,000	134,000	0	0
	2 女性部	134,000	0	134,000	134,000	134,000	0	0
	3 老人部	74,000	0	74,000	74,000	74,000	0	0
	4 研修会費	10,000	0	10,000	0	0	0	10,000
4 事務局費	(小計)	180,000	17,458	197,458	197,458	73,700	123,758	0
	1 事務消耗品等	180,000	17,458	197,458	197,458	73,700	123,758	0
5 慶弔費	(小計)	10,000	0	10,000	10,000	0	10,000	0
	1 慶弔費	10,000	0	10,000	10,000	0	10,000	0
6 地協負担金	(小計)	216,000	0	216,000	216,000	0	216,000	0
	1 地協負担金	216,000	0	216,000	216,000	0	216,000	0
7 予備費	(小計)	36,372	△21,258	15,114	0	0	0	15,114
	1 予備費	36,372	△21,258	15,114	0	0	0	15,114
合計		2,987,372	0	2,987,372	2,962,258	2,548,000	414,258	25,114

収入済額 2,987,372 円 - 支出済額 2,962,258 円 = 25,114 円 (繰越金)

令和4年3月31日 上記のとおり、相違ないと認めます。

会計監査

会計監査

令和4年度全日本同和会福岡県連合会飯塚支部協議会【予算書】(案)

【歳入の部】 (単位:円)

項目	費目	前年度予算額	予算額	増減額	備考	特定財源	自主財源
1 前年度繰越金	(小計)	7,362	25,114	17,752		0	25,114
	1 前年度繰越金	7,362	25,114	17,752		0	25,114
2 市補助金	(小計)	2,548,000	2,548,000	0		2,548,000	0
	1 市補助金	2,548,000	2,548,000	0		2,548,000	0
3 会費	(小計)	432,000	432,000	0	【自主財源】	0	432,000
	1 会費	432,000	432,000	0	400円×12ヶ月×90人	0	432,000
4 雑入	(小計)	10	10	0	【自主財源】	0	10
	1 預金利息等	10	10	0		0	10
合計		2,987,372	3,005,124	17,752		2,548,000	457,124

【歳出の部】 (単位:円)

項目	費目	前年度予算額	予算額	増減額	備考	補助対応	自主財源
1 行動費	(小計)	728,000	728,000	0		728,000	0
	1 役員専従行動費	728,000	728,000	0	支部長 16,000円×12ヶ月×1人 副支部長 8,000円×12ヶ月×1人 会計 8,000円×12ヶ月×1人 執行委員 4,000円×12ヶ月×7人 監査 4,000円(年額)×2人	728,000	0
2 旅費	(小計)	1,465,000	1,465,000	0	【一部自主財源】	1,338,000	127,000
	1 大会旅費	400,000	400,000	0	九州・全国大会等	378,000	27,000
	2 研修旅費	610,000	610,000	0	全国幹部研修、九州地区研修会等	564,000	45,000
	3 会議旅費	455,000	455,000	0	役員会議、三役会議、執行委員会等	396,000	55,000
3 活動費	(小計)	352,000	352,000	0		352,000	0
	1 青年部	134,000	134,000	0	地域活動	134,000	0
	2 女性部	134,000	134,000	0	地域活動	134,000	0
	3 老人部	74,000	74,000	0	地域活動	74,000	0
	4 研修会費	10,000	10,000	0	地域での人権学習会等	10,000	0
4 事務局費	(小計)	180,000	180,000	0	【一部自主財源】	130,000	50,000
	1 事務消耗品等	180,000	180,000	0		130,000	50,000
5 慶弔費	(小計)	10,000	10,000	0	【自主財源】	0	10,000
	1 慶弔費	10,000	10,000	0		0	10,000
	2 交際費						
6 地協負担金	(小計)	216,000	216,000	0	【自主財源】	0	216,000
	1 地協負担金	216,000	216,000	0	200円×12ヶ月×90人	0	216,000
7 予備費	(小計)	36,372	54,124	17,752			54,124
	1 予備費	36,372	54,124	17,752			54,124
合計		2,987,372	3,005,124	17,752		2,548,000	457,124

【歳入の部】 (単位:円)

項目	費目	予算額	流用額	決算額	備考	補助対応額	自主財源
1 前年度繰越金	(小計)	25,114		25,114			25,114
	1 前年度繰越金	25,114		25,114			25,114
2 市補助金	(小計)	2,548,000		2,548,000		2,548,000	
	1 市補助金	2,548,000		2,548,000		2,548,000	
3 会費	(小計)	432,000		432,000			432,000
	1 会費	432,000		432,000	400円×12ヶ月×90人		432,000
4 雑入	(小計)	10		10			
	1 預金利息	10		10			
合計		3,005,124		3,005,124		2,548,000	457,114

【歳出の部】 (単位:円)

項目	費目	予算額	流用額	決算額	備考	補助対応額	自主財源
1 行動費	(小計)	728,000	0	728,000		728,000	0
	1 役員専従行動費	728,000	0	728,000	支部長 16,000円×12ヶ月×1人 副支部長 8,000円×12ヶ月×1人 会計 8,000円×12ヶ月×1人 執行委員 4,000円×12ヶ月×7人 監査 4,000円(年額)×2人	728,000	0
2 旅費	(小計)	1,465,000		1,398,650	一部自主財源	1,323,650	75,000
	1 大会旅費	400,000	△1,150	398,850	九州・全国大会等 ※会議旅費・研修旅費・干渉費より流用	368,850	30,000
	2 研修旅費	610,000	△78,700	531,300	全国幹部研修会、九州地区研修会等 ※予備費より流用	492,300	39,000
	3 会議旅費	455,000	135,00	468,500	支部三役会議、執行委員会等 ※大会旅費へ流用	462,500	-6,000
3 活動費	(小計)	352,000	0	342,000	※旅費へ流用	342,000	0
	1 青年部	134,000	0	134,000	地域活動	134,000	0
	2 女性部	134,000	0	134,000	地域活動	134,000	0
	3 老人部	74,000	0	74,000	地域活動	74,000	0
	4 研修会費	10,000	0	0	地域での人権学習会等 ※大会旅費へ流用	0	0
4 事務局費	(小計)	180,000	5,038	186,038	一部自主財源	154,350	31,688
	1 事務消耗品等	180,000	5,038	186,038	※旅費へ流用	154,350	
5 慶弔費	(小計)	10,000	0	10,000	自主財源	0	10,000
	1 慶弔費	10,000	0	10,000	食糧費飲食費 ※旅費へ流用	0	10,000
6 地協負担金	(小計)	216,000	0	216,000	自主財源	0	216,000
	1 地協負担金	216,000	0	216,000	200円×12ヶ月×90人	0	216,000
7 予備費	(小計)	54,124	0	54,124		0	54,124
	1 予備費	54,124	0	54,124	※大会旅費・研修旅費 ※旅費へ流用	0	54,124
合計		3,005,124		2,934,812		2,548,000	106,688

収入済額3,005,124円 - 支出済額2,934,812円 = 繰越金70,312円

令和4年3月31日 上記の通り、相違ないと認めます。

会計監査

会計監査

令和5年度全日本同和会福岡県連合会飯塚支部協議会【予算書】(案)

【収入の部】 (単位:円)

項目	費目	前年度予算額	予算額	増減額	備考	補助対応	自主財源
1 前年度繰越金	(小計)	25,114	70,312	45,198		0	70,312
	1 前年度繰越金	25,114	70,312	45,198		0	70,312
2 市補助金	(小計)	2,548,000	2,548,000	0		2,548,000	0
	1 市補助金	2,548,000	2,548,000	0		2,548,000	0
3 会費	(小計)	432,000	432,000	0	【自主財源】	0	432,000
	1 会費	432,000	432,000	0	400円×12ヶ月×90人	0	432,000
4 雑入	(小計)	10	10	0	【自主財源】	0	10
	1 預金利息等	10	10	0		0	10
合計		3,005,124	3,050,322	45,198		2,548,000	502,322

【支出の部】 (単位:円)

項目	費目	前年度予算額	予算額	増減額	備考	補助対応	自主財源
1 行動費	(小計)	728,000	728,000	0		728,000	0
	1 役員専従行動費	728,000	728,000	0	支部長 16,000円×12ヶ月×1人 副支部長 8,000円×12ヶ月×1人 会計 8,000円×12ヶ月×1人 執行委員 4,000円×12ヶ月×7人 監査 4,000円(年額)×2人	728,000	0
2 旅費	(小計)	1,465,000	1,465,000	0	【一部自主財源】	1,338,000	127,000
	1 大会旅費	400,000	400,000	0	九州・全国大会等	378,000	27,000
	2 研修旅費	610,000	610,000	0	全国幹部研修・九州地区研修会等	564,000	46,000
	3 会議旅費	455,000	455,000	0	役員会議、三役会議、執行委員会議等	396,000	59,000
3 活動費	(小計)	352,000	362,000	10,000		352,000	0
	1 青年部	134,000	134,000	0	地域活動	134,000	0
	2 女性部	134,000	134,000	0	地域活動	134,000	0
	3 老人部	74,000	74,000	0	地域活動	74,000	0
	4 研修会費	10,000	10,000	0	地域での人権学習会等	10,000	0
4 事務局費	(小計)	180,000	180,000	0	【一部自主財源】	130,000	50,000
	1 事務消耗品等	180,000	180,000	0		130,000	50,000
5 慶弔費	(小計)	10,000	10,000	0	【自主財源】	0	10,000
	1 慶弔費	10,000	10,000	0		0	10,000
6 地協負担金	(小計)	216,000	216,000	0	【自主財源】	0	216,000
	1 地協負担金	216,000	216,000	0	200円×12ヶ月×90人	0	216,000
7 予備費	(小計)	54,124	99,322	45,198		0	99,322
	1 予備費	54,124	99,322	45,198		0	99,322
合計		3,005,124	3,050,322	45,198		2,548,000	502,322

令和5年度全日本同和会福岡県連合会飯塚支部協議会【決算書】

【収入の部】 (単位:円)

項目	費目	予算額 A	決算額 B	備考	決算額の予算額に対する増減比較 E
1 前年度繰越金	1 前年度繰越金	70,312	70,312		0
2 市補助金	1 市補助金	2,548,000	2,548,000		0
3 会費	1 会費	432,000	432,000	【自主財源】 400円×12ヶ月×90人	0
4 雑入	1 預金利息等	10	10	【自主財源】	0
合計		3,050,322	3,050,322		0

【支出の部】 (単位:円)

項目	費目	予算額 A	流用額 B	現計予算額 C(=A+B)	決算額 D(=E+F)	補助対象 E	補助対象外 F	備考	不用額 G(=C-D)
1 行動費	(小計)	728,000	0	728,000	728,000	728,000	0		0
	1 役員専従行動費	728,000		728,000	728,000	728,000		支部長 16,000円×12ヶ月×1人 副支部長 8,000円×12ヶ月×1人 会計 8,000円×12ヶ月×1人 執行委員 4,000円×12ヶ月×7人 監査 4,000円(年額)×2人	0
2 旅費	(小計)	1,465,000	45,554	1,510,554	1,510,554	1,401,000	109,554	一部自主財源	0
	1 大会旅費	400,000	△4,446	395,554	395,554	352,000	43,554	九州・全国大会等 研修旅費へ流用	0
	2 研修旅費	610,000	36,700	646,700	646,700	598,700	48,000	全国幹部研修・九州地区研修会等 旅費、予備費より流用	0
	3 会議旅費	455,000	13,300	468,300	468,300	450,300	18,000	支部三役、執行委員会議等 予備費より流用	0
								食糧費飲食費等は自主財源	0
3 活動費	(小計)	352,000	0	352,000	342,000	342,000	0		10,000
	1 青年部	134,000		134,000	134,000	134,000	0	地域活動	0
	2 女性部	134,000		134,000	134,000	134,000	0	地域活動	0
	3 老人部	74,000		74,000	74,000	74,000	0	地域活動	0
	4 研修会費	10,000		10,000	0	0	0	地域での人権学習会等 中止	10,000
4 事務局費	(小計)	180,000	41,821	221,821	221,821	77,000	144,821	一部自主財源	0
	1 事務消耗品等	180,000	41,821	221,821	221,821	77,000	144,821	予備費より流用	0
5 慶弔費	(小計)	10,000	0	10,000	0	0	0	自主財源	10,000
	1 慶弔費	10,000	0	10,000	0	0	0		10,000
6 地協負担金	(小計)	216,000	0	216,000	216,000	0	216,000	自主財源	0
	1 地協負担金	216,000	0	216,000	216,000	0	216,000	200円×12ヶ月×90人	0
7 予備費	(小計)	99,322	△87,375	11,947	0	0	0		11,947
	1 予備費	99,322	△87,375	11,947	0	0	0		11,947
合計		3,050,322	0	3,050,322	3,018,375	2,548,000	470,375		31,947

収入済額 3,050,322 円 - 支出済額 3,018,375 円 = 31,947 円 (繰越金)

令和6年3月31日 上記のとおり、相違ないと認めます。

会計監査

会計監査



令和7年度全日本同和会福岡県連合会飯塚支部協議会【予算書】(案)

【収入の部】

(単位：円)

項目	費目	前年度予算額	予算額	増減額	備考	補助対応	自主財源
1	前年度繰越金	(小計) 31,947	12,554	△ 19,393		0	12,554
	1 前年度繰越金	31,947	12,554	△ 19,393		0	12,554
2	市補助金	(小計) 2,548,000	2,548,000	0		2,548,000	0
	1 市補助金	2,548,000	2,548,000	0		2,548,000	0
3	会費	(小計) 432,000	432,000	0	【自主財源】	0	432,000
	1 会費	432,000	432,000	0	400円×12ヶ月×90人	0	432,000
4	雑入	(小計) 10	10	0	【自主財源】	0	10
	1 預金利子等	10	10	0		0	10
合 計		3,011,957	2,992,564	△ 19,393		2,548,000	444,564

【出の部】

(単位：円)

項目	費目	前年度予算額	予算額	増減額	備考	補助対応	自主財源
1	行動費	(小計) 728,000	728,000	0		728,000	0
	1 役員専従行動費	728,000	728,000	0	支部長 16,000円×12ヶ月×1人 副支部長 8,000円×12ヶ月×1人 会計 8,000円×12ヶ月×1人 執行委員 4,000円×12ヶ月×7人 監査 4,000円(年額)×2人	728,000	
2	旅費	(小計) 1,465,000	1,465,000	0	【一部自主財源】	1,338,000	127,000
	1 大会旅費	400,000	400,000	0	九州・全国大会等	378,000	27,000
	2 研修旅費	610,000	610,000	0	全国幹部研修、九州地区研修会等	564,000	45,000
	3 会議旅費	455,000	455,000	0	役員会議、三役会議、執行委員会等	396,000	55,000
3	活動費	(小計) 352,000	352,000	0		352,000	0
	1 青年部	134,000	134,000	0	地域活動	134,000	
	2 女性部	134,000	134,000	0	地域活動	134,000	
	3 老人部	74,000	74,000	0	地域活動	74,000	
	4 研修会費	10,000	10,000	0	地域での人権学習会等	10,000	
4	事務局費	(小計) 180,000	180,000	0	【一部自主財源】	130,000	50,000
	1 事務消耗品等	180,000	180,000	0		130,000	50,000
5	慶弔費	(小計) 10,000	10,000	0	【自主財源】	0	10,000
	1 慶弔費	10,000	10,000	0			10,000
	2 交際費						
6	地協負担金	(小計) 216,000	216,000	0	【自主財源】	0	216,000
	1 地協負担金	216,000	216,000	0	200円×12ヶ月×90人		216,000
7	予備費	(小計) 60,957	41,564	△ 19,393		0	41,564
	1 予備費	60,957	41,564	△ 19,393			41,564
合 計		3,011,957	2,992,564	△ 19,393		2,548,000	444,564

# 敬老祝金支給事業について事業の変更内容と検討経過がわかるもの

## ●敬老祝金支給事業の変更内容

令和7年度

○敬老祝品(カタログより選択)

表1

対象者	祝品
77歳	6,000 円相当
88歳	10,000 円相当
99歳	15,000 円相当
100歳以上	20,000 円相当

令和8年度

○敬老祝金

表2

対象者	祝金
77歳	—
88歳	10,000 円
99歳	—
100歳以上	20,000 円



## ●敬老祝金支給事業の検討経過

※合併協定項目:高齢者福祉事業の取扱い(事務事業名:長寿祝金)…実施の有無:新市において実施する。対象:70歳以上 祝金(支給額:一律5,000円)

○平成18年度(合併1年目)…祝金(満70歳以上 一律5,000円)

○平成19年度…祝金の対象者・金額の見直し(理由:行財政改革の一環として見直しを行ったため。)

[変更内容] 対象者(金額):77歳(8,000円)・88歳(15,000円)・99歳(20,000円)・100歳以上(30,000円)

当該年度の4月1日において対象年齢である者、当該年度の4月1日から8月1日(基準日)までの間に引き続き市内に住民登録がある者

○令和5年度…支給内容・金額の見直し(理由:令和4年度事務事業評価の二次評価において、経済効果を意図して市内で使えるカタログギフトにするなど、副次的な効果についても検討されたい旨の評価結果を受け、事務の軽減等も含め検討し見直しを行った。)

[変更内容] 支給内容: 祝金(現金を本人の口座へ振り込み) → 祝品(カタログより希望の品を選択)

金額: 77歳(6,000円相当)・88歳(10,000円相当)・99歳(15,000円相当)・100歳以上(20,000円相当)

○令和8年度…支給内容・対象者の見直し(理由:今後高齢化率の上昇や平均寿命の延伸等、高齢者人口が相対的に増加していくことが想定される等)

[変更内容] 支給内容: 祝品(カタログより希望の品を選択) → 祝金(現金を本人の口座へ振り込み)

対象者: 77歳・88歳・99歳・100歳以上 → 88歳・100歳以上

# 障がい当事者団体等活動補助金の交付団体の名称、交付額、概要

社会・障がい者福祉課

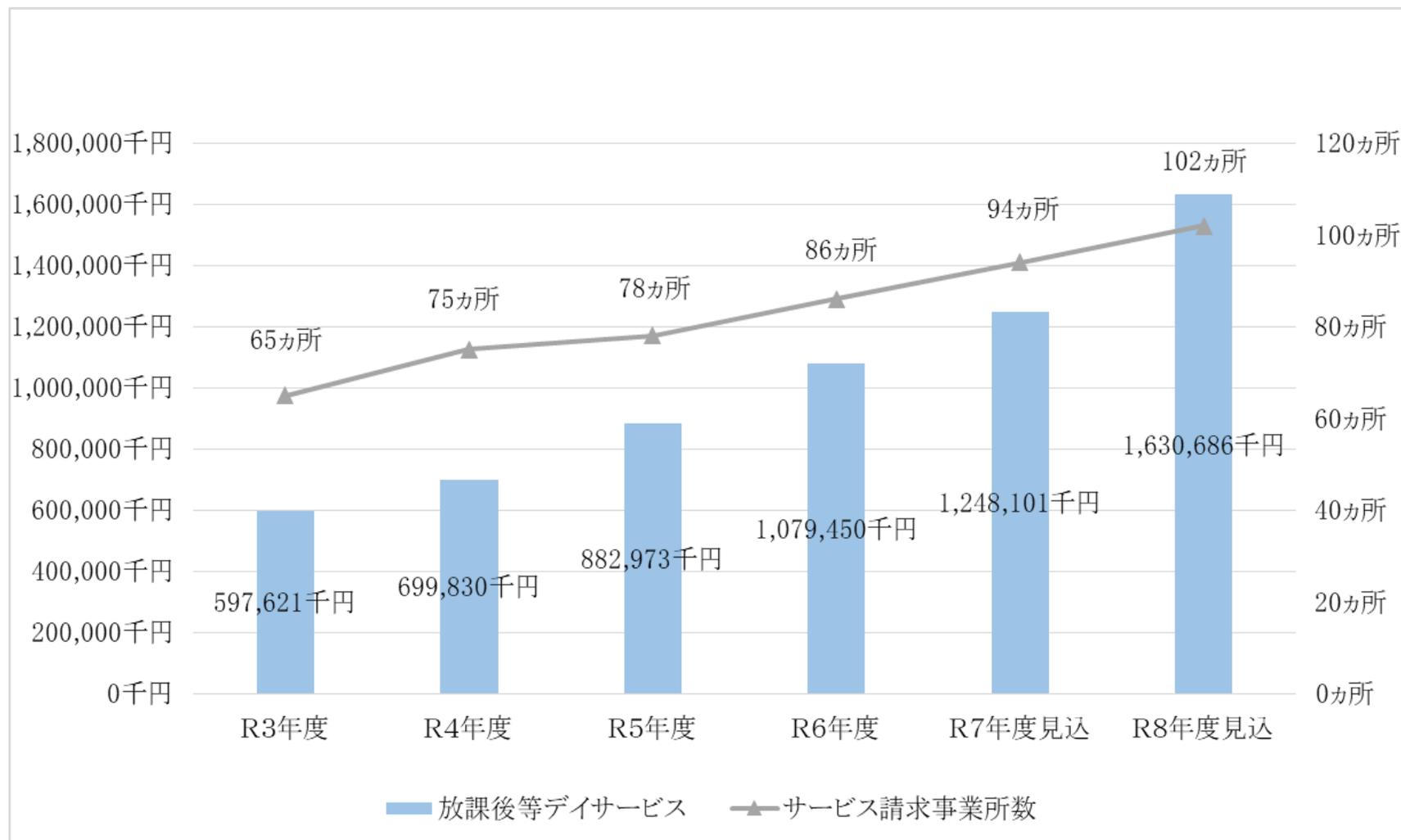
(単位:円)

交付団体名	交付額	概 要
飯塚市身体障害者福祉協会	136,000	第4回福岡県障がい者スポーツ大会参加事業
	11,000	福岡県障がい者ペタンク大会参加事業及び飯塚市さわやかスポーツ大会参加事業
	118,000	飯塚市身体障害者福祉協会研修旅行事業
	91,000	SAGAパラスポ2025参加事業及び福岡県障がい者GD大会参加事業
飯塚市手をつなぐ親の会	119,000	親子研修交流会事業
	12,000	防災懇談会事業
	31,000	ボウリング大会事業
	43,000	フライングディスク大会事業
	85,000	手をつなぐ育成会福岡県大会研修会事業
嘉飯山地区精神障害者家族会いずみ会	82,000	家族による家族学習会事業
おやこdeえんじょい	21,000	医療的ケア児ピアサポート事業(タッチケア)
	19,000	医療的ケア児ピアサポート事業(アート体験①)
	15,000	医療的ケア児ピアサポート事業(アート体験②)
	23,000	医療的ケア児ピアサポート事業(講話と相談会)
	30,000	医療的ケア児ピアサポート事業(ヒーリング)
	18,000	みんなdeハロウィン
	27,000	こどものヘアカット
	131,000	みんなdeマルシェ
	5,000	ふれあいアートフェスタ出展事業
スイーツ飯塚	200,000	ピープルファースト「神奈川大会」参加事業
飯塚市聴覚障害者協会	183,000	飯塚市聴覚障害者協会研修旅行事業
(団体数 計6団体)	1,400,000	(事業数 計21事業)

※令和7年度決算見込み(令和8年2月16日時点)

# 放課後等デイサービス給付費の推移がわかるもの

社会・障がい者福祉課



## 集会所等整備事業費に関する経過とスケジュール

人権・同和政策課

(単位:千円)

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	合計
集会所等整備事業費	32,070	13,430	8,931	7,463	30,267	18,942	3,430	3,057	19,595	3,342	6,036	7,970	21,393	175,926
(内訳)														
低環境集会所整備事業費	8,640	4,679			9,924								14,188	37,431
集会所整備事業費	23,430		8,763	4,304	14,405	12,587			19,595	3,342	6,036	1,260	7,205	100,927
低環境集会所移譲事業費					5,938	3,048		3,057						12,043
集会所移譲事業費		8,751	168	3,159		3,307	3,430					6,710		25,525

※令和6年度までは決算額、令和7年度は予算額、令和8年度は当初予算額。

※計画については、地元調整が必要となるため年次計画の作成をしていない。

# 保育に従事する職員の配置に係る資料

保育課

令和8年1月1日時点

公私立	種別	施設名	定員	入所者数	保育士数						保育士過不足	保育補助者	
					定員に対する必要数	入所数に対する必要数	常勤	非常勤	正職	任期付及び再任用			会計年度
公立	保育所	菰田保育所	220	201	24	22	/	/	17	5	18	1	1
		穂波東保育所	180	144	20	16			16	4	8	2	2
		筑穂保育所	130	111	15	12			14	2	7	1	1
	こども園	庄内こども園	141	106	13	12			12	2	8	0	0
		穎田こども園	152	91	12	11			11	3	5	1	1
私立	保育園	明星保育園	160	148	18	16	15	7	/	/	/	6	0
		あじさい保育園	140	130	16	13	14	9				10	1
		あさひ保育園	120	135	15	16	15	8				7	1
		わかみず保育園	100	94	13	11	16	1				6	0
		飯塚保育園	80	85	9	10	13	2				5	2
		常楽寺保育園	110	113	13	12	16	4				8	0
		つぼみ保育園	70	83	8	8	12	6				10	0
		常葉保育園	60	72	6	7	13	2				8	0
		なのはな保育園	60	56	7	6	6	3				3	1
		たけのこ保育園	40	40	5	4	5	1				2	1
		庄内保育園	60	67	7	7	9	5				7	0
		愛の光保育園	90	88	9	10	15	2				7	0
		飯塚東保育園	120	125	14	15	20	3				8	0
		つはらたんぼぼ保育園	40	40	5	5	5	4				4	1
		枝国保育園	90	109	10	12	17	5				10	0
		つくしんぼ保育園	80	98	9	12	15	1				4	7
		飯塚らいむ保育園	100	112	11	12	14	4				6	2
		こども園	幸袋こども園	154	162	16	20	19				10	9
	愛宕幼稚園		220	287	21	24	27	12				15	13
	了専寺白菊幼稚園		155	179	10	13	17	3				7	4
	いぎすれんげ幼稚園		145	133	12	15	20	2				7	4
	さんない幼稚園		120	127	11	15	18	3				6	0
	ひかるこども園		100	94	11	12	10	7				5	2
	鯉田こども園		115	77	12	9	4	8				3	0
	潤野こども園		135	128	15	16	26	4				14	7
	ひばり保育園		100	102	12	13	17	3				7	1
	桜ヶ丘幼稚園		170	164	12	14	12	18				16	0
	横田こども園		95	98	10	13	22	2				11	3
	鎮西ひかる保育園		70	60	8	9	9	6				6	0
	ひまわり幼稚園	173	104	12	10	9	4	3				0	
穂波幼稚園	95	108	10	10	10	5	5	0					

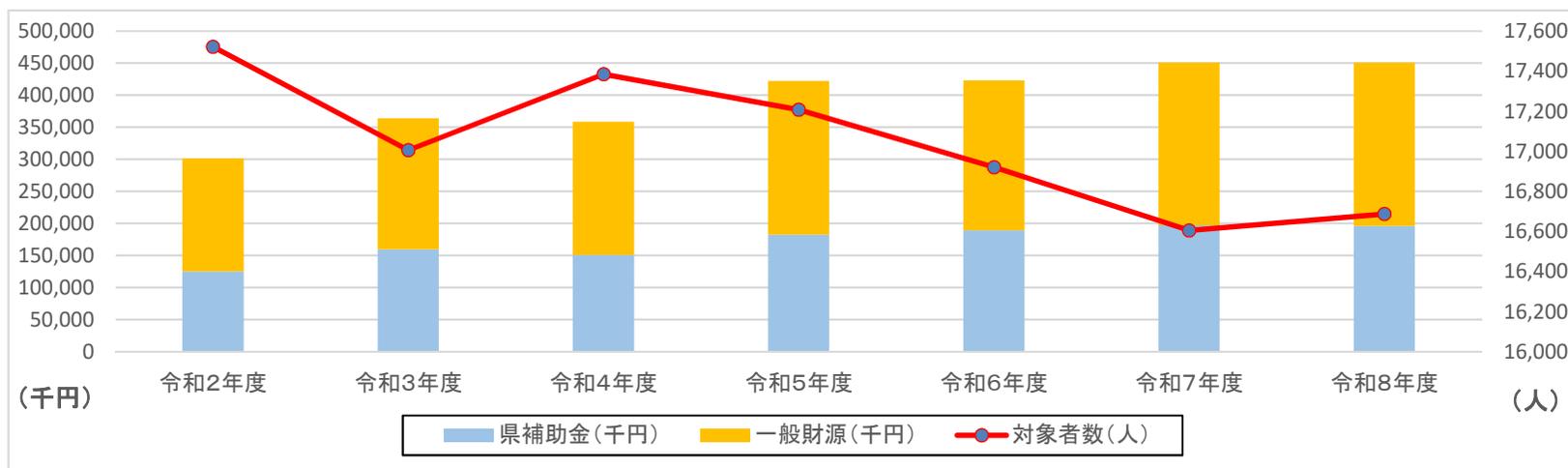
※こども園の定員、入所者数、保育士については、幼稚園部も含んでいる。

# 子ども医療費の推移表

医療保険課

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
対象者数(人)	17,521	17,005	17,385	17,207	16,920	16,605	16,687
前年比	100.4%	97.1%	102.2%	99.0%	98.3%	98.1%	100.5%
医療費(千円)	301,025	364,008	358,346	422,052	423,203	450,623	450,464
前年比	81.7%	120.9%	98.4%	117.8%	100.3%	106.5%	100.0%
県補助金(千円)	124,919	159,619	150,639	182,295	188,807	196,969	195,752
(補助金/医療費)	41.5%	43.9%	42.0%	43.2%	44.6%	43.7%	43.5%
一般財源(千円) (医療費-県補助金)	176,106	204,389	207,707	239,757	234,396	253,654	254,712

- ・令和2年度から令和6年度は決算額、令和7年度は決算見込額、令和8年度は予算額
- ・対象者数は4月－3月ベース、医療費については2月－1月ベース
- ・令和2年度医療費は新型コロナウイルス感染拡大による影響あり
- ・令和2年10月から入院外(通院)の助成対象者を小学6年生までから中学3年生までに拡大



# 街なか子育てひろば事業指定管理仕様書

## こども家庭課

### 街なか子育てひろば 管理運営仕様書

街なか子育てひろば指定管理者の仕様書

街なか子育てひろばの指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、条例及び規則に定めがあるもののほか、この仕様書による。

令和7年

飯塚市 こども未来部 こども家庭課

1. 趣旨	1
2. 施設の管理に関する基本的な考え方	1
3. 施設概要	1
4. 施設利用者数・利用料収入の実績	2
5. 開所時間及び休所日	2
6. 関係法令等の遵守	2
7. 指定管理者業務の範囲及び内容	2
8. 業務従事者について	5
9. 業務従事者の研修	5
10. 施設管理責任者の選任	5
11. 施設管理責任者の職務	6
12. 安全・防災対策等	6
13. 経費等について	6
14. 物品の帰属等	7
15. 備品等について	7
16. 業務を実施するにあたっての留意事項	7
17. 損害賠償について	8
18. 指定管理者と市とのリスク分担	8
19. 自動販売機の設置について	9
20. 飯塚市行政手続条例、行政事件訴訟法の適用について	9
21. 指定期間	9
22. 指定期間の満了	9
23. 協定の締結	9
24. 提出書類	10

#### 1. 趣旨

この仕様書は、指定管理者が行う、管理運営の基準及び業務の範囲、その他必要な事項について定めることを目的とする。

#### 2. 施設の管理に関する基本的な考え方

飯塚市子育て支援センター条例（平成23年10月5日第22号）第1条に定めるように、街なか子育てひろばは、子育てに対する不安等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進するため、地域における子育て支援の拠点施設で、その趣旨に則って管理・運営していくこと。

そのため、民間事業者のもつ創意工夫ある運営により、効果的かつ効率的な街なか子育てひろば運営を図ること。

施設の管理は、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 街なか子育てひろばは、本市の子育て支援に資することを目的とした施設であり、その趣旨に則って管理・運営していくこと。
- (2) 街なか子育てひろばの効率を最大限発揮し、利用者数の増大を図ること。
- (3) 効率的な運営を行い、利用者が繰り返し気持ちよく利用できるように努めること。
- (4) 地域住民や利用者の意見を管理運営に反映させること。

#### 3. 施設概要

##### (1) 建物概要

名称	街なか子育てひろば
所在地	飯塚市本町11番10号
敷地面積	726 m <sup>2</sup>
建築面積	1099.66 m <sup>2</sup> 1階528.31 m <sup>2</sup> 2階547.01 m <sup>2</sup> PH階24.34 m <sup>2</sup>
構造	鉄筋コンクリート造 2階建て
開設年	平成28年

##### (2) 施設内容

名称	部屋数
プレイルーム	1
親子サロン（食事スペース）	
授乳室	3
相談室	1
その他の付属施設	駐車場（約12台） エレベーター

#### 4. 施設利用者数・利用料収入の実績

##### (1) 利用状況

	区 分	利用者数
令和3年度	来所者数	7,841人
	出前講座	356人
	相談件数	297件
令和4年度	来所者数	12,021人
	出前講座	593人
	相談件数	544件
令和5年度	来所者数	19,287人
	出前講座	592人
	相談件数	519件

※街なか子育てひろばは、利用料金制を採用しておらず、使用料収入は、指定管理者の収入となるものではないので省略。

#### 5. 開所時間及び休所日

- (1) 飯塚市子育て支援センター条例（平成23年10月5日第22号）第7条による開所時間及び休所日は、次のとおりである。ただし、指定管理者は、あらかじめ飯塚市長の承認を得て、臨時に開所し、若しくは休所時間を変更することができる。

①開所時間 午前8時30分から午後5時まで

②休所日 12月31日から翌年1月3日

##### (2) 臨時休所日

① 清掃作業期間（1年1回 1日）

② その他災害等により市が開所を困難と判断したとき。

#### 6. 関係法令等の遵守

指定管理者は、公の施設としての公共性を十分認識したうえ、施設の管理運営にあたっては、次に掲げる法令等を遵守して、業務を履行しなければならない。

- (1) 地方自治法
- (2) 行政事件訴訟法
- (3) 個人情報の保護に関する法律及び飯塚市個人情報の保護に関する法律施行条例
- (4) 飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例
- (5) 飯塚市行政手続条例
- (6) 飯塚市情報公開条例
- (7) 飯塚市子育て支援センター条例

#### 7. 指定管理者業務の範囲及び内容

##### (1) 事業に関する業務

###### ① 遊びの広場に関する事務

月曜日から日曜日及び祝日（12月31日から翌年1月3日を除く）を開所し、就学前児童を対象とした施設として、子育て親子が気軽に集え交流できる子育て支援の拠点となる場所を提供すること。

##### ② 育児相談に関する業務

子育てに関する不安を軽減できるよう相談に応じ、街なか子育てひろばでの対応が困難な相談などは飯塚市に報告し関係機関との連携をとり必要な援助を行うこと。

##### ③ 育児講座に関する業務

子育て親子を対象に、子育て及び子育て支援に関する講習を月1回以上開催すること。

##### ④ 出前講座に関する業務

子育て親子が集まる場所にスタッフが定期的に出向き、必要な支援や見守りを行うこと。

##### ⑤ 地域活動支援に関する業務

子育て親子のニーズを把握し、地域の様々な情報や子育てに関する関連情報の提供を行うこと。

##### ⑥ 地域子育て支援拠点事業に関する業務

(ア) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進を行うこと。

身体計測・制作あそび・街なか散歩・おはなし会・誕生会（毎月1回）

夏祭り・クリスマス会等の行事等

(イ) 子育て等に関する相談、援助の実施を行うこと。

育児・発達についての相談・支援

(ウ) 地域の子育て関連情報の提供を行うこと。

発達相談、育児相談、保育所やこども園の入所に関する情報提供

飯塚市図書館との交流（図書館の本の貸し出し等）

近畿大学九州短期大学学生のボランティアの受入

(エ) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施を行うこと。

街なか子育てひろば・穂波・筑穂・庄内・颯田子育て支援センターとの合同育児講座等を実施  
※4支援センターと街なか子育てひろばで年10回以上（各センター担当2～3回）

(オ) 利用人数、事業実施結果報告は毎月5日までに市へ報告すること。

合同育児講座の実施結果報告は開催後7日以内に行う

##### ⑦ 利用者支援事業に関する業務

(ア) 利用者のニーズの把握、情報の集約と提供、相談、利用者が教育保育施設の地域の子育て支援事業を円滑に利用できるようにすること。

(イ) 関係機関との連絡、調整、協働の体制づくりを行うこと。

(ウ) 子育て支援を提供している機関、保健・医療・福祉の行政機関、関係団体に対して周知し連携を密にすること。

(エ) 積極的な広報・啓発活動を実施し利用者への周知を行うこと。

(オ) 利用者からの相談や経過について必要に応じ市へ報告し、適切な対応が図られるようにすること。

(カ) 利用者支援事業を円滑にするための必要な諸業務を行うこと。

##### ⑧ 広報に関する業務

(ア) ホームページへ月ごとの行事予定を掲載するため、前々月の月末までに市内4か所の子育て支援センター分を取りまとめ市子ども家庭課担当係へ報告すること。

(イ) 毎月の「おたより」の作成を行うこと。また、翌月の「おたより」を20日までに市子ども家庭課担当係にメールで提出すること。

(ウ) 施設外事業（講習や交流会）の開催は、利用者への周知及び市子ども家庭課担当係への連絡を確実にすること。

##### (2) 施設の運営に関すること

施設は常に清潔を保ち、かつ利用者が安全快適に利用できるよう管理運営し、関係法令等に定める基準を満たすこと。

なお、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、清掃、警備といった個々の業務の再委託について、あらかじめ市に書面による承諾を得た場合はこの限りではない。その場合は、すべて指定管理者の責任において行うものとし、本業務に関して指定管理者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて指定管理者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、指定管理者が負担するものとする。

ただし、保守点検を行う業務のうち、次の業務については市が指定する指名業者を指名すること。

- ① エレベーター保守点検
- ② 消防設備保守点検
- ③ 駐車場システム保守点検

(3) 施設及び設備の維持管理に関すること

- ① 施設の適正な運営のため、施設及び設備に関する以下の保守管理を行うこと。

(保守点検等業務に係る詳細は別紙のとおりとする。)

空調設備、消防設備、自動ドア、清掃(室内・1階フロア・階段・駐車場・外回り・遊具の点検・消毒)、その他機器の保守管理、小破修繕

- ② 施設及び設備は、正常に保持し、適正な利用に供するよう、必要に応じて施設の補修・修繕や部品交換を行うこと。

- ③ 備品の維持管理に関する業務
- ④ 衛生管理(空気環境測定検査、防鼠・昆虫駆除作業)に関する業務
- ⑤ 駐車場の維持管理に関する業務
- ⑥ その他施設の維持管理に関する業務

(4) 施設の利用に関すること

- ① 施設の利用受付業務
- ② 施設の利用許可・取消し、原状回復命令その他利用許可に関連する業務
- ③ 育児サークル、育児講座に関する業務
- ④ 利用状況など管理運営に係る事務
- ⑤ 相談業務
- ⑥ 情報の提供
- ⑦ 他支援センターとの連携業務

(5) 育児サークル、育児講座に関すること

- ① 開催する育児サークル、育児講座は子育て支援と子育て親子の交流の場の促進に資することを目的としたものとする。
- ② 施設の有効活用を図るための育児サークル、育児講座を開催することとする。
- ③ 他支援センターと連携し、育児講座の取りまとめを行うこととする。

(6) 各種帳簿管理に関すること

- ① 業務遂行にあたり、次の帳簿を街なか子育てひろばに備え管理に努めること。  
受付簿(新規登録書・受付簿)、相談記録簿(育児相談記録用紙)、業務日誌、育児講座受付簿、(育児講座受付表)、スタッフ勤務予定表、スタッフ出勤簿、備品台帳、緊急連絡簿
- ② 緊急連絡簿を作成し、契約締結後14日以内に市こども家庭課担当係へ提出すること。

- ③ 毎月25日までに、翌月分のスタッフ勤務予定表を市こども家庭課担当係へ提出すること。

(7) 業務報告に関すること

月別の利用状況並びに単年度別の利用集計及び事業報告書を作成し、提出すること。提出書類、提出期限は次のとおりとする。

① 月別

- ・利用状況表(日別利用集計)
- ・業務了報告書(前月分の利用状況報告表(日別利用集計)を添付) 毎月5日まで(ただし3月31日についてはこの限りではない)
- ・駐車場利用集計表(日別利用集計) 毎月5日まで
- ・利用者数集計(利用日別利用集計) 穂波福祉総合センターへ月末にFAXで提出

② 年度別

- ・事業実績報告書
- ・利用状況表(月別利用集計、前年度対比含む)
- ・駐車場利用集計表(月別利用集計)

(8) 自主事業に関すること

本市の子育て支援に資するため、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、指定管理者の責任と費用により、あらかじめ市長等の承認を得て自主事業を実施することができる。

(9) 文書等の管理・保存

指定管理者が指定管理業務に伴い作成し、又は受領する文書等は、適切に管理・保存することとする。

なお、指定期間終了時における文書等の帰属については、市と協議する。

## 8. 業務従事者について

- (1) 施設には施設管理責任者のほか必要な従事者を配置すること。
- (2) 指定管理者は、業務従事者が業務内容を恒常的に達成できるよう、従事者を次のとおりとする。  
3名以上の職員が常勤することとし、うち保育士有資格者と利用者支援専門員を各1名とする。  
ただし、保育士有資格者と利用者支援専門員は兼務可とする。

## 9. 業務従事者の研修

- (1) 施設の管理等にあたり、救急法、消火・消防法等必要な研修、訓練等を実施すること。
  - ① 指定管理者は施設内に設置しているAEDの使用方法について事前に研修を受講すること。
  - ② 指定管理者は、職員研修を実施し、関連法令等の遵守、接遇態度の向上等職員モラルを高め、利用者サービスの質の向上をはかること。
  - ③ 利用者支援事業についての研修を受講すること。
  - ④ 次の訓練を実施すること。
    - ア 火災避難訓練
    - イ 地震避難訓練
    - ウ 不審者侵入対応訓練(飯塚警察署生活安全課より指導をうけること)

## 10. 施設管理責任者の選任

指定管理者は、協定締結後、施設管理責任者を選任し、必要書類とともに市長等に届け出ること。

## 11. 施設管理責任者の職務

- (1) 施設、設備、器具等の安全管理に関すること。
- (2) 施設の設置者又は管理者と指定管理者間の調整に関すること。
- (3) 現場における従事者の指揮監督に関すること。
- (4) 適切な管理・運営に資するため、従事者の技術・マナーの向上に努めること。
- (5) 利用者等の事故、従事者の労働災害の防止に努めること。
- (6) 各種報告書の作成
- (7) その他指示事項に対する処置及び報告等

## 12. 安全・防災対策等

- (1) 基本的な事項  
施設の管理運営に当たっては、利用者等の安全を最優先すること。  
施設内の秩序を維持し、火災等の事故、盗難等の犯罪の発生を予防し、利用者が安心して利用できるように、常に心がけること。  
安全対策については、特に従事者間の連絡連携を徹底すること。
- (2) 業務内容  
ア 施設、設備、器具等については、常時点検を行い、未然の事故の防止に努め、必要に応じて施設内を巡回すること。  
イ 緊急時の対応、防災、防火、防犯対策等についてマニュアルを作成し、従事者の指導、訓練を行うこと。  
ウ 事故・災害等が発生した場合は、速やかに応急処置を講じるとともに、警察・消防・救急機関への通報、担当課に連絡を迅速に行うこと。  
エ 防火管理者として、防火管理者資格を有する者を選任すること。  
オ 施設の施設、警報設備の設定等を的確に行い、事故、犯罪等の防止に努めること。  
カ 飯塚市防災初動マニュアルに基づき、市の指示に従い災害時に対応すること。

## 13. 経費等について

- 施設の管理運営に要する経費を委託料として支払う。委託料及び支払時期については、別途協定書で定める。なお、収支予算書の作成については、前記4. 施設利用件数・利用者数の実績及び指定管理者の行う業務を参考にすること。
- (1) 収支予算書には、人件費（賃金・社会保険料・厚生費・退職引当金等）、事務費（消耗品、電話料等）、管理費（光熱水費等）、外部委託費、事業費等（自主事業経費）、租税公課費等、業務及び施設の利用者に必要とされる経費を含むこと。
  - (2) 本事業では利用料金制（使用料を指定管理者の収入とすること）は採用しない。施設の管理運営に要する管理経費は、市から支払う委託料をもって充てる。
  - (3) 管理口座・区分経費  
経費は、団体自体の口座とは別の口座で管理すること。  
指定管理者としての業務に係る経費とその他の業務に係る経費を区分して管理すること。
  - (4) 成果報告  
年度終了後、60日以内に業務の成果に関する報告を行うこと。  
・管理運営に係る経費の収支報告書

- ・その他必要と認める収支に関する帳簿及び帳票類
- (5) 立入検査について  
市長等は、必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等の現地検査を行う。

## 14. 物品の帰属等

- (1) 市長等が、指定管理者に対して委託代金により物品を購入させるときは、購入後の物品は市の所有に属するものとする。
- (2) 指定管理者は、市の所有に属する物品については、飯塚市の物品管理規則及び関係法令等の原則及び分類に基づいて管理を行うものとする。また、指定管理者は同規則に定められた物品出納簿等を備えてその保管にかかる物品を整理し、購入及び廃棄等の異動について定期的に市長等に報告しなければならない。
- (3) 指定管理者は、業務において使用する市の所有に属する物品については、飯塚市物品管理規則に基づき、同規則に定められた様式により、遅滞なく市長等に報告しなければならない。

## 15. 備品等について

- (1) 既に施設にある備品等については、市長等が無償で貸与する。
- (2) 指定管理者の故意又は過失により備品等を毀損滅失したときは、自己の費用により当該物同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。
- (3) 指定管理者は、本業務を実施するために備品等が必要な場合は、市長等と協議のうえ購入又は調達するものとする。

## 16. 業務を実施するにあたっての留意事項

- 業務を実施するにあたっては、次に掲げる項目について留意し、円滑に実施すること。
- (1) 業務上知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び飯塚市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年飯塚市条例第20号)により、適正な取り扱いをしなければならない。
  - (2) 市民が利用する公共施設の管理であることを認識し、飯塚市情報公開条例により、その管理運営についての透明性を高めるよう努めることとする。
  - (3) 再委託や物品調達などについて市内の企業等を積極的に活用することとする。  
なお、再委託については、市の事前の承諾を受けるとし、再委託先については、原則として、本社又は本店が市内にある事業者で飯塚市競争入札参加有資格者(以下「市内企業」という。)に発注することとする。  
ただし、次の場合はこの限りではない。
    - ① 市内企業に履行可能な業者がない場合。
    - ② 市内企業に限定することで、履行可能な業者が限られ競争性がない等の一定の理由がある場合。
  - (4) 職員の雇用等について、地元人材の雇用や障がい者、高齢者を積極的に雇用することとする。
  - (5) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
  - (6) 市及び市内にある他の類似施設との連携を図った運営に努めること。
  - (7) 指定管理者が施設の管理運営に係る基準等を策定する場合は、市長等と協議を行うこと。
  - (8) その他、仕様書に記載のない事項については、担当課とそのつど協議を行うこと。

17. 損害賠償について

施設の設置又は管理において利用者等に損害が生じた場合は国家賠償法第2条の規定により、管理業務の執行にあたっての指定管理者の行為が原因で利用者等に損害が生じた場合は国家賠償法第1条の規定により、施設の設置者たる飯塚市が賠償責任を負うこととなるが、指定管理者に故意又は過失があったときは、市は指定管理者に対し求償権を有することとなるので、指定管理者の負担により損害賠償保険に加入すること。

なお、建物火災保険については市が加入する。

18. 指定管理者と市とのリスク分担

- (1) 指定管理者と市とのリスク分担は、概ね次のとおりとする。規定した事項以外のことが発生した場合は、双方の協議によるものとする。

種 類	内 容	市	指定管理者
申請コスト	申請費用の負担		○
資金調達	必要な資金の確保		○
法令等の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
物価変動	予見できない著しい物価変動による経費の増		協議事項
賃金水準	賃金水準の大幅な変動による人件費の増		協議事項
金利変動	金利変動による経費の増		○
周辺地域・住民・利用者への対応	地域との協調		○
	指定管理業務に対する住民及び利用者からの苦情・要望等		○
	上記以外	○	
書類の瑕疵による損害	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	指定管理者が作成した書類等の誤りによるもの		○
施設の管理運営	施設の管理運営等		○
安全衛生管理	施設の安全衛生管理		○
施設、設備、備品等の損傷・修繕	経年劣化によるもの		○
	〃 (上記以外)	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの(1件50,000円未満の小規模なもの) 第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの(1件50,000円以上の大規模なもの)	○	○
個人情報保護	業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報の漏洩等による利用者等に対する対応		○
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生等		○
第三者への賠償	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	上記以外の場合	○	
利用者の被災	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○

	上記以外の場合	○	
不可抗力	風水害・地震・テロ・暴動等の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により生じた損害及び事業履行不能	○	
事故、災害等による施設の損傷の回復	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	上記以外	○	
事業終了時の費用	事業終了、指定取消しの場合の原状回復及び撤収費用		○
引継費用	施設運営の引継費用の負担		○
包括的管理責任	包括的な管理責任	○	

19. 自動販売機の設置について

指定管理者が自動販売機を設置することはできない。

20. 飯塚市行政手続条例、行政事件訴訟法の適用について

指定管理者には、各施設の条例により利用の許可、不許可などの行政処分を行うこととしているため、飯塚市行政手続条例(平成18年飯塚市条例第12号)が適用される。行政事件訴訟法による取消訴訟においては、指定管理者自身が被告となるとされている。

21. 指定期間

- (1) 指定期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。  
ただし、指定管理者が必要な指示に従わないとき、その他市が指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることがある。
- (2) 上記の場合において、指定管理者が被った損害については、市は賠償しない。また、取消しにおいて市が損害を被った場合には、指定管理者に損害賠償を求めることになる。

22. 指定期間の満了

指定期間の終了に際し、市が指定するものに本業務の引継ぎをし、その結果を市長等に報告し、管理物件を原状に回復し、空け渡さなければならない。  
市長等から貸与された備品等についても、返還しなければならない。

23. 協定の締結

- 指定候補者の指定の議案が議決されたときは、その旨を施設所管課が当該指定候補者に連絡し、その後、次の事項について協定を締結するものとする。  
市長等又は指定管理者において協定の改定が必要と認める場合は、協議するものとする。
- (1) 管理業務に関する事項  
(2) 市が支払う管理費用に関する事項

- (3) 事業の報告に関する事項
- (4) 指定管理者が施設の管理運営により取得した個人情報の保護に関する事項
- (5) 事故発生時の対応及び損害賠償に関する事項
- (6) 指定管理者の取り消しに関する事項
- (7) その他必要と認める事項

#### 24. 提出書類

指定管理者は、協定締結後次の書類を提出しなければならない。

- (1) 施設管理責任者選任届
- (2) 業務従事者名簿（経歴、資格を含む）
- (3) 職務分担表（配置計画、シフト表）
- (4) 緊急時の体制マニュアル（緊急連絡体制及び非常時出動体制表など）
- (5) その他指示する書類

(仕様書別紙1)

## 施設設備の保守点検管理業務仕様書

1

### I. エレベーター保守点検

建築基準法の規定に基づき、当該施設の機器・装置の点検をはじめ、清掃・給油・調整・消耗部品等の交換、品質検査など、機能を維持するため保守点検業務を行う。(建築基準法12条2項に基づく昇降機等の定期報告の代行を含む)

※遠隔監視メンテナンス設置

#### 1. 対象

##### (1) 点検・整備対象

- ①昇降路関係
- ②カゴ関係
- ③カゴ室関係
- ④乗場関係
- ⑤ピット関係
- ⑥付加装置

##### (2) 建築基準法に基づく定期検査立会い

#### 2. 実施期間

- ①定期点検 毎月1回
- ②定期検査及び報告代行 年1回

### II. 消防設備保守点検

消防法第17条の3の3に基づく消防用設備の作動、機能、外観及び総合点検業務を実施する。

#### 1. 業務内容

- ① 消火器
- ② 非常警報器具及び設備
  - ・非常電源
  - ・非常ベル・自動式サイレン
  - ・配線

#### 2. 保守点検の時期 定期点検 年2回及び緊急時

### III. 駐車場システム保守点検

駐車場システムの正常な動作のため、破損及び故障等による障害の未然防止と機能保持のため、保守点検及び調整業務を実施する。

#### 1. 保守対象機器

- (1) 入口機器

2

- (2) 出口機器
- (3) カーゲート
- (4) その他の機器

2. 保守点検の時期 年4回（4月・7月・11月・2月）及び緊急時

#### IV. 街なか子育てひろば清掃業務（トイレ）

施設の維持、保全及び環境衛生に留意し、清潔、爽快な環境を保持するため実施する。

##### 1. 業務内容

トイレ清掃

##### 2. 実施時期

作業時間は原則、月曜日から金曜日の8時30分から11時30分の間。

#### V. 街なか子育てひろば清掃委託業務（床・廊下等）

施設の維持、保全及び環境衛生に留意し、清潔、爽快な環境を保持するため実施する。

##### 1. 業務内容

施設内床、廊下清掃（ワックス塗布を含む）

窓ガラス清掃

##### 2. 実施時期 年1回

# 児童クラブ支援員配置状況等一覧(5年間)

学校教育課

03款 民生費 02項 児童福祉費 05目 青少年対策費

		二瀬	幸袋	立岩	飯塚東	飯塚	菰田	鯉田	片島	伊岐須	飯塚鎮西	椋本	高田	若菜	穂波東	上穂波	大分	内野	庄内	穎田	合計	
令和8年度	児童数	93	154	303	131	79	74	67	163	104	216	126	27	130	274	83	53	14	213	58	2,362	
	支援員数	主任	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	20
		主任以外	6	10	17	8	5	4	5	11	5	14	7	1	7	14	4	4	1	15	4	142
		合計	7	11	19	9	6	5	6	12	6	15	8	2	8	15	5	5	2	16	5	162
令和7年度	児童数	107	154	292	137	70	63	69	164	80	217	118	21	106	248	71	58	15	218	59	2,267	
	支援員数	主任	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	20
		主任以外	5	6	16	7	5	3	5	10	5	8	6	2	6	8	5	5	2	8	4	116
		合計	6	7	18	8	6	4	6	11	6	9	7	3	7	9	6	6	3	9	5	136
令和6年度	児童数	89	157	292	158	60	62	70	176	87	209	110	20	100	220	68	69	18	219	61	2,245	
	支援員数	主任	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	19
		主任以外	4	7	16	8	4	2	5	9	6	8	5	2	6	8	5	4	2	8	4	113
		合計	5	8	17	9	5	3	6	10	7	9	6	3	7	9	6	5	3	9	5	132
令和5年度	児童数	63	149	281	167	58	63	67	166	83	222	116	17	102	209	69	66	20	213	68	2,199	
	支援員数	主任	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	19
		主任以外	4	8	13	8	3	2	5	10	5	7	5	2	6	7	5	4	2	9	4	109
		合計	5	9	14	9	4	3	6	11	6	8	6	3	7	8	6	5	3	10	5	128
令和4年度	児童数	72	149	276	177	60	60	70	139	84	196	105	20	107	193	70	67	23	187	70	2,125	
	支援員数	主任	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	19
		主任以外	4	6	13	8	3	2	6	8	5	8	4	3	5	8	4	5	2	8	3	105
		合計	5	7	14	9	4	3	7	9	6	9	5	4	6	9	5	6	3	9	4	124

※令和4年度から令和7年度は10月1日時点の実績値。

※令和8年度の児童数及び支援員数は令和8年4月1日時点の見込み数。

# 児童センター運営委託料及び児童クラブ運営委託料の内訳

学校教育課

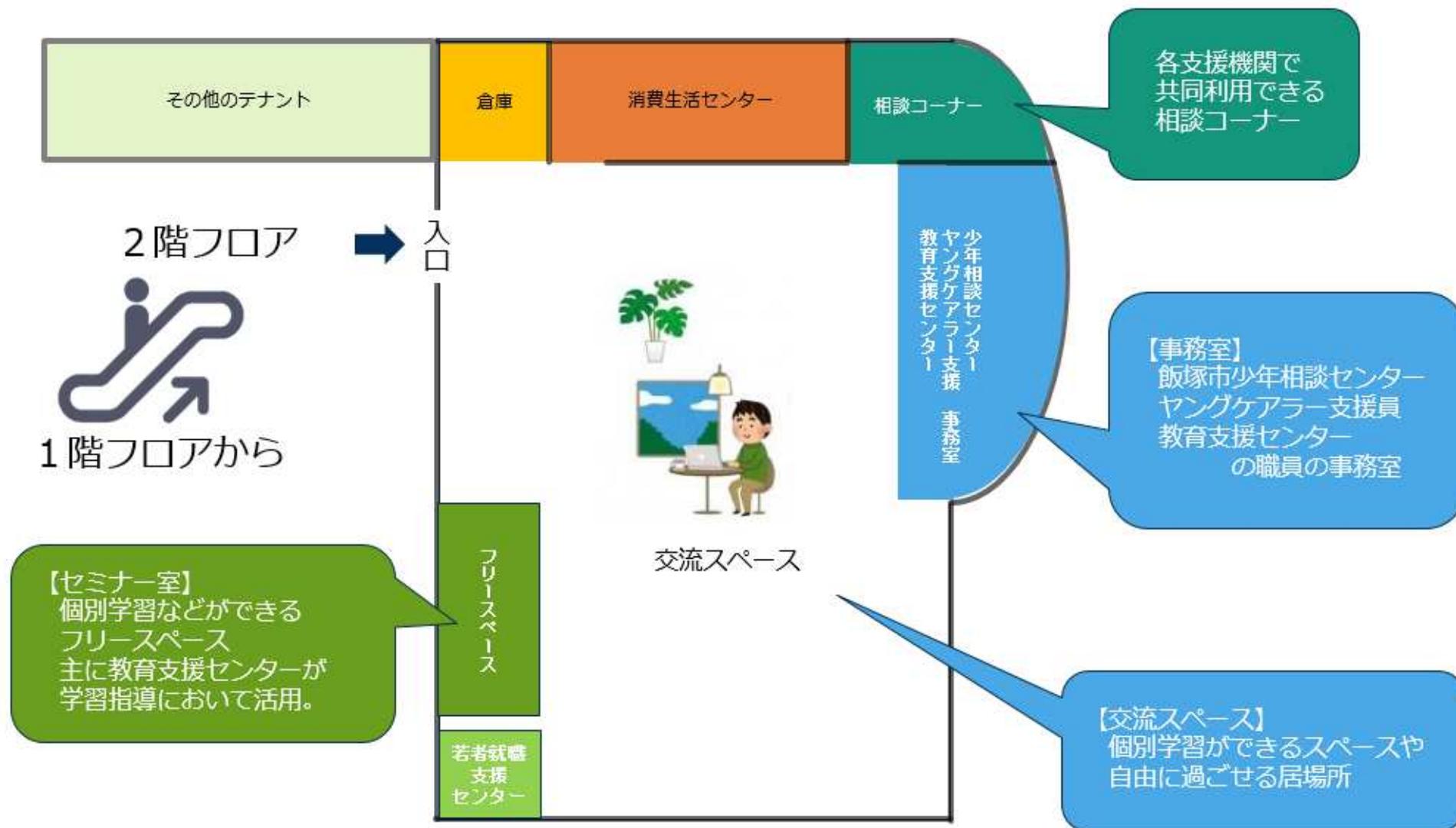
03款 民生費 02項 児童福祉費 05目 青少年対策費

(単位:千円)

事業名	令和8年度 予算額	事業概要	令和7年度 予算額	増減額
児童クラブ運営委託料	542,580	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を行う。</li> <li>・児童クラブ運営は令和8年度よりシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 九州・沖縄支店に委託。(プロポーザルにより令和8年度～令和10年度委託)</li> <li>・令和8年4月1日入所見込児童数2,362人(2,399人)、支援員見込数146人(102人)</li> <li>( )内は令和7年4月1日時点の実績数</li> </ul>	414,886	127,694
報酬等		・謝礼金、支援員人件費、事務局人件費、運営費(サポート委員会)		
需用費		・消耗品費(児童用・児童クラブ用・感染症対策用)、燃料費(ガソリン)、簡易な修繕、印刷製本費		
役務費		・通信運搬費(郵便料・携帯電話通信料・インターネット使用料・光電話使用料)、振込手数料、総合賠償責任保険		
使用料及び賃借料		・緊急時病院搬送用自動車借上料、アプリ使用料、PC借上料、複合機借上料		
負担金補助及び交付金		・支援員研修のテキスト代		
管理費		・車両管理費等、労務管理費		

事業名	令和8年度 予算額	事業概要	令和7年度 予算額	増減額
児童センター運営委託料	68,756	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童厚生施設としての児童館の運営事業。</li> <li>・児童センター運営は、児童クラブ運営と合わせて行っており、児童センターの利用者の97%以上が児童クラブ入所者である。</li> <li>・児童厚生員16名</li> </ul>	60,849	7,907
報酬等		・児童厚生員人件費		
需用費		・消耗品費、印刷製本費		
役務費		・総合賠償責任保険		
食糧費		・3世代ふれあい交流会のおやつ代		
管理費		・労務管理費		

# こども・若者プラザいくつかのレイアウト



# 扶助状況推移（過去10年間）

生活支援課  
(単位:千円)

種別 \ 年度	平成28年度	割合	平成29年度	割合	平成30年度	割合	令和元年度	割合	令和2年度	割合
生活扶助費	2,969,839	30.81%	2,849,557	29.30%	2,673,078	28.65%	2,503,011	28.12%	2,378,639	28.32%
住宅扶助費	997,198	10.35%	991,503	10.20%	992,571	10.64%	975,053	10.96%	961,006	11.44%
教育扶助費	71,353	0.74%	64,093	0.66%	52,843	0.57%	42,333	0.48%	41,471	0.49%
介護扶助費	192,608	2.00%	192,444	1.98%	207,086	2.22%	208,540	2.34%	203,629	2.43%
医療扶助費	5,321,637	55.21%	5,537,525	56.95%	5,322,077	57.04%	5,094,417	57.24%	4,745,877	56.51%
出産扶助費	8,494	0.09%	7,110	0.07%	3,384	0.04%	6,133	0.07%	5,391	0.07%
生業扶助費	34,221	0.35%	39,689	0.41%	33,375	0.36%	24,375	0.27%	20,294	0.24%
葬祭扶助費	14,905	0.15%	20,672	0.21%	18,457	0.20%	17,689	0.20%	13,631	0.16%
施設事務費	27,216	0.28%	20,352	0.21%	19,938	0.21%	23,488	0.26%	24,418	0.29%
就労自立給付費	1,640	0.02%	1,380	0.01%	1,933	0.02%	1,604	0.02%	1,158	0.01%
進学準備給付費					4,900	0.05%	3,100	0.04%	3,600	0.04%
合計	9,639,111	100.0%	9,724,325	100.0%	9,329,642	100.0%	8,899,743	100.0%	8,399,114	100.0%

種別 \ 年度	令和3年度	割合	令和4年度	割合	令和5年度	割合	令和6年度	割合	令和7年度	割合
生活扶助費	2,326,126	28.25%	2,330,263	27.78%	2,284,451	26.82%	2,205,505	26.06%	2,254,237	25.08%
住宅扶助費	961,640	11.68%	974,194	11.61%	968,743	11.37%	972,059	11.49%	964,682	10.73%
教育扶助費	38,675	0.47%	36,050	0.43%	35,711	0.42%	34,753	0.41%	38,247	0.43%
介護扶助費	200,096	2.43%	187,805	2.24%	173,296	2.04%	183,170	2.16%	198,410	2.21%
医療扶助費	4,638,930	56.34%	4,789,105	57.08%	4,974,677	58.41%	4,981,048	58.85%	5,425,639	60.37%
出産扶助費	2,132	0.03%	3,665	0.04%	3,382	0.04%	2,070	0.02%	3,836	0.04%
生業扶助費	19,460	0.24%	18,015	0.21%	21,550	0.25%	21,245	0.25%	30,135	0.34%
葬祭扶助費	16,681	0.20%	21,743	0.26%	25,756	0.30%	29,306	0.35%	31,116	0.34%
施設事務費	24,758	0.30%	26,816	0.32%	26,654	0.31%	28,540	0.34%	30,491	0.34%
就労自立給付費	1,083	0.01%	871	0.01%	1,497	0.02%	1,516	0.02%	2,964	0.03%
進学準備給付費	4,000	0.05%	1,300	0.02%	1,700	0.02%	4,300	0.05%	8,100	0.09%
合計	8,233,581	100.0%	8,389,827	100.0%	8,517,417	100.0%	8,463,512	100.0%	8,987,857	100.0%

※令和7年度は予算額

## 納骨堂整備に関する計画一覧

人権・同和政策課

	施設名	建設年	建築面積 (㎡)	実施年度	実績	実績額 (円)	計画	令和8年度 予算額 (円)
1	太郎丸二区納骨堂	S49	80.54	H22年度	屋根防水、外壁・位牌壇改修、電気設備	20,714,400		
2	川島納骨堂	H26	55.12	H25年度	新築(県道建設のため移転)【県から全額補償あり】	18,641,700		
3	秋松西納骨堂	S47	27.00	H26年度	外壁改修、屋根防水	3,758,400		
4	西鹿納骨堂	S49	19.33	H27年度	屋根・外壁防水	3,099,600		
5	山淵納骨堂	S44	7.80	H28年度	位牌壇改修、外壁防水	5,304,960		
6	高田納骨堂	S48	15.85	H29年度	位牌壇改修、外壁防水	5,519,880		
7	幸袋西町納骨堂	S45	64.50	H30年度	屋根・外壁防水	4,093,200		
8	畝割納骨堂	S43	85.00	H18年度	屋根防水	2,047,500		
				H19年度	位牌壇改修	13,030,000		
				H31年度	屋根・外壁防水	4,168,800		
9	潤野下区納骨堂	S51	179.95	H31年度	屋根・外壁防水	11,124,000		
10	柏の森金池納骨堂	S49	28.16	R2年度	屋根・外壁防水	4,290,000		
11	立納骨堂	S49	65.27	R2年度	屋根・外壁防水、位牌壇購入	18,867,200		
12	下三緒第三納骨堂	S41	28.15	R3年度	屋根・外壁防水	4,236,100		
13	南伊川納骨堂	S39	28.29	R4年度	アスベスト調査、屋根・外壁防水	4,922,500		
14	大日寺ノ尾納骨堂	S47	24.84	H20年度	位牌壇改修	5,932,500		
				R5年度	アスベスト調査、屋根・外壁防水	5,407,600		
15	目尾山ノ谷納骨堂	S50	28.16	H18年度	位牌壇改修	5,292,000		
				R5年度	アスベスト調査、外壁防水	4,061,200		
16	吉田納骨堂	S49	55.00	R5年度	アスベスト調査、屋根・外壁防水	8,048,700		

※令和6年度までは決算額。令和7年度は契約済額(R8.3.1現在)。令和8年度は当初予算額。

	施設名	建設年	建築面積 (㎡)	実施年度	実績	実績額 (円)	計画	令和8年度 予算額 (円)
17	浦田納骨堂	S51	58.50	R6年度	アスベスト調査、屋根・外壁防水	7,815,500		
18	上ノ原納骨堂	S53	33.00	R6年度	アスベスト調査、屋根・外壁防水	9,498,500		
19	氷屋納骨堂	S53	51.30	R6年度	アスベスト調査	456,500		
				R7年度	屋根・外壁防水	11,182,600		
20	小瀬隈納骨堂	S54	25.00	R6年度	アスベスト調査	410,300		
				R7年度	屋根・外壁防水	6,476,800		
21	木ノ下納骨堂	S56	25.00	R4年度	内壁の補修	650,100	R8 屋根・外壁防水	8,592,000
				R6年度	アスベスト調査	418,000		
22	大畑納骨堂	S56	45.45				R8 アスベスト調査	598,400
							R9 屋根・外壁防水	
23	小正五組納骨堂	S40	27.81	R7年度	アスベスト調査	499,400	R8 屋根・外壁防水	4,808,000
24	北勢田納骨堂	S62	52.33				R8 アスベスト調査	598,400
							R9 屋根・外壁防水	
25	小正納骨堂	H3	45.75				R9 アスベスト調査	
							R10 屋根・外壁防水	
26	庄内元吉納骨堂	S47	7.80	H19年度	屋根防水	1,207,500	R9 アスベスト調査	
							R10 屋根・外壁防水	
27	横田中央区納骨堂	H9	47.00	R6年度	アスベスト調査	499,400	R11 外壁防水	
				R7年度	屋根防水	1,947,000		
28	椿納骨堂	H11	47.49				R10 アスベスト調査	
							R11 屋根・外壁防水	
29	楽市東区納骨堂	S46	51.25	H22年度	屋根改修	1,207,500	R11 アスベスト調査	
							R12 屋根・外壁防水	
30	鶯塚納骨堂	S52	128.50	H27年度	屋根防水	1,274,400	R11 アスベスト調査	
							R12 屋根・外壁防水	

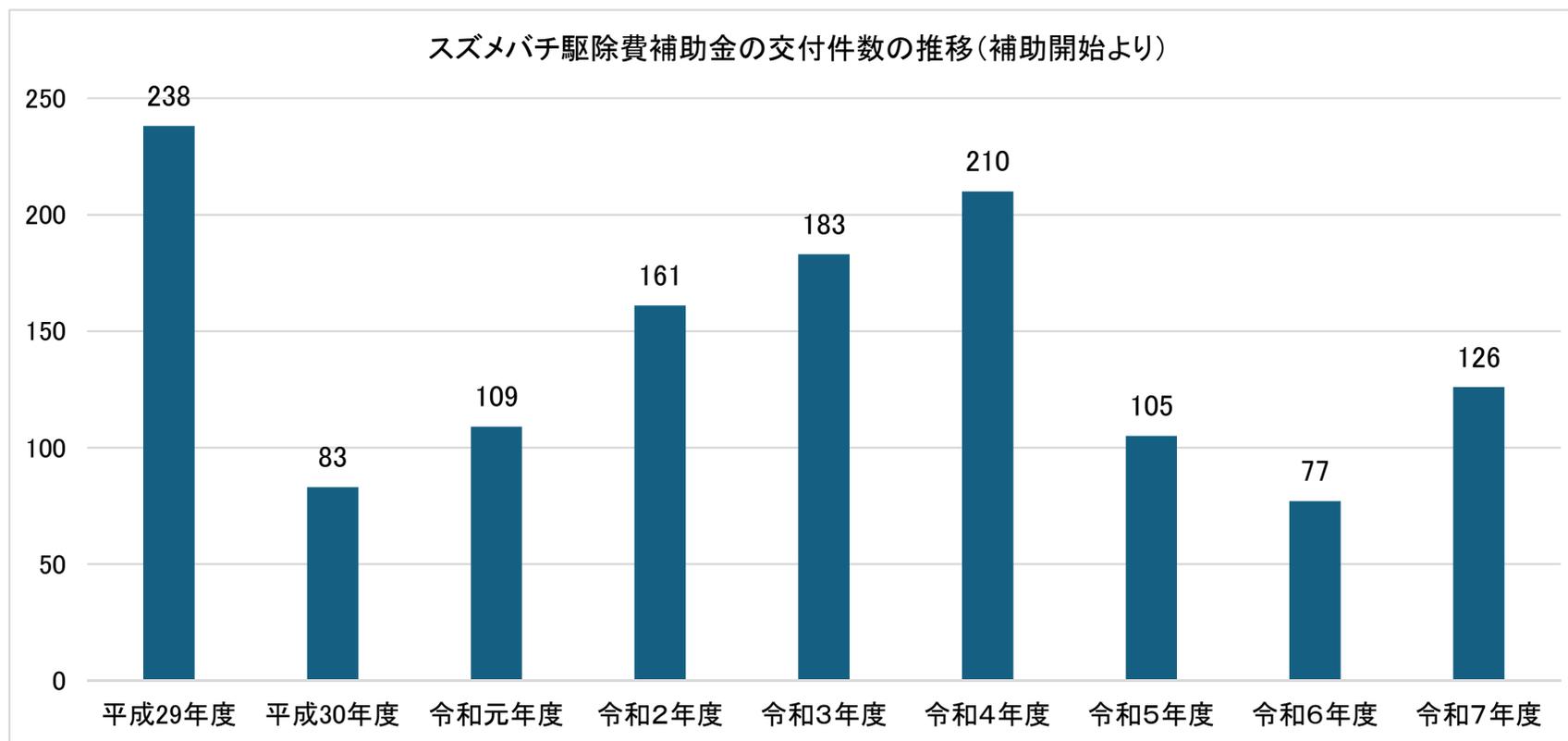
※令和6年度までは決算額。令和7年度は契約済額(R8.3.1現在)。令和8年度は当初予算額。

# スズメバチ駆除費補助金の交付件数の推移(補助開始より)

環境整備課

(単位:件)

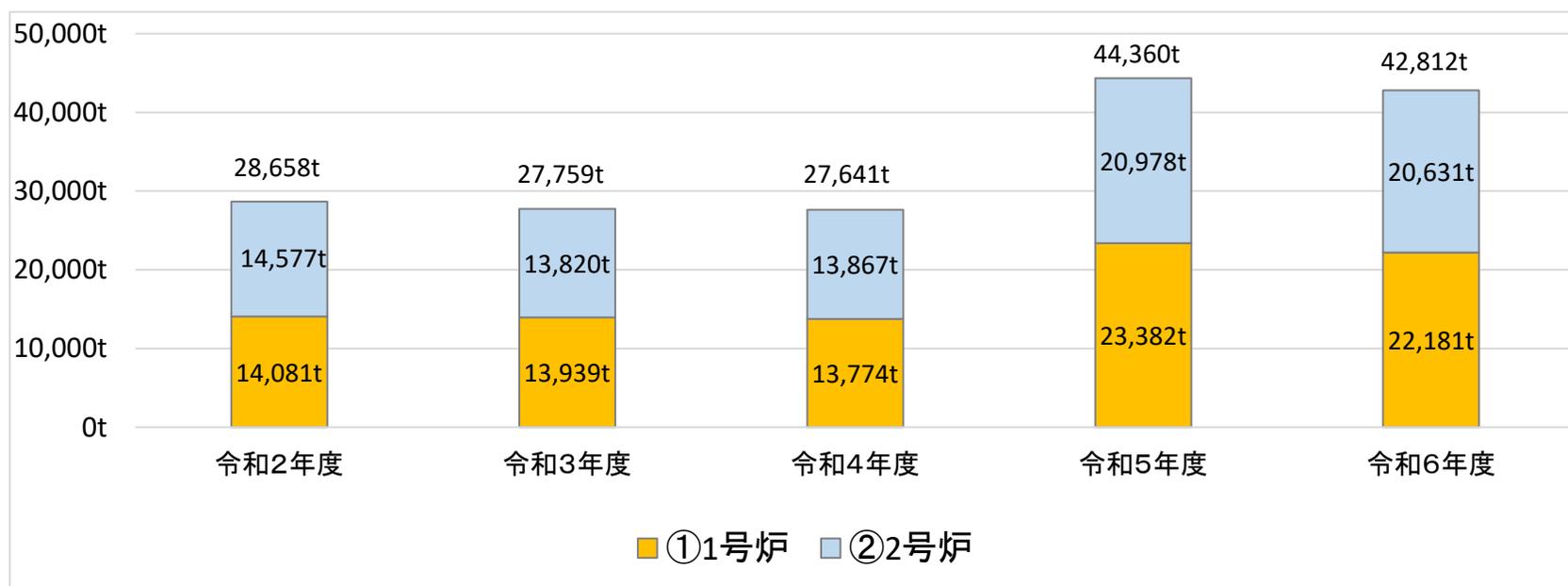
年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
交付件数	238	83	109	161	183	210	105	77	126



## ごみ処理状況の推移

環境対策課

項目	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	処理量	割合								
①1号炉	14,081t	49.13%	13,939t	50.21%	13,774t	49.83%	23,382t	52.71%	22,181t	51.81%
②2号炉	14,577t	50.87%	13,820t	49.79%	13,867t	50.17%	20,978t	47.29%	20,631t	48.19%
合計(①+②)	28,658t	100.00%	27,759t	100.00%	27,641t	100.00%	44,360t	100.00%	42,812t	100.00%



ごみ収集体制推移

環境対策課

収集年度		平成18年度～平成26年度	平成27年度～平成29年度	平成30年度～令和7年度	
		収 集 地 区			
収集業者	飯塚地区	飯塚市(直営)	○東地区(上三緒を除く) ○飯塚地区 ○立岩地区(立岩の一部、新飯塚の一部) ○片島地区 ○鯉田地区	○飯塚地区 ○立岩地区(立岩の一部、川島、久世ヶ浦、新飯塚、) ○片島地区 ○鯉田地区	○飯塚地区(東町の一部、本町、御幸町、吉原町の一部)○立岩地区(立岩の一部、新飯塚の一部)
		(有)森永産業	○二瀬地区(新高雄、伊川、千手地区を除く) ○幸袋地区(緑ヶ丘)		
		(有)石井産業	○鎮西地区 ○二瀬地区(新高雄、伊川、千手地区) ○幸袋地区(緑ヶ丘を除く)		
		(有)イブキアメニティサービス	○菰田地区 ○東地区(上三緒)	○菰田地区 ○東地区(下三緒の一部、上三緒、山内、三緒浦) ○立岩地区(柏の森の一部)	○飯塚地区(東町東の一部、徳前、西町の一部、向町)○鯉田地区(愛宕団地、市の間) ○立岩地区(立岩の一部、川島・久世ヶ浦・新飯塚の一部、柏の森の一部) ○菰田地区 ○東地区(下三緒の一部、上三緒、山内、三緒浦)
		(有)ファミリーエムケイ	—	○立岩地区(立岩の一部、芳雄、旧芳雄、柏の森の一部) ○東地区(下三緒の一部)	○飯塚地区(稻荷町、西町の一部、宮の下、吉原町の一部、リバーサイド) ○片島地区(片島勝盛) ○鯉田地区(鯉田上町、鯉田浦田、鯉田篠田、鯉田南町) ○立岩地区(立岩の一部、芳雄、旧芳雄、川島・久世ヶ浦・新飯塚の一部、柏の森の一部) ○東地区(下三緒の一部、東ヶ丘、柏の森ヒルズ)
(有)かいた環境開発工業	—	—	○鯉田地区(愛宕団地、市の間、鯉田上町、鯉田浦田、鯉田篠田、鯉田南町を除く) ○片島地区(片島栄町、片島本町、片島若宮)		

		収 集 地 区			
収集業者	穂波地区	(有)藤本組	穂波地区全域		
		(有)筑穂衛生	○浦田 ○筑穂元吉 ○嘉穂 ○馬敷 ○山口 ○長尾 ○市営住宅12 ○市営住宅13 ○市営住宅18 ○嘉穂(1・2組) ○栄町 ○阿恵 ○内野(三町、下揚、上揚) ○弥山 ○桑曲		
	穎田地区	(株)瀧本衛生	○うぐいす台 ○氷屋 ○長尾東団地 ○北古賀 ○平塚 ○出雲東 ○大野 ○久保山 ○内住本村 ○切畑 ○大分 ○黒石 ○鶯塚 ○大分駅前団地 ○長楽寺団地 ○楠台 ○片山 ○ニュータウン大分 ○大分駅西		
		(有)庄内衛生舎	庄内地区全域		
		(有)かいた環境開発工業	穎田地区全域		

※「穂波・筑穂・庄内・穎田地区」は、合併当時より収集地区の変更なし。

## 各ごみの手数料、処理量と処理単価(過去5年間)

環境対策課

年度	ごみ袋	区 分	ごみ処理手数料(円)	処理量(t)	処理単価(円)
令和2年度	可燃ごみ (自己搬入含む)	家庭系	279,325,200	28,658	9,747
		事業系	196,504,000		
	不燃ごみ (自己搬入含む)	家庭系	17,493,300	1,827	9,575
		事業系	3,300,000		
	かん・びん (自己搬入含む)	家庭系	12,458,600	380	32,786
		事業系	2,816,000		
令和3年度	可燃ごみ (自己搬入含む)	家庭系	285,384,000	27,759	10,281
		事業系	187,682,000		
	不燃ごみ (自己搬入含む)	家庭系	14,166,900	1,793	7,901
		事業系	2,508,000		
	かん・びん (自己搬入含む)	家庭系	11,596,200	347	33,418
		事業系	2,013,000		
令和4年度	可燃ごみ (自己搬入含む)	家庭系	242,739,200	27,641	8,782
		事業系	147,181,650		
	不燃ごみ (自己搬入含む)	家庭系	11,914,100	1,684	7,075
		事業系	2,148,300		
	かん・びん (自己搬入含む)	家庭系	9,556,250	350	27,304
		事業系	1,878,800		
令和5年度	可燃ごみ (自己搬入含む)	家庭系	231,984,500	44,360	5,230
		事業系	148,627,600		
	不燃ごみ (自己搬入含む)	家庭系	11,254,100	1,645	6,841
		事業系	3,003,000		
	かん・びん (自己搬入含む)	家庭系	9,545,800	350	27,274
		事業系	2,248,400		
令和6年度	可燃ごみ (自己搬入含む)	家庭系	230,417,000	42,812	5,382
		事業系	149,700,650		
	不燃ごみ (自己搬入含む)	家庭系	10,766,800	1,609	6,692
		事業系	2,325,400		
	かん・びん (自己搬入含む)	家庭系	8,883,600	335	26,518
		事業系	2,032,800		

※処理量:飯塚市クリーンセンター処理量

# 収集方法別収集量・収集費用

環境対策課

区分	収集地区	収集業者	収集方法	回収方法	委託料(円)	収集量(t)			
可燃	飯塚地区	直 営 (有)森永産業 (有)石井産業 (有)イブキアメニティサービス (有)ファミリーエムケイ (有)かいた環境開発工業	週2回／委託・直営	ステーション方式	525,892,400	1,020			
						17,471			
						穂波地区	(有)藤本組	個別収集	7,739
								筑穂地区	(有)筑穂衛生 株瀧本衛生
	庄内地区	(有)庄内衛生舎		個別収集		2,463			
				穎田地区		(有)かいた環境開発工業	ステーション方式	1,020	

区分	収集地区	収集業者	収集方法	回収方法	委託料(円)	収集量(t)
不燃	飯塚地区	直 営 (有)森永産業 (有)石井産業 (有)イブキアメニティサービス (有)ファミリーエムケイ (有)かいた環境開発工業	月1回／委託・直営	ステーション方式	28,299,700	35
						172
						253
						166
						95
						30
	穂波地区	(有)藤本組		個別収集		7,739
	筑穂地区	(有)筑穂衛生 株瀧本衛生		ステーション方式		845
				959		
庄内地区	(有)庄内衛生舎	個別収集	2,463			
穎田地区	(有)かいた環境開発工業	ステーション方式	1,020			

区分	収集地区	収集業者	収集方法	回収方法	委託料(円)	収集量(t)
かん・びん	飯塚地区	(有)森永産業 (有)石井産業 (有)豊国興産 (有)木山商会	月2回／委託	ステーション方式	81,692,600	136
						243
						81
						71
	穂波地区	(有)藤本組		個別収集		141
	筑穂地区	(有)筑穂衛生 株瀧本衛生		ステーション方式		32
				25		
	庄内地区	(有)庄内衛生舎		個別収集		61
穎田地区	(有)かいた環境開発工業	ステーション方式	28			

※委託料及び収集量は令和6年度分

# 可燃ごみ組成に関する資料

環境対策課

単位：％

令和6年度	検査項目	6月10日	9月10日	12月4日	3月3日	平均
	紙・布類	55.5	27.4	44.5	76.9	51.08
	合成樹脂・ゴム類	15.8	27.0	16.0	12.0	17.70
	木・竹・わら類	19.2	41.7	30.2	3.8	23.73
	厨芥類	1.9	2.4	6.2	7	4.38
	不燃物類	1.4	0	0	0	0.35
	その他	6.2	1.5	3.1	0.3	2.78

※調査施設：飯塚市クリーンセンター

## 各ごみの処理費用の割合

環境対策課

区 分	令和6年度		
	処理費用(円)	処理量(t)	割合(%)
可燃ごみ (クリーンセンター分)	1,453,165,901	42,812	87.99%
不燃ごみ (リサイクルプラザ分)	198,405,572	1,609	12.01%
缶・ビン (リサイクルプラザ分)		335	

※ふくおか県央環境広域施設組合負担金に対する割合

# 指定ごみ袋の売上推移(過去5年間)

環境対策課

家庭系

単位:巻

年 度		可燃ごみ袋				不燃ごみ袋				かん・びん袋			
		大	中	小	合計	大	中	小	合計	大	中	小	合計
R2	売上数	216,700	187,000	87,800	491,500	13,900	10,800	7,700	32,400	5,600	11,900	11,100	28,600
	前年比	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
R3	売上数	218,360	236,280	80,000	534,640	12,400	10,400	8,200	31,000	6,900	13,300	11,900	32,100
	前年比	+1,660	+49,280	-7,800	+43,140	-1,500	-400	+500	-1,400	+1,300	+1,400	+800	+3,500
R4	売上数	250,900	272,000	98,100	621,000	12,000	9,100	6,900	28,000	4,200	12,000	10,500	26,700
	前年比	+32,540	+35,720	+18,100	+86,360	-400	-1,300	-1,300	-3,000	-2,700	-1,300	-1,400	-5,400
R5	売上数	239,100	249,300	93,300	581,700	12,700	9,800	7,900	30,400	7,000	12,000	10,800	29,800
	前年比	-11,800	-22,700	-4,800	-39,300	+700	+700	+1,000	+2,400	+2,800	0	+300	+3,100
R6	売上数	239,100	247,000	97,800	583,900	12,300	9,700	8,000	30,000	6,200	12,300	11,600	30,100
	前年比	0	-2,300	+4,500	+2,200	-400	-100	+100	-400	-800	+300	+800	+300

# 飯塚市有害鳥獣駆除員・飯塚市鳥獣被害対策実施隊員の人数及び平均年齢の推移(過去5年間)

農林振興課

## 1. 飯塚市有害鳥獣駆除員

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人数	47名	44名	46名	47名	56名
平均年齢	68.9歳	68.3歳	69.0歳	69.1歳	67.4歳

※各年度の4月1日時点(ただし、令和6年度は6月に新規加入があったため、6月末日時点)

## 2. 飯塚市鳥獣被害対策実施隊員

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人数	15名	15名	15名	15名	17名
平均年齢	71.1歳	71.8歳	73.1歳	73.3歳	71.9歳

※各年度の4月1日時点

## 市単費で導入した箱わなの購入数と貸出件数

農林振興課

単位:基

年度	令和5年度			令和6年度		
種類	大型箱わな	小型箱わな	計	大型箱わな	小型箱わな	計
購入数	8	0	8	3	9	12
貸出数	8	0	8	3	9	12

※市単費での導入は令和5年度より開始

※大型箱わな:イノシン用 小型箱わな:アライグマ・アナグマ用

# 有害鳥獣対策関連事業の総括

農林振興課

No.	予算書記載の名称 (事業名)	事業の背景・課題	事業の目的	事業内容	R8年度予算額	対前年度 増減額	増減理由
1	鳥獣被害対策実施 隊員報酬	市民から市に寄せられる農作物被害や出没情報等に対し、迅速に対応して捕獲を行う必要があり、出動日数は増加傾向となっている。  <実施隊員の出動日数> R2年度:376日 R6年度:932日	市民からの農作物被害や出没情報の通報に迅速に対応し、その原因となっている鳥獣の捕獲等を行うため、鳥獣被害対策実施隊員へ報酬を支払うもの。 *R7年度隊員数:16名  【捕獲の強化】	有害鳥獣駆除員の中から、嘉穂飯塚猟友会の推薦があった者で、市の依頼に基づき捕獲等の実施活動に迅速に対応でき、実施隊活動のおおむね8割以上の日数に従事することができる者と見込まれる者を鳥獣被害対策実施隊員として委嘱し、その活動日数に応じて報酬を支払うもの。	4,393千円  鳥獣被害対策実施隊員報酬  @3,500円/日×活動見込日数	25千円増	活動日数見込の増によるもの。
2	有害鳥獣捕獲支援 員謝礼金 (有害鳥獣捕獲サ ポート支援事業)	①市民からの通報増加に伴う実施隊員の活動日数の増加 ②実施隊員の高齢化・負担増への対応(大型箱わなの運搬、捕獲個体の搬出など) ③新規有害鳥獣駆除員の確保	①実施隊員の労力軽減を支援し、効率的かつ効果的な捕獲の実施を図るため、「有害鳥獣捕獲協力員」によるサポート体制を構築するもの。 ②農業者等をはじめとする地域住民の捕獲参加により、新規有害鳥獣駆除員の増員を図るもの。  【捕獲の強化】	①実施隊員による農業者等への声かけ等により、捕獲活動を補助する「捕獲協力員」を設置(見込人数:20名) ②協力員は箱わな等の設置及び撤去、捕獲個体の処理を補助 ③協力員の補助活動に対して市が謝礼金等を支払	1,080千円  ①協力員への謝礼金@2,000円/日 ②協力員が加入する損害保険料の1/2を補助	R8年度 新規事業	-
3	ごみ処理手数料 (有害鳥獣捕獲個 体処理支援事業)	①近年の猛暑の影響により、捕獲後の個体の処理に係る駆除員の負担が増加 ②市クリーンセンター閉場日は捕獲個体を搬入できないため、その間、個体の腐敗が進みやすく、駆除員は対応に苦慮	捕獲後の個体の腐敗が進行しやすい夏季において、有害鳥獣駆除員の捕獲個体処理に係る負担軽減を支援するもの。  【捕獲の強化】	気温の高い6月から10月までの土・日に捕獲したイノシシ・シカを駆除員が市内の動物の死体火葬・埋葬業者に搬入した頭数に係る処理費用を市が全額負担し、処理業者へ支払うもの。	1,017千円  ごみ処理手数料	479千円増	実施期間を令和7年度の「7月から9月まで」から「6月から10月まで」に拡大したことによるもの。

No.	予算書記載名称 (事業名)	事業の背景・課題	事業の目的	事業内容	R8年度予算額	対前年度 増減額	増減理由
4	有害鳥獣駆除対策 わな監視システム借 上料	箱わな設置によるイノシシの 捕獲活動では、捕獲の有無 を確認するため、日々箱わ なの見回りを実施しており、 有害鳥獣駆除員の負担が 増加している。	有害鳥獣駆除員の箱わ なの見回りに要する労力 の軽減を支援するもの。  【捕獲の強化】	ICT対応わな監視センサー45台を 導入し、市が有害鳥獣駆除員へ貸 与するもの。センサーの導入によ り、捕獲されたことを携帯電話で確 認することが可能となり、日々の見 回りに係る労力が軽減されるもの。	515千円  センサーのリース 料	83千円減	わな監視セン サー本体の 代金の償還 が完了したこ とから、令和9 年2月及び3 月分のリース 料が減額と なったもの。
5	有害鳥獣駆除対策 事業費補助金	有害鳥獣による農作物被害 の被害額及び捕獲頭数が 増加傾向となっている。  < 捕獲頭数 > ①R2年度:1,498頭 ②R6年度:2,675頭 < 農作物への被害額 > ①R2年度:4,146千円 ②R6年度:7,875千円	有害鳥獣による農作物被害 の防止・軽減を図るた め、有害鳥獣駆除員によ る捕獲を実施し、その捕 獲頭数に応じた補助金等 を交付するもの  【捕獲の強化】	有害鳥獣駆除員に対し、駆除報奨 金等を交付するもの。 (1) 駆除報奨金 ①イノシシ・シカ:10,000円/頭 ②アナグマ・アライグマ:3,000円/頭 (2) 損害保険料補助:1/2補助 (3) 諸経費補助:5,000円(一律)	26,045千円  ①駆除報奨金 ②損害保険料補助 ③諸経費補助	954千円増	捕獲見込頭 数及び有害 鳥獣駆除員 の増加による もの。
6	有害鳥獣広域捕獲 対策費補助金	農作物被害を根本的に軽 減するためには、シカやイ ノシシなどの有害鳥獣を広 範囲において、計画的・集 中の捕獲し、生息密度を 下げることが重要。	本市が参画する筑豊地 域有害鳥獣広域捕獲対 策協議会の広域捕獲計 画に基づき、広域捕獲活 動を実施することにより、 農作物被害の防止・軽減 を図るもの。  【捕獲の強化】	福岡県から本市に交付される福岡 県有害鳥獣広域捕獲対策補助金 (県費10/10)に基づき、銃猟に従事 した有害鳥獣駆除員に対して活動 経費の一部を補助するもの。	336千円  捕獲従事者への補 助金	21千円増	活動予定日 数の増による もの。

No.	予算書記載名称 (事業名)	事業の背景・課題	事業の目的	事業内容	R8年度予算額	対前年度 増減額	増減理由
7	有害鳥獣被害防止 対策事業費補助金	国の鳥獣被害防止総合対策交付金による侵入防止柵の導入支援事業において、交付要件が「受益戸数3戸以上」と定められていることや、国の予算の都合により要望額を下回る交付となっていることが農業者の侵入防止柵整備の大きな障壁となっている。	市独自の侵入防止柵整備支援を実施することにより、国の事業では支援が行き届かない農業者を支援し、農作物被害の防止・軽減を図るもの。  【侵入防止の強化】	①鳥獣被害防止資材購入費補助金： 受益戸数1戸又は2戸以上の農業者に対し、侵入防止柵の整備に必要な経費の一部を補助するもの。 ◇1戸の場合：1/2以内の補助 ◇2戸以上の場合：2/3以内の補助  ②侵入防止柵集落共同設置事業費補助金： 国の交付金が要望額を下回ったことにより不採択となる農業者に対し、国の交付金で整備を要望していた同一内容の柵の整備費用を全額補助するもの。	2,850千円  ①鳥獣被害防止資材購入費補助金： 1,050千円  ②侵入防止柵集落共同設置事業費補助金：1,800千円	280千円増	国の交付金の減少を想定して増額するもの。
8	嘉飯桂地区鳥獣被害防止対策協議会負担金	有害鳥獣による農林業被害の防止・軽減を図るためには、法令に基づき、自治体（嘉麻市、桂川町、飯塚市）、JA、猟友会等の関係機関で構成される組織を設置し、国の鳥獣被害防止総合支援事業等を活用した総合的かつ効果的な施策の推進が必要。	鳥獣による農林業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、もって嘉飯桂地区の農業発展及び振興を図ることを目的として、H21年度に設置された本協議会の運営に係る費用を負担するもの。	協議会への参画を通じて、国の交付金を活用した鳥獣被害対策事業（駆除員への捕獲補助金の交付、捕獲器材及び侵入防止柵の導入等）を実施するもの。	100千円  負担金（均等割、地区割）	76千円減	これまで協議会から駆除員への支払に必要な銀行振込手数料を計上していたが、R8年度から運営に係る経費で対応できる見込みとなったもの。

# 農業施設(市内各所)の維持管理に関する一覧

農林振興課

## 1. 農機具保管庫の管理状況(令和5年9月時点と令和8年2月末時点との比較)

No.	施設名	利用状況及び実績の確認		利用に係る契約・許可等		市による鍵の管理	
		是正前	是正後	是正前	是正後	是正前	是正後
1	畝割農機具保管庫	×	○	×	○	×	○
2	川島農機具保管庫	×	○	×	○	×	○
3	下三緒農機具保管庫	×	○	×	○	×	○
4	横田中央農機具保管庫	×	○	○ ※	○ ※	×	○
5	大日寺ノ尾農機具保管庫	×	○	×	○	×	○
6	目尾農機具保管庫	×	用途廃止手続実施	×	用途廃止手続実施	×	○
7	幸袋西町農機具保管庫	×	○	×	○	×	○
8	山湊農機具保管庫	×	○	×	○	×	○
9	西鹿農機具保管庫	×	○	×	○	×	○
10	太郎丸二区農機具保管庫	×	○	×	○	×	○
11	秋松西農機具保管庫	×	○	×	○	×	○
12	小正農機具保管庫	×	○	×	○	×	○
13	木ノ下農機具保管庫	×	○	×	○	○	○
14	吉田農機具保管庫	×	○	○	○	○	○
15	上ノ原農機具保管庫	×	○	×	○	○	○
16	浦田第1農機具保管庫	×	○	×	○	○	○
17	浦田第2農機具保管庫	×	○	×	○	○	○
18	筑穂農機具保管庫	×	○	○	○	○	○
19	氷屋農機具保管庫	×	○	×	○	○	○
20	立農機具保管庫	×	○	×	○	×	○
21	庄内元吉農機具保管庫	×	○	×	○	×	○
22	北勢田農機具保管庫	×	利用実態なし	×	利用実態なし	○	○
23	大畑農機具保管庫	×	○	×	○	○	○

2. 農業共同作業所等の管理状況(令和5年9月時点と令和8年2月末時点との比較)

No.	施設名	利用状況及び実績の確認		利用に係る契約・許可等		市による鍵の管理	
		是正前	是正後	是正前	是正後	是正前	是正後
1	山淵農業共同作業所	×	○	×	○	×	○
2	西鹿農業共同作業所	×	利用実態なし	×	利用実態なし	×	○
3	楽市東区農業共同作業所	×	○	×	○	×	○
4	太郎丸二区共同作業所	×	○	×	○	×	○
5	高田農業共同作業所	×	○	×	○	×	○
6	秋松西農業共同作業所	×	○	×	○	×	○
7	椿農業共同作業所	×	○	×	○	×	○
8	椿彼岸原農業共同作業所	×	○	×	○	×	○
9	穂波共同育苗施設	○	○	×	○	×	○
10	小正五組農業共同作業所	×	利用実態なし	×	利用実態なし	×	○
11	筑穂農業共同作業所	○	○	○	○	○	○
12	大畑・北勢田地区共同作業所	○	○	×	○	○	○

※個人所有の土地に係る賃貸借契約を含む

3. 維持管理の是正の経過について

◇令和5年度

- ・市が所有していなかった鍵の作成【是正①】
- ・各農業施設の利用状況調査を実施

◇令和6年度

- ・飯塚市農業施設条例施行規則を制定(令和6年12月27日施行)
- ・規則に基づき、利用許可申請書の受付及び利用許可書の交付【是正②】
- ・各施設の利用状況について、利用者へのヒアリングを実施【是正③】

◇令和7年度

- ・今後の利用が見込まれない目尾農機具保管庫内の残存物を撤去
- ・目尾農機具保管庫の用途廃止(令和7年12月9日)
- ・令和8年第2回市議会定例会に飯塚市農業施設条例の一部を改正する条例を上程(目尾農機具保管庫の削除)【是正④】

# 筑前茜染協議会補助金の推移(5年間)及び申請に関する資料(令和3年度以降)

特産品振興・ふるさと応援課

## 1. 交付根拠

飯塚市筑前茜染協議会補助金交付要綱

[以下抜粋]

(趣旨)

第1条 この告示は、筑前茜染の復活を図るとともに、茜染に関する地域の歴史・文化の継承及び茜染を活かした地域交流活動等を支援するため、予算の範囲内において飯塚市筑前茜染協議会(以下「協議会」という。)が行う事業等に対し、補助金を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 筑前茜染の魅力発信及び知名度向上に寄与する事業
- (2) 筑前茜染に関する伝統文化の継承及び地域交流の推進に関する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める事業

(対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、別表に定めるとおりとする。

別表(第3条関係)

対象経費一覧

項目	内容
報償費	講師謝礼金、調査・研究の報償
需用費	光熱水費、消耗品費、印刷製本費

役務費	通信運搬費、手数料、保険料
委託料	管理委託料、啓発製品作製委託料(営利除く)
使用料及び賃借料	会場使用料、賃借料
備品購入費	備品費
その他の経費	市長が必要と認める経費

## 2. 手続き

筑前茜染協議会より申請 → 特産品振興・ふるさと応援課で審査・決定  
 → 概算払い → 筑前茜染協議会より実績報告・精算書提出  
 → 特産品振興・ふるさと応援課から補助金交付金額確定を通知

## 3. 令和4～6年度実績及び令和7年度予算、令和8年度予算案

年度	交付額	備考
令和4年度	2,975,000円	不正引き出しにかかる補助金の過大交付があったため、令和6年度歳入に過大額760,000円を返金
令和5年度	5,016,876円	
令和6年度	3,945,124円	
令和7年度	1,570,000円	
令和8年度	1,182,000円	

令和7年度飯塚市筑前茜染協議会 事業計画

7 飯筑茜協第3号  
令和7年6月17日

飯塚市長 武井 政一 様

飯塚市新立岩5番5号  
飯塚市筑前茜染協議会  
会長 森本 精造



令和7年度飯塚市筑前茜染協議会補助金交付申請書

令和7年度において、下記のとおり事業を実施したいので、飯塚市補助金等交付規則第4条規定に基づき、下記のとおり交付されたく申請します。

記

1 事業の目的

日の丸を初めて染めたといわれる筑前茜染の復活と筑前茜染を活用した製品の作成及び販売により、飯塚市の特産品の開発に取り組むとともに、地域の個性や歴史・文化伝承等の特性を生かした活動を実施し、郷土に対する愛着や誇りを持つことで、飯塚市の活性化に寄与することを目的とする。

2 事業の内容

別紙事業計画及び予算書のとおり

3 申請額

1,570,000円

4 事業完了予定日

令和8年3月31日

5 事業完了前交付の時期と理由

(1) 交付希望時期

令和7年7月

(2) 交付理由

事業開始にあたり、概算私でなければ、必要な経費等に費用不足が生じ、事業に支障をきたすため。

月	日	曜日	事業名	事業内容	担当部会等
5	8	木	第1回役員会	総会に係る議案について	役員
6	14	土	総会及び茜草育成体験	会員総会・茜草育成体験	協議会 育成部会
10	上旬	未定	第2回役員会	来年度予算について	役員
10	中旬	未定	茜草植付体験	6月開催育成体験分の植付	協議会 育成部会
2	下旬	未定	茜染染物体験	協議会会員染物体験	育成
1年を通しての活動			筑前茜草育成	筑前茜草の育成	育成
			筑前茜染伝承	公民館での茜染活動・茜染体験啓発製品の作製	育成
			市内小中学校等授業・染物体験	茜染の歴史の授業及び茜染体験会	文化伝承
			筑前茜染啓発	チラシ等での会員募集	協議会
			財源の確保	茜草の販売	協議会



令和7年度飯塚市筑前茜染協議会予算

1. 収入 (単位:円)

項目	令和6年度当初予算	令和7年度当初予算	増減額	説明
前年度繰越金	91,934	474,542	382,608	
飯塚市補助金(A)	5,050,000	1,570,000	△ 3,480,000	飯塚市筑前茜染協議会補助金
茜染体験料	50,000	100,000	50,000	茜染体験実施に係る体験料
寄附金	50,000	50,000	0	協議会事業に賛同する寄附
入会費	0	20,000	20,000	新加入会者入会費
雑入	10,000	50,000	40,000	雑収入、預金利息
合計	5,251,934	2,294,542	△ 2,957,392	

2. 支出 (単位:円)

項目	令和6年度当初予算	令和7年度当初予算	増減額	説明
雑社金	200,000	100,000	△ 100,000	茜染(体験)講師謝礼金
雑用費	2,258,000	398,000	△ 1,860,000	
消耗品費	1,755,000	398,000	△ 1,357,000	茜染育成及び研修に係る消耗品費
光熱費	305,000	0	△ 305,000	
印刷製本費	197,000	0	△ 197,000	
役員費	785,000	50,000	△ 735,000	
通信運搬費	20,000	25,000	△ 1,000	案内通知切手代
接待料	20,000	4,000	△ 16,000	会員向け養蚕体験体験料
振込手数料	50,000	21,000	△ 29,000	口座振込に係る手数料
プレート作製手数料	539,000	0	△ 539,000	
糊塗手数料	150,000	0	△ 150,000	
委託料	1,060,000	878,000	△ 982,000	
茜草植栽地管理	845,000	678,000	△ 167,000	シバパー人材センターへの植栽地管理委託
茜染製品作製	815,000	0	△ 815,000	
使用料及び賃借料	141,000	344,000	203,000	公民館使用料及び雑草地賃借料
備品購入費	6,000	0	△ 6,000	
予備費(b)	201,934	894,542	492,608	
合計(c)	5,251,934	2,294,542	△ 2,957,392	
合計[補助金分] (c-b)	5,050,000	1,570,000	△ 3,480,000	

飯塚市筑前茜染協議会役員名簿

氏名	備考	
森本 精造	会長	
■■■■■	副会長	
■■■■■	委員	
■■■■■		育成部会長
■■■■■		育成部副会長
■■■■■		文化継承部会長
■■■■■		文化継承部副会長
■■■■■		中間支援部会長
■■■■■	中間支援部副会長	
■■■■■	監事	
事務局		
瓜生 敬之	飯塚市特産品振興・ふるさと応援課	
上田 智之	飯塚市特産品振興・ふるさと応援課	
佐藤 健伍	飯塚市特産品振興・ふるさと応援課	

任期：令和7年6月14日から令和9年3月31日まで

※任期終了後から総会承認の間は前任者が職務を継続する  
(協議会会則第7条4項)

飯塚市筑前茜染協議会会則

令和2年12月21日制定

令和3年7月31日改定

令和5年6月4日改定

令和6年6月29日改定

(名称)

第1条 この協議会は、飯塚市筑前茜染協議会(以下「協議会」という。)と称す。

(目的)

第2条 協議会は、日の丸を初めて染めたといわれる筑前茜染の復活と筑前茜染を活用した製品の作成及び販売により、飯塚市の特産品の開発に取り組むとともに、地域の個性や歴史・文化伝承等の特性を生かした活動を実施し、郷土に対する愛着や誇りを持つことで、飯塚市の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 筑前茜染の活動に関する周知・啓発活動
- (2) 筑前茜染の活動に関する研修会及び講習会等の開催
- (3) 活動における後継者育成
- (4) 筑前茜染を活用した地域活性化
- (5) その他協議会の目的達成に必要な事項

(会員)

第4条 協議会の会員は、第2条の目的に賛同する団体、企業及び個人をもって構成する。

(役員の種類及び選任)

第5条 本協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 1名
  - (3) 委員 数名
  - (4) 監事 1名
- 2 会長は、総会において選任する。
- 3 副会長、委員及び監事は、会長が指名し、総会の承認を得るものとする。

(役員職務)

- 第6条 会長は、協議会を代表し会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ指名する副会長がその職務を代行する。
- 3 委員は、役員会において本会の重要事項を審議し、推進する。
- 4 監事は、会計を監査し、総会に報告する。

(役員任期)

- 第7条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 前項に欠員が生じたときは、会長がこれを選任し、次の総会で承認を得るものとする。
- 3 前項の役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行う。

(総会)

- 第8条 協議会に総会を置く。
- 2 総会は、会員をもって構成する。
- 3 総会は、定例会及び臨時会とし会長が招集する。
- 4 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選任する。
- 5 総会は、次の事項を議決する。
- (1) 事業計画及び事業報告に関すること。
  - (2) 予算及び決算に関すること。
  - (3) 会則の改廃に関すること。
  - (4) 役員承認に関すること。
  - (5) 協議会の解散に関すること。
  - (6) その他協議会の重要事項に関すること。
- 6 総会は、会員の2分の1以上が出席し、過半数の賛同を得て議決し、可否同数のときは、議長の定めるところによる。
- 7 やむを得ない理由により総会に出席することができない者は、委任状により議決を委任することができる。
- 8 緊急を要する事項であって、会長が特に認める場合は、書面による審議を行うことができる。

(役員会)

第9条 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

2. 役員会は役員の過半数をもって成立し、会長が主宰する。

(役員会決定事項)

第10条 役員会は、次の事項を決定する。

- (1) 総会及び各部会に付議すべき事項。
  - (2) 総会決定事項の普及に関する事項。
  - (3) 会員の入退会に関する事項。
  - (4) 各部会における事業の進捗に関する事項。
- 2 役員会の議事は、出席役員の過半数の同意により決定する。

(部会)

第11条 協議会の活動を円滑に進めるため、専門的な事項について部会を設置し調査、検討、調整等を行う。

- 2 部会に部長、副部長を置き、部会員から互選する。
- 3 部長は、必要に応じて部会に部会員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 部会の組織は次のとおりとする。
  - (1) 文化継承部会
  - (2) 茜草育成部会
  - (3) 中間支援部会
  - (4) その他会長が必要と認める部会

(会計)

第12条 協議会の経費は、各種助成金及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(入退会)

第13条 協議会への新たな入会又は退会にあたっては、所定の様式により、会長へ申請を行う。

2 入会及び退会に関する手続きについては、会長が別に定める。

(残余財産の帰属等)

第14条 協議会が解散する場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、飯塚市に寄贈する。ただし、解散時の総会において、別の議決を行った場合は、その議決に従う。

(事務局)

第15条 協議会の事務局を飯塚市経済部特産品振興・ふるさと応援課内に置く。

2 協議会の会計処理については事務局が行う。

(その他)

第16条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

(附則)

- 1 この会則は、令和2年12月21日から施行する。
- 2 協議会設立の日の属する会計年度は、第12条の規定に関わらず、当該設立の日から始まるものとする。
- 3 協議会設立の日の属する年度における役員の任期は第7条第1項の規定に関わらず当該年度内までとする。
- 4 この会則は、令和3年7月31日から施行する。
- 5 この会則は、令和5年6月4日から施行する。
- 6 この会則は、令和6年6月29日から施行する。

飯塚市筑前茜染協議会入退会細則

令和2年12月21日制定

令和5年6月4日改定

令和6年6月29日改定

1 この細則は、令和2年12月21日から施行する。

2 この細則は、令和5年6月4日から施行する。

3 この細則は、令和6年6月29日から施行する。

(目的)

第1条 この入退会細則は、飯塚市筑前茜染協議会(以下「協議会」という。)会則第13条に関し、必要な事項を定めることとする。

(会費)

第2条 協議会の入会費は、1,000円とする。

2 会員が退会したとき、または除名されたときは既納の会費は返還しない。

(入会)

第3条 協議会に入会しようとする者は、所定の申込書に入会費を添えて申し出なければならない。

(退会)

第4条 会員が退会するときは、所定の書面をもって申し出なければならない。

2 会員が死亡したとき、又は1年以上会議その他事業の推進に出席しない場合においては退会したものとみなす。

3 会員が協議会の名誉を毀損し、または協議会の目的に反する行為をした場合、会長は役員会の決議を得て、除名することができる。

(茜染体験参加費)

第5条 協議会が主催する茜染体験の参加費について、次のように定めることとする。

2 協議会会員を対象とした体験については無料とする。

3 飯塚市内の小学生及び中学生を対象とした体験については無料とする。

4 会員外を対象とした体験についてはそれに係る経費等を考慮の上、別途徴収とする。

(その他)

第6条 この細則に定めるもののほか、協議会の入退会について必要な事項は、会長が定める。

(附則)

# 飯塚市筑前茜染協議会会計処理規程

令和6年5月29日制定

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、飯塚市筑前茜染協議会（以下、協議会という。）の会計の処理に関する基準を確立して、協議会の業務の適正、かつ、能率的な運営と予算の適正な実施を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 協議会の会計事務に関しては、飯塚市補助金等交付規則（平成18年3月26日飯塚市規則第54号）及び、飯塚市筑前茜染協議会補助金交付要綱（令和3年3月31日飯塚市告示第88号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

(会計処理)

第3条 協議会の会計は、次の各号に掲げるものでなければならない。

- (1) 協議会の会計処理に関し、真実な内容を明瞭に表示すること。
- (2) すべての取引について、正確な記帳整理をすること。
- (3) 会計の処理方法及び手続は、毎事業年度継続して適用すること。

(会計年度)

第4条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 協議会の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。

(出納責任者)

第5条 出納責任者は、会長とする。

(経理責任者)

第6条 経理責任者は、飯塚市筑前茜染協議会会則第15条の事務局長とする。

(帳簿書類の保存及び処分)

第7条 会計帳簿、会計伝票その他の書類の保存期間は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 予算及び決算書類 5年
- (2) 会計帳簿及び会計伝票 5年
- (3) その他の書類 5年

2 前項の保存期間は、決算完結の日から起算する。

## 第2章 勘定科目

(勘定科目)

第8条 収入・支出の状況及び財政状況を的確に把握するため必要な勘定項目を設ける。

2 各勘定項目の名称、配列及び内容については、事務局が定める。

(勘定処理)

第9条 勘定処理を行うに当たっては、次の各号に掲げるものでなければならない。

- (1) すべての収入及び支出は、予算に基づいて処理すること。
- (2) 飯塚市会計規則の基準に準拠して行うこと。

## 第3章 予算

(予算の目的)

第10条 予算は、各会計年度の事業活動を明確な計数でもって表示することにより収支の合理的規制を行い、事業の円滑適正な運営を図ることを目的とする。

(予算の実施)

第11条 予算の執行者は、会長とする。

(予算の流用)

第12条 やむを得ない理由により流用が必要な場合は、役員会の承認を得ることとする。

(暫定予算)

第13条 4月1日から6月30日までの3か月間については、暫定措置として総会の承認を受けることを条件に、会長の承認をもって暫定予算を組むことができる。

## 第4章 出納

(金銭出納の明確化)

第14条 出納の事務を行うものは、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実に行い、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

2 金銭の出納は、会計伝票によって行わなければならない。

(金銭の出納)

第15条 事業に伴う収入により金銭を収納したときは、会長が別に定める様式の領収書を発行しなければならない。

(支払方法)

第16条 出納の事務を行うものが金銭を支払う場合には請求書その他取引を証す

る書類に基づき、事務局長の決裁を得て行うものとする。

- 2 支払は原則金融機関への振込により行うものとするが、現金でしか支払えない場合は、現金での支払も可能とする。

(資金前渡)

第17条 即座に物品を必要とする場合のみ、その経費を現金払いさせるために、金銭を前渡しすることができる。

- 2 資金前渡を行った場合は支払った日から7日以内に精算しなければならない。
- 3 精算が完了していないものに対して、重ねての資金前渡はできない。

(支払期日)

第18条 金銭の支払は請求のあった日から、1か月以内とする。

(領収書の徴収)

- 第19条 金銭の支払については最終受取人の領収証を徴収しなければならない。
- 2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

## 第5章 菌染体験講師謝礼金

(謝礼金)

第20条 協議会が菌染体験及び授業を開催する際は講師に対して謝礼金を支給することができる。

(対象者)

第21条 支給対象者は協議会会員かつ会長が指名した者とする。

- 2 体験会1回につき、対象者は3名とする。ただし、参加者多数の場合は最大5名までとすることができる。

(金額)

第22条 体験会1回につき、2,000円/人とする。

(支払方法)

第23条 体験会終了後、請求書の提出をもって、支払うものとする。

## 第6章 決算

(決算の目的)

第24条 決算は、会計年度内の会計記録を整理し、当該期間の収支を計算するとともに、当該期末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

(決算の種類)

第25条 決算は、毎年3月末の年度決算とする。

(年度決算の確定)

第26条 会長は、関係書類に基づいて監事の監査を受けた後、当該計算書類に監事の意見書を添えて総会に提出し、その承認を受けて年度決算を確定する。

## 第7章 雑則

第27条 この規程に定めるもののほか、その他必要な事項については会長が定める。

## 附 則

- 1 この規程は、令和6年6月29日から施行する。

令和6年度飯塚市筑前茜染協議会 事業計画

6 飯筑茜協第 6 号  
令和 6 年 7 月 1 日

飯塚市長 武井 政一 様

飯塚市新立岩 5 番 5 号  
飯塚市筑前茜染協議会  
会長 森本 精造

令和 6 年度飯塚市筑前茜染協議会補助金交付申請書

令和 6 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、飯塚市補助金等交付規則第 4 条規定に基づき補助金 5,050,000 円を交付されたく申請します。

記

1 事業の目的

日の丸を初めて染めたといわれる筑前茜染の復活と筑前茜染を活用した製品の作成及び販売により、飯塚市の特産品の開発に取り組むとともに、地域の個性や歴史・文化伝承等の特性を生かした活動を実施し、郷土に対する愛着や誇りを持つことで、飯塚市の活性化に寄与することを目的とする。

2 事業の内容

別紙事業計画及び予算書のとおり

3 申請額

5,050,000 円

4 事業完了予定日

令和 7 年 3 月 31 日

5 事業完了前交付の時期と理由

(1) 交付希望時期

令和 6 年 7 月

(2) 交付理由

事業開始にあたり、概算払でなければ、必要な経費等に費用不足が生じ、事業に支障をきたすため。

月	日	曜日	事業名	事業内容	担当部会等
6	11	火	第1回役員会	総会前準備等	役員
6	29	土	総会及び茜草育成体験	会員総会・茜草育成体験	協議会 育成部会
9	月上旬	未定	第2回役員会	進捗確認及び植付体験について 来年度予算について	役員
10	中旬	未定	茜草植付体験	6月開催育成体験分の植付	協議会 茜草育成
1	中旬	未定	第3回役員会	進捗確認及び茜染体験について	役員
2	下旬	未定	茜染染物体験	協議会会員染物体験	育成
1年を通しての活動			筑前茜草育成	筑前茜草の育成	育成
			筑前茜染伝承	公民館での茜染活動・茜染体験 啓発製品の作製	育成
			市内小中学校等 学習会・染物体験	茜染の歴史の授業及び茜染体験会	文化伝承
			筑前茜染啓発	チラシ等での会員募集	協議会



令和6年度飯塚市筑前茜染協議会予算

飯塚市筑前茜染協議会会則

令和2年12月21日制定  
令和3年7月31日改定  
令和5年6月4日改定  
令和6年6月29日改定

1. 収入 (単位:円)

項目	前年度当初予算額	本年度当初予算額	比較増減	説明
繰越金	185,283	91,934	△ 93,349	令和5年度繰越金
補助金	3,244,000	5,050,000	△ 3,194,000	飯塚市補助金
菌染体験料	0	50,000	50,000	菌染体験によるもの
寄付金	0	50,000	50,000	協議会への寄付金
雑入	0	10,000	10,000	
合計	8,429,283	5,251,934	△ 3,177,349	

2. 支出 (単位:円)

項目	前年度当初予算額	本年度当初予算額	比較増減	説明
報償費	100,000	200,000	100,000	菌染体験講師謝礼金
借入金	2,334,200	2,258,000	△ 76,200	
消耗品費	2,334,200	1,755,000	△ 579,200	消耗品・土・苗ポット・染料・布・ハンカチ、額等 (菌草育成・製品作製・染物体験に係る消耗品費)
光熱費	0	306,000	306,000	公民館使用の際に係る光熱費
印刷製本費	0	197,000	197,000	協議会啓発用チラシ、プリント
役員費	5,054,400	785,000	△ 4,269,400	
通信運搬費	25,200	25,000	600	行内案内切手代
保険料	44,000	20,000	△ 24,000	ボランティア行事保険料
振込手数料	0	50,000	50,000	銀行振込手数料
プレート作製手数料	0	539,000	539,000	筑前茜染プレート及び説明プレート作製
刺繍手数料	0	150,000	150,000	ネーム刺繍代
検査料	4,985,200	0	△ 4,985,200	土質調査
委託料	726,000	1,660,000	934,000	
茜草植栽地管理	726,000	845,000	119,000	飯塚市シルバー人材センター
茜染啓発製品作製	0	815,000	815,000	啓発製品作製委託
使用料及び賃借料	29,400	141,000	111,600	植栽地使用料、公民館等使用料
備品購入費	0	6,000	6,000	銀行印の作製
予備費	185,283	201,934	16,651	前年度繰越金及び菌染体験、寄付金、雑入
合計	8,429,283	5,251,934	△ 3,177,349	
補助金充当額	8,244,000	5,050,000	△ 3,194,000	

(名称)

第1条 この協議会は、飯塚市筑前茜染協議会(以下「協議会」という。)と称す。

(目的)

第2条 協議会は、日の丸を初めて染めたといわれる筑前茜染の復活と筑前茜染を活用した製品の作成及び販売により、飯塚市の特産品の開発に取り組むとともに、地域の個性や歴史・文化伝承等の特性を生かした活動を実施し、郷土に対する愛着や誇りを持つことで、飯塚市の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 筑前茜染の活動に関する周知・啓発活動
- (2) 筑前茜染の活動に関する研修会及び講習会等の開催
- (3) 活動における後継者育成
- (4) 筑前茜染を活用した地域活性化
- (5) その他協議会の目的達成に必要な事項

(会員)

第4条 協議会の会員は、第2条の目的に賛同する団体、企業及び個人をもって構成する。

(役員の種類及び選任)

第5条 本協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 委員 数名
- (4) 監事 1名

2 会長は、総会において選任する。

3 副会長、委員及び監事は、会長が指名し、総会の承認を得るものとする。

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ指名する副会長がその職務を代行する。
- 3 委員は、役員会において本会の重要事項を審議し、推進する。
- 4 監事は、会計を監査し、総会に報告する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 前項に欠員が生じたときは、会長がこれを選任し、次の総会で承認を得るものとする。
- 3 前項の役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行う。

(総会)

第8条 協議会に総会を置く。

- 2 総会は、会員をもって構成する。
- 3 総会は、定例会及び臨時会とし会長が招集する。
- 4 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選任する。
- 5 総会は、次の事項を議決する。
  - (1) 事業計画及び事業報告に関する事。
  - (2) 予算及び決算に関する事。
  - (3) 会則の改廃に関する事。
  - (4) 役員承認に関する事。
  - (5) 協議会の解散に関する事。
  - (6) その他協議会の重要事項に関する事。
- 6 総会は、会員の2分の1以上が出席し、過半数の賛同を得て議決し、可否同数のときは、議長の定めるところによる。
- 7 やむを得ない理由により総会に出席することができない者は、委任状により議決を委任することができる。
- 8 緊急を要する事項であって、会長が特に認める場合は、書面による審議を行うことができる。

(役員会)

第9条 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

2 役員会は役員過半数をもって成立し、会長が主宰する。

(役員会決定事項)

第10条 役員会は、次の事項を決定する。

- (1) 総会及び各部会に付議すべき事項。
  - (2) 総会決定事項の普及に関する事項。
  - (3) 会員の入退会に関する事項。
  - (4) 各部会における事業の進捗に関する事項。
- 2 役員会の議事は、出席役員過半数の同意により決定する。

(部会)

第11条 協議会の活動を円滑に進めるため、専門的な事項について部会を設置し調査、検討、調整等を行う。

- 2 部会に部会長、副部会長を置き、部会員から互選する。
- 3 部会長は、必要に応じて部会に部会員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 部会の組織は次のとおりとする。
  - (1) 文化継承部会
  - (2) 茜草育成部会
  - (3) 中間支援部会
  - (4) その他会長が必要と認める部会

(会計)

第12条 協議会の経費は、各種助成金及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(入退会)

第13条 協議会への新たな入会又は退会にあたっては、所定の様式により、会長へ申請を行う。

2 入会及び退会に関する手続きについては、会長が別に定める。

(残余財産の帰属等)

第14条 協議会が解散する場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、飯塚市に寄贈する。ただし、解散時の総会において、別の議決を行った場合は、その議決に従う。

(事務局)

第15条 協議会の事務局を飯塚市経済部特産品振興・ふるさと応援課内に置く。

2 協議会の会計処理については事務局が行う。

(その他)

第16条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

(附則)

1 この会則は、令和2年12月21日から施行する。

2 協議会設立の日の属する会計年度は、第13条の規定に関わらず、当該設立の日から始まるものとする。

3 協議会設立の日の属する年度における役員の任期は第7条第1項の規定に関わらず、当該年度内までとする。

4 この会則は、令和3年7月31日から施行する。

5 この会則は、令和5年6月4日から施行する。

6 この会則は、令和6年6月29日から施行する。

令和5年度飯塚市筑前茜染協議会 事業計画 (案)

5 飯筑茜協第2号  
令和5年4月1日

飯塚市長 片 峯 誠 様

飯塚市新立岩5番5号  
飯塚市筑前茜染協議会  
会長 森本 精造



令和5年度飯塚市筑前茜染協議会補助金交付申請書

令和5年度において、下記のとおり事業を実施したいので、飯塚市補助金等交付規則第4条規定に基づき補助金8,244,000円を交付されたく申請します。

記

1 事業の目的

日の丸を初めて染めたといわれる筑前茜染の復活と筑前茜染を活用した製品の作成及び販売により、飯塚市の特産品の開発に取り組むとともに、地域の個性や歴史・文化伝承等の特性を生かした活動を実施し、郷土に対する愛着や誇りを持つことで、飯塚市の活性化に寄与することを目的とする。

2 事業の内容

別紙事業計画案及び予算書案のとおり

3 申請額

8,244,000円

4 事業完了予定日

令和6年3月31日

5 事業完了前交付の時期と理由

(1) 交付希望時期

令和5年4月

(2) 交付理由

4月より事業開始にあたり、必要な経費等に費用不足が生じ、事業に支障をきたすため。

月	日	曜日	事業名	事業内容	担当部会等
5	上旬	未定	第1回役員会	総会前準備等	役員
6	上旬	未定	総会及び茜草育成体験	会員総会・茜草育成体験	協議会 茜草育成
9	上旬	未定	第2回役員会	進捗確認及び植付体験について	役員
10	中旬	未定	茜草植付体験	6月開催育成体験分の植付	協議会 茜草育成
1	中旬	未定	第3回役員会	進捗確認及び茜染体験について	役員
2	下旬	未定	茜染染物体験	協議会会員染物体験	茜草育成
1年を通しての活動			筑前茜育成	筑前茜草の育成	茜草育成
			市内小学校学習会・染物体験	茜染の歴史の授業及び茜染体験会	文化伝承
			土壌診断ハイボニカ設備	土壌成分及び茜草の調査研究	協議会 茜草育成



## 令和5年度飯塚市筑前茜染協議会予算(案)

(単位:円)

区分	前年度予算額	本年度予算額	比較増減	説明
収入総額	2,975,000	8,244,000	5,269,000	
支出総額	2,975,000	8,244,000	5,269,000	

## 1. 収入

(単位:円)

項目	前年度予算額	本年度予算額	比較増減	説明
繰越金	77,006	185,283	108,277	
補助金	2,975,000	8,244,000	5,269,000	当初予算:8,244,000円
合計	3,052,006	8,429,283	5,377,277	

## 2. 支出

(単位:円)

項目	前年度予算額	本年度予算額	比較増減	説明
報償・謝礼金	100,000 (100,000)	100,000 (100,000)	0 (0)	
講師	60,000 (60,000)	0 (0)	△ 60,000 (△60,000)	
謝礼金	40,000 (40,000)	100,000 (100,000)	60,000 (60,000)	茜草植付管理等謝礼金
需用費	1,654,660 (1,654,660)	2,334,200 (2,334,200)	679,540 (679,540)	
消耗品費	1,555,000 (1,555,000)	2,334,200 (2,334,200)	779,200 (779,200)	会議用消耗品・土・苗ポット・染料・布・ハンカチ (染物体験に係る消耗品費)
印刷製本費	99,660 (99,660)	0 (0)	△ 99,660 (△99,660)	
役員費	69,200 (69,200)	69,200 (69,200)	0 (0)	
通信運搬費	25,200 (25,200)	25,200 (25,200)	0 (0)	行事参加者への案内状
保険料	44,000 (44,000)	44,000 (44,000)	0 (0)	ボランティア行事保険料
委託料	1,121,740 (1,121,740)	726,000 (726,000)	△ 395,740 (△395,740)	
茜草植栽地管理	702,740 (702,740)	726,000 (726,000)	23,260 (23,260)	シルバー人材センター
茜染製品作製	419,000 (419,000)	0 (0)	△ 419,000 (△419,000)	
使用料	29,400 (29,400)	29,400 (29,400)	0 (0)	会場使用料
土質検査手数料	0 (0)	4,985,200 (4,985,200)	4,985,200 (4,985,200)	土質調査
予備費	77,006 (0)	185,283 (0)	△ 108,277 (0)	前年度繰越金等
合計	3,052,006 (2,975,000)	8,429,283 (8,244,000)	5,269,000	

( )内は補助対象経費

(名称)

第1条 この協議会は、飯塚市筑前茜染協議会(以下「協議会」という。)と称す。

(目的)

第2条 協議会は、日の丸を初めて染めたといわれる筑前茜染の復活と筑前茜染を活用した製品の作成及び販売により、飯塚市の特産品の開発に取り組むとともに、地域の個性や歴史・文化伝承等の特性を生かした活動を実施し、郷土に対する愛着を持つことで、飯塚市の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 筑前茜染の活動に関する周知・啓発活動
- (2) 筑前茜染の活動に関する研修会及び講習会等の開催
- (3) 活動における後継者育成
- (4) 筑前茜染を活用した地域活性化
- (5) その他協議会の目的達成に必要な事項

(会員)

第4条 協議会の会員は、第2条の目的に賛同する個人をもって構成する。

(役員の種類及び選任)

第5条 本協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 委員 数名
- (4) 監事 2名

2 会長は、總會において選任する。

3 副会長、役員及び監事は、会長が指名し、總會の承認を得るものとする。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ指名する副会長がその職務を代行する。

- 3 役員は、役員会において本会の重要事項を審議し、推進する。
- 4 監事は、会計を監査し、総会に報告する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 前項に欠員が生じたときは、会長がこれを選任し、次の総会で承認を得るものとする。
- 3 前項の役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行う。

(総会)

第8条 協議会に総会を置く。

- 2 総会は、会員をもって構成する。
- 3 総会は、定例会及び臨時会とし会長が招集する。
- 4 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選任する。
- 5 総会は、次の事項を議決する。
  - (1) 事業計画及び事業報告に関する事。
  - (2) 予算及び決算に関する事。
  - (3) 規約の改廃に関する事。
  - (4) 役員承認に関する事。
  - (5) 協議会の解散に関する事。
  - (6) その他協議会の重要事項に関する事。
- 6 総会は、会員の2分の1以上が出席し、過半数の賛同を得て議決し、可否同数のときは、議長の定めるところによる。
- 7 やむを得ない理由により総会に出席することができない者は、委任状により議決を委任することができる。
- 8 緊急を要する事項であつて、会長が特に認める場合は、書面による審議を行うことができる。

(役員会)

第9条 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 役員会は役員過半数をもって成立し、会長が主宰する。

(役員会決定事項)

第10条 役員会は、次の事項を決定する。

- (1) 総会及び各部会に付議すべき事項。
- (2) 総会決定事項の普及に関する事項。
- (3) 会員の入退会に関する事項。

- 2 役員会の議事は、出席役員過半数の同意により決定する。

(部会)

第11条 協議会の活動を円滑に進めるため、専門的な事項について部会を設置し調査、検討、調整等を行う。

- 2 部会に部会長、副部会長を置き、部会員から互選する。
- 3 部会は、部会長が招集し、会議を主宰する。
- 4 部会長は、必要に応じて部会に部会員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 部会の組織は次のとおりとする。
  - (1) 文化継承部会
  - (2) 茜草育成部会
  - (3) 製品活用部会
  - (4) 調査活用部会
  - (5) 中間支援部会
  - (6) その他会長が必要と認める部会

(部会長会)

第12条 協議会に部会長会を置き、正副会長及び部会長をもって構成する。

- 2 部会長会は、会長が招集し、会議を主宰する。
- 3 部会長会は、次の事項を協議する。
  - (1) 各部会における事業の進捗に関する事項
  - (2) 各部会間の連絡調整に関する事項
  - (3) その他、会長が必要と認めた事項
- 4 会長は、必要に応じて部会長会に部会長以外の者の出席を求めることができる。

(会計)

第13条 協議会の経費は、会費、各種助成金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(入退会)

第14条 協議会への新たな入会又は退会にあたっては、所定の様式により、会長へ申請を行う。

2 入会及び退会に関する手続きについては、会長が別に定める。

(残余財産の帰属等)

第15条 協議会が解散する場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、飯塚市に寄贈する。ただし、解散時の総会において、別の議決を行った場合は、その議決に従う。

(事務局)

第16条 協議会の事務局を飯塚市経済部商工観光課内に置く。

2 協議会の会計処理については事務局が行う。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

(附則)

1 この規約は、令和2年12月21日から施行する。

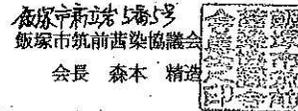
2 協議会設立の日の属する会計年度は、第13条の規定に関わらず、当該設立の日から始まるものとする。

3 協議会設立の日の属する年度における役員任期は第7条第1項の規定に関わらず当該年度内までとする。

令和4年度飯塚市筑前茜染協議会 事業計画 (案)

4 飯筑茜協第2号  
令和4年4月1日

飯塚市長 片 峯 誠 様



令和4年度飯塚市筑前茜染協議会補助金交付申請書

令和4年度において、下記のとおり事業を実施したいので、飯塚市補助金等交付規則第4条規定に基づき補助金1,715,000円を交付されたく申請します。

記

1 事業の目的

日の丸を初めて染めたといわれる筑前茜染の復活と筑前茜染を活用した製品の作成及び販売により、飯塚市の特産品の開発に取り組むとともに、地域の個性や歴史・文化伝承等の特性を生かした活動を実施し、郷土に対する愛着や誇りを持つことで、飯塚市の活性化に寄与することを目的とする。

2 事業の内容

別紙事業計画案及び予算書案のとおり

3 申請額

1,715,000円

4 事業完了予定日

令和5年3月31日

5 事業完了前交付の時期と理由

(1) 交付希望時期

令和4年4月

(2) 交付理由

当事業の6月から始まる茜草育成体験活動について、必要な消耗品等の費用不足が生じ、事業に支障をきたすため。

月	日	曜日	事業名	事業内容	担当部会等
4	28	木	第1回役員会	総会前準備等	役員
5	28	土	会員総会及び茜草育成体験	会員総会及び茜草育成体験	協議会 茜草育成
6	上旬	未定	部会長会	令和4年度事業と今後の展望について	部会長
8	上旬	未定	部会長会	筑前茜染製品の製作予定について① (スカーフ、ネクタイ)	部会長
10	中旬	未定	茜草植付体験	茜草植付体験 @サンビレッジ茜付近の休耕田	協議会 茜草育成
11	上旬	未定	部会長会	各部会の進捗・今後の計画について	部会長
1	中旬	未定	部会長会	筑前茜染製品の製作予定について② (スカーフ、ネクタイ)	部会長
	下旬	未定	茜染染物体験	協議会会員染物体験(1日目)	茜草育成
	下旬	未定	茜染染物体験	協議会会員染物体験(2日目)	茜草育成
3	中旬	未定	第2回役員会	次年度事業等、振り返り	役員
1年を通しての活動			市内小学校 学習会・染物体験	茜染の歴史の授業及び茜染体験会	文化伝承
			茜染製品開発	茜染に関する試作品の完成 (スカーフ・ネクタイ) ※令和5年度販売開始に向けた ブラッシュアップ	部会長

※上記に関わらず、随時事業がある場合は各部会から事務局にご連絡ください。



令和4年度飯塚市筑前茜染協議会予算(案)

(単位:円)

区分	前年度予算額	本年度予算額	比較増減	説明
収入総額	2,839,000	1,792,001	△1,046,999	
支出総額	2,839,000	1,792,001	△1,046,999	

1. 収入 (単位:円)

項目	前年度予算額	本年度予算額	比較増減	説明
繰越金	0	77,000	77,000	
補助金	2,839,000	1,715,000	△1,124,000	飯塚市
雑収入	1	1	0	預金利息
合計	2,839,001	1,792,001	△1,047,000	

2. 支出 (単位:円)

項目	前年度予算額	本年度予算額	比較増減	説明
報償・謝礼金	180,000 (180,000)	100,000 (100,000)	△80,000 (△80,000)	
講師	80,000 (80,000)	60,000 (60,000)	△20,000 (△20,000)	茜染育成講師・勉強会講師
謝礼金	100,000 (100,000)	40,000 (40,000)	△60,000 (△60,000)	茜草植付準備等謝礼金
需用費	395,860 (395,860)	813,660 (813,660)	417,800 (417,800)	
消耗品費	249,200 (249,200)	714,000 (714,000)	464,800 (464,800)	会議用消耗品・土・苗ポッド・染料・布・ハンカチ (染物体験に係る消耗品費)
印刷製本費	146,660 (146,660)	99,660 (99,660)	△47,000 (△47,000)	事業参加募集チラシ
役員費	25,200 (25,200)	69,200 (69,200)	44,000 (44,000)	
通信運搬費	15,120 (15,120)	25,200 (25,200)	10,080 (10,080)	行事参加者への案内状
保険料	10,080 (10,080)	44,000 (44,000)	33,920 (33,920)	ボランティア行事保険料
使用料及び賃借料	32,600 (32,600)	29,400 (29,400)	△3,200 (△3,200)	
使用料	12,600 (12,600)	29,400 (29,400)	16,800 (16,800)	茜染体験等会場使用料
賃借料	20,000 (20,000)	0 (0)	△20,000 (△20,000)	茜草植付地賃貸料
委託料	2,205,340 (2,205,340)	702,740 (702,740)	△1,502,600 (△1,502,600)	茜草植栽地管理委託
予備費	70,011 (70,011)	77,001 (77,001)	△6,990 (△6,990)	前年度繰越金
合計	2,909,011 (2,909,011)	1,792,001 (1,792,001)	△1,124,000 (△1,124,000)	※本年度予算額に前年度繰越金含む

( )内は補助対象経費

4 飯筑茜協第 10 号  
令和 5 年 1 月 4 日

飯塚市長 片 峯 誠 様

飯塚市新立岩 5 番 5 号  
飯塚市筑前茜染協議会  
会長 森本 精造



令和 4 年度飯塚市筑前茜染協議会補助金変更交付申請書 (令和 5 年 1 月以降事業実施分)

令和 4 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、飯塚市補助金等交付規則第 4 条規定に基づき補助金 1,260,000 円を交付されたく変更申請します。

記

1 事業の目的

日の丸を初めて染めたといわれる筑前茜染の復活と筑前茜染を活用した製品の作成及び販売により、飯塚市の特産品の開発に取り組みとともに、地域の個性や歴史・文化伝承等の特性を生かした活動を実施し、郷土に対する愛着や誇りを持つことで、飯塚市の活性化に寄与することを目的とする。

2 事業の内容

別紙事業計画案及び予算書案のとおり (1 月以降実施分)

3 申請額

1,260,000 円

4 事業完了予定日

令和 5 年 3 月 31 日

5 事業完了前交付の時期と理由

(1) 交付希望時期

令和 5 年 1 月

(2) 交付理由

筑前茜染製品の作製に係る委託料及び染色に係る茜草の購入費用に不足が生じ、事業に支障をきたすため。



令和4年度飯塚市筑前茜染協議会 事業計画

月	日	曜日	事業名	事業内容	担当部会等
5	23	月	第1回役員会	総会前準備等	役員
6	12	日	会員総会 及び 茜草育成体験	会員総会及び茜草育成体験	協議会 茜草育成
7	1	金	茜染染物体験	頤田中学校2年生 授業及び染物体験	文化伝承
9	16	金	茜染染物体験	嘉麻市サルビア大学 授業	部会長
10	9	日	茜草植付体験	茜草植付体験 @サンビレッジ茜付近の休耕田	協議会 茜草育成
10	22	土	茜染染物体験	内野小学校 染物体験	文化伝承
10	24	月	茜染染物体験	大分小学校 染物体験	文化伝承
11	22	火	茜草育成事業	令和2年植付分茜草の掘り起こし	茜草育成
12	12	月	寄附金贈呈式	株式会社嘉穂製作所より寄附金の贈呈	協議会
1	中旬	未定	第2回役員会	今後の予定について	役員
2	中旬	未定	茜染染物体験	協議会会員染物体験 (1日目)	茜草育成
	中旬	未定	茜染染物体験	協議会会員染物体験 (2日目)	茜草育成
3	中旬	未定	第2回役員会	次年度事業等、振り返り	役員
1年を通しての 活動			市内小学校 学習会・染物体験	茜染の歴史の授業及び茜染体験会	文化伝承
			茜染製品開発	茜染に関する試作品の完成 (スカーフ・国旗) ※令和5年度販売開始に向けた ブラッシュアップ	部会長

※上記に関わらず、随時事業がある場合は各部会から事務局にご連絡ください。

令和4年度飯塚市筑前茜染協議会予算

(単位:円)

区分	当初予算額	補正予算額	補正後予算額	説明
収入総額	1,792,011	1,260,000	3,052,011	
支出総額	1,792,011	1,260,000	3,052,011	

1. 収入 (単位:円)

項目	当初予算額	補正予算額	補正後予算額	説明
繰越金	77,000	0	77,000	
補助金	1,715,000	1,260,000	2,975,000	飯塚市
雑収入	1	0	1	預金利息
合計	1,792,001	1,260,000	3,052,001	

2. 支出 (単位:円)

項目	当初予算額	補正予算額	補正後予算額	説明
報償・謝礼金	100,000 (100,000)	0 (0)	100,000 (100,000)	
講師	60,000 (60,000)	0 (0)	60,000 (60,000)	茜染育成講師・勉強会講師
謝礼金	40,000 (40,000)	0 (0)	40,000 (40,000)	茜草植付準備等謝礼金
需用費	813,660 (813,660)	841,000 (841,000)	1,654,660 (1,654,660)	
消耗品費	714,000 (714,000)	841,000 (841,000)	1,555,000 (1,555,000)	会議用消耗品・土・苗ポット・染料・布・ハンカチ (染物体験に係る消耗品費)
印刷製本費	99,660 (99,660)	0 (0)	99,660 (99,660)	事業参加募集チラシ
役員費	69,200 (69,200)	0 (0)	69,200 (69,200)	
通信運搬費	25,200 (25,200)	0 (0)	25,200 (25,200)	行事参加者への案内状
保険料	44,000 (44,000)	0 (0)	44,000 (44,000)	ボランティア行事保険料
使用料及び賃借料	29,400 (29,400)	0 (0)	29,400 (29,400)	
使用料	29,400 (29,400)	0 (0)	29,400 (29,400)	茜染体験等会場使用料
賃借料	0 (0)	0 (0)	0 (0)	茜草植付地賃貸料
委託料	702,740 (702,740)	419,000 (419,000)	1,121,740 (1,121,740)	茜草植栽地管理委託
予備費	77,001 (77,001)	0 (0)	77,001 (77,001)	前年度繰越金
合計	1,792,001 (1,792,001)	1,260,000 (1,260,000)	3,052,001 (2,975,000)	※本年度予算額に前年度繰越金含む

( )内は補助対象経費

【12月補正】

単位:円

費目	概要	当初予算額	詳細	R4見込額	執行済額	1月～3月 【12月補正計上予定】	補正後 現執行残額	備考
補助金 (当初予算)	筑前茜染活用事業費補助金	1,714,710	<p>【12月補正増額要求分】</p> <p>①茜草購入費 (染色に係る茜草の購入費用) (需用費) 841,000円</p> <p>②筑前茜染製品作成委託料 (試作品の色止め、縫製に係る 技術料) (委託料) 419,000円</p>	2,974,710	1,714,710	1,260,000	1,260,000	<p>【12月補正要求額】 1,260,000円</p> <p>①茜草購入費 (染色に係る茜草の購入費用) ・当初40kg400,000円計上、20kgを色見や 色相などのデータ取りで使用(残2kg) 生地108㎡購入のため、残染料を除き 必要量80kg分 (需用費) 841,000円</p> <p>②筑前茜染製品作成手数料 (試作品の色止め、縫製に係る技術料) ・当初は協議会で作成することとしていた が、技術的な見地から色止め等の技術委 託を関係機関等により行うもの。 (委託料) 419,000円</p> <p>※令和4年4月28日に支出済 (当初予算) 1,715千円</p>
		1,714,710	小計	2,974,710	1,714,710	1,260,000	1,260,000	
計		1,714,710		2,974,710	1,714,710	1,260,000	1,260,000	(補正額: 1,260千円)

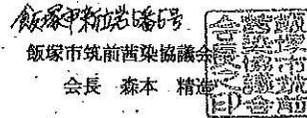
※各税込み(10%)

令和3年度飯塚市筑前茜染協議会 事業計画 (案)

別紙1

3 飯筑茜協第2号  
令和3年4月1日

飯塚市長 片 峯 誠 様



令和3年度飯塚市筑前茜染協議会補助金交付申請書

令和3年度において、下記のとおり事業を実施したいので、飯塚市補助金等交付規則第4条規定に基づき補助金634,000円を交付されたく申請します。

記

1 事業の目的

日の丸を初めて染めたといわれる筑前茜染の復活と筑前茜染を活用した製品の作成及び販売により、飯塚市の特産品の開発に取り組むとともに、地域の個性や歴史・文化伝承等の特性を生かした活動を実施し、郷土に対する愛着を持つことで、飯塚市の活性化に寄与することを目的とする。

2 事業の内容

別紙事業計画案及び予算書案のとおり

3 申請額

634,000円

4 事業完了予定日

令和4年3月31日

5 事業完了前交付の時期と理由

(1)交付希望時期

令和3年6月

(2)交付理由

当事業の6月から始まる茜草育成体験について、必要な消耗品等の費用不足が生じ、事業に支障をきたすため。



月	日	曜日	事業名	事業内容	担当部会等
6	10	木	第1回役員会	総会準備	役員
	26	土	総会	会員総会	協議会
	26	土	茜草育成	茜草育成体験・学習会等	茜草育成
	下旬	未定	茜草育成	農業試験場の視察	役員
7	上旬	未定	部会長会	各部会の進捗・今後の計画について	部会長
	中旬	未定	茜染製品開発	調査活用部会の情報等を参考に茜染の活用方法の検討・提言	調査活用製品活用
8	下旬	未定	茜草染物体験	茜染体験活動について(市内小・中学校)	文化伝承
9	上旬	未定	茜染製品開発	茜染に関する情報収集・茜染の活用方法について調査・研究	調査活用製品活用
10	17	日	茜草植付	茜草植付体験 @サンビレッジ茜付近の休耕田	茜草育成
11	上旬	未定	部会長会	各部会の進捗・今後の計画について	部会長
	20	土	茜草染物体験	茜草染物体験(試作品作成) @サンビレッジ茜	茜草育成
	下旬	未定	茜草染物体験	染料を使用して綿や絹を染める	文化伝承
12	上旬	未定	第2回役員会	次年度事業等、振り返り	役員
	中旬	未定	茜染製品開発	茜染に関する試作品の完成	調査活用製品活用
1	上旬	未定	部会長会	農林総合試験場訪問	部会長
	下旬	未定	市内小学校学習会	日の丸と茜染の歴史の授業	文化伝承
2	上旬	未定	市内小学校染物体験	茜染染物体験	文化伝承
3	上旬	未定	第3回役員会	次年度事業等、振り返り	役員

令和3年度飯塚市筑前茜染協議会予算(案)

別紙2

飯塚市筑前茜染協議会会則

令和2年12月21日制定

1. 収入 (単位:円)

項目	前年度予算額	本年度予算額	比較増減	説明
繰越金	0	0	0	
補助金	0	634,000	634,000	飯塚市補助金
会費	0	70,000	70,000	R2~R3.5.31分 一人1,000円
雑収入	0	10	10	預金利息
合計	0	704,010	704,010	

2. 支出 (単位:円)

項目	前年度予算額	本年度予算額	比較増減	説明
報償・謝礼金	0	180,000	180,000	
	(0)	(180,000)	(180,000)	
講師	0	80,000	80,000	茜染育成講師・勉強会講師
	(0)	(80,000)	(80,000)	
謝礼金	0	100,000	100,000	茜染植付管理謝礼金・茜草植付準備等謝礼金
	(0)	(100,000)	(100,000)	
需用費	0	296,200	296,200	
	(0)	(296,200)	(296,200)	
消耗品費	0	249,200	249,200	会議用消耗品・土・苗ポッド・染料・布・ハンカチ(染物体験に係る消耗品費)
	(0)	(249,200)	(249,200)	
印刷製本費	0	47,000	47,000	事業参加募集チラシ・会員募集チラシ
	(0)	(47,000)	(47,000)	
役務費	0	125,200	125,200	
	(0)	(125,200)	(125,200)	
通信運搬費	0	15,120	15,120	行事参加者への案内状
	(0)	(15,120)	(15,120)	
保険料	0	10,080	10,080	ボランティア行事保険料
	(0)	(10,080)	(10,080)	
委託料	0	100,000	100,000	パイロット製品製作委託料
	(0)	(100,000)	(100,000)	
使用料及び賃借料	0	32,600	32,600	
	(0)	(32,600)	(32,600)	
使用料	0	12,600	12,600	茜染体験等会場使用料
	(0)	(12,600)	(12,600)	
賃借料	0	20,000	20,000	茜草植付地賃貸料
	(0)	(20,000)	(20,000)	
予備費	0	70,010	70,010	
	(0)	(70,010)	(70,010)	
合計	0	704,010	704,010	
	(0)	(704,010)	(704,010)	

( ) 内は補助対象経費

3. 収支 (単位:円)

区分	前年度予算額	本年度予算額	比較増減	説明
収入総額	0	704,010	704,010	
支出総額	0	704,010	704,010	
合計	0	0	0	

(名称)

第1条 この協議会は、飯塚市筑前茜染協議会(以下「協議会」という。)と称す。

(目的)

第2条 協議会は、日の丸を初めて染めたといわれる筑前茜染の復活と筑前茜染を活用した製品の作成及び販売により、飯塚市の特産品の開発に取り組むとともに、地域の個性や歴史・文化伝承等の特性を生かした活動を実施し、郷土に対する愛着を持つことで、飯塚市の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 筑前茜染の活動に関する周知・啓発活動
- (2) 筑前茜染の活動に関する研修会及び講習会等の開催
- (3) 活動における後継者育成
- (4) 筑前茜染を活用した地域活性化
- (5) その他協議会の目的達成に必要な事項

(会員)

第4条 協議会の会員は、第2条の目的に賛同する個人をもって構成する。

(役員の種別及び選任)

第5条 本協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 委員 数名
- (4) 監事 2名

2 会長は、總會において選任する。

3 副会長、役員及び監事は、会長が指名し、總會の承認を得るものとする。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ指名する副会長がその職務を代行する。

- 3 役員は、役員会において本会の重要事項を審議し、推進する。
- 4 監事は、会計を監査し、総会に報告する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 前項に欠員が生じたときは、会長がこれを選任し、次の総会で承認を得るものとする。
- 3 前項の役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行う。

(総会)

第8条 協議会に総会を置く。

- 2 総会は、会員をもって構成する。
- 3 総会は、定例会及び臨時会とし会長が招集する。
- 4 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選任する。
- 5 総会は、次の事項を議決する。
  - (1) 事業計画及び事業報告に関する事。
  - (2) 予算及び決算に関する事。
  - (3) 規約の改廃に関する事。
  - (4) 役員承認に関する事。
  - (5) 協議会の解散に関する事。
  - (6) その他協議会の重要事項に関する事。
- 6 総会は、会員の2分の1以上が出席し、過半数の賛同を得て議決し、可否同数のときは、議長の定めるところによる。
- 7 やむを得ない理由により総会に出席することができない者は、委任状により議決を委任することができる。
- 8 緊急を要する事項であつて、会長が特に認める場合は、書面による審議を行うことができる。

(役員会)

第9条 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 役員会は役員過半数をもって成立し、会長が主宰する。

(役員会決定事項)

第10条 役員会は、次の事項を決定する。

- (1) 総会及び各部会に付議すべき事項。
- (2) 総会決定事項の普及に関する事項。
- (3) 会員の入退会に関する事項。

- 2 役員会の議事は、出席役員過半数の同意により決定する。

(部会)

第11条 協議会の活動を円滑に進めるため、専門的な事項について部会を設置し調査、検討、調整等を行う。

- 2 部会に部会長、副部会長を置き、部会員から互選する。
- 3 部会は、部会長が招集し、会議を主宰する。
- 4 部会長は、必要に応じて部会に部会員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 部会の組織は次のとおりとする。
  - (1) 文化継承部会
  - (2) 茜草育成部会
  - (3) 製品活用部会
  - (4) 調査活用部会
  - (5) 中間支援部会
  - (6) その他会長が必要と認める部会

(部会長会)

第12条 協議会に部会長会を置き、正副会長及び部会長をもって構成する。

- 2 部会長会は、会長が招集し、会議を主宰する。
- 3 部会長会は、次の事項を協議する。
  - (1) 各部会における事業の進捗に関する事項
  - (2) 各部会間の連絡調整に関する事項
  - (3) その他、会長が必要と認めた事項
- 4 会長は、必要に応じて部会長会に部会長以外の者の出席を求めることができる。

(会計)

第13条 協議会の経費は、会費、各種助成金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(入退会)

第14条 協議会への新たな入会又は退会にあたっては、所定の様式により、会長へ申請を行う。

2 入会及び退会に関する手続きについては、会長が別に定める。

(残余財産の帰属等)

第15条 協議会が解散する場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、飯塚市に寄贈する。ただし、解散時の総会において、別の議決を行った場合は、その議決に従う。

(事務局)

第16条 協議会の事務局を飯塚市経済部商工観光課内に置く。

2 協議会の会計処理については事務局が行う。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

(附則)

1 この規約は、令和2年12月21日から施行する。

2 協議会設立の日の属する会計年度は、第13条の規定に関わらず、当該設立の日から始まるものとする。

3 協議会設立の日の属する年度における役員の任期は第7条第1項の規定に関わらず当該年度内までとする。

3 飯筑苗協第11号

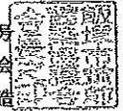
令和3年12月20日

飯塚市長 片 峯 誠 様

飯塚市新立岩5番5号

飯塚市筑前茜染協議会

会長 森本 精造



令和3年度飯塚市筑前茜染協議会補助金変更交付申請書(令和4年1月以降事業実施分)

令和3年度において、下記のとおり事業を実施したいので、飯塚市補助金等交付規則第4条規定に基づき補助金2,205,000円を交付されたく変更申請します。

記

1 事業の目的

日の丸を初めて染めたといわれる筑前茜染の復活と筑前茜染を活用した製品の作成及び販売により、飯塚市の特産品の開発に取り組むとともに、地域の個性や歴史・文化伝承等の特性を生かした活動を実施し、郷土に対する愛着や誇りを持つことで、飯塚市の活性化に寄与することを目的とする。

2 事業の内容

別紙事業計画案及び予算書案のとおり(1月以降実施分)

3 申請額

2,205,000円

4 事業完了予定日

令和4年3月31日

5 事業完了前交付の時期と理由

(1)交付希望時期

令和3年1月

(2)交付理由

当事業の1月から始まる茜染製品製作委託及び茜草植栽地管理委託について、必要な消耗品等の費用不足が生じ、事業に支障をきたすため。



令和3年度飯塚市筑前茜染協議会予算

令和3年度飯塚市筑前茜染協議会 事業計画

月	日	曜日	事業名	事業内容	担当部会等
6	29	火	第2回役員会	総会前準備等	役員
7	16	金	茜草染物活動	茜染体験活動について (菰田交流センター)	文化伝承
	31	土	会員総会 及び 茜草育成体験	会員総会及び茜草育成体験	協議会 茜草育成
8	6	金	市内小学校 茜草植付体験	小学校構内における茜草の植付体験 (片島小学校)	文化伝承
	10	火	部会長会	各部会の進捗・今後の計画について	部会長
10	8	金	市内小学校 茜草染物体験	小学校構内における茜草の染物体験 (上穂波小学校)	文化伝承
	19	火	市内小学校 茜草植付体験	小学校構内における茜草の植付体験 (飯塚小学校)	文化伝承
	31	日	茜草植付	茜草植付体験 @サンビレッジ茜付近の休耕田	協議会 茜草育成
11	26	金	市内小学校 茜草染物体験	小学校構内における茜草の染物体験 (椋本小学校)	文化伝承
12	22	水	市内小学校 茜草染物体験	小学校構内における茜草の染物体験 (飯塚小学校)	文化伝承
1	1	土	茜草植栽地管理委託	シルバー人材センターへの茜草植栽地 管理委託 (R4.1.1~R4.3.31)	茜草育成
	10	月	茜草染物体験	茜草染物体験(試作品作成) @サンビレッジ茜	茜草育成 協議会
	26	水	市内小学校 学習会	日の丸と茜染の歴史の授業	文化伝承
2	15	火	市内小学校 染物体験	小学校構内における茜草の染物体験	文化伝承
3	15	火	茜染製品開発	茜染に関する試作品の完成	茜草育成
	17	木	第4回役員会	次年度事業等、振り返り	役員

※上記に関わらず、随時事業がある場合は各部会から事務局にご連絡ください。

1. 収入

(単位:円)

項目	当初予算額	補正予算額	補正後予算額	説明
繰越金	0	0	0	
補助金	634,000	2,205,000	2,839,000	飯塚市補助金
会費	70,000	0	70,000	R2~R3.5.31分 一人1,000円
雑収入	10	0	10	預金利息
合計	704,010	2,205,000	2,909,010	

2. 支出

(単位:円)

項目	当初予算額	補正予算額	補正後予算額	説明
報償・謝礼金	180,000 (180,000)	0 (0)	180,000 (180,000)	
講師	80,000 (80,000)	0 (0)	80,000 (80,000)	茜草育成講師・勉強会講師
謝礼金	100,000 (100,000)	0 (0)	100,000 (100,000)	茜草植付管理謝礼金・茜草植付準備等謝礼金
需用費	296,200 (296,200)	100,260 (100,260)	396,460 (396,460)	
消耗品費	249,200 (249,200)	100,260 (100,260)	349,460 (349,460)	会議用消耗品・土・苗ポッド・染料・布・ハンカチ(染物体験に係る消耗品費)
印刷製本費	47,000 (47,000)	0 (0)	47,000 (47,000)	事業参加募集チラシ・会員募集チラシ・啓発用パンフレット
役員費	125,200 (125,200)	2,104,740 (2,104,740)	2,229,940 (2,229,940)	
通信運搬費	15,120 (15,120)	0 (0)	15,120 (15,120)	行事参加者への案内状
保険料	10,080 (10,080)	0 (0)	10,080 (10,080)	ボランティア行事保険料
委託料	100,000 (100,000)	2,104,740 (2,104,740)	2,204,740 (2,204,740)	パイロット製品製作委託料 茜草植付地管理委託料
使用料及び賃借料	32,600 (32,600)	0 (0)	32,600 (32,600)	
使用料	12,600 (12,600)	0 (0)	12,600 (12,600)	茜染体験等会場使用料
賃借料	20,000 (20,000)	0 (0)	20,000 (20,000)	茜草植付地賃借料、バス借上料
予備費	70,010 (70,010)	0 (0)	70,010 (70,010)	
合計	704,010 (704,010)	2,205,000 (2,205,000)	2,909,010 (2,909,010)	

( )内は補助対象経費

3. 収支

(単位:円)

区分	当初予算額	補正予算額	補正後予算額	説明
収入総額	704,010	2,205,000	2,909,010	
支出総額	704,010	2,205,000	2,909,010	
合計	0	0	0	

## 啓発用 筑前茜染製品作成委託料

### 1. 作成品目

- (1)ネクタイ (男性用)
- (2)スカーフ (女性用)
- (3)ハンカチ (男女兼用)
- (4)名刺入れ (男性用)

### 2. 作成数

- (1)、(2)、(4)は各 10 セット
- (3)については 20 セット

### 3. 作成期日

令和 4 年 3 月 31 日

### 4. 作成金額

1,642,000 円

### 5. 作成内容

シルク生地を購入し、飯塚市筑前茜染協議会に染めを依頼、その後染めたシルクに縫製等を施し、上記 1 (1)～(4)を作成する。

## 茜草植栽地管理委託料

### 1. 委託期間

令和 4 年 1 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日のうち (48 日間)  
※毎週 4 日×4 週間×3 か月

### 2. 委託金額

462,740 円

### 3. 委託内容

飯塚市山口地区の茜草植栽地の除草等適正管理を行い、茜草の育成を行う。

### 4. 管理時間

9 時～15 時

### 令和 4 年度当初予算に係る事業継続について

#### 1. 委託期間

令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日のうち (96 日間)  
※毎週 2 日×4 週間×12 か月

#### 2. 委託金額

480,000 円

【12月補正】

単位：円

費目	概要	当初予算額	詳細	R3見込額	執行済額	1月～3月 【12月補正計上予定】	補正後 現執行残額	備考
補助金 (当初予算)	筑前茜染活用事業費補助金	634,000	<p>【12月補正増額要求分】</p> <p>①筑前茜染啓発印刷製本費 名刺100枚（デザイン1種） 各6セット</p> <p>②シルバー人材センター委託料 （茜草植付地管理） 1人×16日×3ヵ月＝48日 5,000円/日×48日 （茜草植付地借地料） 11,137円/10a×200a ※11,137円は平均額</p> <p>③筑前茜染製品作製委託料</p>	2,838,654	634,000	2,204,654	2,204,654	<p>【12月補正要求額】2,204,654円</p> <p>①筑前茜染協議会役員等啓発用 （筑前茜染名刺） （需用費）99,914円</p> <p>②茜草の育成を目的として、茜草植付地 （サンビレッジ茜付近の休耕田）の管 理運営をシルバー人材センターに委託 するもの。 （委託料）462,740円</p> <p>③福岡県宿泊税交付金を活用した筑前茜 染のパイロット製品作製委託（茜染名 刺入、ネクタイ各10セット） （委託料）1,642,000円</p>
			小計					2,838,654
計		634,000		2,838,654	634,000	2,204,654	2,204,654	（補正額：2,205千円）

※各税込み（10%）

飯塚市筑前茜染協議会会則

令和2年12月21日制定

令和3年7月31日改定

(名称)

第1条 この協議会は、飯塚市筑前茜染協議会(以下「協議会」という。)と称す。

(目的)

第2条 協議会は、日の丸を初めて染めたといわれる筑前茜染の復活と筑前茜染を活用した製品の作成及び販売により、飯塚市の特産品の開発に取り組むとともに、地域の個性や歴史・文化伝承等の特性を生かした活動を実施し、郷土に対する愛着や誇りを持つことで、飯塚市の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 筑前茜染の活動に関する周知・啓発活動
- (2) 筑前茜染の活動に関する研修会及び講習会等の開催
- (3) 活動における後継者育成
- (4) 筑前茜染を活用した地域活性化
- (5) その他協議会の目的達成に必要な事項

(会員)

第4条 協議会の会員は、第2条の目的に賛同する団体、企業及び個人をもって構成する。

(役員の種類及び選任)

第5条 本協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 委員 数名
- (4) 監事 1名

2 会長は、総会において選任する。

3 副会長、委員及び監事は、会長が指名し、総会の承認を得るものとする。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ指名する副会長がその職務を代行する。

3 委員は、役員会において本会の重要事項を審議し、推進する。

4 監事は、会計を監査し、総会に報告する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 前項に欠員が生じたときは、会長がこれを選任し、次の総会で承認を得るものとする。

3 前項の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行う。

(総会)

第8条 協議会に総会を置く。

2 総会は、会員をもって構成する。

3 総会は、定例会及び臨時会とし会長が招集する。

4 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選任する。

5 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 会則の改廃に関すること。
- (4) 役員の仕事に関すること。
- (5) 協議会の解散に関すること。
- (6) その他協議会の重要事項に関すること。

6 総会は、会員の2分の1以上が出席し、過半数の賛同を得て議決し、可否同数のときは、議長の定めるところによる。

7 やむを得ない理由により総会に出席することができない者は、委任状により議決を委任することができる。

8 緊急を要する事項であつて、会長が特に認める場合は、書面による審議を行うことができる。

(役員会)

第9条 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

2 役員会は役員の仕事の過半数をもって成立し、会長が主宰する。

(役員会決定事項)

第10条 役員会は、次の事項を決定する。

- (1) 総会及び各部会に付議すべき事項。
- (2) 総会決定事項の普及に関する事項。
- (3) 会員の入退会に関する事項。

2 役員会の議事は、出席役員の過半数の同意により決定する。

(部会)

第11条 協議会の活動を円滑に進めるため、専門的な事項について部会を設置し調査、検討、調整等を行う。

- 2 部会員は協議会の会員とする。
- 3 部会に部会長、副部会長を置き、部会員から互選する。
- 4 部会は、部会長が招集し、会議を主宰する。
- 5 部会長は、必要に応じて部会に部会員以外の者の出席を求めることができる。
- 6 部会の組織は次のとおりとする。

- (1) 文化継承部会
- (2) 茜草育成部会
- (3) 製品活用部会
- (4) 調査活用部会
- (5) 中間支援部会
- (6) その他会長が必要と認める部会

(部会長会)

第12条 協議会に部会長会を置き、正副会長及び部会長をもって構成する。

- 2 部会長会は、会長が招集し、会議を主宰する。
- 3 部会長会は、次の事項を協議する。
  - (1) 各部会における事業の進捗に関する事項
  - (2) 各部会間の連絡調整に関する事項
  - (3) その他、会長が必要と認めた事項
- 4 会長は、必要に応じて部会長会に部会長以外の者の出席を求めることができる。

(会計)

第13条 協議会の経費は、会費、各種助成金及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(入退会)

第14条 協議会への新たな入会又は退会にあたっては、所定の様式により、会長へ申請を行う。

2 入会及び退会に関する手続きについては、会長が別に定める。

(残余財産の帰属等)

第15条 協議会が解散する場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、飯塚市に寄贈する。ただし、解散時の総会において、別の議決を行った場合は、その議決に従う。

(事務局)

第16条 協議会の事務局を飯塚市経済部特産品振興・ふるさと応援課内に置く。

2 協議会の会計処理については事務局が行う。

(その他)

第17条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

(附則)

- 1 この会則は、令和2年12月21日から施行する。
- 2 協議会設立の日の属する会計年度は、第13条の規定に関わらず、当該設立の日から始まるものとする。
- 3 協議会設立の日の属する年度における役員の任期は第7条第1項の規定に関わらず当該年度内までとする。
- 4 この会則は、令和3年7月31日から施行する。

# 飯塚観光協会補助金の内訳がわかるもの

商工観光課

## 1. 観光協会補助金の根拠： 飯塚観光協会補助金交付要綱（平成24年8月23日 飯塚市告示第295号）

（趣旨）

第1条 この告示は、飯塚市の観光振興を図るため、予算の範囲内において飯塚観光協会(以下「協会」という。)が行う事業等に対し補助金を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業及び経費）

第2条 補助の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 市内観光に関する施設等の宣伝及び誘客を目的とする事業
- (2) 観光振興に資する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める事業

2 補助の対象となる経費は、前項に掲げる事業に要する経費及び協会の運営に要する経費のうち市長が認めるものとする。

（目的外使用の禁止）

第3条 協会は、補助金を補助の対象とする事業の遂行のみに使用し、他の用途に使用してはならない。

（事業の計画変更）

第4条 協会は、補助金の交付決定通知を受けた後において、補助金の交付決定を受けた事業の計画を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

（補助金に係る書類等の整備）

第5条 協会は、補助事業に係る経理についての収支を明らかにした書類を整備し、補助事業の完了の日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

## 2. 補助金の推移

（単位：円）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
観光行事等事業費	12,858,000	12,858,000	14,335,000	15,355,000	14,332,000
人件費等	11,644,000	12,626,000	13,748,000	16,035,000	11,032,000
事務管理運営費	1,632,000	1,632,000	2,632,000	1,732,000	1,662,000
合計	26,134,000	27,116,000	30,715,000	33,122,000	27,026,000

# 観光地域づくり法人の設立経過及び補助金の内容がわかるもの

## (1)国の観光地域づくり法人の設立の背景

人口減少や少子高齢化による国の課題である地方創生において、観光は国内及びインバウンド需要の取込による交流人口や観光消費額を拡大させ、地域を活性化させる原動力となるものである。

こうした取組を進めるためには、地域の稼ぐ力を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔としての役割を果たす観光地域づくり法人(DMO)を核とした観光地域づくりが行われることが重要である。

(観光庁:観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン)

## (2)飯塚市観光地域づくり法人設立に向けたこれまでの経緯

令和5年5月～	・観光地域づくり法人に関する様々な研修会へ参加
令和6年3月	・第2次飯塚市観光振興基本計画の改訂 具体的取り組みとして飯塚版観光地域づくり法人の設立の検討を進めていくことを目標に掲げる
令和6年9月～	・EBPMの学習会(全3回) 人流データや観光関連データ等を活用した戦略的な観光施策の学習
令和6年10月～ 令和7年3月	・飯塚市観光地域づくり法人に関する勉強会(全5回) 専門講師による観光地域づくり法人に関する学習や観光データ収集・分析等、マーケティング戦略等の学習
令和7年8月	・観光地域づくり法人設立準備会(第1回) 専門事業者の支援による観光庁が示す観光地域づくりの共通理解と戦略策定のためのマーケティング調査
令和7年9月～	・各種観光満足度調査実施 来訪者観光満足度調査、観光地魅力度調査、住民観光満足度調査

令和7年11月	・観光地域づくり法人設立準備会(第2回) 各種満足度調査の結果及び分析、観光地経営戦略の方向性確認等
令和8年1月	・観光地域づくり法人設立準備会(第3回) 観光地域戦略策定に関するブランド戦略の方向性について協議
令和8年2月	・観光地域づくり法人設立準備会(第4回) 観光地域戦略策定に関するマーケティング戦略の方向性について協議
令和8年3月	・観光地域づくり法人設立準備会(第5回)

## (3)飯塚市観光地域づくり法人補助事業金

令和8年度補助金 19,387,000円

・観光事業費	1,000,000円	(マーケティング調査など)
・管理費等	1,977,000円	(通信運搬費など)
・運営費等	12,325,000円	(消耗品、ポータル改修など)
内、人件費	11,032,000円	(3人分 社会保険料等含む)
・支援業務等	4,085,000円	(伴走支援委託)

## 住宅改修補助金、戸建て中古住宅取得補助金の予算と実績及び制度廃止検討の推移がわかる資料

建設政策課

住宅改修補助金

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計	
令和2年度 当初予算額 25,000千円	令和2年度 決算	申請件数(件)	26	13	17	20	23	20	28	21	18	3	2	191
		加算人数(人)	11	2	13	5	10	12	6	3	2	0	0	64
		補助金額(千円)	1,992	1,040	1,245	1,431	1,704	1,420	2,057	1,431	1,241	240	160	13,961
		加算金額(千円)	220	40	260	100	200	240	120	60	40	0	0	1,280
		交付金額(千円)	2,212	1,080	1,505	1,531	1,904	1,660	2,177	1,491	1,281	240	160	15,241
令和3年度 当初予算額 25,000千円	令和3年度 決算	申請件数(件)	38	34	20	24	20	25	23	16	17	11	0	228
		加算人数(人)	10	17	9	14	3	6	3	3	7	2	0	74
		補助金額(千円)	2,822	2,703	1,466	1,769	1,570	1,870	1,655	1,194	1,311	877	0	17,237
		加算金額(千円)	200	340	180	280	60	120	60	60	140	40	0	1,480
		交付金額(千円)	3,022	3,043	1,646	2,049	1,630	1,990	1,715	1,254	1,451	917	0	18,717
令和4年度 当初予算額 20,000千円	令和4年度 決算	申請件数(件)	37	28	19	23	20	13	19	15	17	4	0	195
		加算人数(人)	11	6	6	8	2	10	9	1	7	0	0	60
		補助金額(千円)	2,819	1,981	1,401	1,777	1,579	988	1,357	999	1,153	320	0	14,374
		加算金額(千円)	220	120	120	160	40	200	180	20	140	0	0	1,200
		交付金額(千円)	3,039	2,101	1,521	1,937	1,619	1,188	1,537	1,019	1,293	320	0	15,574
令和5年度 当初予算額 20,000千円	令和5年度 決算	申請件数(件)	24	13	17	19	17	12	19	11	11	5	0	148
		加算人数(人)	13	13	8	10	6	4	2	4	9	1	0	70
		補助金額(千円)	1,915	988	1,360	1,408	1,204	855	1,475	842	876	400	0	11,323
		加算金額(千円)	260	260	160	200	120	80	40	80	180	20	0	1,400
		交付金額(千円)	2,175	1,248	1,520	1,608	1,324	935	1,515	922	1,056	420	0	12,723
令和6年度 当初予算額 20,000千円	令和6年度 決算	申請件数(件)	25	14	15	20	13	12	19	13	7	4	0	142
		加算人数(人)	8	6	3	9	5	10	5	4	0	2	0	52
		補助金額(千円)	1,884	1,043	1,016	1,435	958	895	1,512	974	541	291	0	10,549
		加算金額(千円)	160	120	60	180	100	200	100	80	0	40	0	1,040
		交付金額(千円)	2,044	1,163	1,076	1,615	1,058	1,095	1,612	1,054	541	331	0	11,589
令和7年度 当初予算額 20,000千円	令和7年度 決算見込	申請件数(件)	26	12	11	16	19	14	15	18	16	11	0	158
		加算人数(人)	9	4	7	7	3	1	2	9	11	1	0	54
		補助金額(千円)	1,956	882	880	1,280	1,477	1,085	1,178	1,364	1,280	814	0	12,196
		加算金額(千円)	180	80	140	140	60	20	40	180	220	20	0	1,080
		交付金額(千円)	2,136	962	1,020	1,420	1,537	1,105	1,218	1,544	1,500	834	0	13,276

(備考) 補助の対象となる工事は、申請日以降最初の2月末日までに完了届を提出できる工事となっているため、近年、2月の申請はない状況。

## 戸建て中古住宅取得補助金

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
令和2年度 当初予算額 20,000千円	令和2年度 決算	申請件数(件)	11	6	9	5	3	8	5	4	4	3	5	63
		加算人数(人)	15	3	9	3	2	6	7	2	4	0	3	54
		補助金額(千円)	3,300	1,569	2,700	1,273	900	2,171	1,500	1,200	1,200	900	1,500	18,213
		加算金額(千円)	1,500	300	900	300	200	600	700	200	400	0	300	5,400
		交付金額(千円)	4,800	1,869	3,600	1,573	1,100	2,771	2,200	1,400	1,600	900	1,800	23,613
令和3年度 当初予算額 20,000千円	令和3年度 決算	申請件数(件)	8	6	4	3	4	4	6	8	9	6	0	58
		加算人数(人)	12	11	4	8	2	6	7	7	7	7	0	75
		補助金額(千円)	2,200	1,795	1,200	900	1,200	1,050	1,800	2,250	2,700	1,800	0	16,895
		加算金額(千円)	1,200	1,100	400	800	200	600	700	700	1,100	700	0	7,500
		交付金額(千円)	3,400	2,895	1,600	1,700	1,400	1,650	2,500	2,950	3,800	2,500	0	24,395
令和4年度 当初予算額 22,000千円	令和4年度 決算	申請件数(件)	8	7	4	3	5	4	2	6	4	8	3	54
		加算人数(人)	6	7	4	2	9	5	2	11	5	3	2	56
		補助金額(千円)	2,281	2,100	1,200	900	1,500	1,200	600	1,800	1,200	2,170	900	15,851
		加算金額(千円)	600	700	400	200	900	500	200	1,100	500	300	200	5,600
		交付金額(千円)	2,881	2,800	1,600	1,100	2,400	1,700	800	2,900	1,700	2,470	1,100	21,451
令和5年度 当初予算額 22,000千円	令和5年度 決算	申請件数(件)	6	11	5	4	7	10	5	7	5	6	4	70
		加算人数(人)	13	7	12	4	9	12	6	8	5	4	3	83
		補助金額(千円)	1,800	3,300	1,500	1,200	2,056	3,000	1,500	2,100	1,500	1,800	1,200	20,956
		加算金額(千円)	1,300	700	1,200	400	900	1,200	600	800	500	400	300	8,300
		交付金額(千円)	3,100	4,000	2,700	1,600	2,956	4,200	2,100	2,900	2,000	2,200	1,500	29,256
令和6年度 当初予算額 24,400千円	令和6年度 決算	申請件数(件)	6	7	5	4	4	3	3	3	4	7	4	50
		加算人数(人)	4	11	3	0	6	5	3	0	2	6	6	46
		補助金額(千円)	1,800	2,100	1,500	1,200	1,200	900	700	900	1,200	1,919	1,050	14,469
		加算金額(千円)	400	1,100	300	0	600	500	300	0	200	600	600	4,600
		交付金額(千円)	2,200	3,200	1,800	1,200	1,800	1,400	1,000	900	1,400	2,519	1,650	19,069
令和7年度 当初予算額 24,000千円	令和7年度 決算見込	申請件数(件)	10	9	10	4	5	9	1	7	5	7	1	68
		加算人数(人)	12	4	10	3	4	14	2	11	2	4	2	68
		補助金額(千円)	3,000	2,700	3,000	1,199	1,500	2,600	300	2,080	1,415	1,986	300	20,080
		加算金額(千円)	1,200	400	1,000	300	400	1,400	200	1,100	200	400	200	6,800
		交付金額(千円)	4,200	3,100	4,000	1,499	1,900	4,000	500	3,180	1,615	2,386	500	26,880

## 住宅改修補助制度廃止検討の概要

### 1. 住宅改修補助制度の経過

#### ①「飯塚市住宅リフォーム補助事業」(平成 23 年度～平成 30 年度)

平成 23 年度設立 目的:「市民の快適な住環境の整備及び地域経済の活性化」

補助率:1/10 補助上限額:100 千円

#### ②「飯塚市定住促進住宅改修補助事業」(令和元年度～)

令和元年度設立 目的:「市民の快適な住環境の整備及び中古住宅を活用した定住化の促進」

補助率:1/10 補助上限額 80 千円 子育て加算 20 千円

※市内業者による施工要件を維持しつつ空き家対策を主な目的に子育て世代を含めた定住促進を図るため補助内容の見直しと名称を変更

### 2. 事業評価(過去 3 年間(R4～R6)実績より)

効果～交付実績:485 件(うち 20 代～60 代の利用実績 314 件=65%が生産年齢者) 経済効果:923,846 千円(工事費合計)

課題～申請者アンケート結果:「補助金が出るのを知って行うことにした」19.3%(76 人/392 人回答) 財源:一般財源のみ

評価～定住施策における優先度としては住宅取得奨励金事業及び戸建て中古住宅取得補助事業に比較すると劣る。

### 3. 検討の経過

#### ①令和 7 年 4 月 4 日 令和 7 年度社会資本整備総合交付金配分通知

年度	住宅取得奨励補助金 (単位:千円)						戸建て中古住宅取得補助金 (単位:千円)					
	事業費	補助対象事業費①	補助率②	補助基礎額③=①×②	補助金交付額④	交付率④/③	事業費	補助対象事業費①	補助率②	補助基礎額③=①×②	補助金交付額④	交付率④/③
R4決算	119,400	102,800	45%	46,260	46,260	100%	21,151	21,151	45%	9,517	9,517	100%
R5決算	99,900	91,000	45%	40,950	40,950	100%	29,256	29,256	45%	13,165	13,165	100%
R6決算	97,700	89,000	45%	40,050	29,408	73.4%	19,069	19,069	45%	8,581	6,233	72.6%
R7予算	100,000	91,000	45%	40,950	8,697	21.2%	24,000	24,000	45%	10,800	2,273	21.0%

※交付率の大幅な減により、令和 8 年度当初予算要求時を目前に住宅改修補助事業を含んだ各事業の効果検証が必要となる。

②令和 7 年 9 月 18 日 12 月補正予算課内協議

③令和 7 年 9 月 22 日 12 月補正予算部次長協議

④令和 7 年 9 月 25 日 12 月補正予算書提出(歳入予算を配分通知に基づき減額補正)

・住宅改修補助金を合わせた 3 補助金の一般財源の負担が増加(92,250 千円→133,030 千円)

⑤令和 7 年 9 月 25 日 令和 6 年度決算特別委員会(効果検証を行った上で制度の廃止を含めた抜本的な見直しについての意見あり)

⑥令和 7 年 10 月 21 日 当初予算課内協議

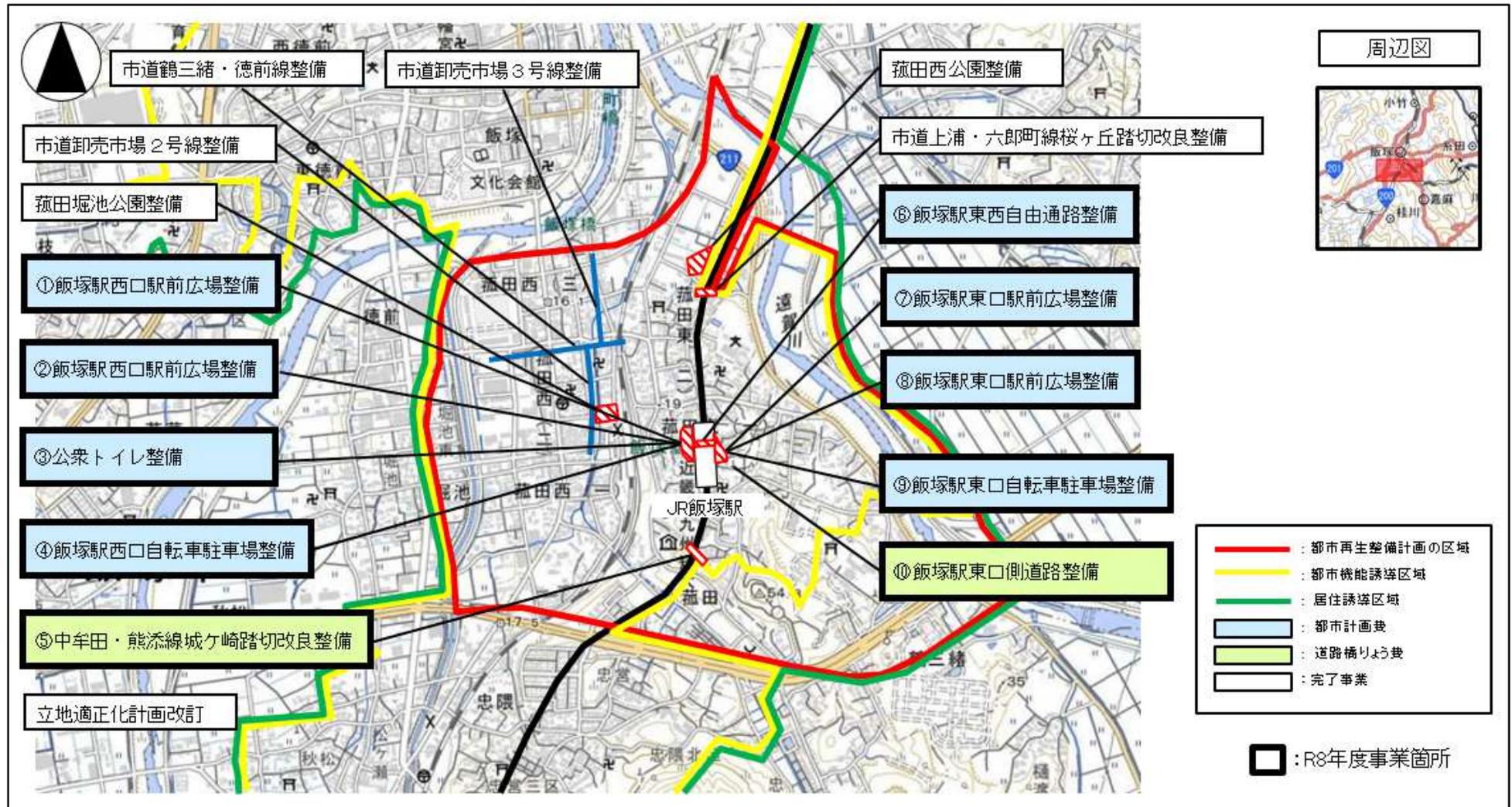
⑦令和 7 年 10 月 23 日 当初予算部次長協議

⑧令和 7 年 10 月 24 日 当初予算要求書提出

・R8 当初予算要求にあたり、R7 当初予算 3 補助金の一般財源(92,250 千円)と同等の一般財源を確保するため、各事業の効果検証を踏まえ、一般財源のみである「住宅改修補助金」の計上を断念(R8 当初予算一般財源:89,701 千円)

# 菰田・堀池地区活性化事業関連総括

都市計画課

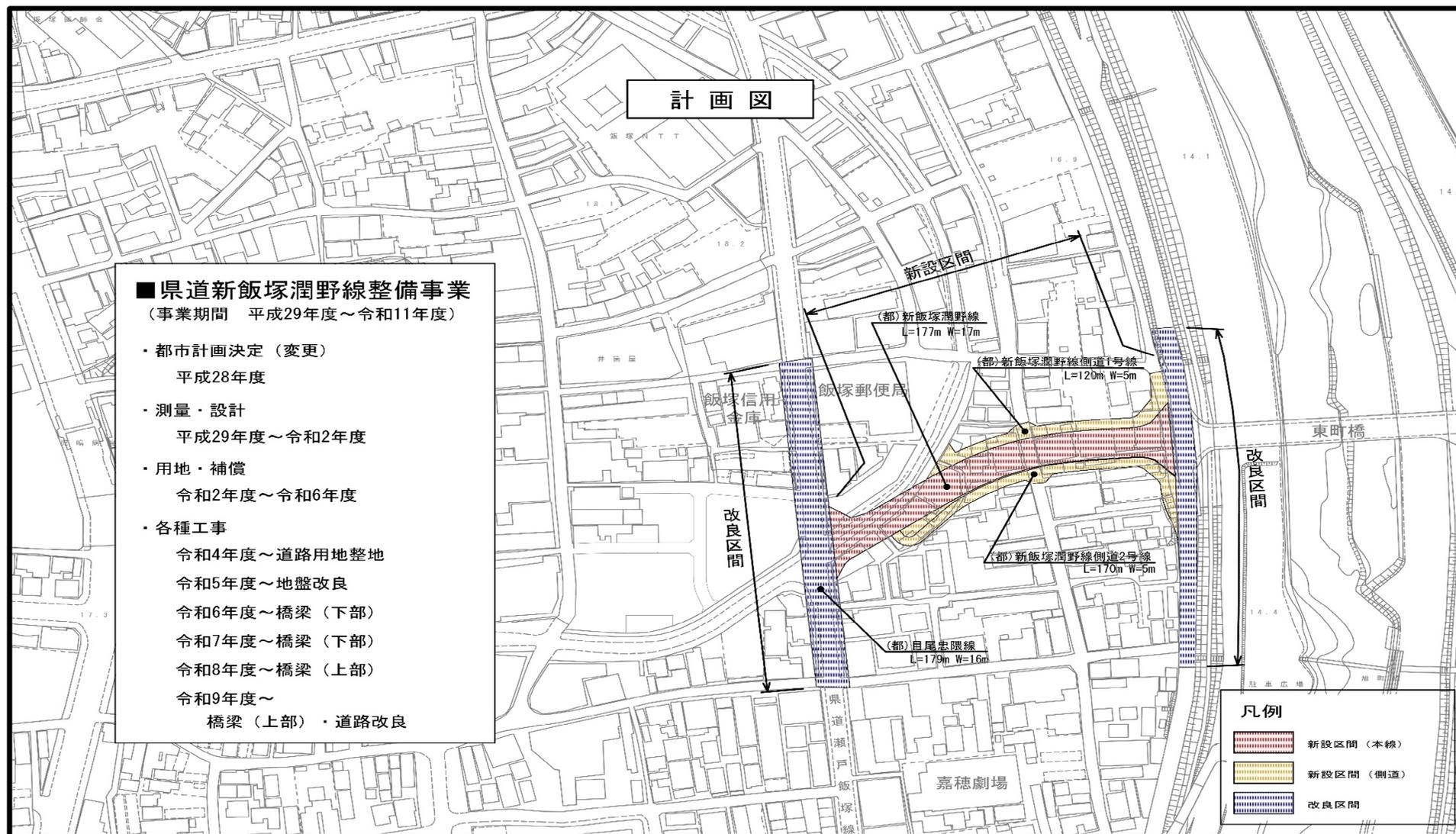


飯塚駅周辺整備事業:2,245,377 千円 (飯塚駅前広場整備工事 537,800 千円…①⑦⑨、飯塚駅整備事業負担金 1,687,994 千円…②③④⑥⑧)

城ヶ崎踏切改良事業:171,455 千円(改良事業負担金 170,417 千円…⑤)、飯塚駅周辺整備事業:19,865 千円(測量設計委託料 19,865 千円…⑩)

# 県道新飯塚潤野線整備事業の進捗と市負担金(令和8年度予算)

都市計画課



県道新飯塚潤野線整備事業:110,934千円(令和8年度改良工事負担金)

## 相田団地建替事業の経過と今後の計画

住宅課

### 【経過】

- H25年 県営相田団地の建替えにより、県営住宅跡地(残地)の活用策について県より相談あり。  
A案:既存の市営住宅用地に建設(相田公園は残す)  
B案:県住跡地に1棟目を建設(相田公園は残す)  
C案:県住跡地に公園の代替えを造成し、相田公園に1棟目を建設 の3案を作成。
- H26.6.20 「相田住宅建替の方向性」及び「相田都市公園の今後の方針」について決裁。  
① 隣接の県有地の払下げを受け都市公園を整備。  
② 既設の相田公園を廃止し相田住宅の建設用地とする。  
③ 公園の不足面積については相田住宅建設の基本・実施設計で位置づけ整備する。以上を決定。
- H26.10.14 相田団地自治会(自治会長他役員8名)に対し上記3案を説明、検討を依頼する。自治会長より、「この後隣組長会に諮ったうえで返事をする」と回答。
- H26.11.5 相田団地自治会長と協議。10月25日の隣組常会にて同意を得られたことから県営住宅跡地の購入、相田公園での1棟目建設(C案)で了承するとの回答。建設戸数、集会所、新公園の規模について要望書提出有り。また、近隣自治会(相田、新二瀬)への説明を行うようにとの意見。
- H26.11.6 相田自治会自治会長、新二瀬自治会会長と協議。A～C案を説明し、相田団地自治会からはC案の方向性に了承をもらっていることを補足。相田自治会会長からは了承を得る。新二瀬自治会会長から、住民説明会の開催を依頼される。(12月7日開催、C案で了承)
- H29年度 C案に方向性が決定したことにより、県住跡地を購入。(この間は管理委託)
- H30.8.24 相田団地自治会長と協議。団地住民へのアンケート調査について。

### 【令和元年度】

- R1.11.21 相田団地自治会長と協議。建設戸数について説明。今後の説明については「建替連絡協議会」を通じて住民周知を行うこととする。
- R1.12.23 相田団地自治会(自治会長、市住居住者18名、県住居住者6名、一般住宅居住者1名)「相田団地建設に伴う方針等説明会」(構成は「建替連絡協議会」メンバー含む)
- R2.3 相田公営住宅建設基本設計完了。

### 【令和2年度】

- R2.6.3 相田団地自治会役員へ基本計画内容の説明。
- R2.7.8 相田団地自治会「連絡協議会」委員(隣組長)へ基本設計の説明。(分散開催)
- R2.7.11 相田団地自治会「連絡協議会」委員(隣組長)へ基本設計の説明。(分散開催)
- R2.7.14 相田団地自治会「連絡協議会」委員(隣組長)へ基本設計の説明。(分散開催)
- R2.7.16 相田団地自治会「連絡協議会」委員(隣組長)へ基本設計の説明。(分散開催)  
相田団地自治会長より、相田公園東側戸建て住宅20軒(以下16組と表記)の住民が自治会に加入していないと伝えられる。(H30年までは自治会加入)
- R2.7.21 16組の各世帯へ資料のポスティング(造成実施設計業務に関する地盤調査予定の周知)を実施。  
翌22日電話あり、説明会の開催を約束するも訪問時に、地盤調査の中止を要求される。
- R2.7.29 現相田公園の地盤調査予定箇所(2箇所)に現地にて木杭を設置する。
- R2.7.30 16組住民からの地盤調査中止の要求を受け、地盤調査を中断する。
- R2.8.9 16組住民への説明会実施。地盤調査を中断していることを伝える。参加者の現相田公園の存続に向けた強い要望を受け、途中で散会。
- R2.9.13 16組住民への説明会実施(第2回目)。公園の存続を望む声を市長に説明し、意見を聞いてくるように、との要望が出され一方的に説明会は散会となる。
- R2.9.15 所管部署より市長に説明。周辺住民の意見を十分に聴取し、配置や景観について可能な限りの対応は行い理解を得るようことの指示を受ける。
- R2.9.29 相田公園隣接者(1軒)を訪問し、市長に説明を行った結果、現案において今後の設計で配置や景観に配慮する旨伝える。
- R2.9.30 相田公園隣接者(1軒)を訪問し、市長に説明を行った結果、現案において今後の設計で配置や景観に配慮する旨伝える。
- R2.10.7 相田公園隣接者(1軒)を訪問し、市長に説明を行った結果、現案において今後の設計で配置や景観に配慮する旨伝える。
- R2.10.25 相田公園隣接者(1軒)を訪問し、市長に説明を行った結果、現案において今後の設計で配置や景観に配慮する旨伝える。
- R2.10.29 相田公園隣接者(1軒)に電話にて市長に説明を行った結果、現案において今後の設計で配置や景観に配慮する旨伝える。
- R2.9.9～ 都市公園の変更について法定縦覧(相田公園の廃止及び代替公園の追加)。意見書の提出なし。(縦覧期間:令和2年9月23日まで)
- R2.11.2 16組住民(6軒7名)より書面にて市長あての要求書が提出される。(市長の説明会への出席と現地視察を要望)
- R2.11.30 市長が現地視察(都市建設部長随行)
- R2.12.11 12月市議会一般質問にて川上議員が、公園を維持する建替案を提案  
→「自治会と協議しながら、提案の事業進捗への影響、費用、相互理解の観点から検討を行う」と市長答弁。

- R3.1.13 現行案(現相田公園に1棟目を建設)の他に、現相田公園を保存する3案を検討する。  
第1案 現相田公園の南東側エリアに1棟目を建設する。  
第2案 現相田公園の西側エリアに1棟目を建設する。  
第3案 旧県有地に1棟目を建設する。
- R3.3.5 現公園を保存する案(第1～3案)と市の現行案の比較資料を作成し、3月19日に説明会を開催する旨の案内を併せて相田公園隣接者にポストイン  
グを実施。
- R3.3.11 説明会開催について説明するため相田公園隣接者(3名)訪問。開催日程について都合が悪いと断られる。  
3月19日に自治会と自治会未加入者との合同説明会を企画するも16組は参加できないとの回答を得たことから開催を中止。
- R3.3.17 公園の隣接者6軒より要望書提出。現相田公園を残し県住跡地に1棟目建設する案:以下第3案)の実施を要望。

#### 【令和3年度】

- R3.4.5 公園隣接者(2軒)を訪問する。要望書にて申し入れた第3案を強く要望。第3案での事業実施の工程以外の協議は行わないとの回答。
- R3.4.14 住宅課長が比較資料の説明のため代表者に電話するも、市の方針が現案のままならば、説明は受けないとの回答。
- R3.4.20 公園隣接者3名と川上市議が来庁し協議。相田公園の隣接者からの要望(第3案)を地元自治会へ説明するよう要望される。
- R3.5.20 相田団地自治会隣組長常会(1班9名)において公園隣接者からの要望(第3案)を伝達。(分散会)
- R3.5.21 相田団地自治会隣組長常会(2班6名)において公園隣接者からの要望(第3案)を伝達。(分散会)
- R3.5.22 相田団地自治会隣組長常会(3班8名)において公園隣接者からの要望(第3案)を伝達。(分散会)
- R3.5.23 相田団地自治会隣組長常会(4班9名)において公園隣接者からの要望(第3案)を伝達。(分散会)
- R3.5.28 相田団地建替連絡協議会において、自治会は現案(現相田公園に1棟目を建設)を支持するとの意見でまとまる。
- R3.6.1 市営相田住宅の建替事業について現案(現相田公園に1棟目を建設)で市長決裁を受ける。
- R3.6.2 公園隣接者に、現案(現相田公園に1棟目を建設)で事業を進めることとなった旨を文書にて発送。
- R3.6.11 6月2日に送付した回答文書を持参し、隣接者(4名)が来庁し市長と懇談。現相田公園に1棟目を建設する方針で決定した旨を説明した上で、  
回答書に記載の通り、隣接者からのご意見を伺いながら景観やプライバシー等に配慮した設計を進めていく旨を説明。詳細については担当部署よ  
り説明を行う旨伝える。
- R3.6.16 6月市議会一般質問にて川上議員が、第3案(旧県有地に1棟目を建設)についての質問あり。  
→基本的には地元自治会と進めてきたことを念頭に住民の方の声にも耳を傾け、現案を第一義とした上でも何か寄り添う対応ができるのではないか  
という観点から検討したいと市長答弁。

当該住民の強い要望により市長が後日、面談することを約束。

- R3.6.22 市長、都市建設部長、都市建設次長、秘書課課長補佐と公園隣接者(4名)、川上市議が同席の上面談。第3案(旧県有地に1棟目を建設)を強く要望される。工期が延びる事、工事費が増額になることを説明し、現案(相田公園に1棟目)で隣接者に配慮した建物の配置案等を例示する。  
→第3案と現案との工期、コストの比較差を再検討することになった。
- R3.7.5 公園隣接者(4名)、川上市議が来庁。  
都市建設部長、都市建設部次長、住宅課長、住宅課長補佐で対応。6月22日の協議内容の課題(工期と金額増)を再確認。
- R3.7.26 第3案と現案の工期とコストの比較差の再検討を行ったが、これまで通り現案の優位性が認められたため、市長を含め内部協議を行い、現案で事業を進めることを市の方針として決定。
- R3.7.27 公園隣接者の方1名に電話で、市の方針が現案で決定したこと、後日、みなさんには文書にて結果を通知する旨伝える。また、他の隣接者に市の方針の決定を伝えてもらう。
- R3.7.28 前述の隣接者より入電、他の隣接者及び川上議員に市の方針の決定を伝えたとのこと。  
市の方針の結果の通知文書を隣接者6名に発送。
- R3.7.29 相田団地自治会長に、市の方針が決定したことを報告。
- R3.9.21 相田自治会・相田団地自治会・新二瀬自治会へ暫定公園整備工事のお知らせについて、自治会回覧文書を各自治会長へ配布し、10月初めの回覧での周知をお願いする。
- R3.9.22 暫定公園整備工事を着手したことにより、相田団地分譲住宅の有志の方(3名)から現地にて、工事へ着手したことについての抗議及び現公園の存続に対する要望のため、市長との再協議を要求される。
- R3.9.23 暫定公園整備工事を一時中断する。(中断期間:令和3年9月23日～令和3年10月17日)
- R3.9.27 相田団地分譲住宅の有志の方々より「相田団地建替事業計画に関する市長との協議の要望書」が提出される。  
要望の内容は、住民の合意を得ないまま着工しないこと。生活環境の保全、事業に係る協議の継続について。
- R3.10.4 顧問弁護士(井上弁護士)へ、今後の市の事業の進め方について相談を行う。
- R3.10.7 顧問弁護士(松尾弁護士)へ、今後の市の事業の進め方について相談を行う。
- R3.10.8 令和3年9月27日付け相田団地分譲住宅の有志の方々からの要望書に対して、要望のあった生活環境については十分に検討し事業を進めさせていただくが、現相田公園に1棟目を建設する事業方針の見直し及び協議については控えさせていただく旨の回答を行う。
- R3.10.12 相田団地分譲住宅の有志の方々を含む相田団地分譲住宅へ個別訪問により、暫定公園整備工事のお知らせの文書を配布する。
- R3.10.18 暫定公園整備工事の再開。

- R3.11.16 相田団地分譲住宅の有志の方々へ1棟目建設計画の説明会を行う。(参加:川上市議、有志4名)  
相田団地分譲住宅の有志の方々へ相田公園に1棟目を建設するにあたり、周辺に分譲住宅と1棟目の建物との位置関係について、例を挙げながら市には検討の用意がある旨を説明する。しかしながら理解を得ることができず、相田団地分譲住宅の有志の方々には現公園の存続を要望される。
- R3.11.17 相田団地自治会隣組長常会3班・4班の7名に対して、暫定公園整備工事についての進捗報告並びに1棟目への移転までのスケジュール(概)について説明する。
- R3.11.18 相田団地自治会隣組長常会5班の5名に対して、暫定公園整備工事についての進捗報告並びに1棟目への移転までのスケジュール(概要)について説明する。  
※相田団地自治会隣組長常会1班・2班については、日程調整が難しく自治会長と協議し、次回以降の常会にて説明することで了承を得る。
- R3.12.20 九州経済産業局より、事業用地に関する炭鉱の坑内実測図、平面図、古洞図の提供を受ける。
- R4.2.7～ 1棟目への移転対象者となる現相田団地1～13棟の入居者に対し、最終のアンケート調査を聞き取りにより実施する。聞き取り項目は、世帯構成の変更の有無、要介護の有無、自動車の保有台数等。(調査期間:令和4年2月7日～令和4年2月18日)
- R4.3.2 暫定公園整備工事における遊具の設置について、相田団地建替連絡協議会・都市計画課・住宅課にて現地立会いを実施。
- R4.3.31 暫定公園整備工事完了。

**【令和4年度】**

- R4.4.4 相田団地自治会長に集会所の間取りの最終案を提示した際、1棟目の建物配置計画案に基本設計時以外の案も検討されていたことについて、令和3年度からここまでの間、相田団地建替連絡協議会には何ら説明も提案もない旨の指摘を受ける。
- R4.4.8 相田公営住宅1棟目移転対象者最終アンケートの集約結果資料を相田団地自治会長へ提出する。
- R4.4.18 相田団地自治会長へ1棟目の建物配置計画案の再検討について、相田団地建替連絡協議会への説明や提案が遅れていたことについて謝罪。
- R4.6.8 相田団地自治会長と面談し、相田団地建替連絡協議会へ1棟目の建物配置計画案についての説明や提案が遅れた経緯、事情を報告。
- R4.6.13 相田公営住宅1棟目石炭採掘資料作成業務委託を発注。(履行期間:令和4年6月14日～令和4年8月31日)
- R4.7.14 相田団地自治会長へ協議を申し入れるも、当日協議の時間がとれず、後日自治会長から連絡を受けた上で日程調整を図ることとなった。
- R4.7.28 相田公営住宅1棟目建築実施設計業務委託を発注。(履行期間:令和4年7月29日～令和5年3月24日)
- R4.8.1 相田公営住宅建替工事に伴う集会所建築実施設計業務委託を発注。(履行期間:令和4年8月2日～令和5年3月24日)
- R4.8.31 相田団地自治会長と面談し、市のほうで基本計画の策定から今日までの経過を資料として整理した上で、後日自治会長に確認をいただく事で了承をもらう。
- R4.9.8 福岡県に国費(社交金)について、本年度実施予定の事業に対する執行額及び不用額の報告を行う。

- R4.9.16 市長へ1棟目の建物配置計画案について、相田団地建替連絡協議会に対し説明や提案が遅れた経緯、進捗状況を報告し、今後の調整について説明。また、本年度計画する各種調査業務や造成工事が実施に至らず、国費(社交金)の取り扱いについて福岡県と協議したことの説明を行う。
- R4.10.20 相田団地自治会会長より、相田団地建替連絡協議会の総会を開催する考えであるとの意見を頂き、説明会に向けて内容の確認を行う。
- R5.1.13 相田団地自治会役員(相田団地自治会長 他役員3名)への説明会を開催。  
相田団地自治会役員へ令和4年度予定していた事業を進めることが出来なかったことの経緯、事業見直しによるスケジュール、1棟目建設計画について説明を行う。このことについて、相田団地建替連絡協議会に対する説明会開催についてお願いをする。説明会開催については了承を得る。
- R5.1.26 相田団地分譲住宅の有志の方々(3名)、川上市議が来庁し協議。  
12月補正予算にて、令和4年度相田公営住宅建替事業費を減額補正した経緯について説明を求められ説明を行う。なお、相田公園に1棟目を建設することが決定していること、令和5年度から事業を実施することを説明するが、相田団地分譲住宅の有志の方々は、あくまでも相田公園の存続を希望するのみの発言であり、1棟目建設に対する理解は得られず散会。
- R5.1.27 市長へ、1棟目の建物配置は、基本設計時に基づく建物配置で実施する説明を行い了承される。
- R5.1.28 相田団地建替連絡協議会(相田団地自治会長 他参加者19名)への説明会を開催。令和4年度予定していた事業を進めることが出来なかったことの経緯、事業スケジュールの見直し、1棟目建設計画等について説明を行い、現入居者を含めた意見の聴取をお願いする。
- R5.3.10 相田団地分譲住宅有志の方々との協議。(有志4名、川上市議)  
1棟目建設計画に関する調整池・地盤調査業務の内容について説明。地盤調査に関する資料に本来表示されていた旧炭鉱の斜坑跡を近隣の方々への配慮のため一部伏せて配布したことについて改ざんとの指摘を受ける。相田公園に1棟目居住棟・集会所を建設することは決定していることの説明を行うが、理解を得ることができず、相田団地分譲住宅の有志の方々は現公園の存続を要望される。

#### 【令和5年度】

- R5.5.16 相田団地建替連絡協議会への説明会を開催。(参加者 自治会長他13名)  
1棟目の建設計画等についての説明を行い、事業を進めていくことについて了承を得る。
- R5.6.1 相田公営住宅建替工事に伴う集会所建築検証業務委託を発注。(履行期間 R5.6.2～R6.3.22)
- R5.6.1 16組の各世帯へ地盤調査に関する回覧文書の配付。
- R5.6.7 相田公営住宅1棟目建築地盤調査業務委託を発注。(履行期間 R5.6.8～R5.12.28)
- R5.6.8 相田公営住宅1棟目建築検証業務委託を発注。(履行期間 R5.6.9～R6.3.22)
- R5.6.8 相田公営住宅1棟目造成地検証業務委託を発注。(履行期間 R5.6.9～R5.8.31)
- R5.6.13 相田団地分譲住宅の有志の方々との協議。(有志4名、川上市議)

相田団地分譲住宅の有志の方々から前回の説明会にて配付した地盤調査に関する資料の一部を伏せたことについて謝罪文書の提出や資料の見直しを要望される。1棟目計画に関する説明を行うも理解は得られず散会。

R5.6.16 相田団地分譲住宅の有志の方々との協議。(有志3名、川上市議)

相田団地分譲住宅の有志の方々から謝罪文書の提出や資料の見直しを要望されていたため、作成した文書の案を提示するも内容に理解は得られず散会。

R5.6.19 相田団地分譲住宅の有志の方(3名)を個別訪問し、翌日から旧相田公園内を立入禁止として地盤調査を実施することを説明したが理解は得られなかった。

R5.6.20 地盤調査のため旧相田公園内を立入禁止。相田団地分譲住宅の有志の方々(6名)から現地付近にて抗議があり工事の中止を要求される。

R5.6.21 旧相田公園内の立入禁止工事エリア内に相田団地分譲住宅の有志の方々(3名)が進入し、工事の中止を要求される。

R5.6.22 相田団地分譲住宅の有志の方(3名)と川上市議が来庁。都市建設部長と面談の後、副市長と面談。

R5.7.20 市の顧問弁護士(井上弁護士)へ、今後の市の事業の進め方について相談を行う。

R5.7.26 市の顧問弁護士(松尾弁護士)へ、今後の市の事業の進め方について相談を行う。

R5.8.8 相田団地分譲住宅の有志の方(1名)に文書の準備が出来たことを連絡したが、住宅課から発出の文書になることについて理解を得られなかった。

R5.8.24 川上市議が来庁し副市長と面談。

R5.9.1 相田団地分譲住宅の有志の方々(3名)を個別訪問し、地盤調査に関する資料の一部を伏せたことについて説明。併せて文書を渡したが、1名から受取りを拒否される。

R5.10.3 相田公営住宅1棟目造成地検証業務(その2)委託を発注。(履行期間 R5.10.4～R5.12.28)

#### 【令和6年度】

R6.5.13 相田団地自治会長から相田団地建替連絡協議会へ建替えスケジュールの説明を依頼される。

R6.5.18 相田団地建替連絡協議会への説明会を開催。(参加者 自治会長他18名)

相田団地建替えスケジュールを説明し、1棟目の建設を進めていくことについて了承を得る。

R6.6.14 相田公営住宅建設に伴う周辺家屋事前調査業務委託(Hブロック)を発注。(履行期間 R6.6.15～R6.11.29)

R6.6.25～8.24 家屋事前調査の対象となる各世帯(8世帯)を訪問。事前調査の趣旨等を説明し、調査を実施。

R6.7.17 相田公園電源移設工事を発注。(履行期間 R6.7.18～R6.8.31)

R6.7.23 相田公営住宅石炭採掘資料作成業務委託を発注。(履行期間 R6.7.24～R6.10.31)

R6.8.7 相田公営住宅(Hブロック)造成工事を発注。(履行期間 R6.8.8～R7.2.28)

- R6.9.11 旧相田公園周辺住民及び16組の各世帯へ造成工事のお知らせを配付。
- R6.10.4 相田公営住宅2棟目(A棟)建設用地試掘調査業務委託を発注。(履行期間 R6.10.5～R7.1.31)
- R6.10.29 2棟目建設予定地周辺住民へ試掘調査のお知らせを配付。
- R6.12.4 相田公営住宅1棟目調整池構造変更設計業務委託を発注。(履行期間 R6.12.5～R7.1.31)
- R7.1.21 旧相田公園周辺住民及び16組の各世帯へ造成工事に伴う夜間作業実施のお知らせを配付。
- R7.3.19 相田公営住宅1棟目建設工事を発注。(履行期間 R7.3.19～R9.2.26)

**【令和7年度】**

- R7.4.16～17 旧相田公園周辺住民及び16組の各世帯へ1棟目建設工事のお知らせを配付。
- R7.4.25 相田公営住宅1棟目建設工事監理業務委託を発注。(履行期間 R7.4.26～R9.3.12)
- R7.6.16 相田公営住宅1棟目建設(電波障害対策)工事を発注。(履行期間 R7.6.17～R8.2.20)
- R7.6.26 相田公営住宅1棟目建設(機械設備・その1)工事を発注。(履行期間 R7.6.27～R9.2.26)
- R7.7.3 相田団地建替連絡協議会への説明会を開催。(参加者 自治会長他18名)  
相田団地建替えスケジュール及び移転意向アンケート実施について説明し、了承を得る。
- R7.7.24 相田公営住宅1棟目建設(電気設備)工事を発注。(履行期間 R7.7.25～R9.2.26)
- R7.7.29～8.8 建替え後の相田住宅への移転意向アンケート調査を実施。(アンケート対象世帯:1棟～13棟 31世帯)
- R7.9.1～9.3 相田団地20棟～29棟の各世帯を訪問し、1棟目建設工事に伴う電波障害対策工事のお知らせを配付・説明。(対象世帯:20棟～29棟 17世帯)
- R7.9.19～10.20 建替え後の相田住宅への移転意向アンケート調査を実施。(アンケート対象世帯:14棟～50棟 70世帯)
- R8.1.6 旧相田公園周辺住民及び16組の各世帯へ1棟目建設工事に伴う夜間作業実施のお知らせを配付。
- R8.2.2 旧相田公園周辺住民及び16組の各世帯へ1棟目建設工事に伴う夜間作業実施のお知らせを配付。



# 飯塚地区消防組合負担金に関する年度別推移表

防災安全課

(単位:千円)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
負担金	運営費負担金	1,273,399 (64.29%)	1,515,512 (65.19%)	1,491,719 (64.9%)	1,494,615 (64.45%)	1,519,493 (64.36%)	1,593,588 (64.55%)	1,593,588 (64.55%)
	経常態容補正加算分	0 (0%)	121,777 (66.89%)	121,777 (66.89%)	121,777 (66.89%)	121,777 (66.89%)	121,779 (66.89%)	0 (0%)
	施設整備事業構成市負担金	157 (64.34%)	78 (63.93%)	2,046 (65.17%)	2,697 (64.9%)	3,455 (64.62%)	4,052 (64.53%)	13,196 (64.72%)
	人事給与システム改修費用負担金					607 (100%)		
合計		1,273,556	1,637,367	1,615,542	1,619,089	1,645,332	1,719,419	1,606,784

※ 令和2年度から令和6年度は決算額、令和7年度は決算見込み額、令和8年度は予算額を計上

※ 運営費負担金の負担割合は次の算式で算出

$$\text{人口} \times (\text{段階補正} \times \text{密度補正} \times \text{態容補正} + \text{経常態容補正}) \times \text{常備消防分の単位費用}$$

※ 表中( )書は、全体に占める飯塚市の負担割合

※ 経常態容補正加算分は令和3年度から令和7年度の間負担

※ 令和4年度運営負担金には新型コロナウイルス感染対策費用(1,534千円)含む。

※ 施設整備事業構成市負担金は、指令設備更新、車両購入による起債に係る交付税措置分

※令和6年度 人給システム改修費(607千円)を計上

部落解放研究集会の実績(開催日時・テーマ・講師・謝礼金・講演記録)の推移がわかるもの(過去10年間)

人権・同和政策課

年 度	回	開催日時	演 題	講 師 名	謝礼金 (円)
平成28	45	10/8(土)13時	オープニング寸劇	ちくしのフォーラム	30,000
			やさしいまち、やさしい人	石井 めぐみ(女優)	682,322
平成29	46	10/14(土)13時	うまれてきてくれてありがとう	mon(もん)	60,000
			アメリカから見た人権問題・部落問題	北 美幸(北九州市立大学教授)	100,000
平成30	47	10/13(土)13時	部落差別解消法の制定と今後の課題	奥田 均(近畿大学人権問題研究所教授)	258,210
			命と絆(トーク&ライブ)	大島 花子(シンガーソングライター)	321,790
令和元	48	9/28(土)13時	命の輝き ～車イスから見える世界ってけっこうステキ～	又野 亜希子(元幼稚園教諭)	320,000
			演奏会(楽器演奏と歌と踊り)	飯塚高等学校吹奏楽部	100,000
令和2	49	講演会中止 資料配布	寄稿「スポーツと人権&民主主義との深い関係」	玉木 正之(スポーツライター)	154,037
令和3	—	講演会延期	—	—	—
令和4	50	4/23(土)10時	全国水平社100年をむかえて	組坂 繁之(部落解放同盟中央本部執行委員長)	350,000
令和5	51	10/14(土)9時30分	映画上映「破戒」	—	—
令和6	52	10/12(土)9時30分	講談「はだしのゲン」	神田 香織(講談師)	450,000
令和7	53	10/11(土)13時	差別なき社会をめざして	組坂 繁之(反差別国際運動代表理事)	350,000

○第45回部落解放研究集会～人権フェスティバル～＜講演＞

日時 平成28年10月8日(土) 13時40分から15時20分

場所 イイヅカコスモスコモン(大ホール)

講師 石井 めぐみ

演題 やさしいまち、やさしい人

参加者数 890人

○第46回部落解放研究集会～人権フェスティバル～＜講演＞

日時 平成29年10月14日(土) 13時40分から15時20分

場所 イイヅカコスモスコモン(大ホール)

講師 北 美幸

演題 アメリカから見た人権問題・部落問題

参加者数 803人

○第47回部落解放研究集会～人権フェスティバル～＜講演＞

日時 平成30年10月13日(土) 13時30分から15時00分

場所 イイヅカコスモスコモン(大ホール)

講師 奥田 均

演題 部落差別解消法の制定と今後の課題

参加者数 833人

○第48回部落解放研究集会～人権フェスティバル～＜講演＞

日時 令和元年9月28日(土) 13時30分から15時00分

場所 イイヅカコスモスコモン(大ホール)

講師 又野 亜希子

演題 命の輝き～車イスから見える世界ってけっこうステキ～

参加者数 845人

アンケート結果

アンケート回収数	541 通
アンケート回収率	64.0%

講演の内容はいかがでしたか

選択肢	回答数	割合
良かった	430	79.5%
少し良かった	45	8.3%
良くなかった	3	0.6%
未回答	63	11.6%
合計	541	100%

○第49回部落解放研究集会～人権フェスティバル～< 寄稿 >

講師 玉木 正之

寄稿 スポーツと人権&民主主義との深い関係

アンケート配布総数 1,450通

アンケート結果

アンケート回収数	823 通
アンケート回収率	56.8%

資料の内容はいかがでしたか

《講師(玉木氏)寄稿文》

選択肢	回答数	割合
良かった	585	71.1%
少し良かった	199	24.2%
良くなかった	10	1.2%
未回答	29	3.5%
合計	823	100%

スポーツと人権&民主主義との深い関係

玉木 正之

COVID19(新型コロナウイルス)の世界的蔓延で、1年延期となった東京オリンピック・パラリンピックは、来年(2021年)きちんと開催することができるのか?その疑問には、現時点(20年9月末)で、誰も答えることができない。パンデミックは、いつ終息するのか?ワクチン開発は、いつ目処が見つかるのか?

それらのことが誰にもわからない以上、まだ東京五輪については何の見通しも立てることができないはずだ。が、コロナ問題とは別にオリンピックは現在、さらに大きな問題に直面している。というのは来年の東京五輪の約半年後、22年2月4日に中国北京で開幕を迎える予定の冬季オリンピック・パラリンピックに対して、世界中から中止を求める声が始まっているのだ。

9月9日ロイター通信は、世界中の160以上の人権団体がIOC(国際オリンピック委員会)に対して、「中国政府による人権侵害」を理由に、北京冬季五輪の開催中止を書簡で申し入れたことを伝えた。

ウイグル人権プロジェクト、世界ウイグル会議(WUC)、チベット青年会議など、世界各国に散らばっているウイグル族、チベット族、さらにモンゴル族の権利擁護に取り組んでいる団体や、香港で人権問題に取り組んでいる団体などは、中国政府の新疆ウイグル自治区やチベット自治区での住民に対する弾圧、内モンゴル自治区の小中学校でのモンゴル語から中国語への強制変更、香港での国家安全維持法の施行等々に対して抗議の意思を表明。「中国統治下の地域での人権悪化は、五輪精神に反し、大会への評価が損なわれることをIOCは認識すべきだ」と主張した。それに対して中国政府は、「スポーツの政治利用はオリンピック憲章に違反する行為であり、中国は断固として反対する」との声明を発表。IOCはロイター通信に対して、「組織として政治的問題に関しては中立を保つ」とのみ返答した。

はたして人権団体と中国政府のどちらが「スポーツを政治に利用している」のか?双方の意見の対立こそ「政治問題」と言えそうだが、この問題を考えるうえで参考になる素晴らしい事例が、最近発生した。それは、テニスの全米オープンで見事に2度目の優勝を飾った大坂なおみ選手の取った行動だ。

8月23日に起きた、黒人男性が白人警察官に背後から7発もの銃弾を浴びるという事件に接した大坂選手は、「アスリートである前に黒人女性として何かしなければ」と思い、NBA(全米プロバスケットボール協会)やMLB(米大リーグ)の選手たちによる抗議の意志表示にも触発され、WTA(女子テニス協会)と電話で協議。WTAも彼女の「抗議の意志」を全面的に支持するとの回答を得た大坂選手は、全米オープンで、白人警官などに殺

された7人の黒人の名前を一人ずつ書いた黒いマスクを着けて登場。トーナメントの全7試合を見事に勝ち抜き、犠牲となった7人の名前をアピールした。

優勝インタビューで「何を訴えたかったのか？」と訊かれた彼女は、「それよりも、貴方がどう受け止めたかのほうに興味がある」と、見事な受け答えで、世界中の多くの人々やメディアからも賞賛された。

彼女の行為は、明らかに「スポーツの政治利用」や「政治的行動」ではなく、「人権上の主張」と言えるだろう。が、同じ行為を彼女がオリンピック大会の場で行うことができるかとなると、それは微妙と言うほかない。

その「前例」と言えるのが1968年のメキシコ五輪で、陸上200mに優勝したトミー・ミス選手と3位になったジョン・カーロス選手の取った行動だ。彼らはアメリカ国内での黒人差別に抗議し、表彰台の上でアメリカ国旗に対して顔を伏せ、黒い手袋をはめた拳を突き上げる「ブラック・パワー・サリュート」と呼ばれる抗議行動を行った。

それに対してアベリー・ブランデーJOC会長(当時)は、この行為を「アメリカ国内の政治的問題」と捉え、「非政治的で国際的な場であるべきオリンピックに反する行為」として二人の選手のオリンピックの場からの追放を決定。アメリカ五輪委員会は、当初IOCの処分を反発し、追放処分を拒否したが、IOCが米国選手団全員の追放までも示唆したため、二人の処分を受け入れた。

このIOCの決定は後々まで影響を及ぼし、二人の黒人選手はあらゆるスポーツの場から事実上追放され、2位に入ったオーストラリアのピーター・ノーマン選手も彼らの「抗議」に賛意を示して、「人権を求めるオリンピック・プロジェクト」のバッジを胸に付けて同じ表彰台上った結果、オーストラリア五輪委員会から様々な差別を受けたという。

今年6月、75歳になったカーロス選手はアメリカ五輪・パラリンピック委員会と連名で、IOCにメキシコ五輪での処分の撤回と人権的・政治的諸問題に対する選手の自由な発言を禁止しているオリンピック憲章50条の改正を求める要望書を送付。またカナダのドーピング機関でスポーツ選手の教育活動も行っているカナディアン・センター・フォー・エシックス・イン・スポーツ(CCES)という組織も、五輪の競技会場などで政治的・宗教的・人種的・人権的な活動を禁じるオリンピック憲章第50条の修正をIOCに要求すると発表。CCESは「ブラック・ライブズ・マター=BLM(黒人の命も大切だ)」の標語や、黒人の抗議行動の象徴になっている「膝つき行為」なども、表現の自由として「世界人権宣言で認められた基本的人権」と主張した。

が、IOCはオリンピック憲章で「オリンピック運動(ムーヴメント)の妨げとなるあらゆる差別と闘う」と明記しているものの、「膝つき行為」や「BLMの文字の表示」は禁止行為に該当するという声明を公表した。

スポーツ大会の運営と進行を妨げない(大坂なおみ選手の黒マスクのような)平和的な

意思表示は、「アスリートである前に人間として」当然認められるべきものだろう。が、日本のスポーツ界では、まだまだこのような意見が素直に受け入れられない面もある。

たとえば戦争犯罪の告発や地雷禁止キャンペーンなど、多岐にわたる人権問題を探りあげている国際的NGO(非政府組織)のHRW(ヒューマン・ライツ・ウォッチ=世界人権監視団体)が、今年日本の学校での部活動における「体罰や暴力問題」を調査し、告発する記者会見を行い、日本の学校スポーツは「軍隊的」(非スポーツ的)である、と総括した。が、その意味が多くの日本人にきちんと理解されているとは思えない。というのは、今年こそコロナで中止されたが、高校野球甲子園大会の開閉式での旧帝国陸軍の閲兵式を真似て戦前に定められた行進や、選手の丸坊主姿は、明らかに「非スポーツ的」[Like Military]と言うほかない。が、それを批判している人は少ない(それどころが、賞賛している人が多い)。また、その高校野球や箱根駅伝が男子だけの大会で女子が参加できないことを女性差別批判する人も少ない(柔道の日本選手権が、男子が日本武道館で行われ、女子が横浜文化体育館というのも差別でしょう)。

そういう細々としたことを指摘する前に、「スポーツとは何か？」と質問されて、それが古代ギリシアや近代イギリスのような「民主主義社会のなかからしか生まれない文化」と、きちんと答えられる日本人は、どれくらいいるだろうか？

……民主主義・民主制社会と人権問題やスポーツとの関係について、さらに詳しく知りたいと思った方は、拙著『今こそ「スポーツとは何か？」を考えてみよう！』(春陽堂書店)をお読み下さい。最後に自著の宣伝になってしまっただけですが、学校で身体を鍛える体育(身体教育)しか受けてこなかった我々日本人の多くは、スポーツを体育と同じものだと誤解し、スポーツ文化の素晴らしさに気付いてない人が大勢います。大坂なおみさんの素晴らしい行動を理解し、オリンピックや日本のスポーツ界の誤りを正すためにも、「スポーツとは何か？」ということをも、一人でも多くの人に考えてほしいと思います。

#### 講師著作等

- ・『ZAITEN』(財界展覧社)『連合通信』(連合通信社)『北國新聞』(北國新聞社)『スポーツは文芸をどう影射してきたか？』(春風堂書店HP)などで連載を執筆
- ・『スポーツとは何か』(講談社現代新書)『スポーツ解体新書』(朝日文庫)『彼らの奇蹟 傑作スポーツアンソロジー』『9回2死満塁 素晴らしき日本野球』(新潮文庫)など
- ・訳書にR・ホワイティング『和をもって日本となす』(角川文庫)『ふたつのオリンピック』(KADOKAWA)、S・モフェット『日本式サッカー革命 決断しない国の過去・現在・未来』など
- ・音楽評論家としても活躍し、中日文化センター『オペラ講座』を10年以上続ける
- ・最新刊は今年3月上旬に発売された『今こそ「スポーツとは何か？」を考えてみよう！』(春陽堂書店)
- ・ネット配信『ニュース・オブエド』毎週月曜6時~7時 <https://op-ed.jp/>
- ・『WEEKLYスポーツ萬歳』春風堂書店HPネット配信
- ・公式ホームページは<http://www.tamakimasayuki.com/>

○第50回部落解放研究集会～人権フェスティバル～＜講演＞

日時 令和4年4月23日(土) 10時40分から12時10分

場所 イイズカコスモスコモン(大ホール)

講師 組坂 繁之

演題 全国水平社100年をむかえて

参加者数 710人

アンケート結果

アンケート回収数	513 通
アンケート回収率	72.3%

講演の内容はいかがでしたか

選択肢	回答数	割合
とても分かりやすかった	215	41.9%
おおむね分かった	214	41.7%
分かりにくかった	41	8.0%
未回答	43	8.4%
合計	513	100%

○第51回部落解放研究集会～人権フェスティバル～＜上映＞

日時 令和5年10月14日(土) 10時20分から12時20分

場所 飯塚市総合体育館

題名 破戒

参加者数 700人

アンケート結果

アンケート回収数	482 通
アンケート回収率	68.9%

映画の内容はいかがでしたか

選択肢	回答数	割合
良かった	391	81.1%
少し良かった	16	3.3%
良くなかった	1	0.2%
未回答	74	15.4%
合計	482	100%

○第52回部落解放研究集会～人権フェスティバル～＜講演＞

日時 令和6年10月12日(土) 10時20分から11時50分

場所 イイヅカコスモスコモン(大ホール)

講師 神田 香織

演題 はだしのゲン

参加者数 620人

アンケート結果

アンケート回収数	444 通
アンケート回収率	71.6%

講演の内容はいかがでしたか

選択肢	回答数	割合
良かった	377	84.9%
少し良かった	19	4.3%
良くなかった	3	0.7%
未回答	45	10.1%
合計	444	100%

○第53回部落解放研究集会～人権フェスティバル～＜講演＞

日時 令和7年10月11日(土) 13時40分から15時10分

場所 イイヅカコスモスコモン(大ホール)

講師 組坂 繁之

演題 差別のない社会をめざして

参加者数 713人

アンケート結果

アンケート回答数	454 件
(うち電子回答数)	(12件)
アンケート回答率	63.7%

講演の内容はいかがでしたか

選択肢	回答数	割合
良かった	263	57.9%
少し良かった	115	25.3%
良くなかった	34	7.5%
未回答	42	9.3%
合計	454	100%

## 人権教育・啓発実施計画の策定の経過と予定がわかるもの

人権・同和政策課

### 1.【経過】

- 平成 22 年 飯塚市人権教育・啓発基本指針
- 平成 23 年 飯塚市人権教育・啓発実施計画
- 平成 28 年 第 2 次飯塚市人権教育・啓発実施計画
- 令和 3 年 飯塚市人権教育・啓発基本指針(改定)
- 令和 4 年 第 3 次飯塚市人権教育・啓発実施計画

平成 12 年に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」において、地方公共団体は人権教育・啓発に関する施策を策定し、実施することが定められている。

そのため飯塚市では、さまざまな人権問題の解決と、人権が尊重される社会の実現を目指し、平成 22 年に「飯塚市人権教育・啓発基本指針」、平成 23 年に「飯塚市人権教育・啓発実施計画」を策定した。

その後、人権を取り巻く環境の変化や個別の人権問題の解決に向けた法整備を踏まえ、「飯塚市人権教育・啓発基本指針」の改定、「飯塚市人権教育・啓発実施計画」の見直しを行い、人権教育・啓発の推進に取り組んできた。

令和 6 年度に、人権問題市民意識調査を実施し、この調査で明らかになった市民意識の現状や変化、また課題や成果を基に「第 3 次飯塚市人権教育・啓発実施計画」を見直し、今後の人権施策の推進に活用するため「第 4 次飯塚市人権教育・啓発実施計画」として改訂するもの。

### 2.【予定】

- 4 月～
  - ・計画素案の作成
  - ・内部協議・計画素案の修正
- 7 月～
  - ・計画素案について協議・修正を行い、計画原案を作成
- 2 月～
  - ・計画原案について協働環境委員会へ報告
  - ・計画原案について市民意見募集を実施
  - ・計画原案の最終調整
- 3 月～
  - ・第 4 次飯塚市人権教育・啓発実施計画の確定
  - ・印刷製本

# 人権啓発事業委託の内容、委託料の内訳及びメンバー推移(過去10年間)

人権・同和政策課

## 事業委託の内容

業 務	具体的内容
人権啓発事業	○さまざまな人権課題に関する講演会・ビデオ上映会等の企画・実施 ○交流センターや自治会等における人権啓発事業の実施 ○企業及び官公庁等における人権啓発事業の実施 ○啓発行事への参加者増加に繋がる企画の実施
相談事業	人権に関わる相談に応じ適切な助言や情報提供等の支援を行う
人権啓発支援事業	○部落解放研究集会、同和問題啓発強調月間事業及び人権週間に関わる企画会議等への参加 ○「人権いいつか」、「人権いいつかぬくもり」(年6回)発行に伴う情報の収集及び企画会議への参加 ○「人権・同和問題啓発展示コーナー」における展示物作成に伴う情報の収集及び企画会議への参加
その他	飯塚市人権・同和政策課との定例連絡会議の実施

## 委託料の内訳

費 目	内 容
賃 金	11人分 ・給料 ・期末手当 等
共済費	・社会保険料 ・雇用保険料 ・労災保険料 等
諸経費	・事務費 ・消耗品費 ・通信運搬費 等
事業費	・講演会謝礼金 ・講師旅費 ・印刷製本費(ポスター、チラシ) 等
消費税	・上記費目設計金額の10%

## 委託料の推移

(単位: 円)

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予算額	48,320,000	48,325,000	49,080,000	49,977,000	51,315,000	51,498,000	51,913,000	52,321,000	53,071,000	53,071,000	48,469,000

## NPO法人人権ネットいづか理事・監事

令和7年4月現在

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
理事長	松本 建一	原田 勝則	原田 勝則							
副理事長	安永 勝利	和多 真太郎								
理 事	松岡 博信	吉田 幸子								
理 事	松本 美知子	松本 隆ノ助	松本 隆ノ助	櫻本 悦子						
理 事	吉田 幸子	高林 勝雄								
理 事	和多 真太郎	菅 成微	菅 成微	原田 勝則	櫻本 悦子	上野 美智子				
理 事	松岡 敏次	松岡 敏次	松岡 敏次	松岡 敏次	櫻本 悦子	櫻本 悦子	櫻本 悦子	櫻本 悦子	内田 美保	
理 事	竹田 昇									
理 事	内田 美保	高林 勝雄								
監 事	原田 勝則	菅 成微	菅 成微	菅 成微						

## NPO法人人権ネットいづか人権・同和啓発推進員

令和7年4月現在

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人権・同和 啓発推進員	吉田 幸子	上野 美智子								
	上野 力									
	櫻本 悦子	山下 勲								
	上野 美智子	豊内 哲								
	山下 勲	山田 治男								
	豊内 哲	田外 憲治								
	山田 治男	平山 直詞								
	竹田 昇	竹田 昇	竹田 昇	田外 憲治	和多 真太郎					
	岡口 洋	岡口 洋	岡口 洋	岡口 洋	平山 直詞	中嶋 良広				
	高野 正義	高野 正義	高野 正義	高野 正義	和多 真太郎	矢野 文				
		横山 賢一	満島 憲幸	満島 憲幸	満島 憲幸	満島 憲幸	中嶋 良広	中嶋 良広	中嶋 良広	古野 雅恵
					矢野 文	矢野 文	矢野 文	矢野 文		

# 就学援助実施の推移(過去5年間)

教育総務課

区 分		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		金額(円)	人数(人)								
医 療 扶 助 費	小学校	334,210	159	326,450	156	372,270	175	312,370	168	255,010	128
	中学校	150,720	57	78,700	51	94,460	49	119,740	66	80,840	43
	計	484,930	216	405,150	207	466,730	224	432,110	234	335,850	171
学 用 品 扶 助 費	小学校	25,098,035	1,683	25,736,000	1,734	25,967,685	1,767	25,792,520	1,750	26,061,660	1,755
	中学校	22,528,065	861	22,759,955	871	24,017,525	920	24,736,910	950	26,022,680	995
	計	47,626,100	2,544	48,495,955	2,605	49,985,210	2,687	50,529,430	2,700	52,084,340	2,750
修学旅行 扶 助 費	小学校	3,965,587	314	6,334,656	316	6,689,708	345	6,064,578	327	7,156,275	342
	中学校	8,173,288	272	15,578,946	352	11,398,898	301	18,165,673	317	21,724,218	368
	計	12,138,875	586	21,913,602	668	18,088,606	646	24,230,251	644	28,880,493	710
給 食 扶 助 費	小学校	78,915,232	1,691	73,584,130	1,727	74,238,729	1,766	73,965,130	1,751	74,543,461	1,732
	中学校	47,558,832	849	43,147,510	847	44,953,034	896	47,150,667	927	49,139,885	964
	計	126,474,064	2,540	116,731,640	2,574	119,191,763	2,662	121,115,797	2,678	123,683,346	2,696
入学準備 扶 助 費	小学校	12,276,940	399	15,522,240	304	15,820,980	457	16,326,120	302	13,588,680	421
	中学校	18,060,600	522	19,800,000	330	20,460,000	341	22,530,000	610	22,050,000	348
	計	30,337,540	921	35,322,240	634	36,280,980	798	38,856,120	912	35,638,680	769
校外活動 扶 助 費	小学校	313,840	168	700,320	347	593,128	299	530,347	111	345,156	92
	中学校	34,366	9	17,422	5	25,666	8	60,429	15	65,241	9
	計	348,206	177	717,742	352	618,794	307	590,776	126	410,397	101
合 計	小学校	120,903,844	1,691	122,203,796	1,734	123,682,500	1,767	122,991,065	1,751	121,950,242	1,755
	中学校	96,505,871	861	101,382,533	871	100,949,583	920	112,763,419	950	119,082,864	995
	計	217,409,715	2,552	223,586,329	2,605	224,632,083	2,687	235,754,484	2,701	241,033,106	2,750

# 会計年度任用職員(地域活動指導員)の配置状況

生涯学習課

	年度	合計 人数	所属		所属		所属		所属		所属		備考		
			配置場所	人数	配置場所	人数	配置場所	人数	配置場所	人数	配置場所	人数			
1	平成 29年度	12	生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		人権・同和政策課		
			穂波公民館	3	筑穂公民館	2	庄内公民館	2	穎田公民館	2	立岩会館	2		立岩会館	1
2	平成 30年度	12	生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		人権・同和政策課	地区公民館を交流セ ンターへ変更	
			穂波交流センター	3	筑穂交流センター	2	庄内交流センター	2	穎田交流センター	2	立岩会館	2			立岩会館
3	令和 元年度	12	生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		人権・同和政策課	立岩会館を立岩人権 啓発センターへ変更	
			穂波交流センター	3	筑穂交流センター	2	庄内交流センター	2	穎田交流センター	2	立岩人権啓発センター	2			立岩人権啓発センター
4	令和 2年度	12	生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		人権・同和政策課		
			穂波交流センター	3	筑穂交流センター	2	庄内交流センター	2	穎田交流センター	2	立岩人権啓発センター	2			立岩人権啓発センター
5	令和 3年度	12	生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		人権・同和政策課		
			穂波交流センター	3	筑穂交流センター	2	庄内交流センター	2	穎田交流センター	2	立岩人権啓発センター	2			立岩人権啓発センター
6	令和 4年度	12	生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		人権・同和政策課		
			穂波交流センター	3	筑穂交流センター	2	庄内交流センター	2	穎田交流センター	2	立岩人権啓発センター	2			立岩人権啓発センター
7	令和 5年度	11	生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		人権・同和政策課		
			穂波交流センター	3	筑穂交流センター	2	庄内交流センター	2	穎田交流センター	2	立岩人権啓発センター	2			立岩人権啓発センター
8	令和 6年度	12	生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		人権・同和政策課		
			穂波交流センター	3	筑穂交流センター	2	庄内交流センター	2	穎田交流センター	2	立岩人権啓発センター	2			立岩人権啓発センター
9	令和 7年度	12	生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		人権・同和政策課		
			穂波交流センター	3	筑穂交流センター	2	庄内交流センター	2	穎田交流センター	2	立岩人権啓発センター	2			立岩人権啓発センター
10	令和 8年度	12	生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		人権・同和政策課		
			穂波交流センター	3	筑穂交流センター	2	庄内交流センター	2	穎田交流センター	2	立岩人権啓発センター	2			立岩人権啓発センター
令和8年度 施設別 職務別 担当者数(※)			穂波交流センター		筑穂交流センター		庄内交流センター		穎田交流センター		立岩人権啓発センター		合計		
			4号	1	4号	1	4号	1	4号	0	4号		3	4号	6
			5号	1	5号	1	5号	1	5号	1	5号		0	5号	4
			4号・5号	1	4号・5号	0	4号・5号	0	4号・5号	1	4号・5号		0	4号・5号	2

(※)福岡県地域活動指導員設置要綱 第3条(職務)

1号:様々な生活体験活動、社会体験活動、自然体験活動に関する企画・立案及び指導

2号:ボランティア活動等を通じた社会参加活動に関する企画・立案及び指導

3号:子ども会における学習活動に関する企画・立案及び指導

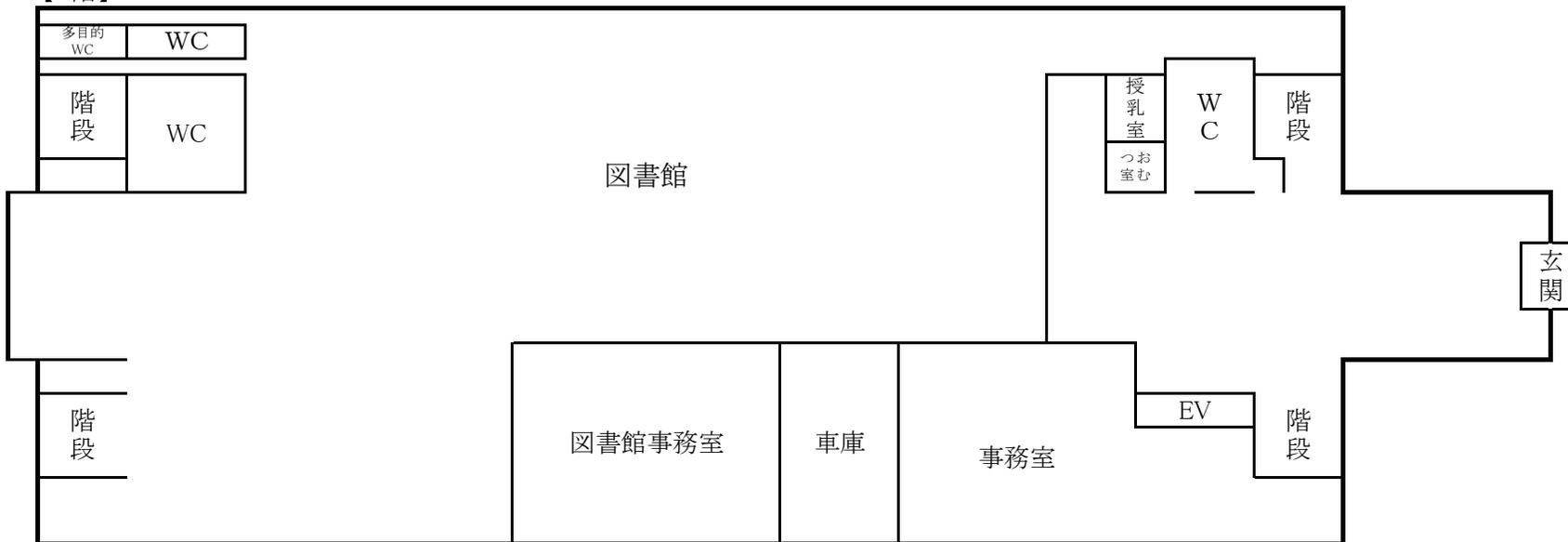
4号:家庭・地域の教育力の向上、人権教育・啓発活動に関する企画・立案及び指導

5号:その他、本事業が目的とする子どもたちの生きる力を育むための活動に関する企画・立案及び指導

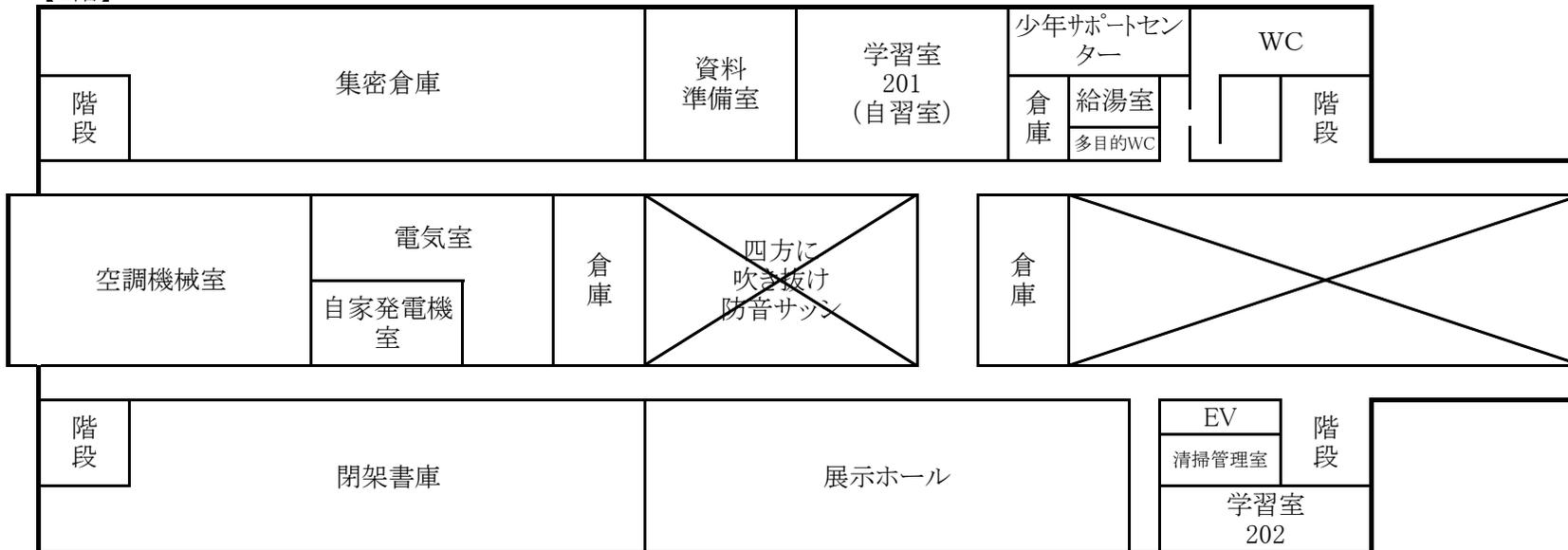
# イツカコミュニティセンターの改修工事後の配置図

生涯学習課

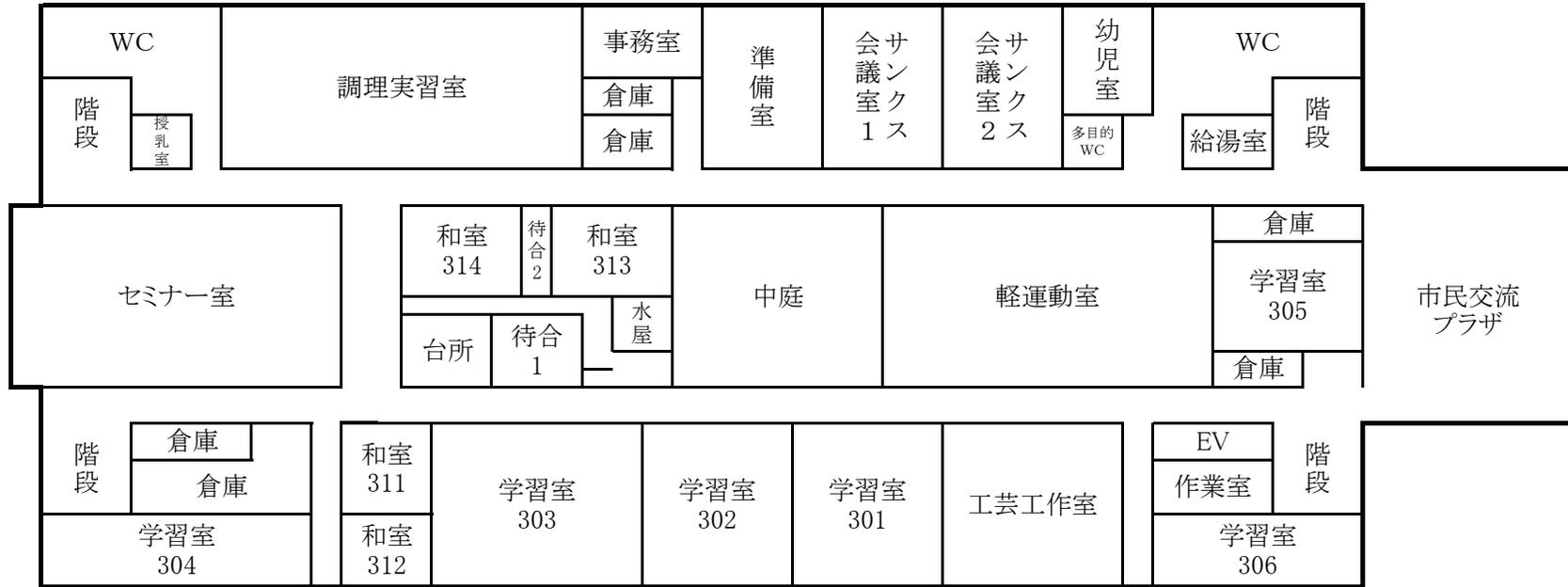
## 【1階】



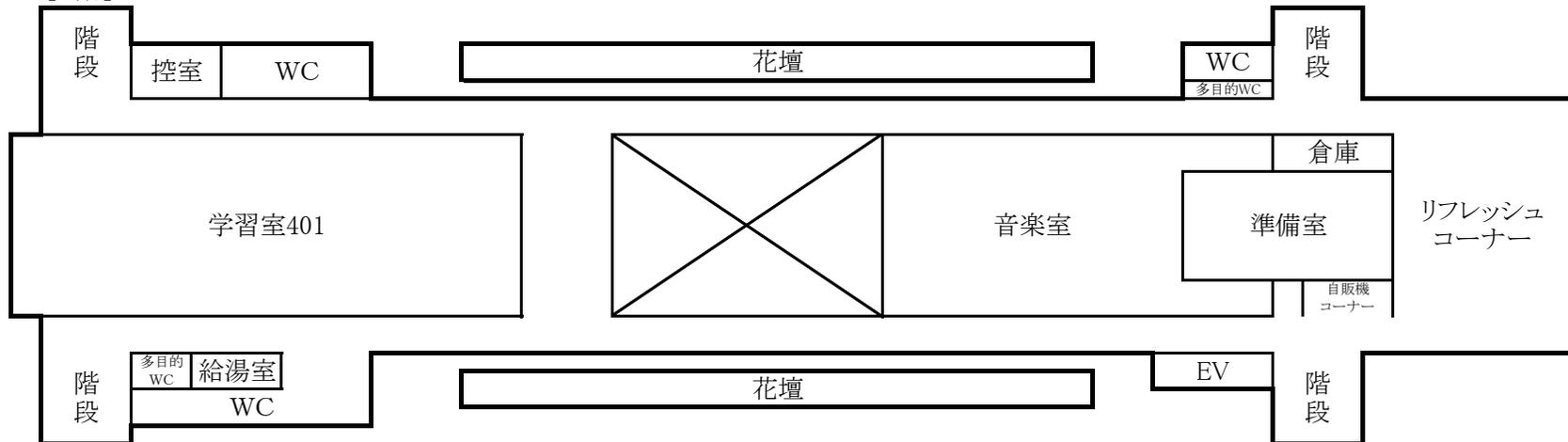
## 【2階】



【3階】



【4階】



# 嘉穂劇場保存整備事業費に関する関係機関との協議記録

文化課

日時	内容	備考
令和4年3月23日～令和5年1月30日	第1期飯塚市文化施設活用検討委員会	全8回
令和5年2月17日	第1期飯塚市文化施設活用検討委員会より答申	
令和5年7月14日～令和6年6月12日	第2期飯塚市文化施設活用検討委員会	全6回
令和5年8月5日	ワークショップ(第1回)※	テーマ「飯塚市のまちじまん&嘉穂劇場の魅力とは？」
令和5年8月26日	ワークショップ(第2回)	テーマ「嘉穂劇場をどのように活用する？」
令和5年9月30日	ワークショップ(第3回)	テーマ「どんなルールだと使いやすい？」
令和5年10月17日	嘉穂劇場の移設等に係る嘆願書受理	
令和5年10月28日	ワークショップ(第4回)	テーマ「どうやって魅力を発信する？」
令和5年11月25日	ワークショップ(第5回)	テーマ「自分たちにできることは？」
令和5年12月20日	住民説明会(東町東)	現状説明
令和5年12月23日	ワークショップ(第6回)	まとめ
令和6年7月24日	第2期飯塚市文化施設活用検討委員会より答申	
令和6年7月30日	飯塚地区自治会長会	第2回地元説明会の開催案内
令和6年8月5日	住民説明会(東町東・東町西・御幸町)	「飯塚市文化施設活用検討委員会」からの答申について
令和6年12月18日	住民説明会(東町東・東町西・御幸町)	「嘉穂劇場施設改修・管理運営計画」の策定について
令和7年6月24日	飯塚地区自治会長会	写真募集事業説明
令和7年12月23日	飯塚地区自治会長会	解体工事説明

※目的:飯塚市文化施設活用検討委員会や「嘉穂劇場施設改修・管理運営計画」策定の参考情報とすることを目的に開催  
 内容:市の募集により申込みのあった24名に嘉穂劇場の今後について毎回テーマを設定し、協議・検討を行う

# 生活体験学校管理運営事業の実績と今後の計画について

生涯学習課

## 【事業費推移】

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
指定管理委託料	19,024,000	19,226,000	20,505,000	20,967,000

(単位:円)

## 【利用状況】

(※) 令和7年度は令和8年1月末現在

事業内容		事業概要	実績	令和5年度	令和6年度	令和7年度
児童の生活体験活動事業	①通学合宿	6泊7日の集団生活で基本的な生活技術を体得する。 (対象:庄内小学校4年生～6年生)	実施回数(回)	3	3	3
			延参加者(人)	37	50	48
	②生活体験合宿	1泊2日の集団生活で基本的な生活習慣を体得する。 (対象:市内の小学生4年生～6年生)	実施回数(回)	10	12	9
			延参加者(人)	137	185	122
③生活塾	1日の集団生活で基本的な生活体験を行う。 (対象:市内の小学2・3年生を対象)	実施回数(回)	23	21	9	
		延参加者(人)	325	268	97	
④1年生の生活塾	1日の集団生活で基本的な生活体験を行う。 (対象:市内の小学1年生)	実施回数(回)	4	3	3	
		延参加者(人)	50	42	40	
連携事業	⑤地域・行政・大学・企業と連携した体験学習支援事業	子育て支援センターや大学等と連携し、プレーパークの支援や社会教育士履修課程等の支援を行う。	団体数(団体)	3	3	3
			延参加者(人)	57	32	30
幼児の野外活動支援事業	⑥幼児の野外活動支援事業	季節の野菜栽培や動物とのふれあいにより教育・保育の効果を高める。(対象:市内の保育園・認定子ども園等)	団体数(団体)	15	17	16
			延参加者(人)	647	780	781
	⑦保育者体験講座	保育者のスキルアップを目的に野菜栽培等を行う。 (対象:市内の保育者)	実施回数(回)	3	3	2
			延参加者(人)	50	34	33
自主事業	⑧食育キッズ講座	無農薬栽培・健康に役立つ調理法や衛生知識の体得等様々な食育体験を行う。(対象:市内の幼児・小学生・保護者)	実施回数(回)	10	10	8
			延参加者(人)	180	121	132

## 【今後の計画】

令和7年度から令和11年度まで、「特定非営利活動法人 体験教育研究会ドングリ」が事業実施・施設管理等を担う(指定管理)。  
令和8年度以降は、令和7年度同様に上記表の事業等を継続して実施するとともに、利用促進のため、SNSを活用した積極的な広報活動やアンケート調査等による利用者の声の把握・事業への反映を行う予定。

## 【事業等への評価】

事業参加者アンケートでは、子どもも大人も楽しみながら事業に参加できたなど、事業内容への満足度は高い。  
社会教育主事講習等の実践演習地として選出をされている(九州大学、九州産業大学、青山学院大学)。  
また、子どもの自立や自律を図り、「生きる力」を体得させることを目的とした全国的にも希少な生活体験学習施設における事業実施事例として紹介されている。

# 給食調理委託状況の推移

教育総務課

学校名	契約期間(年度)																	
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
立岩 小学校	650食 41,202,000円 共立メンテナンス			740食 72,623,520円 一富士フード														
片島 小学校	420食 38,108,880円 中村学園			610食 62,914,320円 中村学園				1,460食 275,484,000円 一富士フード						1,430食 315,150,000円 一富士フード				
菰田 小学校	160食 24,499,800円 日本国民食																	
飯塚第一 中学校	780食 48,667,500円 日米クック			750食 76,325,760円 日米クック														
飯塚 小学校	340食 33,621,480円 ハーベストネクスト			570食 51,246,000円 共立メンテナンス				1,370食 255,090,000円 日米クック						1,500食 319,506,000円 日米クック				
鯉田 小学校	230食 33,109,560円 日本国民食																	
飯塚第二 中学校	330食 20,995,200円 共立メンテナンス			830食 81,000,000円 共立メンテナンス				820食 160,308,000円 共立メンテナンス						810食 212,300,000円 共立ソリューションズ				
飯塚東 小学校	540食 42,395,850円 中村学園																	

※表中に記載の上段から食数、契約期間の契約額及び委託業者名。

学校名	契約期間(年度)																			
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度		
二瀬 中学校		450食 28,698,600円 一富士フード		1,240食 98,742,240円 一富士フード			1,120食 198,731,410円 一富士フード				920食 197,428,000円 一富士フード									
伊岐須 小学校	790食 52,756,200円 一富士フード																			
幸袋 一貫校				820食 58,935,600円 日米クック			800食 145,594,800円 シダックス大新東				810食 159,720,000円 シダックス大新東									
鎮西 一貫校							1,000食 98,807,040円 ハーベストネクスト			1,040食 184,250,000円 ハーベストネクスト										
八木山 小学校																				
穎田 一貫校		460食 25,729,200円 シダックス大新東		1,340食 110,730,240円 シダックス大新東			1,390食 222,585,240円 シダックス大新東				1,390食 239,164,200円 シダックス大新東									
庄内 中学校	840食 65,583,000円 シダックス大新東																			
庄内 小学校																				
穂波東 一貫校				1,010食 69,941,880円 中村学園			1,000食 157,096,350円 中村学園				1,070食 205,700,000円 共立ソリューションズ									

学校名	契約期間(年度)																	
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
穂波西 中学校											1,350食 305,250,000円 ハーベストネクスト							
若菜 小学校																		
椋本 小学校																		
高田 小学校																		
筑穂 中学校																		
上穂波 小学校																		
大分 小学校																		
内野 小学校																		

※平成18～23年度までの状況… 平成18～20年度、庄内中学校、320食、28,035,000円、魚国総本社。

平成21～23年度、庄内小学校及び庄内中学校、880食、54,810,000円、魚国総本社。

# 人権同和関連予算の総括表

人権・同和政策課

(歳入) (単位:千円)

科目名称	款	使用料及び手数料		県支出金		諸収入				歳入合計 (A)
	項	使用料		県補助金	委託金	貸付金 元利収入		雑入		
	目	総務使用料		総務費補助金	総務費委託金	総務費 貸付金元利収入		雑入		
	節	総務管理使用料		総務管理費 補助金	総務管理費 委託金	総務管理費 貸付金元利収入		雑入 (自己 負担金)	雑入 (手数料 使用料)	
	細節	人権啓発センター 使用料	市有土地 使用料	隣保館運営 事業費補助金	地域人権啓発 活動活性化 事業委託金	専修学校等技 能習得資金貸 付金元金収入	同和地区結婚 支度金貸付金 元利収入	各種講座 参加者負担金	複写機 使用収入	
令和8年度		57	128	27,133	104	114	25	572	1	28,134

(歳出)

科目名称	款	総務費															歳出合計 (B)
	項	総務管理費															
	目	人権推進費															
	節	報酬	給料	職員 手当等	共済費	報償費	旅費	需用費	役務費	委託料	使用料 及び 賃借料	工事 請負費	備品 購入費	負担金 補助 及び 交付金	償還金 利子 及び 割引料		
令和8年度		24,217	35,043	26,258	14,116	1,967	367	5,881	1,056	4,042	2,294	700	205	21,188	80	137,414	

(歳入) (単位:千円)

科 目 名 称	款	県支出金	歳入合計 (A)
	項	県補助金	
	目	教育費補助金	
	節	教育総務費補助金	
	細節	人権・同和問題 啓発事業費補助金	
令和8年度		3,578	3,578

(歳出)

科 目 名 称	款	教 育 費														歳出合計 (B)
	項	教 育 総 務 費														
	目	人 権 教 育 費														
	節	報酬	給料	職員 手当等	共済費	報償費	旅費	需用費	役務費	委託料	使用料 及び 賃借料	備品 購入費	負担金 補助 及び 交付金	公課費		
令和8年度	7,752	21,819	19,248	9,177	6,697	3,014	3,866	902	48,706	866	400	3,433	0	125,880		

# 人権啓発センター統合事業に関する部落解放同盟及び同和会との協議記録

人権啓発センター（隣保館）建設に関する要望について（要点記録）

○日 時：2023（令和5）年4月10日（月）

部落解放同盟飯塚市協議会より、2023（令和5）年4月9日付、人権啓発センター（隣保館）建設に関する要望書提出

○日 時：2023（令和5）年6月23日（金）10時30分

○場 所：伊岐須会館

○同席者：部落解放同盟飯塚市協議会 山根執行委員長、安永書記長、■■■■財務委員長、■■■■執行委員、■■■■執行委員  
市民協働部 小川部長、人権・同和政策課 上野課長、久保補佐

飯塚市人権啓発センター整備について、既存の各人権啓発センターについて、施設の統廃合の考え方について協議

○日 時：2023（令和5）年7月18日（火）13時00分

○場 所：伊岐須会館

○同席者：部落解放同盟飯塚市協議会 山根執行委員長、安永書記長、■■■■財務委員長、■■■■執行委員、■■■■執行委員  
市民協働部 小川部長、人権・同和政策課 上野課長

飯塚市人権啓発センター整備について、既存の各人権啓発センターについて、施設の統廃合の考え方について協議

○日 時：2023（令和5）年8月22日（火）9時20分

○場 所：伊岐須会館

○同席者：部落解放同盟飯塚市協議会 山根執行委員長、安永書記長、■■■■財務委員長、■■■■執行委員、■■■■執行委員  
人権・同和政策課 上野課長、久保補佐

確認書の取り交わしについて

○日 時：2023（令和5）年9月19日（火）10時00分

○場 所：伊岐須会館

○同席者：部落解放同盟飯塚市協議会 山根執行委員長、安永書記長、■■■■財務委員長、■■■■執行委員、■■■■執行委員  
人権・同和政策課 上野課長、久保補佐

確認書の取り交わしについて

○日 時：2023（令和5）年10月3日（火）13時15分

○場 所：伊岐須会館

○同席者：部落解放同盟飯塚市協議会 山根執行委員長、安永書記長、■■■■財務委員長、  
人権・同和政策課 上野課長、久保補佐

確認書の取り交わしについて

○日 時：2023（令和5）年12月4日（月）11時00分

○場 所：市長室

○同席者：部落解放同盟飯塚市協議会 山根執行委員長、■■■■財務委員長、■■■■執行委員  
武井市長、市民協働部 小川部長、人権・同和政策課 上野課長、久保補佐

飯塚市人権啓発センターの整備に関する確認書の取り交わし

○日 時：2024（令和6）年8月27日（火）11時00分

○同席者：全日本同和会福岡県連合会飯塚支部協議会 ■■■■

市民協働部 小川部長、内田次長、人権・同和政策課 坂口課長

飯塚市人権啓発センター整備について



飯塚市と部落解放同盟飯塚市協議会との確認書



2023年(令和5年)7月18日付け市協議において、「人権啓発センター新設」について、部落解放同盟飯塚市協議会と飯塚市とで、別紙のとおり協議し確認しました。

以上、確認の証として、本書2通を作成し、甲・乙、記名押印の上、各自その1通を保有する。

2023年(令和5)年12月4日

甲 飯塚市長 武井 政一



乙 部落解放同盟飯塚市協議会  
執行委員長 山根 仁



(別紙)

令和5年7月18日(火)

13:00~ 伊岐須会館

令和5年度 市 協 協 議

(協議事項)

1. 飯塚市人権啓発センター整備について
  - ・策定の趣旨、各人権啓発センターの現状、整備にあたっての基本理念整備計画の基本方針、建築計画、スケジュール等は、「飯塚市人権啓発センター整備構想」において計画を進めていきます。
2. 既存の各人権啓発センターについて
  - ・現在、飯塚市が、管理・運営している、立岩・穂波・筑穂地区の人権啓発センターについては、飯塚市人権啓発センター整備構想に基づき新たな「人権教育啓発相談センター(仮称)」の完成とともに、隣保館事業等の目的を終了します。
3. 施設の統廃合の考え方について
  - ・「人権教育啓発相談センター(仮称)」の完成に伴い既存の「人権啓発センター」で実施していた隣保館事業を集約し、飯塚市全体の事業として行います。

- ・隣保館としての目的を終了するが、新たなセンター完成後、5年間については、「人権団体やまちづくり団体等」が地域のコミュニティ活動の活性化に必要であれば、その団体等が施設の管理運営をすることで、飯塚市が無償貸与します。
- ・「人権団体やまちづくり団体等」については、飯塚市とともに人権のまちづくりに寄与している「部落差別解消推進団体」「特定非営利活動法人人権ネットいづか」「自治会」「まちづくり協議会」「伊岐須会館管理運営協議会」を考えています。
- ・「部落差別解消推進団体」である「部落解放同盟飯塚市協議会」と施設無償貸与の確認において、今後も人権のまちづくりを推進していただくことで、無償貸与の協議に応じます。
- ・5年間の必要に応じた無償貸与終了後については、地域での必要が認められる場合、施設運営をしていた各団体へ無償譲渡します。また、必要性が認められない場合、施設を廃止します。なお、無償譲渡後の管理運営に関する飯塚市からの補助金等は支出しないものとします。

## 飯塚市人権啓発センター整備構想（案）

5  
コ  
の管  
に  
「  
ちづ  
。ま  
くり  
り必  
度し  
す。  
等は

### 1 策定の趣旨

隣保館は、昭和28年度にその整備について予算措置して以降、国民的課題として同和問題の解決に資するため各種の事業を行い地域住民の生活の改善や人権意識の向上等に大きく寄与してきたところである。この間、平成9年には、地域改善対策協議会の意見具申（平成8年5月）及びこれを踏まえた閣議決定「同和問題の解決に向けた今後の方策について」（平成8年7月）に基づき、周辺地域住民を含めた福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして位置付けるとともに地域のニーズに似合った新規事業を新たに追加し、一般対策としてその事業の強化を図り今日に至っている。

こうした中、平成12年6月には、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律が成立し、地域福祉の推進が今後の福祉の重要な課題とされ、また、平成14年3月には、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第7条の規定に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」が定められ、新たな人権啓発センターの役割が明らかにされたところである。以上のとおり隣保館は、地域における生活上の課題の解決に向けた地域福祉の推進や様々な人権課題の解決のための各種事業を実施するなど、その期待される役割はますます大きいものとなっている。（平成14年8月29日付社援発第0829001号都道府県知事・指定都市市長・中核市市長あて厚生労働省社会・援護局長通知より抜粋）

本市の人権啓発センターにつきましては、筑穂地区に昭和49年6月・穂波地区に昭和50年7月・飯塚地区に昭和57年3月に建築され隣保館として運用開始された建物が、平成18年3月26日の合併と同時に市の施設となりました。

各人権啓発センターは、建築後40年から48年が経過し、施設の耐震診断や改修等を行い利用者の利便性を向上させてきましたが、エレベーター等の大規模改修については、建物の構造や改修金額により実施が厳しくなっています。

また、国においては平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」を制定し、その第1条では、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。」と規定されています。

飯塚市においても、平成30年4月に「飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」を施行し、その第1条では、「すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）をはじめとする部落差別の解消を目的とした法令の理念にのっとり、部落差別をはじめ、障がい者、外国人への差別等あらゆる差別のないまちづくりを実現することを目的とする。」と規定されています。

このことを踏まえ、法令の理念及び市条例にある部落差別の解消を実現すること、飯塚市全体の中で福祉の向上や人権啓発の市民交流拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うことを目的に、3施設の統合も含め人権啓発センターを新たに建設する計画を策定するものです。

## 2 各人権啓発センターの現状（令和5年12月1日現在）

### 既存施設の概要

名称	立 岩	種 波	筑 穂
所在地	立岩 1738 番地 2	太郎丸 974 番地 1	大分 1543 番地
建築年	昭和 57 年 3 月 31 日	昭和 50 年 7 月 18 日	昭和 49 年 6 月 1 日
経過年数	41 年	48 年	49 年
構造等	RC2F	RC3F	RC2F
敷地面積 (㎡)	4,028	2,319	2,220
延床面積 (㎡)	931	628	553
職員体制	正職員	2	
	再任用		1
	会計年度	4	2

## 3 整備にあたっての基本理念

- (1) 人権啓発センターは、部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進すること、飯塚市全体の中で福祉の向上や人権啓発の市民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う建物とする。
- (2) 現在の人権啓発センターは、将来的に統廃合を検討するため、新たな施設の運用開始まで必要最小限の維持補修のみ行うものとする。
- (3) 新たな人権啓発センターには、展示室・視聴覚研修室・啓発用資料室等を設置し、差別のない明るい社会を築くために、部落差別をはじめあらゆる人

権問題に関する様々な情報を発信するものとする。

## 4 整備計画の基本方針

- (1) 施設名称 飯塚市人権教育啓発相談センター（仮称）
- (2) 計画用地
  - ① 所在地 学園の森（案）飯塚市川津 680 番地 19 付近  
（地元の調整は、出来ていない）
  - ② 敷地面積 約 4,000 ㎡
  - ③ 延床面積 約 1,000 ㎡

## 5 建築計画

- (1) 設備
  - ① 相談室
  - ② 会議室・研修室
  - ③ 調理室
  - ④ 教養娯楽室
  - ⑤ 多目的利用室
  - ⑥ 事務室
  - ⑦ 事業の実施に必要な設備（図書室・展示コーナー等）
  - ⑧ 2階以上の建物には、昇降機の設置
  - ⑨ 段差解消等のための傾斜路等の整備
- (2) エネルギーの効率利用とコスト削減への提案、災害時のエネルギー供給確保ができる施設とする。
- (3) 施設全体のセキュリティを管理できるシステムを整備する。

## 6 その他

その他の詳細については、設計の段階で検討していく。

人権関係施設整備等スケジュール(案)

年 度	人権啓発センター新築
令和5年度	実施に関する基本協議(関係団体・市内部・地元自治会等)
	整備計画に関する基本合意が成立後、建設予定地確保
	予定地確保後、地質調査予算確保
令和6年度	地質調査完了後、地元説明(自治会等)
	地元説明終了後、実施設計予算確保
令和7年度	実施設計に基づき関係団体と協議
	協議完了後、整備に係わる予算確保
令和8年度～令和9年度 (2か年計画予定)	建設予定地・建物の整備事業開始
令和10年度	竣工後運用開始

管理運営者と市のリスク分担表

管理運営者と市とのリスク分担は概ね次のとおりとする。規定した事項以外のことが発生した場合は、双方の協議によるものとする。

種 類	内 容	負担者	
		市	管理運営者
施設の維持管理	施設(付帯施設及び備品を含む。)の維持管理		○
管理運営規程の整備	施設を適正に管理運営するための必要な規程		○
費用負担	施設の適正な維持管理を行うため、予算の範囲内で補助金を交付	○	
事務所に係る経費	管理運営者構成団体の事務所に係る経費		○
点検業務	施設の各種設備にかかる保守点検業務	○	
施設管理の保険加入	施設賠償責任保険	○	
	自然災害(火災)保険 賠償責任保険		
修繕等の費用	軽微な修繕等(総額3万円以下)		○
	上記以外	○	
施設の改修	経年劣化に伴う改修		○
書類の整備	経理関係書類の整備		○
周辺地域・住民・利用者への対応	地域との協調		○
	管理運営業務に対する住民及び利用者からの苦情・要望等		○
	上記以外	○	
設備、備品等の損傷	劣化によるもの(管理運営者が設置したもの)		○
	劣化によるもの(市が設置したもの)	○	
個人情報保護	業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報の漏洩等による利用者等に対する対応		○
不可抗力	風水害・地震・テロ・暴動等の市又は管理運営者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により生じた損害及び事業履行不能	○	
事業終了時の費用	事業終了した場合における撤収費用		○

# ふくおか県央環境広域施設組合負担金の総括表

環境対策課

(単位:千円)

区分	令和2年度 決算額		令和3年度 決算額		令和4年度 決算額		令和5年度 決算額		令和6年度 決算額		令和7年度 執行予定額		令和8年度 当初予算額	
		負担 割合		負担 割合		負担 割合								
議会・総務費	39,358	1.87%	48,854	2.33%	76,505	3.25%	83,451	3.43%	86,862	3.42%	99,688	3.96%	108,569	4.18%
火葬場費	49,086	2.33%	52,205	2.48%	74,398	3.17%	72,366	2.98%	72,762	2.86%	54,793	2.18%	66,639	2.57%
ごみ処理費	1,470,102	69.74%	1,495,359	71.23%	1,660,565	70.60%	1,624,583	66.88%	1,728,258	67.90%	1,672,691	66.48%	1,722,568	66.34%
し尿処理費	516,701	24.51%	503,008	23.96%	540,534	22.98%	648,721	26.71%	657,239	25.82%	689,062	27.38%	698,656	26.91%
公債費	32,570	1.55%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	2,107,817	100.00%	2,099,426	100.00%	2,352,002	100.00%	2,429,121	100.00%	2,545,121	100.00%	2,516,234	100.00%	2,596,432	100.00%

## 第2子以降の保育料無償化による影響額に関する資料(幼稚園教育振興事業費分を含む)

保育課

○歳入

(単位:千円)

費目	R7当初	R8当初	R8-R7
公立保育所保護者負担金に対する軽減影響額	▲ 24,301	▲ 35,031	▲ 10,730
・市内公立保育所(認定こども園含)入所児童分保育料	1,096人	1,284人	188人
私立保育所保護者負担金に対する軽減影響額	▲ 84,460	▲ 87,857	▲ 3,397
・市内私立保育所入所児童分保育料	3,653人	3,592人	▲ 61
広域入所保護者負担金に対する軽減影響額	▲ 4,132	▲ 5,034	▲ 902
・市外私立保育所に入所した児童の保育料	200人	208人	8人
計	▲ 112,893 4,949人	▲ 127,922 5,084人	▲ 15,029 135人

○歳出

費目	R7当初	R8当初	R8-R7
多子世帯保育料支援事業費(民生費)	39,178	17,052	▲ 22,126
・届出保育施設等に入所した児童の保護者に保育料相当額を補助するもの	1,031人	816人	▲ 215
私立認定保育所施設型給付費(民生費)	69,682	77,040	7,358
・私立認定こども園に対して無償化の影響額を給付費するもの	2,891人	3,115人	224人
多子世帯保育料支援事業費(教育費)	5,868	898	▲ 4,970
・幼稚園型一時預かり事業を利用した児童の保護者に利用料相当額を補助するもの	360人	204人	▲ 156
計	114,728 4,282人	94,990 4,135人	▲ 19,738 ▲ 147

※幼稚園教育振興事業費分を含む

第2子以降の保育料無償化合計額	227,621 9,231人	222,912 9,219人	▲ 4,709 ▲ 12
-----------------	-------------------	-------------------	-----------------

## 重層的支援体制整備事業に関する事業名と事業内容と内訳、委託先

社会・障がい者福祉課

3つの取組	重層事業名	分類	本市事業名	令和7年度 当初予算額 (千円)	令和8年度 当初予算額 (千円)	令和7年度 委託先等	担当課		
I.相談支援	包括的相談支援事業	高齢	地域包括支援センター運営事業	223,041	222,175	地域包括支援センター (11か所)	高齢者支援課		
			権利擁護事業	-	110	-			
		障がい	障がい者基幹相談支援センター等 運営事業	87,371	87,371	・特定非営利活動法人 嘉飯山ネットBASARA ・(社福)和光会 ・(社福)翼会	社会・障がい者 福祉課		
			子ども	子ども家庭センター運営事業(児童)	3,627	2,821		事務費等	子ども家庭課
		子どもの権利擁護啓発事業		1,088	1,271	特定非営利活動法人 にじいろキャップ			
		通話音声分析・モニタリングシステム 構築事業		2,728	2,728	西日本電信電話(株) 北九州支店			
		子ども家庭センター運営事業(母子)		759	840	事務費等			
		妊婦等包括相談支援事業		286	247	事務費等			
		困窮	生活困窮者自立相談支援事業	17,588	17,958	(株)福岡ソフトウェア センター	生活支援課		
			多機関協働事業	-	多機関協働事業等 (①+②+③を含む)	30,393	29,004	(社福)飯塚市 社会福祉協議会	社会・障がい者 福祉課
			アウトリーチ等を通じた 継続的支援事業	-	アウトリーチ等を通じた継続的支援 事業(①)	-	-		
II.参加支援	参加支援事業	-	参加支援事業(②)	-	-	(社福)飯塚市 社会福祉協議会	社会・障がい者 福祉課		

3つの取組	重層事業名	分類	本市事業名	令和7年度 当初予算額 (千円)	令和8年度 当初予算額 (千円)	令和7年度 委託先等	担当課
Ⅲ.地域づくり に向けた支援	地域づくり事業	高齢	地域住民グループ支援事業	16,225	16,225	・シニアクラブネットワーク 補助金 ・地域福祉ネットワーク 補助金	高齢者支援課
			生活支援体制整備事業	27,000	28,148	(社福)飯塚市 社会福祉協議会	高齢者支援課
		障がい	地域活動支援センター機能強化 事業	12,578	12,578	特定非営利活動法人 嘉飯山ネットBASARA	社会・障がい者 福祉課
		困窮	生活困窮者支援等のための 地域づくり事業(③)	—	—	(社福)飯塚市 社会福祉協議会	
		子ども	街なか子育てひろば事業	25,408	28,555	【指定管理者】 NPO法人つどいの広場 いづか	子ども家庭課
			地域子育てひろば事業	25,444	25,444	・(株)日本デイケアセンター ・筑豊子育てネットワーク 「かてて！」 ・かいた子育てサポート ジャム	

※令和8年度当初予算額欄は、重層事業に係る委託料等の事業費を記載。

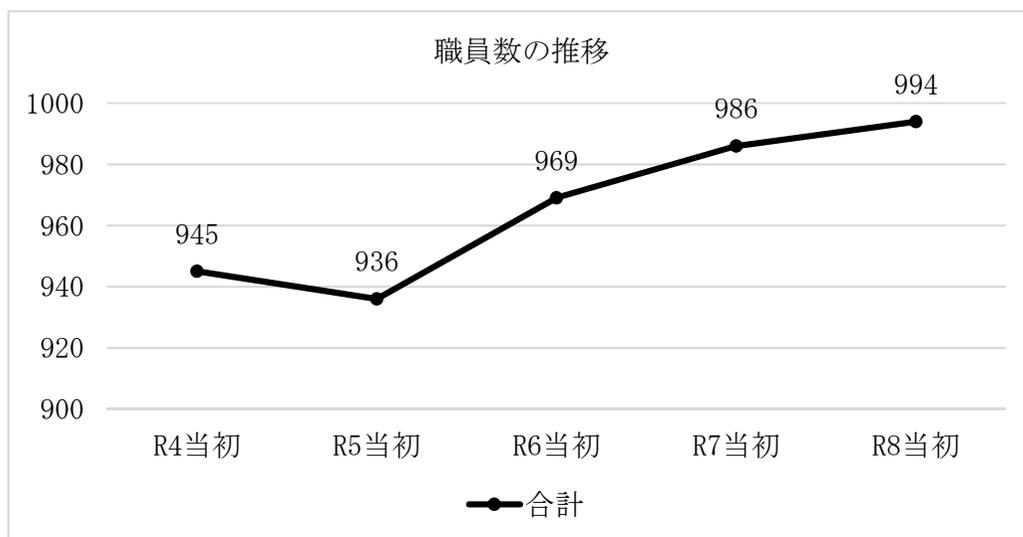
# 人件費及び職員数の推移がわかるもの(5年間)

## ・職員数の推移

(単位:人)

区分	特別職	一般職	再任用	合計	対前年増減	
R4当初	一般会計	4	778	94	876	
	特別会計	0	67	2	69	
	計	4	845	96	945	
R5当初	一般会計	4	791	72	867	△ 9
	特別会計	0	67	2	69	0
	計	4	858	74	936	△ 9
R6当初	一般会計	4	823	72	899	32
	特別会計	0	67	3	70	1
	計	4	890	75	969	33
R7当初	一般会計	4	844	69	917	18
	特別会計	0	67	2	69	△ 1
	計	4	911	71	986	17
R8当初	一般会計	4	862	58	924	7
	特別会計	0	68	2	70	1
	計	4	930	60	994	8

※任期付職員は一般職に含む



## 人事課

## ・人件費(職員給与費)の推移

(単位:千円)

区分	合計	対前年増減	
R4当初	一般会計	6,675,754	
	特別会計	521,823	
	計	7,197,577	
R5当初	一般会計	6,635,676	△ 40,078
	特別会計	521,498	△ 325
	計	7,157,174	△ 40,403
R6当初	一般会計	6,872,717	237,041
	特別会計	526,586	5,088
	計	7,399,303	242,129
R7当初	一般会計	7,383,849	511,132
	特別会計	553,417	26,831
	計	7,937,266	537,963
R8当初	一般会計	7,612,492	228,643
	特別会計	564,793	11,376
	計	8,177,285	240,019

※上記には会計年度任用職員分は含まない

飯塚会関係資料(会費納入・規約・予算書・決算書・活動履歴・出席状況・情報提供の有無)(過去10年間)

企画政策室  
教育総務課  
議会事務局

●会費納入

(単位:円)

	市長	久世副市長	藤江副市長	梶原副市長	田中副市長	教育長	議長	副議長
平成27年度	30,000				30,000	30,000	30,000	30,000
平成28年度	30,000				30,000	30,000	30,000	30,000
平成29年度	30,000			30,000		30,000	30,000	30,000
平成30年度	30,000			30,000		30,000	30,000	30,000
平成31(令和元)年度	30,000			30,000		30,000	30,000	30,000
令和2年度	20,000			20,000		20,000	20,000	20,000
令和3年度	10,000	10,000		5,000		10,000	10,000	10,000
令和4年度	25,000	25,000	25,000			25,000	25,000	25,000
令和5年度	27,500	30,000	30,000			30,000	30,000	30,000
令和6年度	30,000	30,000	30,000			30,000	30,000	30,000
令和7年度	30,000	30,000	30,000			30,000	30,000	30,000

## ●規約

### 飯塚会規約

#### (組織)

第1条 本会は「飯塚会」と称し、飯塚市における官公署、学校及び団体等の代表者をもって組織します。

#### (目的)

第2条 本会は会員相互の情報交換並びに融和を図るとともに、地域の振興発展に寄与することを目的とします。

#### (例会)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、例会を催します。

- (1) 例会は偶数月の第3木曜日午後6時より開催します。
- (2) 例会の席順は、その都度抽選で決めます。
- (3) 例会には会員の異動事項等を報告し紹介します。
- (4) 例会では、所属団体の情報提供(資料配布、広報等)をすることができます。

#### (代理出席)

第4条 会員が欠席の場合、例会の代理出席は原則として次席者までとします。

- 2 異動等に伴い新旧会員あるいは会員出席のほか次席者等を出席させるなど複数名で参加をすることもできます。但し当該会員以外の参加費は、その都度納入していただきます。

#### (幹事)

第5条 例会日当日の運営のため、幹事2名を定めます。

- 2 幹事はあらかじめ定められた順番に基づき、輪番にて例会の世話をすることとします。

#### (会費)

第6条 会員は会費を納入するものとします。

- 2 会費は年額30,000円とし、原則として上期(4月末日)、下期(10月末日)2回に分割し、飯塚商工会議所に納入するものとします。

#### (事務所)

第7条 本会の事務所は、飯塚商工会議所に置きます。

#### (附則)

1. この規約に定めのない事項で必要があるときは、例会で定めます。
2. この規約は、昭和42年1月20日より施行します。

#### (附則)

本改正規約は、昭和44年12月1日より実施します。

#### (附則)

本改正規約は、昭和49年3月15日より実施します。

#### (附則)

本改正規約は、昭和51年4月1日より実施します。

#### (附則)

本改正規約は、昭和57年9月1日より実施します。

#### (附則)

本改正規約は、平成18年4月1日より実施します。

#### (附則)

本改正規約は、平成20年4月1日より実施します。

#### (附則)

本改正規約は、平成27年4月1日より実施します。

## 飯塚会規約

### (組 織)

第1条 本会は「飯塚会」と称し、飯塚市における官公署、学校及び団体等の代表者をもって組織します。

### (目 的)

第2条 本会は会員相互の情報交換並びに融和を図るとともに、地域の振興発展に寄与することを目的とします。

### (例 会)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、例会を催します。

- (1) 例会は偶数月の第2木曜日午後6時より開催します。
- (2) 例会の席順は、その都度抽選で決めます。
- (3) 例会には会員の異動事項等を報告し紹介します。
- (4) 例会では、所属団体の情報提供(資料配布、広報等)をすることができます。

### (代理出席)

第4条 会員が欠席の場合、例会の代理出席は原則として次席者までとします。  
2 異動等に伴い新旧会員あるいは会員出席のほか次席者等を出席させるなど複数名で参加をすることもできます。但し当該会員以外の参加費は、その都度納入していただきます。

### (幹 事)

第5条 例会日当日の運営のため、幹事2名を定めます。  
2 幹事はあらかじめ定められた順番に基づき、輪番にて例会の世話をすることとします。

### (会 費)

第6条 会員は会費を納入するものとします。  
2 会費は年額30,000円とし、原則として上期(4月末日)、下期(10月末日)2回に分割し、飯塚商工会議所に納入するものとします。

### (事務所)

第7条 本会の事務所は、飯塚商工会議所に置きます。

### (附則)

1. この規約に定めのない事項で必要があるときは、例会で定めます。
2. この規約は、昭和42年1月20日より施行します。

### (附則)

本改正規約は、昭和44年12月1日より実施します。

### (附則)

本改正規約は、昭和49年3月15日より実施します。

### (附則)

本改正規約は、昭和51年4月1日より実施します。

### (附則)

本改正規約は、昭和57年9月1日より実施します。

### (附則)

本改正規約は、平成18年4月1日より実施します。

### (附則)

本改正規約は、平成20年4月1日より実施します。

### (附則)

本改正規約は、平成27年4月1日より実施します。

### (附則)

本改正規約は、平成29年4月1日より実施します。

●予算書

※予算書 不存在

●決算書

平成27年度 飯塚会収支決算書  
(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

収入の部 (単位 円)

科 目	金 額	備 考
会 費 収 入	890,000	会 費 30,000×29名=870,000 特別会費 5,000×4名=20,000
雑 収 入	34	預金利息(上期17円、下期17円)
前年度繰越金	△16,605	平成26年度より
合 計	873,429	

支出の部 (単位 円)

科 目	金 額	備 考
開 催 費	774,221	6回分
通 信 費	3,850	切手代他
消 耗 品 費	36,410	用紙代、印刷費他
雑 費	12,960	コピー代他
次年度繰越金	45,988	平成28年度へ
合 計	873,429	

[注] 会員の随行者については、特別会費として5,000円受け取っています。

平成28年度 飯塚会収支決算書  
(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

収入の部 (単位 円)

科 目	金 額	備 考
会 費 収 入	897,500	会 費 30,000×28名=840,000 20,000×1名=20,000(4～11月) 10,000×1名=10,000(12～3月) 特別会費 5,500×5名=27,500
雑 収 入	3	預金利息(上期2円、下期1円)
前年度繰越金	45,988	平成27年度より
合 計	943,491	

支出の部 (単位 円)

科 目	金 額	備 考
開 催 費	641,860	5回分
通 信 費	3,830	切手代他
消 耗 品 費	37,800	用紙代、印刷費他
雑 費	11,570	コピー代他
次年度繰越金	248,431	平成29年度へ
合 計	943,491	

[注] 会員の随行者については、特別会費として5,500円受け取っています。

平成29年度 飯塚会収支決算書  
(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

収入の部 (単位 円)

科 目	金 額	備 考
会 費 収 入	881,000	会 費 30,000×29名=870,000 特別会費 5,500×2名=11,000
雑 収 入	4	預金利息(上期2円、下期2円)
前年度繰越金	248,431	平成28年度より
合 計	1,129,435	

支出の部 (単位 円)

科 目	金 額	備 考
開 催 費	735,952	6回分(4/13, 6/8, 8/10, 10/12, 12/14, H30. 2/8)
通 信 費	4,282	切手代他
消 耗 品 費	38,570	用紙代、印刷費他
雑 費	10,800	コピー代他
次年度繰越金	339,831	平成30年度へ
合 計	1,129,435	

[注] 会員の随行者については、特別会費として5,500円受け取っています。

平成30年度 飯塚会収支決算書  
(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

収入の部 (単位 円)

科 目	金 額	備 考
会 費 収 入	902,000	会 費 30,000×29名=870,000 10,000×1名=10,000 特別会費 5,500×4名=22,000
雑 収 入	4	預金利息(上期2円、下期2円)
前年度繰越金	339,831	平成29年度より
合 計	1,241,835	

支出の部 (単位 円)

科 目	金 額	備 考
開 催 費	777,128	6回分(4/12, 6/14, 8/9, 10/11, 12/13, H31. 2/14)
通 信 費	4,446	切手代他
消 耗 品 費	32,400	用紙代、印刷費他
雑 費	16,970	コピー代他
次年度繰越金	410,891	平成31年度へ
合 計	1,241,835	

[注] 会員の随行者については、特別会費として5,500円受け取っています。

令和元年度 飯塚会収支決算書  
(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

令和2年度 飯塚会収支決算書  
(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

収入の部 (単位 円)

科 目	金 額	備 考
会 費	965,000	会 費 30,000×31名=930,000 特別会費 5,000×7名=35,000
雑 収 入	5	預金利息
前年度繰越金	410,891	平成30年度より
合 計	1,375,896	

収入の部 (単位 円)

科 目	金 額	備 考
会 費	625,000	会 費 20,000×31名=620,000 特別会費 5,000×1名=5,000
雑 収 入	4	預金利息
前年度繰越金	412,613	令和元年度より
合 計	1,037,617	

支出の部 (単位 円)

科 目	金 額	備 考
開 催 費	857,720	6回分(4/11, 6/13, 8/8, 10/10, 12/12, R2 2/13)
通 信 費	3,966	切手代他
消 耗 品 費	49,827	用紙代、印刷費他
雑 費	51,770	ボンデクリック31本
次年度繰越金	412,613	令和2年度へ
合 計	1,375,896	

支出の部 (単位 円)

科 目	金 額	備 考
開 催 費	408,323	3回分(8/6、10/8、12/10)
通 信 費	4,116	切手代他
消 耗 品 費	50,280	用紙代、印刷費他
雑 費	0	
次年度繰越金	574,898	令和3年度へ
合 計	1,037,617	

会員の随行者については、特別会費として5,000円受け取っています。

会員の随行者については、特別会費として5,000円受け取っています。

令和3年度 飯塚会収支決算書  
(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

収入の部 (単位 円)

科 目	金 額	備 考
会 費	320,000	会 費 10,000×31名=310,000 5,000×1名=5,000 特別会費 5,000×1名=5,000
雑 収 入	3	預金利息
前年度繰越金	574,898	令和2年度より
合 計	894,901	

支出の部 (単位 円)

科 目	金 額	備 考
開 催 費	255,344	2回分(4/8、12/9)
通 信 費	2,688	切手代他
消 耗 品 費	50,280	用紙代、印刷費他
雑 費	0	
次年度繰越金	586,589	令和4年度へ
合 計	894,901	

会員の随行者については、特別会費として5,000円受け取っています。

令和4年度 飯塚会収支決算書  
(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

収入の部 (単位 円)

科 目	金 額	備 考
会 費	800,000	会 費 25,000×32名=800,000
雑 収 入	1	預金利息
前年度繰越金	586,589	令和3年度より
合 計	1,386,590	

支出の部 (単位 円)

科 目	金 額	備 考
開 催 費	653,920	5回分(4/14、6/9、10/13、12/8、2/9)
通 信 費	2,856	切手代他
消 耗 品 費	50,280	用紙代、印刷費他
雑 費	0	
次年度繰越金	679,534	令和5年度へ
合 計	1,386,590	

令和5年度 飯塚会収支決算書  
(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

収入の部 (単位 円)

科 目	金 額	備 考
会 費	905,000	会 費 30,000×28名=840,000 会 費 (前期)15,000×3名=45,000 特別会費 5,000×4名=20,000
雑 収 入	5	預金利息
前年度繰越金	679,534	令和4年度より
合 計	1,584,539	

支出の部 (単位 円)

科 目	金 額	備 考
開 催 費	761,910	6回分(4/14、6/8、8/10、10/12、12/14、2/8)
通 信 費	2,688	切手代他
消 耗 品 費	50,280	用紙代、印刷費他
雑 費	0	
次年度繰越金	769,661	令和6年度へ
合 計	1,584,539	

令和6年度 飯塚会収支決算書  
(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

収入の部 (単位 円)

科 目	金 額	備 考
会 費	1,012,500	会 費 30,000×31名=930,000 会 費 (前年度半期分) (15,000×2名)+12,500×1名=42,500 会 費 (前年度) 30,000×1名=30,000 特別会費 5,000×2名=10,000
雑 収 入	537	預金利息
前年度繰越金	769,661	令和5年度より
合 計	1,782,698	

支出の部 (単位 円)

科 目	金 額	備 考
開 催 費	854,195	6回分(4/11、6/13、8/8、10/10、12/12、2/13)
通 信 費	4,854	切手代他
消 耗 品 費	50,280	用紙代、印刷費他
雑 費	0	
次年度繰越金	873,369	令和7年度へ
合 計	1,782,698	

●活動履歴・出席状況

年度	開催日		場所	市長			副市長				教育長			
				武井	片峯	齊藤	久世	藤江	梶原	田中	桑原	武井	西	片峯
H 2 7	4月例会	4月16日	グランドベルズ飯塚			○				○				○
	6月例会	6月18日	パドゥ・ル・コトブキ							○				
	8月例会	8月20日	のがみプレジデントホテル			○								
	10月例会	10月15日	グランドベルズ飯塚											
	12月例会	12月17日	パドゥ・ル・コトブキ			○				○				○
	2月例会	2月18日	のがみプレジデントホテル							○				○
H 2 8	4月例会		中止		—	中止				—			—	中止
	6月例会	6月16日	グランドベルズ飯塚											○
	8月例会	8月18日	パドゥ・ル・コトブキ			○								
	10月例会	10月20日	のがみプレジデントホテル							○				○
	12月例会	12月14日	グランドベルズ飯塚			○				○				○
	2月例会	2月16日	パドゥ・ル・コトブキ											
H 2 9	4月例会	4月13日	のがみプレジデントホテル										○	
	6月例会	6月8日	麻生大浦荘		○				○					
	8月例会	8月10日	グランドベルズ飯塚		○				○					
	10月例会	10月12日	パドゥ・ル・コトブキ						○					
	12月例会	12月14日	のがみプレジデントホテル		○								○	
	2月例会	2月8日	グランドベルズ飯塚	—			—	—	○		—			
H 3 0	4月例会	4月12日	パドゥ・ル・コトブキ		○								○	
	6月例会	6月14日	麻生大浦荘						○					
	8月例会	8月9日	のがみプレジデントホテル		○									
	10月例会	10月11日	グランドベルズ飯塚		○									
	12月例会	12月13日	パドゥ・ル・コトブキ		○								○	
	2月例会	2月14日	のがみプレジデントホテル		○	—			○	—			○	—
R 元	4月例会	4月11日	グランドベルズ飯塚		○								○	
	6月例会	6月13日	麻生大浦荘		○								○	
	8月例会	8月8日	パドゥ・ル・コトブキ		○				○				○	
	10月例会	10月9日	のがみプレジデントホテル											
	12月例会	12月12日	グランドベルズ飯塚		○				○				○	
	2月例会	2月13日	パドゥ・ル・コトブキ		○				○					
R 2	4月例会		中止		中止				中止				中止	
	6月例会		中止		中止				中止				中止	
	8月例会	8月6日	のがみプレジデントホテル		○				○				○	
	10月例会	10月8日	パドゥ・ル・コトブキ		○								○	
	12月例会	12月10日	グランドベルズ飯塚		○								○	
	2月例会		中止		中止				中止				中止	

年度	開催日		場所	市長			副市長				教育長			
				武井	片峯	齊藤	久世	藤江	梶原	田中	桑原	武井	西	片峯
R 3	4月例会	4月8日	グランドベルズ飯塚		○		○		○			○		
	6月例会		中止		中止		中止		中止			中止		
	8月例会		中止		中止		中止	—	中止			中止		
	10月例会		中止		中止		中止					中止		
	12月例会	12月9日	グランドベルズ飯塚		○		○					○		
	2月例会		中止		中止		中止	中止				中止		
R 4	4月例会	4月14日	パドドゥ・ル・コトブキ				○	○				○		
	6月例会	6月9日	のがみプレジデントホテル	—	○		○	○				○		
	8月例会		中止		中止		中止	中止			—	中止		
	10月例会	10月13日	パドドゥ・ル・コトブキ		○			○				○		
	12月例会	12月8日	のがみプレジデントホテル		○		○	○				○		
	2月例会	2月9日	グランドベルズ飯塚				○	○				○		
R 5	4月例会	4月14日	パドドゥ・ル・コトブキ				○	○				○		
	6月例会	6月8日	のがみプレジデントホテル		○		○	○				○		
	8月例会	8月10日	グランドベルズ飯塚			—					—	○	—	—
	10月例会	10月12日	パドドゥ・ル・コトブキ											
	12月例会	12月14日	のがみプレジデントホテル	○			○	○	—					
	2月例会	2月8日	グランドベルズ飯塚	○			○	○						
R 6	4月例会	4月11日	パドドゥ・ル・コトブキ	○			○	○				○		
	6月例会	6月13日	麻生大浦荘	○			○	○				○		
	8月例会	8月8日	のがみプレジデントホテル											
	10月例会	10月10日	グランドベルズ飯塚				○	○				○		
	12月例会	12月12日	パドドゥ・ル・コトブキ	○	—			○				○	—	
	2月例会	2月13日	のがみプレジデントホテル	○			○					○		
R 7	4月例会	4月10日	グランドベルズ飯塚	○			○	○				○		
	6月例会	6月12日	麻生大浦荘	○			○	○				○		
	8月例会	8月7日	パドドゥ・ル・コトブキ	○			○	○						
	10月例会	10月9日	のがみプレジデントホテル				○	○				○		
	12月例会	12月11日	グランドベルズ飯塚	○				○				○		
	2月例会	2月12日	パドドゥ・ル・コトブキ	○			○	—				○		

年度	開催日		場所	議長						副議長				
				江口	秀村	松延	上野	藤浦	鯉川	道祖	兼本	坂平	佐藤	松延
H 2 7	4月例会	4月16日	グランドベルズ飯塚						—	○			—	○
	6月例会	6月18日	パドドゥ・ル・コトブキ						○				○	
	8月例会	8月20日	のがみプレジデントホテル						○				○	
	10月例会	10月15日	グランドベルズ飯塚										○	
	12月例会	12月17日	パドドゥ・ル・コトブキ						○				○	
	2月例会	2月18日	のがみプレジデントホテル						○				○	
H 2 8	4月例会		中止					—	中止			—	中止	
	6月例会	6月16日	グランドベルズ飯塚						○				○	
	8月例会	8月18日	パドドゥ・ル・コトブキ						○				○	
	10月例会	10月20日	のがみプレジデントホテル										○	
	12月例会	12月14日	グランドベルズ飯塚											
	2月例会	2月16日	パドドゥ・ル・コトブキ											
H 2 9	4月例会	4月13日	のがみプレジデントホテル				—		○			—	○	
	6月例会	6月8日	麻生大浦荘					○				○		
	8月例会	8月10日	グランドベルズ飯塚											
	10月例会	10月12日	パドドゥ・ル・コトブキ											
	12月例会	12月14日	のがみプレジデントホテル						○				○	
	2月例会	2月8日	グランドベルズ飯塚	—	—	—								
H 3 0	4月例会	4月12日	パドドゥ・ル・コトブキ	—	—	—			○	—	—		○	—
	6月例会	6月14日	麻生大浦荘					○					○	
	8月例会	8月9日	のがみプレジデントホテル					○					○	
	10月例会	10月11日	グランドベルズ飯塚											
	12月例会	12月13日	パドドゥ・ル・コトブキ										○	
	2月例会	2月14日	のがみプレジデントホテル										○	
R 元	4月例会	4月11日	グランドベルズ飯塚					○	—				○	—
	6月例会	6月13日	麻生大浦荘				○					○		
	8月例会	8月8日	パドドゥ・ル・コトブキ										○	
	10月例会	10月9日	のがみプレジデントホテル				○						○	
	12月例会	12月12日	グランドベルズ飯塚				○						○	
	2月例会	2月13日	パドドゥ・ル・コトブキ				○						○	
R 2	4月例会		中止				中止	—				中止	—	
	6月例会		中止				中止					中止		
	8月例会	8月6日	のがみプレジデントホテル				○					○		
	10月例会	10月8日	パドドゥ・ル・コトブキ				○					○		
	12月例会	12月10日	グランドベルズ飯塚				○					○		
	2月例会		中止				中止					中止		

年度	開催日		場所	議長							副議長						
				江口	秀村	松延	上野	藤浦	鯉川	道祖	兼本	坂平	佐藤	松延	瀬戸		
R 3	4月例会	4月8日	グランドベルズ飯塚	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	6月例会		中止			中止										中止	
	8月例会		中止			中止										中止	
	10月例会		中止			中止										中止	
	12月例会	12月9日	グランドベルズ飯塚			○										○	
	2月例会		中止			中止										中止	
R 4	4月例会	4月14日	パドドゥ・ル・コトブキ	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	6月例会	6月9日	のがみプレジデントホテル			○										○	
	8月例会		中止			中止										中止	
	10月例会	10月13日	パドドゥ・ル・コトブキ														
	12月例会	12月8日	のがみプレジデントホテル			○										○	
	2月例会	2月9日	グランドベルズ飯塚			○										○	
R 5	4月例会	4月14日	パドドゥ・ル・コトブキ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	6月例会	6月8日	のがみプレジデントホテル													○	○
	8月例会	8月10日	グランドベルズ飯塚													○	○
	10月例会	10月12日	パドドゥ・ル・コトブキ													○	○
	12月例会	12月14日	のがみプレジデントホテル													○	○
	2月例会	2月8日	グランドベルズ飯塚													○	○
R 6	4月例会	4月11日	パドドゥ・ル・コトブキ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	6月例会	6月13日	麻生大浦荘			○										○	
	8月例会	8月8日	のがみプレジデントホテル			○										○	
	10月例会	10月10日	グランドベルズ飯塚			○										○	
	12月例会	12月12日	パドドゥ・ル・コトブキ			○										○	
	2月例会	2月13日	のがみプレジデントホテル			○										○	
R 7	4月例会	4月10日	グランドベルズ飯塚	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	6月例会	6月12日	麻生大浦荘													○	○
	8月例会	8月7日	パドドゥ・ル・コトブキ													○	○
	10月例会	10月9日	のがみプレジデントホテル													○	○
	12月例会	12月11日	グランドベルズ飯塚													○	○
	2月例会	2月12日	パドドゥ・ル・コトブキ													○	○

●情報提供の有無

市長及び副市長	令和2年度より資料提供なし 平成27年度から令和元年度については確認できる資料なし
教育長	令和2年度より資料提供なし 平成27年度から令和元年度については確認できる資料なし
議長及び副議長	令和4年度より資料提供なし 平成27年度から令和3年度については確認できる資料なし